

# 淡路広域消防事務組合消防同意審査基準

平成7年2月1日 制 定  
令和3年4月1日 全部改正

淡路広域消防事務組合

# 目 次

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 第1章 総 則                  | 4   |
| 第2章 消防同意審査基準             |     |
| 第1節 総 論                  |     |
| 第 1 審査上の留意事項             | 6   |
| 第 2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い  | 8   |
| 第 3 消防用設備等の設置単位          | 38  |
| 第 4 建築物の棟、床面積及び階の取扱い     | 48  |
| 第 5 無窓階の取扱い              | 59  |
| 第 6 収容人員の算定              | 74  |
| 第 7 政令第8条に規定する区画等の取扱い    | 78  |
| 第2節 項目別審査基準              |     |
| 第 1 敷地内の消火活動上の施設等        | 91  |
| 第 2 建築物構造                | 95  |
| 第 3 防火区画                 | 103 |
| 第 4 避難計画                 | 110 |
| 第 5 排煙計画                 | 123 |
| 第 6 内装制限・防火材料            | 129 |
| 第 7 避難上の安全の検証            | 135 |
| 第 8 非常用の進入口              | 140 |
| 第 9 非常用の昇降機（エレベーター）      | 148 |
| 第10 緊急離発着場等              | 153 |
| 第11 防災防火対象物、防災物品         | 181 |
| 第3節 用途別審査基準              |     |
| 第 1 個室型店舗に係る防火安全対策       | 186 |
| 第 2 社会福祉施設及び病院等に係る防火安全対策 | 188 |
| 第 3 倉庫に係る防火安全対策          | 192 |
| 第 4 アーケード                | 197 |
| 第4節 形態別審査基準              |     |
| 第 1 高層の建築物               | 205 |
| 第 2 大規模建築物               | 213 |

|     |                                |     |
|-----|--------------------------------|-----|
| 第 3 | 工事中の防火対象物の安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・ | 214 |
| 第 4 | 太陽光発電設備における表示・・・・・・・・・・・・・・・・  | 217 |

#### 凡例

無印：法令基準

防火に関する規定に係る法令による事項（運用解釈を含む。）

◆：指導基準

当消防本部が消防機関として有する過去の火災事故事例等に係る知見及び技術的背景等を踏まえ、防火対象物の用途特性等から生じる潜在危険或いは消防用設備等の特性等に鑑み、防火安全性の向上を図ることを目的として定めた行政指導事項

★：法令基準＋指導基準

上記法令基準に指導基準を加えて基準とした事項

# 第1章 総 則

## 1 はじめに

この基準は、消防長が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 7 条及び第 8 条の 3 の規定に基づく消防同意及び防災規制に係る審査に必要な事項を定めるとともに、防火対象物の安全性の向上に寄与することを目的とする。

## 2 基準の適用範囲

- (1) この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- (2) この基準の施行前に旧基準の規定によりなされた同意その他の行為は、この基準の相当規定によりなされた同意その他の行為とみなす。
- (3) この基準の施行に伴い、淡路広域消防事務組合行政手続法に関する審査基準（平成 7 年 2 月 1 日施行）のうち、消防同意審査基準を全部改正する。

## 3 運用上の留意事項

この基準は、防火に関する規定の運用解釈、取扱いなどの法令基準に基づくものに加え、消防機関として有する過去の火災等の災害に係る知見等から、防火対象物の用途特性に応じた安全対策を向上するために当消防本部が附加した行政指導事項も含まれている。

これらの指導事項（基準内は◆で表示）については、防火対象物の安全性向上のために相応の効果があるものとして定めたものであるが、防火対象物の関係者（所有者、管理者及び占有者）、設計者及び施工者等（以下「関係者等」という。）に義務を課すものではなく、あくまで相手方の任意の協力によって実現されるものであることを前提としなければならない。

つまり、職員が当該関係者等に対して、火災安全性向上の必要性や具体策について火災事故事例や技術的背景等を踏まえた説明を行い、関係者等に判断を委ね、その理解を得てはじめて具現化するものであることに留意する必要がある。

また、当該事項に係る行政指導については指導経過等を明確に記録する等、事務処理上の不均衡を生じないような配慮が必要である。

## 4 用語例

- (1) 法とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）をいう。
- (2) 政令とは、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）をいう。
- (3) 省令とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）をいう。
- (4) 危政令とは、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）をいう。
- (5) 危省令とは、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）をいう。
- (6) 条例とは、淡路広域消防事務組合火災予防条例（昭和 59 年条例第 89 号）をいう。
- (7) 条則とは、淡路広域消防事務組合火災予防条例施行規則（昭和 48 年規則第 9 号）をいう。
- (8) 建基法とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）をいう。

- (9) 建基政令とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）をいう。
- (10) 建基省令とは、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）をいう。
- (11) JIS とは、日本産業規格をいう。
- (12) 耐火構造とは、建基法第 2 条第 7 号に規定するものをいう。
- (13) 準耐火構造とは、建基法第 2 条第 7 号の 2 に規定するものをいう。
- (14) 防火構造とは、建基法第 2 条第 8 号に規定するものをいう。
- (15) 防火設備とは、建基法第 2 条第 9 号の 2 ロ及び第 64 条に規定するものをいう。
- (16) 特定防火設備とは、建基政令第 112 条第 1 項に規定するものをいう。
- (17) 防火戸とは、建基政令第 109 条第 1 項に規定するものをいう。
- (18) 不燃材料とは、建基法第 2 条第 9 号に規定するものをいう。
- (19) 準不燃材料とは、建基政令第 1 条第 5 号に規定するものをいう。
- (20) 難燃材料とは、建基政令第 1 条第 6 号に規定するものをいう。

## 第2章 消防同意審査基準

### 第1節 総論

#### 第1 審査上の留意事項

- 1 消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の新築等の計画の段階から、関係法令の防火に関する規定について審査するものであること。  
この場合、形式的に規定に適合させることだけでなく、規制目的に沿った合理的な指導を行うこと。
- 2 消防同意は、建築物の出火防止、火災が発生した場合の避難及び延焼拡大防止、消火活動等の総合的な防火対策について審査することとなるが、具体的な審査範囲は、消防法令（法、政令、省令）についてはすべての規定、建築基準法令（建基法、建基政令、建基省令）については、「消防法第7条の規定に基づく建築物の確認に対する同意事務の取扱いについて」（平成7年1月10日付け消防予第2号消防庁次長通知）で定められた範囲とすること。  
また、防火に関する規定のうち、消防法令及び建築基準法令以外の法令の規定についても、建築確認に当たっての消防同意における審査事項となる場合があるので注意すること。
- 3 建築計画は、建築物の機能、経済、意匠、安全等の要素を考慮して行われるものであるが、消防同意時における指導は、建築物の防火上の安全を基本として他の要素との調和がとれるよう行うこと。
- 4 建築物の大規模化、多様化等に伴い建築工法、建築材料等の技術開発が著しいことから、これらの実態に即した指導をすること。
- 5 消防同意を行うにあたっては、建築物の用途、規模、構造等による災害危険の要因を考慮して総合的に指導すること。
- 6 建築物の防災施設、設備等は、個々の目的だけでなく、有機的に相互に関連して活用できるよう指導すること。
- 7 消防用設備等の審査については、原則として設置及び維持に関する技術基準に適合していることが確認できる資料を求めるものとする。
- 8 法令等で定める技術基準に係る以外であっても、防災上重要な事項については、積極的に関係者にその旨を説明し、消防目的に沿った具体的な指導を行うこと。
- 9 消防同意にあたって、一定の建築物については、建基法第2章関係の単体規定の一部が審査を要しないこととされているので、これに留意し審査をすること。
- 10 消防同意に際し、当該同意の対象となる建築物について、危政令で規制する許可や条例で規制する少量危険物等の届出の対象となることが明確な場合には、危険物担当者との連絡・連携等に配慮すること。

11 審査の結果、前2で定める審査範囲内の各法令の規定に適合していない場合は、原則として不同意とするものであるが、消防同意が行政機関相互の内部行為であることから、申請者からの事前相談等の機会を活用して指導を行い、不備のない確認申請をもって円滑に消防同意事務が実施されるよう留意すること。なお、軽微な補正により防火に関する規定に適合可能なものは、建築主事又は指定確認機関と調整の上、補正を認めるものとする。補正がなされる場合、当該補正を求めた日から補正が完了する日までは、法第7条第2項に定める3日以内又は7日以内の算定には含まないものとする。

12 消防同意は、法第7条第2項及び建基法第93条第2項に定める期間内に処理すること。

なお、期間の算定にあたっては、淡路広域消防事務組合火災予防事務処理規程（平成19年訓令第149号）によること。

また、建築主事及び指定確認検査機関に対する同意又は不同意の通知は、期間内に発信すること（発信主義）をもって足りるものであること。

## 第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

政令別表第1においては、火災予防上の観点から、防火対象物の態様、社会的機能等の業態を勘案し、類似の用途ごとに区分して項が設けられており、その区分に当たって設けられている施設名称の用語については、一部を除き関係法令における定義等は引用していない。すなわち、関係法令の規定は衛生、風俗取締、福祉、教育等の観点からなされているものであって、火災予防とは趣旨を異にするものであり、それらを基礎としながらも、政令別表第1の用途区分は、あくまでも火災予防上の実態に即して判断すべきものとされている。

政令別表第1に掲げる防火対象物の項を決定するにあたっては、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を考慮して次により行うこと。

なお、項ごとの使用実態等を判断するにあたっては、第2-2表を参考とすること。

### 1 各項に共通する事項

(1) 同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物（棟）ごとにその実態に応じて政令別表第1に掲げる用途を決定するものであること。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあっては、主たる用途として取り扱うことができる。

(2) 政令第1条の2第2項後段に定める「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の従属的な部分を構成すると認められる部分」とは、次のア又はイに該当するものをいうものであること。

ア 政令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物（第2-1表(A)欄に掲げる防火対象物、以下「政令別表防火対象物」という。）の区分に応じ、第2-1表(B)欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下「主用途部分」という。）に機能的に従属していると認められる部分（これらに類するものを含む。以下「従属的な部分」という。）で次の(ア)から(イ)までに該当するもの

(ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一であること。

a 主用途部分とは、防火対象物各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であり、一般的に従属的な部分の面積より大きい部分をいうものであること。

b 管理権原を有する者が同一であることとは、固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持又は改修にあたって全般的に権限を行使できる者が同一であることをいう。

(イ) 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。

a 従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同一であるとは、従属的な部分が主用途部分の勤務者の福利厚生及び利便を目的としたもの又は主用途部分の利用者の利便を目的としたもので、おおむね次の(a)及び(b)に該当し、かつ、第2-1表(C)欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であることをいう。



(a) 従属的な部分は、主用途部分から通常の利用に便なる形態を有していること。

(b) 従属的な部分は、道路等からのみ直接出入りする形態を有しないものであること。

b 従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と密接な関係を有するとは、従属的な部分が主用途部分と用途上不可欠な関係を有するもので、おおむね前 a, (a) 及び (b) に該当し、かつ、第 2-1 表 (D) 欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であること。

(ウ) 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。

従属的な部分の利用時間が主用途部分の利用時間とほぼ同一であるとは、主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のための延長時間を含む。）とほぼ同一であることをいう。

イ 主用途部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ床面積の 90% 以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が 300 m<sup>2</sup> 未満である場合における当該独立した用途に供される部分。ただし、主用途部分以外の独立した用途が、政令別表第 1 (2) 項ニ、(5) 項イ、(6) 項イ (1) から (3) まで若しくは (6) 項ロ又は同表 (6) 項ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）に掲げる用途である場合を除く。

共用される部分の床面積の按分は次によること。

(ア) 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。

(イ) 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

(ウ) 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

(3) 政令別表第 1 に掲げる防火対象物の用途は、イ、ロ、ハ又はニの号ごとに決定するものであり、同一項にイ、ロ、ハ又はニの用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱うものであること。

なお、(6) 項イの (1) ～ (4) 又は (6) 項ロ及びハにおける (1) ～ (5) までの区分については、特定の消防用設備等に係る設置基準が異なるものの、原則として同一の細項目であり、便宜上詳細分類を設けたものであるため、詳細分類を異にすることをもって複合用途防火対象物として取り扱うものではない。

(4) 昼又は夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって決定すること。ただし、消防用設備等の設置については、それぞれの使用実態に適用したものとするように指導すること。◆

(5) 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものであること。

※ 一般住宅は、前 (2)、アで定める従属的な部分に含まれないものであること。

ア 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 50 m<sup>2</sup>以下の場合、当該防火対象物は、一般住宅に該当するものであること。

イ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合は、当該防火対象物は、政令別表防火対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。

この場合、2 以上の政令別表防火対象物の用途に供される場合、一般住宅を含む複合用途防火対象物に該当するものであること。

ウ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 50 m<sup>2</sup>を超える場合は、複合用途防火対象物に該当するものであること。

エ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は、複合用途防火対象物に該当するものであること。

| 項 目                                                                | 例 示                                             | 項     |
|--------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------|
| <div>住宅</div> > <div>政令別表項<br/>で 50 m<sup>2</sup>以下<br/>のもの</div>  | <div>住宅</div> <div>政令別表</div>                   | 一般住宅  |
| <div>住宅</div> < <div>政令別表項</div>                                   | <div>政令別表</div> <div>住宅</div>                   | 政令別表項 |
| <div>住宅</div> > <div>政令別表項<br/>で 50 m<sup>2</sup>を超<br/>えるもの</div> | <div>住宅</div> <div>政令別表</div>                   | 複合用途  |
| <div>住宅</div> < <div>政令別表項</div> <div>政令別表項</div>                  | <div>住宅</div> <div>政令別表項</div> <div>政令別表項</div> | 複合用途  |
| <div>住宅</div> ≒ <div>政令別表項</div>                                   | <div>住宅</div> <div>政令別表</div>                   | 複合用途  |

(6) 法第 10 条第 1 項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、政令別表第 1 のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。

- (7) 政令別表第1に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、政令第8条に定める区画の有無を考慮しないものであること。
- (8) テナント等の入れ替わりによる未使用部分の用途については、原則として、(15)項として取り扱うこと。

## 2 項ごとの適用事項

### 複合用途防火対象物の取扱い

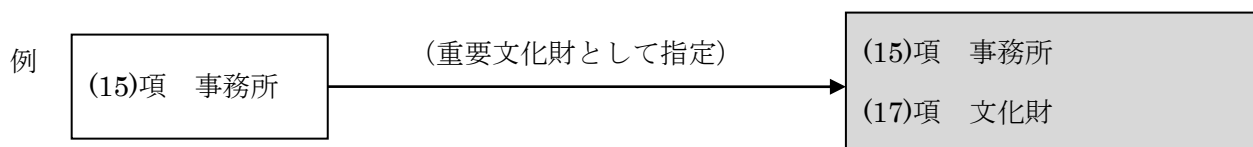
- (1) 前1．(2)又は(5)により、政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物となるもののうち、次のア及びイに該当するものは、特定用途部分（政令別表第1(1)項から(4)項まで、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分（(2)項ニ、(6)項イ(1)から(3)まで、(6)項ロ又は(6)項ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）に掲げる用途に供される部分を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が存するものであっても同表(16)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うものであること。この場合、当該特定用途部分は、消防用設備等の設置にあたって（政令第2章第3節を適用する場合に限る。以下同じ。）、主用途部分と同一の用途に供されるものとして取り扱う。

ア 特定用途部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の10%以下であること。

イ 特定用途部分の床面積の合計が300㎡未満であること。

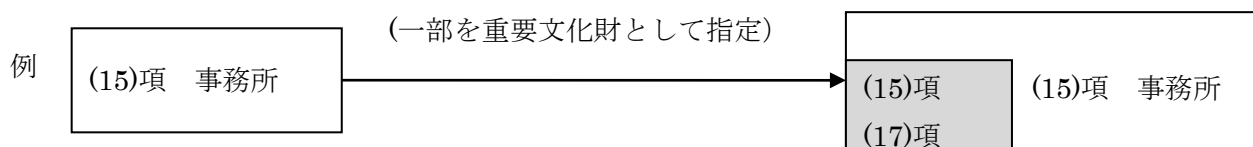
- (2) 政令第8条に規定する開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている複合用途防火対象物は、消防用設備等の設置にあたって、それぞれ区画された部分ごとに前1．(2)．イ及び前(1)を適用するものであること。
- (3) 重要文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民族文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定されたものをいう。以下同じ。）として指定された建築物の取扱いは次によること。

ア 政令別表第1(1)項から(16)項に掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が重要文化財に指定された場合は、指定された時点で(17)項に掲げる防火対象物である他、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分であること。



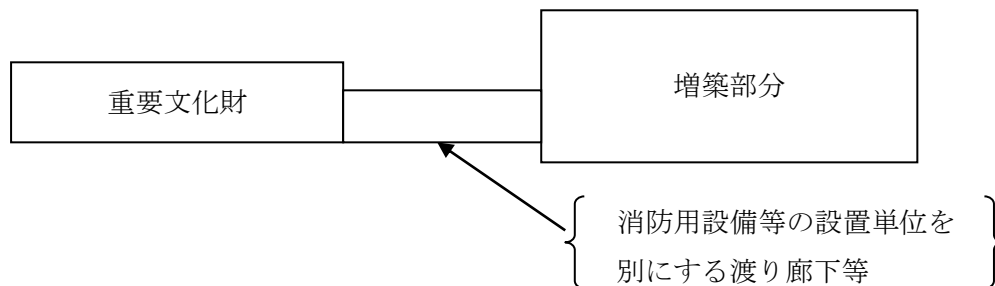
イ 政令別表第1(1)項から(16)項に掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分の一部が重要文化財として指定された場合は、指定された部分は(17)項の防火対象物である他、(1)項から(16)項の防火対象物又はその部分であること。

従って、防火対象物全体は、(1)項から(16)項に掲げる防火対象物である他、(17)項の部分を含む複合用途対象物として取り扱うこと。



ウ 重要文化財として指定されている防火対象物に政令別表第 1 (1) 項から (16 の 2) 項に掲げる防火対象物を増築（法第 17 条の 2 の 5 第 2 項に該当）した場合は、現行基準に適合する必要があること。なお、重要文化財として指定された部分の消防用設備等については、政令第 32 条の適用若しくは第 3 消防用設備等の設置単位の適用について考慮する。

例



(4) 共同住宅の特例が適用されている既存共同住宅が「小規模特定用途複合防火対象物」に該当する場合、(2) 項ニ、(5) 項イ、(6) 項イ (1) から (3) まで、(6) 項ロ又は (6) 項ハの部分に必要な消防用設備等を設置することにより、(5) 項ロの部分については引き続き特例を認めるものとする。

第2-1表

| (A)    | (B) 主用途部分                                                                                                                                           | 機能的に従属する用途に供される部分                                                                                                                                  |                                                                                                                                                | 備考                                                                               |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
|        |                                                                                                                                                     | (C) 勤務者、利用者の利便に供される部分                                                                                                                              | (D) 密接な関係を有する部分                                                                                                                                |                                                                                  |
| (1) 項イ | <u>舞台部</u> 、 <u>客席</u> 、 <u>映写室</u> 、 <u>ロビー</u> 、 <u>切符売場</u> 、 <u>出演者控室</u> 、 <u>大道具・小道具室</u> 、 <u>衣装部屋</u> 、 <u>練習室</u> 、 <u>舞台装置及び営繕のための作業室</u> | <u>食堂</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>ラウンジ</u> 、 <u>クローク</u>                                                                      | <u>展示博物室</u> 、 <u>プレイガイド</u> 、 <u>プロダクション</u> 、 <u>観覧場の会議室及びホール</u>                                                                            | 下線のあるものは、「政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて（昭和50年4月15日消防予第41号、消防安第41号）」の別表にある項目を示す（以下同じ。）。 |
| (1) 項ロ | <u>集会室</u> 、 <u>会議室</u> 、 <u>ホール</u> 、 <u>宴会場</u> 、その他上欄を準用する。                                                                                      | <u>食堂</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>クローク</u>                                                                                    | <u>展示博物室</u> 、 <u>図書室</u> 、 <u>浴室</u> 、 <u>遊戯室</u> 、 <u>体育室</u> 、 <u>遊技室</u> 、 <u>託児室</u> 、 <u>サロン</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>談話室</u> 、 <u>結婚式場</u> |                                                                                  |
| (2) 項イ | <u>客席</u> 、 <u>ダンスフロアー</u> 、 <u>舞台部</u> 、 <u>調理室</u> 、 <u>更衣室</u>                                                                                   | <u>託児室</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>クローク</u>                                                                                                            |                                                                                                                                                |                                                                                  |
| (2) 項ロ | <u>遊技室</u> 、 <u>遊技機械室</u> 、 <u>作業室</u> 、 <u>更衣室</u> 、 <u>待合室</u> 、 <u>景品場</u> 、 <u>ゲームコーナー</u> 、 <u>ダンスフロアー</u> 、 <u>舞台部</u> 、 <u>客席</u>            | <u>食堂</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>クローク</u> 、 <u>談話室</u> 、 <u>バー</u>                                                           | <u>サウナ室</u> 、 <u>体育館</u>                                                                                                                       |                                                                                  |
| (2) 項ハ | <u>客室</u> 、 <u>通信機械室</u> 、 <u>リネン室</u> 、 <u>物品庫</u> 、 <u>更衣室</u> 、 <u>舞台部</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>事務室</u>                                             | <u>託児室</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>クローク</u>                                                                                                |                                                                                                                                                |                                                                                  |
| (2) 項ニ | <u>カラオケ室</u> 、 <u>インターネット利用室</u> 、 <u>ビデオ利用室</u> 、 <u>事務室</u> 、 <u>待合室</u> 、 <u>ゲームコーナー</u> 、 <u>図書室</u> 、 <u>ビデオ等展示コーナー</u>                        | <u>厨房</u> 、 <u>シャワー室</u> 、 <u>喫茶室</u>                                                                                                              |                                                                                                                                                |                                                                                  |
| (3) 項イ | <u>客席</u> 、 <u>客室</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>宴会場</u> 、 <u>リネン室</u>                                                                                        | <u>専用駐車場</u> 、 <u>結婚式場</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>ロビー</u>                                                                                                |                                                                                                                                                |                                                                                  |
| (3) 項ロ | <u>客席</u> 、 <u>客室</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>宴会場</u> 、 <u>リネン室</u>                                                                                        | <u>専用駐車場</u> 、 <u>結婚式場</u> 、 <u>託児室</u>                                                                                                            | <u>娯楽室</u> 、 <u>サウナ室</u> 、 <u>会議室</u>                                                                                                          |                                                                                  |
| (4) 項  | <u>売場</u> 、 <u>荷さばき室</u> 、 <u>商品倉庫</u> 、 <u>食堂</u> 、 <u>事務室</u>                                                                                     | <u>専用駐車場</u> 、 <u>託児室</u> 、 <u>写真室</u> 、 <u>遊技室</u> 、 <u>結婚式場</u> 、 <u>美容室</u> 、 <u>理容室</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>集会室</u>                              | <u>催物場</u> （ <u>展示博物室</u> を含む。）、 <u>貸衣装室</u> 、 <u>料理・美容等の生活教室</u> 、 <u>現金自動支払機室</u>                                                            | 卸売問屋は、原則として本項に該当する。                                                              |
| (5) 項イ | <u>宿泊室</u> 、 <u>フロント</u> 、 <u>ロビー</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>食堂</u> 、 <u>浴室</u> 、 <u>談話室</u> 、 <u>洗濯室</u> 、 <u>配膳室</u> 、 <u>リネン室</u>                      | <u>娯楽室</u> 、 <u>バー</u> 、 <u>ビアガーデン</u> 、 <u>両替所</u> 、 <u>旅行代理店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>美容室</u> 、 <u>理容室</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>図書室</u> 、 <u>喫茶室</u> | <u>宴会場</u> 、 <u>会議室</u> 、 <u>結婚式場</u> 、 <u>売店</u> （ <u>連続式形態のものを含む。</u> ）、 <u>展望施設</u> 、 <u>プール</u> 、 <u>遊技室</u> 、 <u>催物室</u>                  |                                                                                  |

| (A)    | (B) 主用途部分                                                                       | 機能的に従属する用途に供される部分                 |                                 | 備考                                                 |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|----------------------------------------------------|
|        |                                                                                 | (C) 勤務者、利用者の利便に供される部分             | (D) 密接な関係を有する部分                 |                                                    |
|        |                                                                                 |                                   | サウナ室                            |                                                    |
| (5) 項ロ | 居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、物置、管理人室                                   | 売店、専用駐車場、ロビー、面会室                  | 来客用宿泊室                          | 旅館業法(昭和23年法律第138号)の適用対象でない来客用宿泊室は、当該用途に供するものとして扱う。 |
| (6) 項イ | 診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書室 | 食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、託児室、理容室、浴室、ティールーム | 臨床研究室                           | 病院と同一棟にある看護婦宿舎又は看護学校の部分は(5)項ロ又は(7)項の用途に供するものとして扱う。 |
| (6) 項ロ | 居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室                                                  | 売店                                |                                 |                                                    |
| (6) 項ハ | 居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室                                                  | 売店                                |                                 |                                                    |
| (6) 項ニ | 教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館、診療室、図書室                                                | 食堂、売店                             | 音楽教室、学習塾                        |                                                    |
| (7) 項  | 教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室                                           | 食堂、売店、喫茶室、談話室                     | 学生会館の集会室、合宿施設、学童保育室、同窓会及びPTA事務室 | 同一敷地内の独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。                   |
| (8) 項  | 閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室、映写室、鑑賞室                          | 食堂、売店、喫茶室、専用駐車場                   |                                 |                                                    |
| (9) 項イ | 脱衣室、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室                                         | 食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、娯楽室、託児室           |                                 |                                                    |
| (9) 項ロ | 脱衣室、浴室、休憩室、クリーニング室                                                              | 食堂、売店、専用駐車場、サウナ室（小規模な簡易サウナ）娯楽室    | 有料洗濯室                           |                                                    |

| (A)     | (B) 主用途部分                                                                                                                     | 機能的に従属する用途に供される部分                                                                                     |                                                                                  | 備考                                                                                                                            |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         |                                                                                                                               | (C) 勤務者、利用者の利便に供される部分                                                                                 | (D) 密接な関係を有する部分                                                                  |                                                                                                                               |
| (10) 項  | <u>乗降場</u> 、 <u>待合室</u> 、 <u>運転指令所</u> 、 <u>電力指令所</u> 、 <u>手荷物取扱所</u> 、 <u>一時預り所</u> 、 <u>ロッカー室</u> 、 <u>仮眠室</u> 、 <u>救護室</u> | <u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>旅行案内所</u>                                                     | 理容室、両替所                                                                          |                                                                                                                               |
| (11) 項  | <u>本堂</u> 、 <u>拝殿</u> 、 <u>客殿</u> 、 <u>礼拝堂</u> 、 <u>社務所</u> 、 <u>集会堂</u> 、 <u>聖堂</u>                                          | <u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>図書室</u>                                        | <u>宴会場</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>結婚式場</u> 、 <u>宿泊室</u> （旅館業法の適用のあるものを除く。）、 <u>娯楽室</u> | 1 結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。<br>2 礼拝堂及び聖堂は、規模、形態にかかわらず本項に該当する。                                                             |
| (12) 項イ | <u>作業所</u> 、 <u>設計室</u> 、 <u>研究室</u> 、 <u>事務室</u> 、 <u>更衣室</u> 、 <u>物品庫</u> 、 <u>製品展示室</u> 、 <u>会議室</u> 、 <u>図書室</u>          | <u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>託児室</u> 、 <u>診療室</u>                                        |                                                                                  | 同一敷地内にある独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。                                                                                            |
| (12) 項ロ | <u>撮影室</u> 、 <u>舞台部</u> 、 <u>録音室</u> 、 <u>道具室</u> 、 <u>衣装室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>客席</u> 、 <u>ホール</u> 、 <u>リハーサル室</u>          | <u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>ラウンジ</u>                                       |                                                                                  | 客席、ホールで興行場法（昭和 23 年法律第 137 号。）の適用のあるものは、原則として、(1) 項に該当する。                                                                     |
| (13) 項イ | <u>車庫</u> 、 <u>車路</u> 、 <u>修理場</u> 、 <u>洗車場</u> 、 <u>運転手控室</u>                                                                | <u>食堂</u> 、 <u>売店</u>                                                                                 |                                                                                  |                                                                                                                               |
| (13) 項ロ | <u>格納庫</u> 、 <u>修理場</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>更衣室</u>                                                                             | <u>専用駐車場</u>                                                                                          |                                                                                  |                                                                                                                               |
| (14) 項  | <u>物品庫</u> 、 <u>荷さばき室</u> 、 <u>事務室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>作業室</u> （商品保管に関する作業を行うもの）                                            | <u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>展示場</u>                                                     |                                                                                  |                                                                                                                               |
| (15) 項  | 事務所<br>金融機関<br>管公署<br>研究所                                                                                                     | <u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>娯楽室</u> 、 <u>体育室</u> 、 <u>理容室</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>診療室</u> | 展示室、展望施設                                                                         | 1 会議室、ホールは規模形態（固定いす、舞台、映写室を有するオーディトリウム形態のものを含む。）を問わず、事業所の主目的に使用するもので、興行場法の適用のないものは原則として本項の主たる用途に供するものとして扱う。<br>なお、興行場法の適用のあるも |

| (A)       |                     | (B) 主用途部分                                 | 機能的に従属する用途に供される部分                                                          |                       | 備考                                                                              |
|-----------|---------------------|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
|           |                     |                                           | (C) 勤務者、利用者の利便に供される部分                                                      | (D) 密接な関係を有する部分       |                                                                                 |
| (15)<br>項 |                     |                                           |                                                                            |                       | のは、原則として(1)項に該当する<br>(以下本項において同じ。)<br>2 特定の会員組織で作られた談合<br>等を行うクラブは、本項に該当す<br>る。 |
|           | 新聞社                 | <u>事務室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>会議室</u> 、ホール | <u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、喫茶室、談話室、ロビー、 <u>診療室</u> 、 <u>図書室</u> 、 <u>専用駐車場</u> | 旅行案内室、法律・健康等の談話<br>室  |                                                                                 |
|           | 研修所                 | <u>事務室</u> 、教室、体育室                        | <u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>診療室</u> 、喫茶室、談話室、娛<br>楽室、 <u>専用駐車場</u>          |                       | 研修のための宿泊室は、(5)項口の<br>用途に供するものとして扱う。                                             |
|           | 観覧席を<br>有しない<br>体育館 | 体育室、更衣室、控室、浴室                             | <u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>診療室</u> 、喫茶室、 <u>専用駐車場</u>                      | 映写室、図書室、集会室、展示博<br>物室 | 主として体育競技に使用されるも<br>ので、小規模な観覧席（選手控席的<br>なもの）を有するものは、本項に該<br>当する。                 |



第 2－2 表 政令別表第 1 に掲げる防火対象物の定義等

| 項      | 定 義                                                                                                                                                                                                                                            | 該 当 用 途 例                                                     | 補 足 事 項                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 項イ | <p>1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p> <p>2 映画館とは、主として映画を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p> <p>3 演芸場とは、落語、後段、漫才、手品等の演芸を観賞する目的で、公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p> <p>4 観覧場とは、スポーツ、見世物等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p> | 客席を有する各種競技施設(野球場、相撲場、競馬場、競輪場、体育館等)、寄席                         | <p>1 本項の防火対象物は、誰でも当該防火対象物で映画、演劇、スポーツ等を観賞できるものであること。</p> <p>2 客席には、いす席、座り席、立席が含まれるものであること。</p> <p>3 小規模な選手控席のみを有する体育館は、本項に含まれないものであること。</p> <p>4 事業所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項の防火対象物として取り扱わないものであること。</p>                                                                          |
| (1) 項ロ | <p>1 公会堂とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを観賞し、これと並行してその集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体が管理するものをいう。</p> <p>2 集会場とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと並行してその集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体以外の者が管理するものをいう。</p>            | 市民会館、福祉会館、音楽室、貸ホール、貸講堂、葬儀場、セレモニーホール、結婚式場、地区集会所(町内会単位の集会所を除く。) | <p>1 興行的なものとは、映画、演劇等娯楽的なものが反復継続されるものをいう。なお、反復継続とは、月 5 日以上行われるものをいう。</p> <p>2 舞台及び固定いすの客席を有しとは、必ずしも固定いすに限定したものではなく、大フロアで催し物等を行うものも含まれるものであること。</p> <p>3 地区集会所(町内会等最小単位の集会所で、次の使用形態に該当するものをいう。)は、(15) 項として取り扱うものであること。</p> <p>・利用者が地区住民である。</p> <p>・借用目的が主として地区住民の集会・会議である。</p> |
| (2) 項イ | <p>1 キャバレーとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食させる施設をいう。</p> <p>2 カフェーとは、主として洋式の設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。</p> <p>3 ナイトクラブとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食をさせる施設をいう。</p>                                                                    | クラブ、バー、サロン、ホストクラブ、キャバクラ                                       | <p>1 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和 60 年国家公安委員会規則第 1 号)で定める洋式の設備は次によることとしている。</p> <p>(1) キャバレー又はナイトクラブの客席の面積は、66 ㎡以上であり、キャバレー又はナイトクラブの踊場の有効面積は、客席の 5 分の 1 以上であること。</p> <p>(2) カフェーの客席は、16.5 ㎡以上であること。</p> <p>2 客を接待することとは、客席において接待を行うもので、カウンター越しに接待を行うことは含まれないものであること。</p>    |
| (2) 項ロ | <p>1 遊技場とは、設備を設けて客に囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、ビリヤード、スマートボール、チェス、ビンゴ、ボーリングその他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。</p> <p>2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。</p>                                                                                                               | ボーリング場、パチンコ店、スマートボール場、ビリヤード場、ビンゴ場、射的場、ディスコ、ダンス教習所             | <p>1 遊技場で行う競技は、娯楽性のある競技であること。</p> <p>2 ダンスホールの踊場は、おおむね 100 ㎡以上であること。</p> <p>3 ダンス教習所は、その踊場がおおむね 66 ㎡以上であり、ダンスホールにも使用される教習所をいうものであること。</p> <p>4 ディスコとは、大音響装置を設けてストロボ照明等の中で客にダンスを行わせるディスコホールを有するものであること。</p>                                                                    |

| 項     | 定 義                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 該 当 用 途 例                                                                             | 補 足 事 項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (2)項ハ | <p>1 本項の防火対象物は、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（(1)項イ、(2)項ニ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）及びその他これに類するものとして総務省令で定めるものをいう。</p> <p>2 性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のことをいい、店舗形態を有しないものは含まれない。（原則的に店舗型性風俗関連特殊営業がこれにあたる。）</p> <p>3 その他これに類するものとして総務省令で定めるものとは、電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗及び異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗をいう。</p> | <p>ファッションヘルス、性感マッサージ、イメージクラブ、SM クラブ、のぞき劇場（興行場法の適用のないもの）、レンタルルーム（異性同伴）、セリクラ、出会い系喫茶</p> | <p>1 店舗型性風俗関連特殊営業のうち、ストリップ劇場（(1)項イ）、テレフォンクラブ及び個室アダルトビデオ（(2)項ニ）、アダルトショップ（(4)項）、ラブホテル及びモーテル（(5)項イ）、ソープランド（(9)項イ）等、既に令別表第 1 (1)項から(14)項までに掲げる各用途に分類されているものについては、本項に含まれないものであること。</p> <p>2 店舗型性風俗関連特殊営業とは、次のいずれかに該当するものをいう（風営法第 2 条第 6 項）。</p> <p>(1) 浴場業（公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場を業として営業することをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業（同項第 1 号）</p> <p>(2) 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（前号に該当する営業を除く。）（同項第 2 号）</p> <p>(3) 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）第 1 条第 1 項に規定するものをいう。）として政令で定めるものを経営する営業（同項第 3 号）</p> <p>(4) 専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。）の用に供する政令で定める施設（政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。）を設け、当該施設を当該宿泊（休憩を含む。）に利用させる営業（同項第 4 号）</p> <p>(5) 店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業（同項第 5 号）</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として政令で定めるもの（同項第 6 号）</p> <p>3 省令第 5 条第 1 項第 1 号に規定する店舗で電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗とは、いわゆるセリクラ（店舗形態を有するものに限る。）のことをいう。</p> |

| 項     | 定 義                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 該 当 用 途 例                                                                              | 補 足 事 項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (2)項ニ | <p>1 カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるものをいう。</p> <p>2 総務省令で定める店舗は、次の(1)～(3)に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗</p> <p>(2) 風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗</p> <p>(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第2条第1号に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供するものに限る。）</p> | カラオケボックス、インターネットカフェ、まんが喫茶、テレホンクラブ、個室ビデオ                                                | <p>1 カラオケボックスとは、一の防火対象物の中に複数のカラオケを行うための個室を有するものをいう。</p> <p>2 店舗型電話異性紹介営業とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。以下この表において同じ。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう（風営法第2条第9項）。</p> <p>3 インターネットカフェとは、個室（間仕切り等による個室に準じた施設を含む。）において、インターネットを利用させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。</p> |
| (3)項イ | <p>1 待合とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又はあつせんして客に遊興させる施設をいう。</p> <p>2 料理店とは、主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、実態において待合や料理店と同視すべきものをいう。</p>                                                                                                                                                                               | 茶屋、料亭、割烹                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| (3)項ロ | 飲食店とは、客席において客に専ら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 喫茶店、スナック、結婚披露宴会場、食堂、そば屋、すし屋、レストラン、ビアホール、スタンダードバー、ライブハウス                                | <p>1 飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。</p> <p>2 ライブハウスとは、客席（すべての席を立見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏等を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| (4)項  | <p>1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。</p> <p>2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。</p>                                                                                                                                                                                                                                                 | 魚店、肉店、米店、パン店、乾物店、衣料店、洋服店、家具店、電気器具店等の小売店舗、店頭において販売行為を行う問屋、卸売専業店舗、給油取扱所、スーパーマーケット、展示を目的と | <p>1 物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が自由に出入りできる形態を有するものであること。</p> <p>2 店頭で物品の受渡しを行わないものは、物品販売店舗には含まれないものであること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                 |

| 項     | 定 義                                                                                                                                                                                         | 該 当 用 途 例                                                                                                | 補 足 事 項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (4)項  |                                                                                                                                                                                             | する産業会館、博覧会場、見本市会場、携帯電話販売店、薬局（調剤を行った医薬品のみを取り扱うものを除く。）アダルトショップ、レンタルショップ（貸しビデオCD店等）                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (5)項イ | <p>1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。</p> <p>2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。</p> <p>3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用するように設けられているものをいう。</p> | <p>保養所、ユースホテル、山小屋、ロッジ、貸研修所の宿泊室、青年の家、モーテル、ウィークリーマンション（旅館業法（昭和23年法律第138号）の適用対象であるもの）、ラブホテル、住宅宿泊事業を行う施設</p> | <p>1 宿泊施設には、会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的とした宿泊施設、特定の人を宿泊させる施設であっても旅館業法の適用があるものが含まれるものであること。</p> <p>2 宿泊とは、宿泊が反復継続され、社会性を有するものであること。</p> <p>3 事業所専用の研修所で事業所の従業員だけを研修する目的で宿泊させる施設は、宿泊所に含まれないものであること。<br/>なお、この場合は、旅館業法の適用がないものであること。</p> <p>4 レンタルルーム等で、主たる目的は宿泊以外ののものであっても、副次的な目的として宿泊サービスを提供している施設であって、次の(1)から(4)までに掲げる条件に該当するものについては、(5)項イとして取り扱うものであること。</p> <p>(1) 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。</p> <p>(2) ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。</p> <p>(3) 深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設内にいること。</p> <p>(4) 施設利用に対して料金を徴収していること。</p> <p>5 住宅宿泊事業を行う施設とは、住宅宿泊事業法第3条第1項に基づく届出を行い、住宅宿泊事業を営む住宅（以下「届出住宅」という。）のうち、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 住宅宿泊事業法施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第2号）第4条第3項第10号に規定する、人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在とならない旨の届出が行われていないもの</p> <p>(2) 宿泊室（住宅宿泊事業法施行規則第4条第4項第1号チ(4)に規定する、宿泊者の就寝の用に供する室）の床面積の合計が50㎡を超えるもの</p> |

| 項        | 定 義                                                                                                                                                                                                                          | 該 当 用 途 例                     | 補 足 事 項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (5)項イ    |                                                                                                                                                                                                                              |                               | (1)、(2)のいずれにも該当しない届出住宅は、本項に含まれない（住宅として取扱う。）。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (5)項ロ    | <p>1 寄宿舎とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。</p> <p>2 下宿とは、1カ月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。</p> <p>3 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの（構造上の共用部分を有するもの）をいう。</p>                 | 寮、事業所専用の研修のための宿泊所、アパート、シェアハウス | <p>1 共同住宅は、便所、浴室、台所等が各住戸ごとに存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。</p> <p>2 廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は、長屋であり、共同住宅として扱わないものであること。</p> <p>3 シェアハウスとは、業者が介在し入居者を募る形態の賃貸住宅で、便所、浴室、台所等を共用するものをいう。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| (6)項イ(1) | <p>次のいずれにも該当する病院(火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。)をいう。</p> <p>1 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。）を有すること。</p> <p>2 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床又は第5号に規定する一般病床を有すること。</p> | 病院                            | <p>1 消火活動を適切に実施することができる体制とは、規則第5条第3項の体制をいう（以下介護医療院において同じ。）。</p> <p>2 特定診療名とは、医療法第3条の2に規定する診療科名のうち、規則第5条第4項各号に掲げるもの（肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、産科、婦人科、歯科等）以外をいう。</p> <p>3 病院とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう（(6)項イ(3)において同じ。）。</p>                                                                                                                                                                                              |
|          |                                                                                                                                                                                                                              | 介護医療院                         | <p>1 介護医療院とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、介護保険法(平成9年法律第123号)第107条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう（(6)項イ(2)、(3)において同じ。）。</p> <p>（参考：介護保険法第8条第29項）</p> <p>2 入所定員が20人以上の施設であるものをいう。</p> <p>3 介護医療院は、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者の入所を想定していることから、特定診療科名を有するものとして取り扱うこと（(6)項イ(2)において同じ。）。</p> <p>4 療養床（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号)第3条第1号に規定するもの。）は、医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床として取り扱うこと。</p> <p>5 規則第5条第3項に規定する「病床数」は「療養床数」と読み替えて</p> |

| 項          | 定 義                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 該 当 用 途 例 | 補 足 事 項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (6) 項イ (1) |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           | 取り扱うこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (6) 項イ (2) | 次のいずれにも該当する診療所をいう。<br>1 診療科名中に特定診療科名を有すること。<br>2 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。                                                                                                                                                                                                                                      | クリニック     | 1 特定診療科名とは、医療法第3条の2に規定する診療科名のうち、規則第5条第4項各号に掲げるもの以外をいう。<br>2 「4人以上の患者を入院させるための施設」とは、許可病床数(医療法第7条に規定する病床数をいう。)が4以上であるものをいうこと。<br>3 診療所とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう((6)項イ(3)、(4)において同じ。)。                                                                                                                             |
|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 介護医療院     | 入所定員が4人以上、19人以下の施設であるものをいう。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| (6) 項イ (3) | 病院((6)項イ(1)に掲げるものを除く。)、患者を入院させるための施設を有する診療所((6)項イ(2)に掲げるものを除く。)又は入所施設を有する助産所をいう。                                                                                                                                                                                                                                | 医院、クリニック  | 所産所とは、助産師が公衆又は特定多数人のためその業務(病院又は診療所で行うものを除く。)を行う場所であって、妊婦、産婦又はじょく婦の入所施設を有しないもの又は9人以下の入所施設を有するものをいう((6)項イ(4)において同じ。)。                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 介護医療院     | (6)項イ(1)、(2)に掲げるもの以外のものをいう。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| (6) 項イ (4) | 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所をいう。                                                                                                                                                                                                                                                                         | 医院、クリニック  | 1 保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であって、本項に含まれない。<br>2 あん摩マッサージ指圧施術所、はり施術所、きゅう施術所、柔道整復施術所は、本項に含まれない。                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| (6) 項ロ (1) | 1 老人短期入所施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったもの等を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。<br>(参考：老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の3)<br>2 養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。<br>(参考：老人福祉法第20条の4) |           | 1 (6)項ロについては、火災時に自力避難困難な者が主として入所する施設を区分したものであり、項判定にあつては、当該防火対象物における営業形態、サービスの内容、利用者の避難困難性、事業者の受入体制等の事業内容を十分に把握し、総合的に火災危険性を勘案した上で、当該用途に該当するかどうか判断するものであること。<br>2 「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」に該当するか否かについては、要介護状態区分が3以上の者の割合が施設全体の定員の半数以上であるかどうかを目安として判断するものであること。<br>なお、利用形態申告書の提出を求めること(以下(6)項ロ及びハの項において同じ。)<br>3 「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」に該当するか否かについては、次の(1)、(2)及び(3)の条件に該当するか否かを目安として |

| 項          | 定 義                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 該 当 用 途 例                                    | 補 足 事 項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (6) 項ロ (1) | <p>3 特別養護老人ホームとは、65 歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設をいう。<br/>(参考：老人福祉法第 20 条の 5)</p> <p>4 軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設（上記 1～3 及び下記 5、6 に定める施設を除く。）をいう。<br/>(参考：老人福祉法第 20 条の 6)</p> <p>5 有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活に必要な便宜であって、厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設をいい、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。<br/>(参考：老人福祉法第 29 条第 1 項)</p> <p>6 介護老人保健施設とは、要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 94 条第 1 項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。<br/>(参考：介護保険法第 8 条第 28 項)</p> <p>7 老人短期入所事業を行う施設とは、65 歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった者等を、短期間入所させ、養護する事業を行う施設をいう。<br/>(参考：老人福祉法第 5 条の 2 第 4 項)</p> <p>8 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）とは、65 歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があ</p> | <p>軽費老人ホーム A 型<br/>軽費老人ホーム B 型<br/>ケアハウス</p> | <p>判断するものであること。<br/>なお、利用形態申告書の提出を求めること（以下(6)項ロ及びハの項において同じ。）。<br/>(1) 実態として複数の要介護者を随時若しくは継続的に施設に宿泊させるサービスを提供するなど、宿泊サービスの提供が常態化していること。<br/>(2) 当該宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護者の割合が、当該施設の宿泊サービス利用者全体の半数以上であること。<br/>(3) 前(1)及び(2)における入所若しくは入居又は宿泊の状態について、利用者が比較的短期間に入れ替わる等の事情により用途が定まらない場合については、施設の定常的な状態として、一日平均宿泊者数（3 カ月間の宿泊サービス利用者延べ数を同期間の営業実日数で除した値をいう。）が 2 以上あり、かつ、同期間の宿泊サービス利用者延べ数の半数以上が要介護状態区分 3 以上であること。<br/>4 「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」とは、次の要件に該当するもの<br/>(1) 「避難が困難な要介護者」を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イに掲げるものを除く。）<br/>(2) 「避難が困難な要介護者」を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イに掲げるものを除く。）<br/>5 「業として」とは、報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供するものを含むものであること（以下この表の(6)項ロ及びハの項において同じ。）。<br/>6 軽費老人ホーム A 型とは、軽費老人ホームのうち給食その他日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。<br/>7 軽費老人ホーム B 型とは、軽費老人ホームのうち通常は利用者が自炊して生活し、必要に応じて相談を受け、病気の時の給食などの便宜を供与する施設をいう。<br/>8 ケアハウスとは、軽費老人ホームのうち自炊できない程度の状態にあり、独立して生活するには不安が認められる人を対象に、給食その他日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。</p> |

| 項          | 定 義                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 該 当 用 途 例                               | 補 足 事 項                                                                                                                                                                                                                    |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (6) 項口 (1) | <p>る者等につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他日常生活に必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行うため、通所又は短期間宿泊させる施設をいう。</p> <p>(参考：老人福祉法第5条の2第5項)</p> <p>9 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、認知症であるために日常生活を営むのに支障がある者等が、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業を行うための施設をいう。</p> <p>(参考：老人福祉法第5条の2第6項)</p> <p>10 その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> | 認知症高齢者グループホーム                           | <p>9 サービス付き高齢者向け住宅その他高齢者を住まわせることを目的としたマンション等に関する政令別表第1の用途については、食事の提供等により、有料老人ホームに該当するものを(6)項口又はハと取り扱うこと。</p> <p>具体的な判断の目安として、事業者（当該事業者から委託等を受けた外部事業者を含む。）による食事の提供の場となる食堂や、事業者による介護サービスの提供の場となる共同浴室を有することが考えられるものであること。</p> |
| (6) 項口 (2) | <p>救護施設とは、生活保護を必要とする状態にある者で、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>(参考：生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項)</p>                                                                                                                                                                                                                                  |                                         |                                                                                                                                                                                                                            |
| (6) 項口 (3) | <p>乳児院とは、乳児（健康上、その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね2歳未満の幼児を含む。）を入院させてこれを養育することを目的とする施設をいう。</p> <p>(参考：児童福祉法（昭和22年法律第164号）第37条)</p>                                                                                                                                                                                                                                              |                                         |                                                                                                                                                                                                                            |
| (6) 項口 (4) | <p>障害児入所施設とは、障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>(参考：児童福祉法第42条)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>1 福祉型障害児入所施設</p> <p>2 医療型障害児入所施設</p> | <p>1 福祉型障害児入所施設とは、障害児入所施設のうち保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うものをいう。</p> <p>2 医療型障害児入所施設とは、障害児入所施設のうち保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うものをいう。</p>                                                                               |
| (6) 項口 (5) | <p>1 障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練及び就労移行支援を行う施設（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）及び児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設を除く。）をいう。</p> <p>(参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための</p>                                                                                                  |                                         | <p>「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」とは、障害支援区分が概ね8割を超えることを原則としつつ、障害程度区分認定を受けていない者にあつては、障害程度区分の認定基準を参考としながら福祉部局と連携の上、当該者の障害の程度を適切に判断すること。</p> <p>なお、利用形態申告書の提出を求めること（以下(6)項ハにおいて同じ。）。</p>                                             |



| 項          | 定 義                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 該 当 用 途 例                                                      | 補 足 事 項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (6) 項ロ (5) | <p>法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項）</p> <p>2 短期入所を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するための施設をいう。</p> <p>（参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 8 項）</p> <p>3 共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設をいう。</p> <p>（参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 17 項）</p>                                                                                                                                                     | 障害者グループホーム                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| (6) 項ハ (1) | <p>1 老人デイサービスセンターとは、65 歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの（養護者を含む。）を通わせ、入浴、排せつ、食事の提供、機能訓練及び介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>（参考：老人福祉法第 20 条の 2 の 2）</p> <p>2 軽費老人ホーム（(6) 項ロ (1) に掲げるものを除く。）とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>（参考：老人福祉法第 20 条の 6）</p> <p>3 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>（参考：老人福祉法第 20 条の 7）</p> <p>4 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その養護者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその養護者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、</p> | <p>軽費老人ホーム A 型<br/>軽費老人ホーム B 型<br/>ケアハウス</p> <p>在宅介護支援センター</p> | <p>1 (6) 項ハについては、自力避難が困難な者が利用する可能性があることに加え、自力避難が困難とは言い難いものの、避難に当たり一定の介助が必要とされる高齢者、障害者等が利用する蓋然性が高い社会福祉施設等を区分したものであり、当該防火対象物における営業形態、サービス内容等を総合的に勘案した上で、当該用途に該当するかどうか判断するものであること。</p> <p>2 「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」とは、高齢者を入居又は宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6) 項イ及び(6) 項ロに掲げるものを除く。）をいう。</p> <p>3 軽費老人ホーム A 型とは、軽費老人ホームのうち給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。</p> <p>4 軽費老人ホーム B 型とは、軽費老人ホームのうち通常は利用者が自炊して生活し、必要に応じて相談を受け、病気の時の給食などの便宜を供与する施設をいう。</p> <p>5 ケアハウスとは、軽費老人ホームのうち自炊できない程度の状態にあり、独立して生活するには不安が認められる人を対象に、給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。</p> |

| 項        | 定 義                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 該 当 用 途 例 | 補 足 事 項                                                                                                                                                                                                                    |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (6)項ハ(1) | <p>老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>(参考：老人福祉法第20条の7の2)</p> <p>5 有料老人ホーム（(6)項ロに掲げるものを除く。）とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって、厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与する場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設をいい、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。</p> <p>(老人福祉法第29条第1項)</p> <p>6 老人デイサービス事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者（その養護者を含む。）等につき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他必要な便宜を供与する事業を行うための施設をいう。</p> <p>(参考：老人福祉法第5条の2第3項)</p> <p>7 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（(6)項ロ(1)に掲げるものを除く。）とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他日常生活に必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行うため、通所又は短期間宿泊させる施設をいう。</p> <p>(参考：老人福祉法第5条の2第5項)</p> <p>8 その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> |           | <p>6 サービス付き高齢者向け住宅その他高齢者を住まわせることを目的としたマンション等に関する政令別表第1の用途については、食事の提供等により、有料老人ホームに該当するものを(6)項ロ又はハと取り扱うこと。</p> <p>具体的な判断の目安として、事業者（当該事業者から委託等を受けた外部事業者を含む。）による食事の提供の場となる食堂や、事業者による介護サービスの提供の場となる共同浴室を有することが考えられるものであること。</p> |
| (6)項ハ(2) | <p>更生施設とは、生活保護を必要とする状態にあるもので、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>(参考：生活保護法第38条第3項)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |           |                                                                                                                                                                                                                            |

| 項         | 定 義                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 該 当 用 途 例                                   | 補 足 事 項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (6) 項ハ(3) | <p>1 助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。<br/>(参考：児童福祉法第 36 条)</p> <p>2 保育所とは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。<br/>※ 託児所が保育上必要な施設（乳児室、保育室等）を一部分でも専用として有する場合は、認可の有無、乳幼児数、保母数に関わらず保育所に含まれる。<br/>(参考：児童福祉法第 39 条)</p> <p>3 幼保連携型認定こども園とは、幼稚園的機能と保育所的機能の両方を合わせて持つ単一の施設で小学校就学前の子供の教育・保育・子育てで支援を一体的に提供する施設をいう。<br/>(参考：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 9 条)</p> <p>4 児童養護施設とは、乳児を除く保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。<br/>(参考：児童福祉法第 41 条)</p> <p>5 児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすおそののある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。<br/>(参考：児童福祉法第 44 条)</p> <p>6 児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、児童福祉法第 26 条第 1 項第 2 号及び第 27 条第 1 項第 2 号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。<br/>(参考：児童福祉法第 44 条の 2)</p> | <p>事業所内保育所<br/>院内保育所</p> <p>こども家庭支援センター</p> | <p>1 児童福祉施設のうち、母子生活支援施設（配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設をいう。）及び宿泊施設がない児童家庭支援センターは本項に含まれない。（母子家庭支援施設(5) 項ロ、児童家庭支援センター(15) 項)</p> <p>2 事業所内保育所とは、事業所内に設置され、当該事業所の従業員の児童を対象として保育事業を行っているもの及び事業所外に設置され、専ら特定の事業所の従業員の児童を対象としているものをいう。</p> <p>3 家庭的保育事業の取扱い<br/>家庭的保育事業が行われる施設は、乳幼児を対象として保育を行う施設であり、業態としては保育所と同様であるため、(6) 項ハに掲げる防火対象物として取り扱うこと。<br/>ただし、家庭的保育者の居宅で保育が行われている場合には、同事業に供される部分の規模が極めて小さいことが一般的であり、一般住宅の用途に供される部分が存する防火対象物の取扱いにより判断すること。</p> |

| 項        | 定 義                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 該 当 用 途 例                                     | 補 足 事 項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (6)項ハ(3) | <p>7 一時預かり事業を行う施設とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。<br/>(参考：児童福祉法第6条の3第7項)</p> <p>8 家庭的保育事業を行う施設とは、乳児又は幼児であつて、市町村が児童福祉法第24条第1項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う施設をいう。<br/>(参考：児童福祉法第6条の3第9項)</p> <p>9 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設（同項ロに掲げるものを除く。）とする。</p> |                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| (6)項ハ(4) | <p>1 児童発達支援センターとは、障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を提供することを目的とする施設をいう。<br/>(参考：児童福祉法第43条)</p> <p>2 児童心理治療施設とは、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適用が困難となった児童を短期入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。<br/>(参考：児童福祉法第43条の2)</p> <p>3 児童発達支援を行う施設とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するための施設をいう。</p>       | <p>1 福祉型児童発達支援センター</p> <p>2 医療型児童発達支援センター</p> | <p>1 福祉型児童発達支援センターとは、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うものをいう。</p> <p>2 医療型児童発達支援センターとは、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行うものをいう。</p> <p>3 生活介護施設、児童デイサービス、自立訓練施設、就労移行支援施設及び就労継続支援施設については、多機能型事業所として、各指定障害福祉サービスごとに必要とされる相談室、洗面所、便所及び多目的室等を兼用することができるとされており、一の防火対象物が複数の障害福祉サービス事業の指定を受けている場合も存在する。<br/>このように一の防火対象物で複数の障害福祉サービス事業の指定を受けているものについては、次により取り扱うものとする。<br/>(1) 自立訓練施設、就労移行支援施設、就労継続支援施設等において相談室、洗面所、便所及び多目的室等が兼用されている場合は、各指定施設の面積に応じて兼用部分を按分し、面積の大なる施設として取り扱う。</p> |

| 項        | 定 義                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 該 当 用 途 例                                                                  | 補 足 事 項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (6)項ハ(4) | <p>(児童福祉法第6条の2の2第2項)</p> <p>4 放課後等児童デイサービスを行う施設とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与するための施設で児童発達支援センターを除くものをいう。</p> <p>（参考：児童福祉法第6条の2の2第4項）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                            | <p>(2) 昼間は自立訓練施設、就労移行支援施設、就労継続支援施設等として使用され、夜間は障害者支援施設として使用されている防火対象物については、障害者支援施設として取り扱う。</p> <p>(3) 障害者支援施設及び短期入所施設の指定を受けている防火対象物については、各施設ごとの障害程度区分に応じ、(6)項ロ、(6)項ハ又は(16)項イに分類する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| (6)項ハ(5) | <p>1 身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。</p> <p>（参考：身体障害者福祉法第31条）</p> <p>2 障害者支援施設（(6)項ロ(5)に掲げるものを除く。）とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練及び就労移行支援を行う施設（のぞみの園及び児童福祉施設を除く。）をいう。</p> <p>（参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項）</p> <p>3 地域活動支援センターとは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を供与する施設をいう。</p> <p>（参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第25項）</p> <p>4 福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。</p> <p>（参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第26項）</p> <p>5 生活介護を行う施設とは、常時介護を必要とする障害者につき、主に昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活</p> | <p>身体障害者福祉ホーム、知的障害者福祉ホーム<br/>精神障害者福祉ホーム</p> <p>障害者通所事業所<br/>障害者生活介護事業所</p> | <p>1 自立訓練（機能訓練）事業所とは、身体障害者が日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うものをいう。</p> <p>2 自立訓練（生活訓練）事業所とは、知的障害者又は精神障害者に、日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持及び向上のために必要な訓練を行うものをいう。</p> <p>3 就労継続支援（A型）事業所とは、一般企業等での就労が困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者について、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行うものをいう。</p> <p>4 就労継続支援（B型）事業所とは、一般企業等での就労が困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者等について、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行うものをいう。</p> |

| 項         | 定 義                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 該 当 用 途 例                                                                                       | 補 足 事 項 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| (6) 項ハ(5) | <p>活上の支援並びに創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を供与するための施設をいう。</p> <p>(参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項)</p> <p>6 短期入所（(6)項ロ(5)に掲げるものを除く。）を行う施設とは、居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜を供与するための施設をいう。</p> <p>(参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項)</p> <p>7 自立訓練を行う施設とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するための施設をいう。</p> <p>(参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項)</p> <p>8 就労移行支援を行う施設とは、就労を希望する65歳未満の障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な便宜を供与する施設をいう。</p> <p>(参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項)</p> <p>9 就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な便宜を供与するための施設をいう。</p> <p>(参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項)</p> <p>10 共同生活援助を行う施設（(6)項ロ(5)に掲げるものを除く。）とは、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入</p> | <p>自立訓練（機能訓練）事業所<br/>自立訓練（生活訓練）事業所</p> <p>就労継続支援（A型）事業所<br/>就労継続支援（B型）事業所</p> <p>障害者グループホーム</p> |         |

| 項        | 定 義                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 該 当 用 途 例                                                                                                                                                                | 補 足 事 項                                                                                                                                                                                                                     |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (6)項ハ(5) | <p>浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設をいう。</p> <p>(参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                             |
| (6)項ニ    | <p>1 幼稚園とは、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。</p> <p>2 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。</p> <p>(参考：学校教育法第72条)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                          | <p>幼稚園とは、地方公共団体の認可にかかわらず、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設で足りるものであること。</p>                                                                                                                                                            |
| (7)項     | <p>1 小学校とは、心身の発達に応じて義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>2 義務教育学校とは、心身の発達に応じて義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>3 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>4 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>5 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。</p> <p>6 中等教育学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>7 大学とは、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。</p> <p>8 専修学校とは、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。</p> | <p>消防学校、消防大学校、自治大学校、警察学校、警察大学校、理容学校、美容学校、洋裁学校、タイピスト学校、外語学校、料理学校、防衛大学校、防衛医科大学校、自衛隊学校、看護学校、看護助産学校、臨床検査技師学校、視能訓練学校、農業者大学校、水産大学校、海技大学校、海員学校、航空大学校、航空保安大学校、海上保安学校、国土交通大学校</p> | <p>1 学校教育法では、専修学校は修業年限が1年以上であり、教育を受ける者が40名以上あり、校舎面積が130㎡以上とされている。</p> <p>2 学校教育法では、各種学校は修業年限が1年以上（簡易に習得することができる技術、技芸等の課程にあつては3カ月以上1年未満）であり、校舎面積が原則として115.7㎡以上とされている。</p> <p>3 同一敷地内にあつて教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館は学校に含まれる。</p> |

| 項     | 定 義                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 該 当 用 途 例           | 補 足 事 項                                                                                |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| (7)項  | <p>9 各種学校とは、前1から8までに掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行う学校をいう（他の法令で定めるものを除く。）。</p> <p>10 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。</p>                                                                                                                                                           |                     |                                                                                        |
| (8)項  | <p>1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、又は保存して、一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。</p> <p>2 博物館及び美術館とは、歴史、美術、民俗、産業及び自然科学に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、又は展示して教育的配慮の下に一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための施設をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、博物館法（昭和26年法律第285号）で定める博物館又は図書館以外のもので、図書館及び博物館と同等のものをいう。</p> | 郷土館、記念館             |                                                                                        |
| (9)項イ | <p>1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。</p> <p>2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、公衆浴場の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものをいう。</p>                                                                                                                                          |                     | 公衆浴場とは、浴場経営という社会性のある施設であつて、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。 |
| (9)項ロ | (9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。                                                                                                                                                                                                                                                                      | 銭湯、鉱泉浴場、砂湯、酵素風呂、岩盤浴 | <p>1 (9)項イに同じ。</p> <p>2 本項の公衆浴場は、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して公衆を入浴させるものであること。</p>                 |
| (10)項 | <p>1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎（プラットフォームを含む。）バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。</p> <p>2 船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着するふ頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。</p>                                                                                                                  |                     |                                                                                        |
| (11)項 | 神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教養をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。                                                                                                                                                                                                                            |                     |                                                                                        |



| 項       | 定 義                                                                                                                                                                 | 該 当 用 途 例                          | 補 足 事 項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (12) 項イ | 工場又は作業場とは、機械又は道具を使用して物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体を行う施設をいう。<br>1 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的高いものをいう。<br>2 作業場とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的低いものをいう。 | 授産施設、宅配専門ピザ屋、給食センター（学校と敷地を異にするもの）  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| (12) 項ロ | 映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープを作成する施設をいう。                                                                                            |                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| (13) 項イ | 1 自動車車庫とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項で定める自動車（原動機付自転車を除く。）を運行中以外の場所に専ら格納する施設をいう。<br>2 駐車場とは、自動車を駐車させる、すなわち客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停車させる施設をいう。          |                                    | 1 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）第 2 条の保管場所となっている防火対象物が含まれるものであること。<br>2 自動車車庫又は駐車場は、営業用又は自家用を問わないものであること。<br>3 事業所の従属的な部分とみなされる駐車場及び自動車車庫は、本項に含まれないものであること。<br>4 道路運送車両法第 2 条第 3 項に規定する原動機付自転車とは、同法施行規則第 1 条で定める総排気量又は定格出力を有する原動機によるものをいう。<br>総排気量又は定格出力は、次のとおり。<br>(1) 内燃機関を原動機とするものであって、二輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあつては、その排気量は 0.125 リットル以下、その他のものにあつては 0.050 リットル以下<br>(2) 内燃機関以外のものを原動機とするものであって、二輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあつては、その定格出力は 1.00 キロワット以下、その他のものにあつては 0.60 キロワット以下 |
| (13) 項ロ | 飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。                                                                                                       |                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| (14) 項  | 倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であつて、物品の保管の用に供するものをいう。                                                                                                                   |                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| (15) 項  | その他の事業場とは、(1) 項から (14) 項までに掲げる防火対象物以外の事業場をいい、営利的事業であること非営利的事業であることを問わず事業活動の専ら行われる一定の施設をいう。                                                                          | 官公署、銀行、事務所、取引所、理容室、美容室、ラジオスタジオ、発電所 | 1 事業とは、一定の目的と計画とに基づいて同種の行為を反復継続して行うことをいう。<br>2 住宅は、本項に含まれないものであること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

| 項        | 定 義                                                                    | 該 当 用 途 例                                                                                                                                                                                   | 補 足 事 項                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------|------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (15) 項   |                                                                        | 変電所、ごみ処理場、火葬場、ゴルフ練習場、卸売市場、写真館、保健所、新聞社、郵便局、畜舎、研修所、クリーニング店（取り次ぎ店に限る。）、職業訓練所、自動車教習所、納骨堂、温室、動物病院、新聞販売所、採血センター、場外馬券売り場、モデル住宅、体育館、レンタルルーム、水族館、学童保育クラブ、駐輪場、はり灸院、ミニゴルフ場、車検場、地区集会所（町内会等最小単位の集会所に限る。） | <p>3 観覧席（小規模な選手控席を除く。）を有しない体育館は、本項に該当するものであること。</p> <p>4 異性同伴（休憩のみのもの）、宿泊又は飲食等を伴わないレンタルルームは、本項に該当するものであること。</p> <p>5 特定の企業の施設で、その企業の製品のみを展示陳列する防火対象物（ショーウィンドウ的な利用形態であるショールーム、PR センター等）は、本項に該当するものであること。</p>                                                                                  |
| (16) 項イ  | 本項の防火対象物は、複合用途防火対象物のうち、その一部に特定防火対象物（(16)項イ及び(16の2)項を除く。）の用途を含むものをいう。   |                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| (16) 項ロ  | 本項の防火対象物は、複合用途防火対象物のうち、その一部に特定防火対象物（(16)項イ及び(16の2)項を除く。）の用途を含まないものをいう。 |                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| (16の2) 項 | 法第8条の2第1項で定義されているため省略                                                  |                                                                                                                                                                                             | <p>1 地下道に接続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものであること。</p> <p>2 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離 20m（20m未満の場合は当該距離）以内の部分の床面積に算入するものであること。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備がある場合は、当該特定防火設備の部分までとする。</p> <p>3 地下街の同一階層の地下鉄道部分（出札室、事務室等）は、地下街に</p> |

| 項          | 定 義                                                                                                                                       | 該 当 用 途 例 | 補 足 事 項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (16 の 2) 項 |                                                                                                                                           |           | 含まれないものであること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (16 の 3) 項 | 政令別表第 1 で定義されているため省略                                                                                                                      |           | <p>準地下街の範囲は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離 10m（10m未満の場合は、当該距離）以内の部分とすること。</li> <li>2 建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部までの歩行距離 20mを超える場合は、当該建築物の地階等は、含まないものであること。</li> <li>3 建築物の地階が建基政令第 123 条第 3 項第 1 号に規定する付室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まないものであること。</li> <li>4 準地下街を構成する建築物の地階等の部分が相互に政令第 8 条の床又は壁で区画されており、地下道に面して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。</li> <li>5 地下鉄道施設の部分については、鉄道の地下駐車場の改札口内の区域及び改札口外であって、当該部分が耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは煙感知連動閉鎖式（2 段降下式のものを含む。）の特定防火設備で区画されている部分は、当該用途の「建築物」及び「地下道」としては取り扱わないものであること。</li> </ol> |
| (17) 項     | 本項の防火対象物は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品の保存に関する法律（昭和 8 年法律第 43 号）の規定によって重要美術品として認定された建造物をいう。 |           | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形（無形省略）の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。</li> <li>2 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したものをいう。</li> <li>3 重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家具その他の物件でわが国民の生活の推移のため欠くことのできないものとして文部科学大臣が指定したものをいう。</li> <li>4 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、わが国にとって歴史上又は学術上価値の高いものをいう。</li> <li>5 重要な文化財とは、重要文化財、重要民俗文化財及び史跡以外の文化財</li> </ol>                                                                                                                                      |

| 項      | 定 義                                                              | 該 当 用 途 例 | 補 足 事 項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------|------------------------------------------------------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (17) 項 |                                                                  |           | <p>のうち重要なものとして、その所在する地方公共団体が指定したものをいう。</p> <p>6 本項の防火対象物は、建築物に限られるものではなく、建造物とは土地に定着する工作物一般を指し、建築物、独立した門塀等が含まれるものであること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| (18) 項 | アーケードとは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な構築物、工作物その他の施設をいう。 |           | <p>1 夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に含まれないものであること。</p> <p>2 延長は屋根の中心線で測定するものであること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| (19) 項 | 本項は、市町村長の指定する山林をいう。                                              |           | 山林とは、山岳山林に限らず森林、原野及び荒蕪地が含まれるものであること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| (20) 項 | 省令第5条で定義されているため省略                                                |           | <p>1 船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項の規定が適用されない船舶のうち、次のものが本項に含まれる。</p> <p>(1) 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの</p> <p>(2) 係船中の船舶</p> <p>(3) 告示（昭和49年運輸省告示第353号）で定める水域のみを航行する船舶</p> <p>2 船舶安全法第32条によって同法第2条第1項の規定の適用を受けない政令で定める総トン数20t未満の漁船は、専ら本邦の海岸から20海里（昭和55年4月1日から12海里）以内の海面又は内水面において従業するものであること（船舶安全法第32条の漁船の範囲を定める政令（昭和49年政令第258号））。</p> <p>3 鉄道営業法に基づく、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省第151号）第83条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、機関車（蒸気機関車を除く。）、旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車であること。</p> <p>4 軌道法に基づく軌道運転規則（昭和29年運輸省令第22号）第37条に定める消火用具を備え付けなければならない場所は、車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱若しくは荷扱のため乗務する係員の車室であること。</p> <p>5 軌道法に基づく無軌条電車運転規則（昭和25年運輸省令第92号）第26条に定める消火器を設けなければならないものは、すべての車両である。</p> |

| 項      | 定 義 | 該 当 用 途 例 | 補 足 事 項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------|-----|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (20) 項 |     |           | <p>6 道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 47 条に定める消火器を備えなければならない自動車は、次のとおりである。</p> <p>(1) 火薬類（火薬にあつては 5 kg、猟銃雷管にあつては 2,000 箇、実砲、空砲、信管又は火管にあつては 200 箇をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(2) 危政令別表第 3 に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(3) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）で定める品名及び数量以上の可燃物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(4) 150 kg 以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車</p> <p>(6) 放射性輸送物等、核燃料輸送物等又は核分裂輸送物等を運搬する自動車のうち、道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準第 47 条第 1 項第 6 号に該当する自動車</p> <p>(7) 乗車定員 11 人以上の自動車</p> <p>(8) 乗車定員 11 人以上の自動車をけん引するけん引自動車</p> <p>(9) 幼児専用車（専ら幼児の運送の用に供する自動車をいう。）</p> |

### 第3 消防用設備等の設置単位

1 防火対象物に係る消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については特段の規定（政令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。

(1) 棟とは、原則として独立した一の建築物（屋根及び柱若しくは壁を有するもの）又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となったものをいう。

(2) 本基準に適合する場合は、原則として政令別表第1の適用にあたって別の防火対象物として扱うものであること。

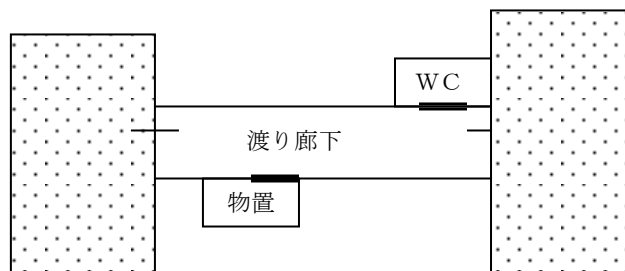
2 建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、地下連絡路（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）又は洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを敷設するためのものをいう。以下同じ。）により接続されている場合は、原則として1棟であること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

(1) 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次のアからウまでに適合している場合

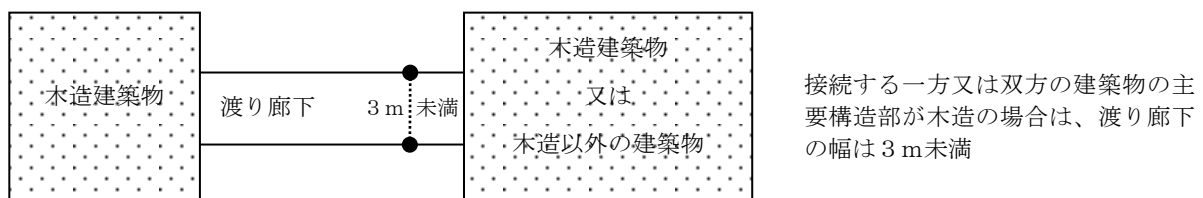
ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態のものであること。

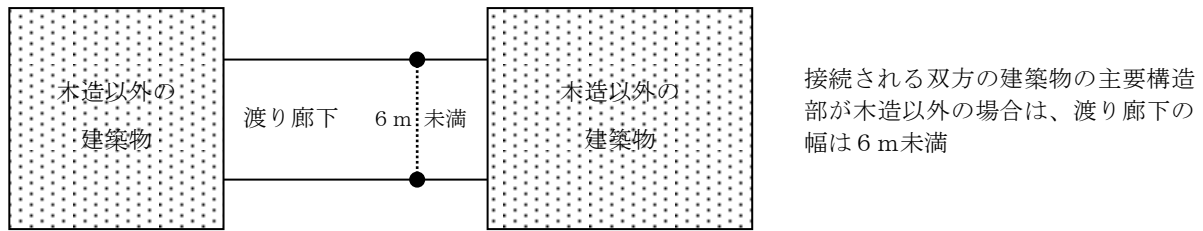
したがって、第3-1図の場合の別棟の取扱いは認められない。



第3-1図

イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満、その他の場合は6m未満であること（第3-2図参照）。

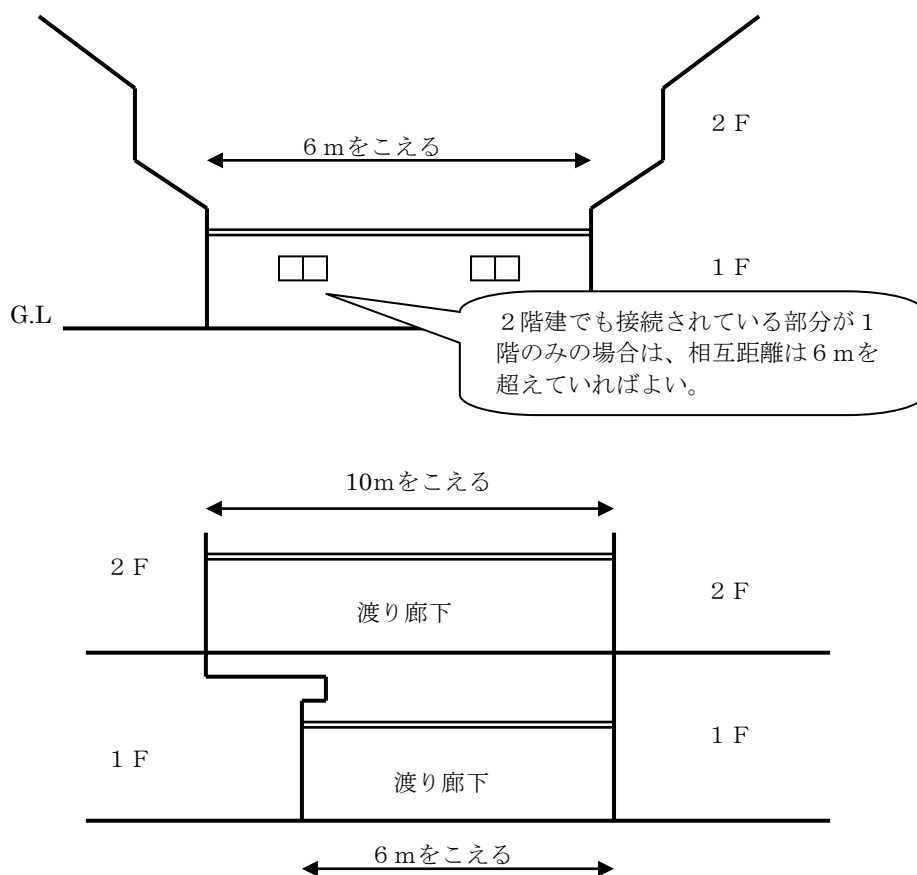




第 3 - 2 図

ウ 接続される建築物相互間の距離は、1 階にあっては 6 m、2 階以上の階にあっては 10m を超えるものであること（第 3 - 3 図参照）。

ただし、次の(ウ)から(オ)までに適合する場合は、この限りではない。



第 3 - 3 図

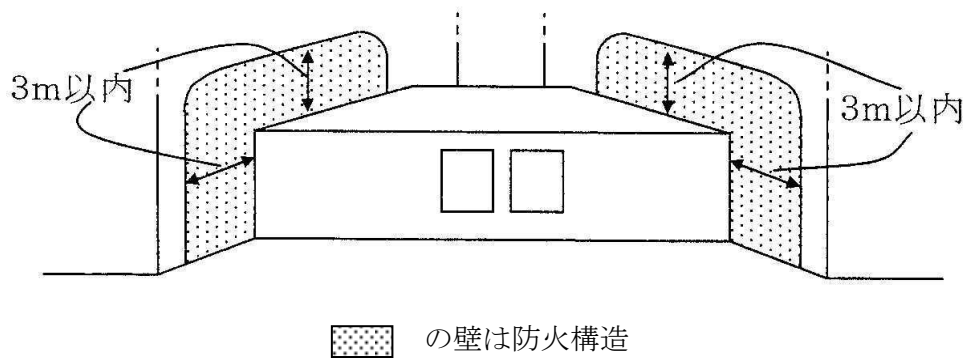
(ア) 前段の規定が適用されるものについても、開放廊下を除き、次により指導すること。◆

- a 建築物の両端の接続部分には防火設備を設けること。
- b 渡り廊下の構造は、準不燃材料で造られたものとする。

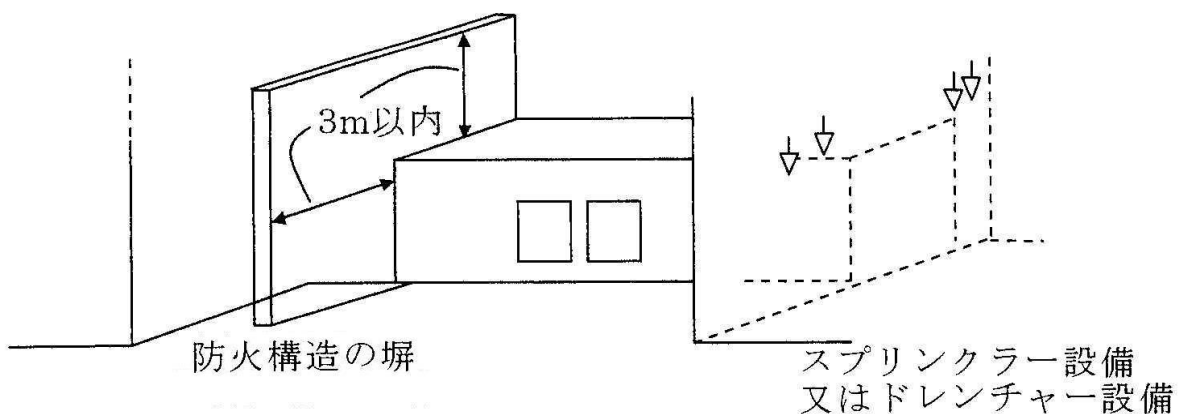
(イ) 建築物相互間の距離は、次によること。

- a 渡り廊下が接続する部分の建築物相互間の距離によること。
- b 渡り廊下の接続する部分が高低差を有する場合の距離は、水平投影距離によること。

- c 建築物相互間の距離が階によって異なる場合は、それぞれの接続される階における距離によること。
  - d 渡り廊下で接続される建築物の階数が異なる場合は、2階以上の階が接続される場合と同等として取り扱うこと。
- (ウ) 接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3 m以内の距離にある部分に限る。次の(エ)において同じ。）については、次の a 又は b によること。
- a 防火構造で造られていること（第3－4図参照）。
  - b a 以外のものについては、防火構造のへいその他のこれらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること（第3－5図参照）。
- ※ 渡り廊下のそれぞれの接続部分から3 m以内の距離にある外壁の相互間の距離は、渡り廊下の長さ以上とすること（第3－6図参照）。
- ※ スプリンクラー設備又はドレンチャー設備の技術上の基準は、政令第12条第2項の基準の例によること。

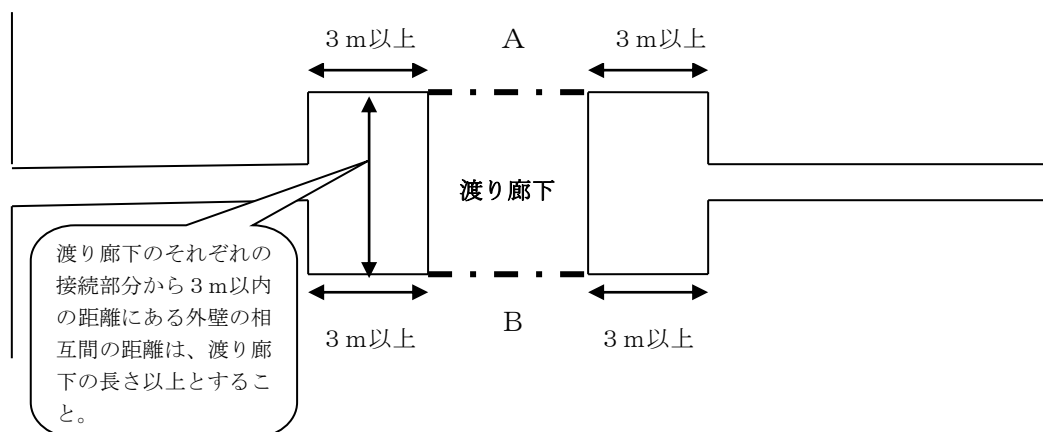


第3－4図



第3－5図

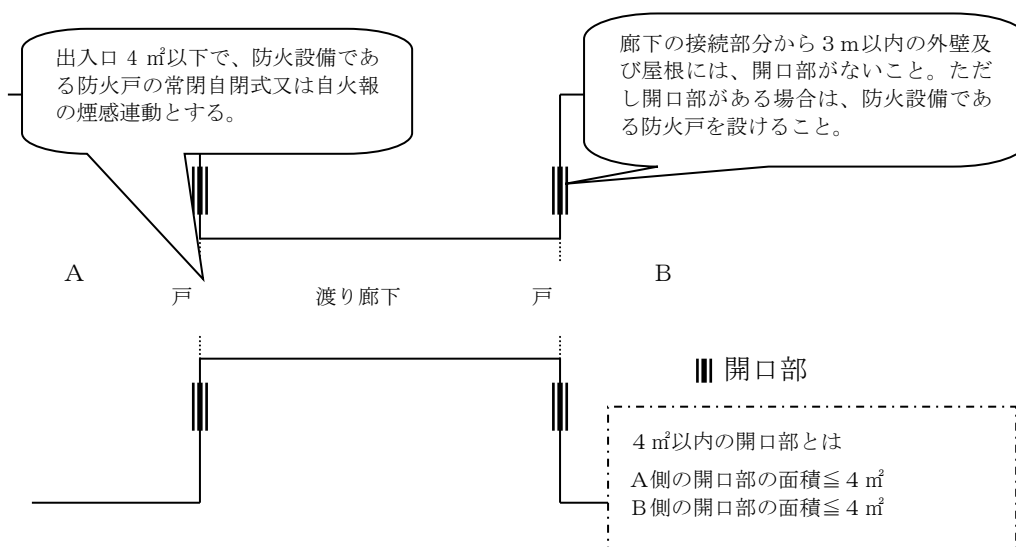




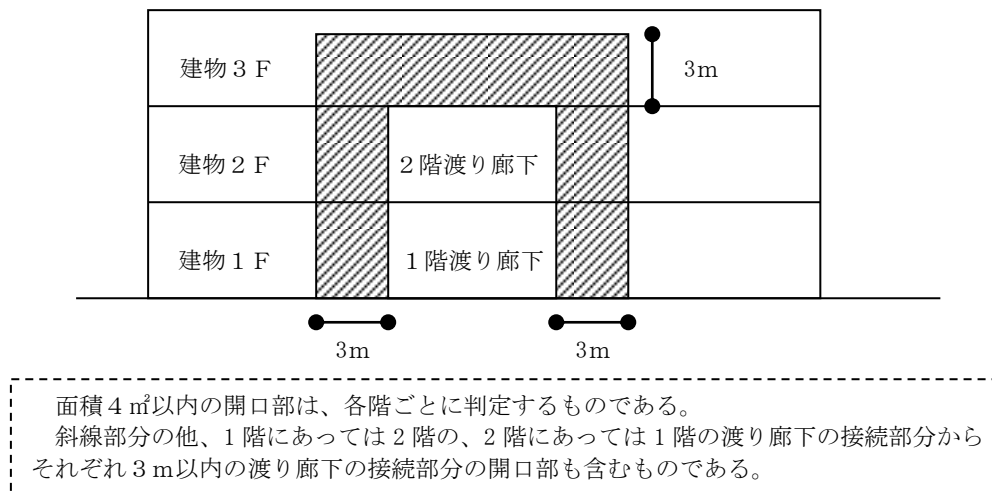
第3－6図

(エ) 前(ウ)の外壁及び屋根には、開口部を有しないこと。ただし、面積  $4 \text{ m}^2$  以内の開口部で防火設備が設けられている場合にあつては、この限りでない（面積  $4 \text{ m}^2$  以内の開口部とは、第3－7図のようにAとBの防火対象物が接続する場合、A側又はB側の開口部面積の合計が  $4 \text{ m}^2$  以下のものをいうものであること。）。

また、開口部の面積算定は、各階ごとに算定するものであること（第3－8図参照）。



第3－7図



第 3－8 図

(ウ) 渡り廊下については、次の a 又は b によること。

a 次のいずれかに適合する吹き抜け等の開放式の渡り廊下で、建築物との接続部には防火設備が設けられていること。★

(a) 建築物相互間の距離が 1 m 以上であり、かつ、廊下の両側の上部が天井高の  $1/2$  又は 1 m 以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの

(b) 建築物相互間の距離が 1 m 以上であり、かつ、廊下の片側の上部が天井高の  $1/2$  又は 1 m 以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもので、かつ廊下の中央部に火災及び煙の伝播を有効に遮る構造のたれ壁を設けたもの

b a 以外のものについては、次の (a) から (d) までに適合するものであること。

(a) 建築物相互間の距離は、1 m 以上であること。

(b) 建基政令第 1 条第 3 号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。

(c) 建築物の両端の接続部に設けられた開口部の面積の合計は、いずれも 4 m<sup>2</sup> 以下であり、当該部分は、防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。

※ 防火設備がシャッターである場合は、当該シャッターに近接して建基政令第 112 条第 14 項第 2 号で定める防火戸を設けること。

(d) 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあつてはこの限りでない。

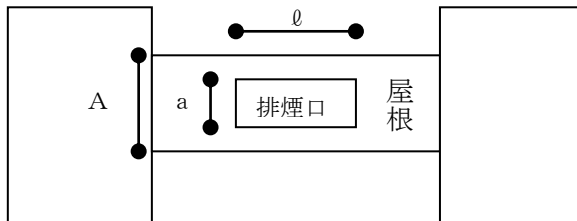
a' 自然排煙用開口部については、その面積の合計が 1 m<sup>2</sup> 以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の  $1/3$  以上の幅で長さ 1 m 以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の  $1/3$  以上の長さで

高さ1 m以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること（第3－9図参照）。

※① 渡り廊下の天井面に設ける自然排煙口の幅は、廊下の幅員となるように指導すること。

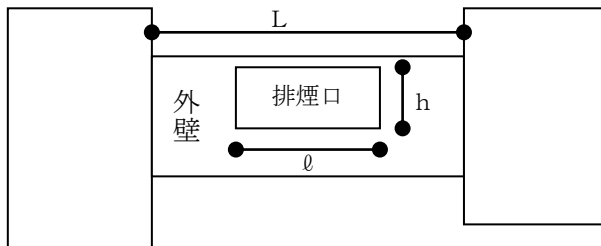
② 渡り廊下の外壁面に設ける自然排煙口の位置は、天井面から1.5m以内とすること。

（屋根又は天井に設ける場合）



面積 $\geq 1 \text{ m}^2$ かつ  
 $\ell \geq 1 \text{ m}$   
 $a \geq 1/3 A$   
 ※ aの幅は廊下の幅員となるように指導すること。

（外壁に設ける場合）



面積 $\geq 1 \text{ m}^2$ かつ  
 $\ell \geq 1/3 L$   
 $h \geq 1 \text{ m}$   
 ※ hの下端は天井面から1.5 m以内とすること。  
 ※ 両側に左図の形状のものが必要である。

第3－9図

b' 機械排煙設備にあっては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部に排出することができるものであり、電気で作動させるものにあっては、非常電源が附置されていること。

※ 機械排煙設備は、建基政令の規定を準用すること。

(2) 建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）を除く。以下同じ。）で接続されている場合で、次のア又はイに適合する場合

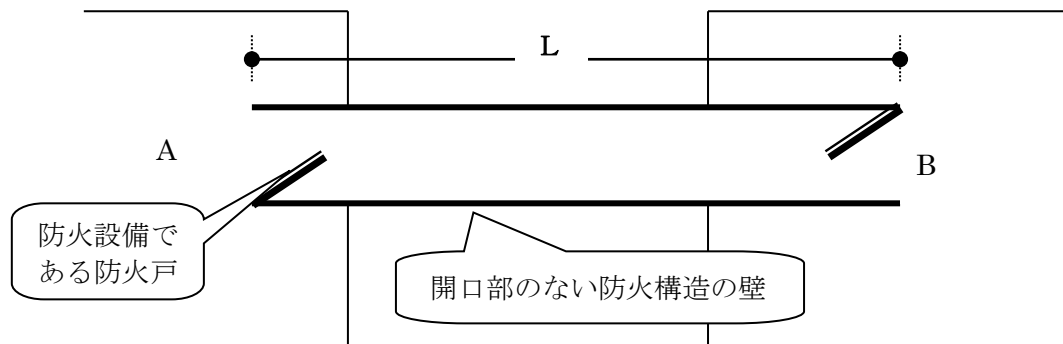
なお、天井部分が直接外気に常時開放されているものとは、当該連絡路の天井部分のすべてが開放されているもの又は当該連絡路の天井の長さがおおむね2 mにわたって幅員の大部分が開放されているものをいうものであること。

また、側壁部分が開放されているものは、前(1)の開放式の渡り廊下の基準によるものであること。

ア 連絡路の長さが20m未満の場合は、次の(ア)から(ケ)までに適合するものであること。

(ア) 接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続される階の部分を含む。）の主要構造部は、耐火構造であること。

- (イ) 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上の支障がない状態のものであること。
- (ウ) 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。
- (エ) 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。）は、6 m以上であり、その幅員は、6 m未満であること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。
- a 第3-10図において建築物A、B相互間の地下連絡路の長さはLによること。



第3-10図

- b スプリンクラー設備等を設けた場合であっても連絡路の長さはできるだけ2 m以上とすること。
- (オ) 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- (カ) 前(オ)の出入口の開口部の面積は、4 m<sup>2</sup>以下であること。
- (キ) (オ)の出入口には、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。
- (ク) 地下連絡路には、(1)．ウ．(オ)．b．(d)により排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。
- イ 連絡路の長さが20 m以上の場合は、前ア．(ア)．(イ)．(ウ)及び(オ)並びに次の(ア)及び(イ)に適合するものであること。
- (ア) 地下連絡路の幅員は、6 m未満であること。
- (イ) 接続部には、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖するものが設けられていること。
- (3) 建築物と建築物が洞道で接続されている場合（第3-11図参照）で、次のアからオまでに適合する場合（第3-12図参照）
- ア 建築物と洞道とは、当該洞道の点検又は換気のための開口部（接続される建築物内に設け

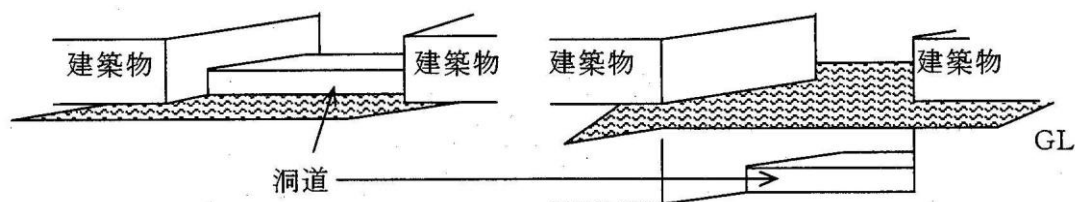
られるもので $2\text{ m}^2$ 以下のものに限る。)を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

イ 洞道は、防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。

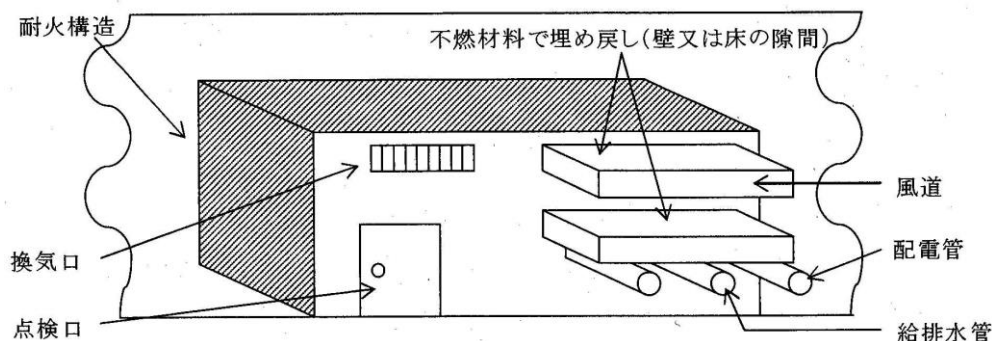
ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さ $20\text{m}$ を超える場合にあっては、この限りでない。

エ アの点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、防火設備（開口部の面積が $2\text{ m}^2$ 以上のものにあっては、自動閉鎖装置付きのものに限る。）が設けられていること。

オ アの換気のための開口部で常時開放状態にあるものにあっては、防火ダンパーが設けられていること。



第3-11図



接続される建築物内に設けられる開口部は、 $2\text{ m}^2$ 以下であり、かつ、点検のための開口部にあっては防火設備が、換気のための開口部で常時開放状態にあるものにあっては、防火ダンパーが設けられていること。ただし、自動閉鎖装置付きの防火設備が設けられた場合は、開口部の面積を $2\text{ m}^2$ 以上とすることができる。

第3-12図

3 建築物と建築物が複数の渡り廊下、地下連絡路又は洞道（以下「渡り廊下等」という。）で接続される場合は、次に適合する場合に限り、2. (1). イ、ウ ((エ)ただし書き及び(オ). b. (c)) 及び同(2). ア ((エ) (幅員に限る。)) 及び(カ)、イ. (ア)並びに同(3). アかっこ書きの適用にあたっては、それぞれの数値を加算しないことができること。

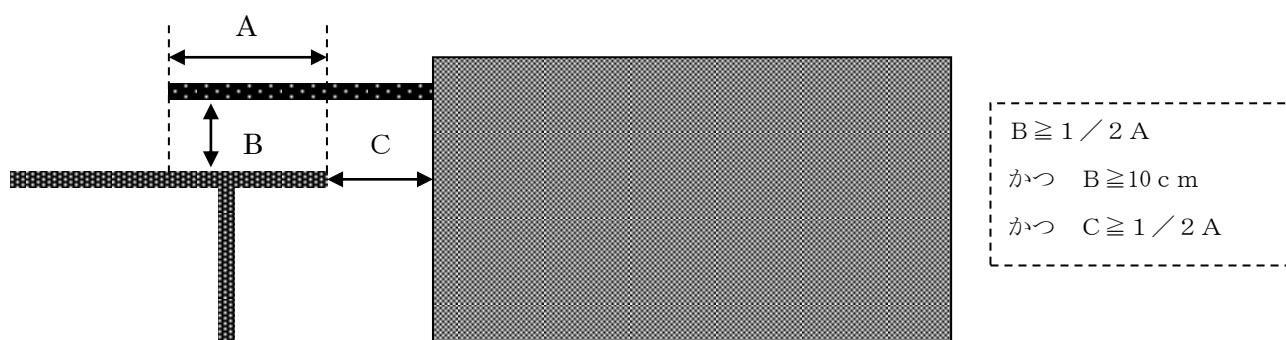
(1) 接続されるそれぞれの建築物において、渡り廊下等の接続部分が建基政令第112条の規定に基づく異なる防火区画に存すること。

(2) 渡り廊下等の外壁の相互間の距離を10m（いずれの渡り廊下等も1階に存する場合は6m）以上離すこと。

4 前3によるほか、建築物と建築物の接続が次のいずれかに適合する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

(1) 建築物と建築物が固定的な構造でない雨どいを共有する場合又は屋根若しくは庇が接している場合（構造的に接続されているものを除く。）又は交差している場合

※ 屋根若しくは庇が交差している場合は、第3-13図に示す離隔距離を指導すること。



第3-13図

(2) 建築物と建築物が地下コンコース、公共用地下道（地下街の地下道を除く。）を介して接続しているもので次のアからウまでに適合する場合

ア 接続する部分の一の開口部の面積は、おおむね 20 m<sup>2</sup>以下であること。ただし、当該開口部の直近が外気に有効に開放されている場合にあつては、この限りでない。

イ 前アの開口部には、特定防火設備で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖するものが設けられていること。

ウ 前イの防火戸が防火シャッターである場合は、直近に建基政令第112条第14項第2号に定める防火戸が設けられていること。ただし、当該シャッターが2段降下方式等避難上支障がない場合を除く。

5 消防用設備等の設置単位

(1) 別棟とみなされる場合は、各棟ごとの延べ面積に応じて渡り廊下等の部分の床面積を按分して合算すること。

また、1棟とみなされる場合の延べ面積は、当該棟の床面積の合計並びに渡り廊下等の部分の床面積を合算して取り扱うこと。

(2) 消防用設備等の設置については、渡り廊下等の部分を含め設置すること。

なお、渡り廊下等の部分の消防用設備等の設置については、原則として、延べ面積の大なる防火対象物に設置される消防用設備等を設置すること。

ただし、渡り廊下等及びそれぞれの棟の用途、位置、構造又は設備の状況から判断し、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めるこ

とができると認められる場合は、これによらないことができる。

## 6 その他

- (1) 建基法第44条第1項ただし書の規定に基づき設けられたアーケードにより、複数の建築物が接続される場合は、それぞれ別の建築物とみなして取り扱うこと。
- (2) 防火対象物の接続がその特殊性から前2又は前4に掲げる方法によりがたいもので、火災の延焼拡大の要素が少ないもの又は社会通念上から同一の防火対象物として扱うことに不合理を生ずるものについては、防火対象物ごとに検討するものであること。

## 第4 建築物の棟、床面積及び階の取扱い

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）が平成 12 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、これまでの建設省等の通達等の取扱いについては、建築主事等の執務上の取扱いによることとなった。

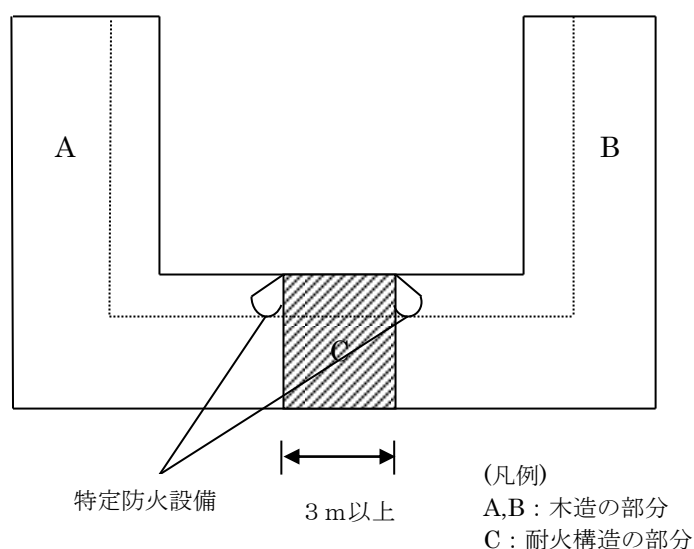
### 1 建築物の棟の取扱い

主要構造部を耐火構造とした建築物の部分（以下「耐火構造の部分」という。）と主要構造部の全部又は一部を木造とした建築物の部分（以下「木造の部分」という。）とが相接して一連になっているもの（上下に接続するものを除く。）で次の(1)及び(2)に適合するものについては、別棟として取り扱うことができるものであること（昭和 26 年 3 月 6 日 建設省住指発第 14 号 一部改正昭和 48 年 12 月 10 日 建設省住指発第 900 号）。

(1) 木造の部分と耐火構造の部分とが相接する境界は、耐火構造の壁又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造の特定防火設備とすること。

※ 管理上期待できるものに限り、常時閉鎖式防火設備とすることができる。

(2) 木造の部分と他の木造の部分とは、延焼防止上有効な 3 m 以上の距離を有し、かつ、お互いに防火上有効に遮断されていること（第 4－1 図参照）。



第 4－1 図

注 1 本取扱いを適用する場合、すべての規定を棟として適用することが必要で、構造規定の適用は別棟とし、避難規定の適用は一とするなど混乱した適用を行わないこと。

注 2 この取扱いのほか、建基政令第 117 条第 2 項及び第 126 条の 2 第 2 項の規定により、別の建築物として取り扱われることがあるので注意すること。

注 3 この取扱いは、建築基準法令上の取扱いに限られるものであること。



## 2 床面積の算定

### (1) 建築基準法令上の床面積

床面積の算定は、次によること。

ア 昭和 61 年 4 月 30 日 建設省住指発第 115 号によること。

イ その他

建設省住宅局建築指導課監修、社団法人日本建築士事務所協会連合会発行の「床面積の算定方法の解説」を参考とすること。

### 床面積の算定方法について

昭和 61 年 4 月 30 日 建設省住指発第 115 号  
建設省住宅局建築指導課長より  
特定行政庁主務部長あて

床面積の算定方法については、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号に規定されており、また、「昭和 32 年 11 月 12 日住指発第 1132 号新潟県土木部長あて」「昭和 39 年 2 月 24 日中指発第 26 号各特定行政庁建築主務部長あて」例規が示され、従来、これらに基づいて取り扱われてきたところであるが、ピロティ、吹きさらしの廊下、屋外階段等の床面積の算定及び区画の中心線の設定について、なお、地方により統一を欠く向きがある。

今般、ピロティ、吹きさらしの廊下、屋外階段等の床面積の算定及び壁その他の区画の中心線の設定について、下記のとおり取り扱うこととしたので、通知する。

なお、本通達は、昭和 61 年 8 月 1 日以降確認申請又は計画通知が提出されるものから適用する。

### 記

#### 1 建築物の床面積の算定

建築物の床面積は、建築物の各階又はその一部で、壁、扉、シャッター、手摺、柱等の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものであるが、ピロティ、ポーチ等で壁、扉、柱等を有しない場合には、床面積に算入するかどうかは、当該部分が居室、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供する部分であるかどうかにより判断するものとする。

例えば、次の各号に掲げる建築物の部分の床面積の算定は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

##### (1) ピロティ

十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分は、床面積に算入しない。

##### (2) ポーチ

原則として床面積に算入しない。ただし、屋内的用途に供する部分は、床面積に算入する。

##### (3) 公共用歩廊、傘型又は壁を有しない門型の建築物

ピロティに準じる。

##### (4) 吹きさらしの廊下

外気に有効に開放されている部分の高さが、1.1m 以上であり、かつ、天井の高さの  $1/2$  以上である廊下については、幅 2 m までの部分を床面積に算入しない。

##### (5) バルコニー・ベランダ

吹きさらしの廊下に準じる。

(6) 屋外階段

次の各号に該当する外気に有効に開放されている部分を有する階段については、床面積に算入しない。

イ 長さが、当該階段の周長の $1/2$ 以上であること。

ロ 高さが、1.1m以上、かつ、当該階段の天井の高さの $1/2$ 以上であること。

(7) エレベータシャフト

原則として、各階において床面積に算入する。ただし、着床できない階であることが明らかである階については、床面積に算入しない。

(8) パイプシャフト等

各階において床面積に算入する。

(9) 給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ピット

タンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するものについては、床面積に算入しない。

(10) 出窓

次の各号に定める構造の出窓については、床面積に算入しない。

イ 下端の床面からの高さが、30 cm以上であること。

ロ 周囲の外壁面から水平距離 50 cm以上突き出ていないこと。

ハ 見付け面積の $1/2$ 以上が窓であること。

(11) 機械式駐車場

吊上式自動車車庫、機械式立体自動車車庫等で、床として認識することが困難な形状の部分については、1 台につき 15 m<sup>2</sup>を、床面積として算定する。なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。

(12) 機械式駐輪場

床として認識することが困難な形状の部分については、1 台につき 1.2 m<sup>2</sup>を、床面積として算定する。なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。

(13) 体育館等のギャラリー等

原則として、床面積に算入する。ただし、保守点検等一時的な使用を目的としている場合には、床面積に算入しない。

2 区画の中心線の設定方法

次の各号に掲げる建築物の壁その他の区画の中心線は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造の建築物

イ 軸組工法の場合

柱の中心線

ロ 桝組壁工法の場合

壁を構成する桝組材の中心線

ハ 丸太組構法の場合

丸太材等の中心線

(2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物

鉄筋コンクリートの躯体、PC版（プレキャストコンクリート板）等の中心線

(3) 鉄骨造の建築物

イ 金属板、石綿スレート、石膏ボード等の薄い材料を張った壁の場合

胴縁等の中心線

ロ イ以外の場合

PC板、ALC板（高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート板）等の中心線

(4) 組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物

(2) 消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定

建築基準法令によるほか、次によること。

※ 消防法令の中には建基法を引用しているものもあれば、法独自のものもある。「床」については後者に該当する。

この場合、床に該当するかしないかの判断は、当該部分で作業をしたり、通行、運搬の用に供されたりする場合に床に、物品を置くだけで人がほとんど乗ることがなければ床に該当しない。

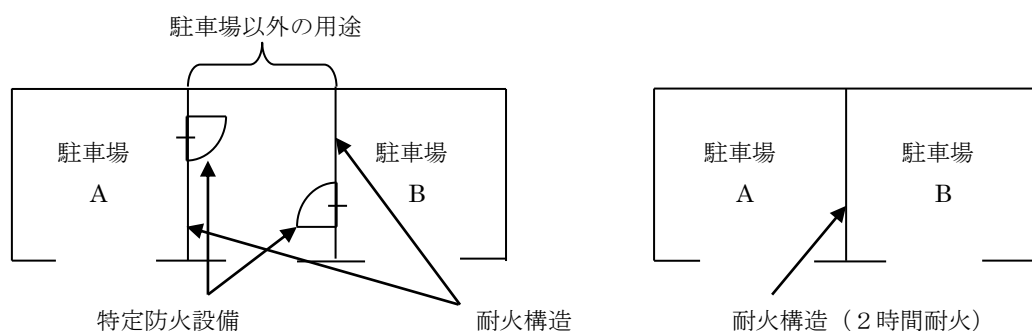
ア 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造（積荷を行う者が棚状部分の外部において直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、床面積に算入するものであること。

イ ラック式倉庫にあつては、第2章. 第3節. 第3. 4によること。

ウ 駐車場の用に供する部分の床面積等は、次により算定すること。

(ア) 車路は、床面積に算入するものであること。ただし、上階又は下階に通じる傾斜路、ランプ、カーリフト等は、算入しないものとする。

(イ) 駐車場の用に供しない部分を介して2箇所以上の駐車場の用に供する部分が存する場合又は開口部のない耐火構造（2時間耐火）の壁で区画され、出入庫が外部等からそれぞれ別々にできる場合は、それぞれの駐車場の用に供する部分ごとに床面積を算定すること（第4－2図参照）。



第4－2図

(ウ) 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造（立体駐車場）及び同方法で自転車を駐輪させる構造（立体駐輪場）の床面積については、水平投影面積を床面積として算入すること。

(エ) 政令第13条に規定する昇降機等の機械装置により車両を収容させる防火対象物の収容台数の算定方法について、2段式以上の機械式駐車装置（上下2段以上に車両2台以上を収容する構造のもの）を複数近接して設置した場合、設置される駐車装置相互の間隔が少ない場合（同一敷地内に管理について権原を有する者が同一の者で、当該駐車装置相互の間

隔が1 m以下) にあっては、防火壁等により延焼防止措置がなされている場合を除き、それぞれの機械式駐車装置の収容台数を合計し、政令第13条を適用する。◆

※ 防火壁等により延焼防止措置がなされている場合とは、開口部のない耐火構造で造った防火壁が最上段の車両の頂部より50 cm以上、機械装置の両端より50 cm以上突き出している場合をいう。

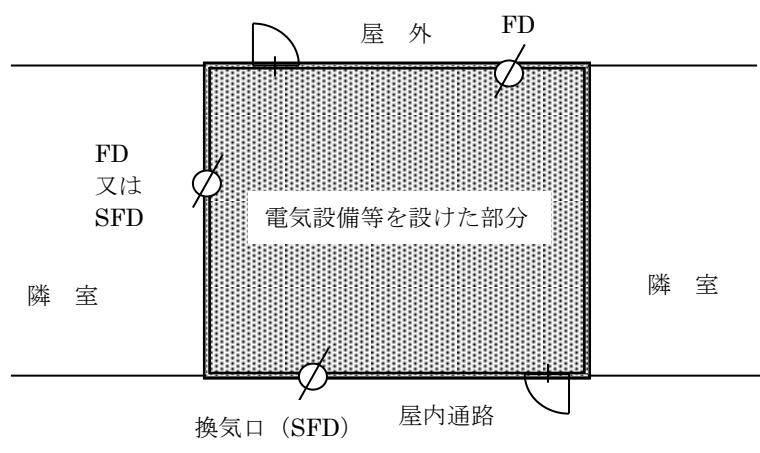
エ 政令第13条第1項の表第6項に規定する「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備(以下この項において「電気設備」という。))が設置されている部分」及び政令第13条第1項の表第7項に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分(以下この項において「鍛造場等」という。))」の床面積の算定は、次のいずれかによること。

ただし、屋外(屋上を含む。)に電気設備又は鍛造場等を設けるものにあつては、次の(イ)によること。

(7) 不燃区画された部分の場合(第4-3図参照)

不燃材料の壁、柱、天井(天井のない場合は、はり及び屋根。以下この項において同じ。)、床で区画された部分(以下この項において「不燃区画」という。))の床面積とし、当該不燃区画に設けられた開口部は、次によること。

- a 屋内に面する出入口、窓、換気口(ガラリ等)等の開口部には、建基政令第112条第14項第2号に規定する構造の防火設備(出入口、窓等にあつては、防火戸に限る。)が設けてあること。
- b 屋内に面する換気、暖房又は冷房の設備の風道には、当該不燃区画を貫通している部分又はこれに近接する部分に建基政令第112条第16項に規定する構造の防火設備が設けてあること。
- c 屋外に面する開口部には、防火設備が設けてあること。



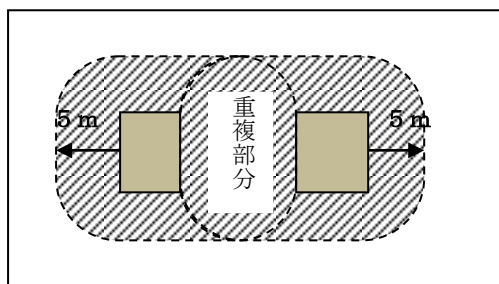
(凡例) = : 不燃区画    — : 壁     $\phi$  : 防火防煙ダンパー等  
 $\square$  : 防火戸(常時閉鎖式、若しくは火災により煙が発生又は温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖又は作動するもの)  
FD : 火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動するもの  
SFD : 火災により煙が発生した場合に、自動的に閉鎖又は作動するもの

第4-3図 不燃区画された部分の場合の例

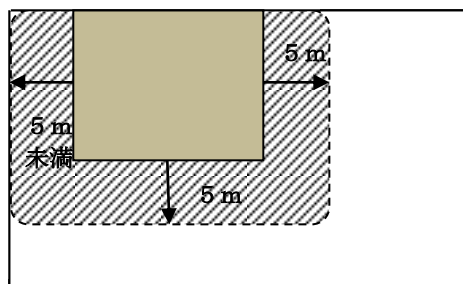
(イ) 水平投影による場合（第4－4図参照）

電気設備又は鍛造場等が設置される部分の当該機器が据え付けられた部分の水平投影面の周囲に水平距離5mまでの範囲の部分（以下この項において「水平投影による部分」という。）の床面積とし、水平投影による部分は、次によること。

- a 同一室内に電気設備又は鍛造場等の当該機器等が2箇所以上設置されている場合は、合計した面積（水平投影による部分の床面積が重複する場合には、重複加算しない。）とすること。
- b 水平投影による部分に不燃材料の壁がある場合の水平距離は、当該壁までの距離とすること。この場合、当該壁に開口部が設けられた場合にあっては、前(ア)による防火設備が設けられていること。



（例1：重複部分がある場合）



（例2：不燃材料の壁がある場合）

（凡例） —：不燃区画

■：電気設備等の据え付け部分

▨：水平投影による部分

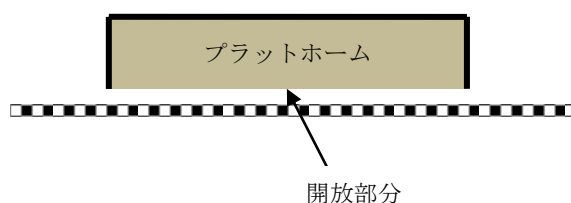
※ 床面積の算定は ■（据え付け部分）と ▨（水平投影による部分）の合計とすること（重複部分の加算はしない。）。

#### 第4－4図 水平投影による部分の場合の例

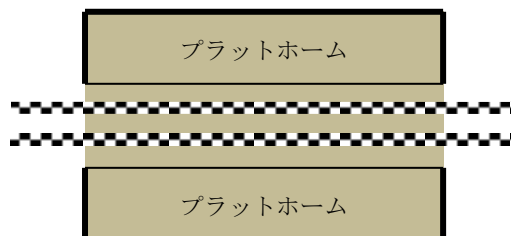
オ 駅舎で次のいずれかに該当する部分は、床面積に算入しないことができるものであること。

(ア) 延長方向の1面以上が直接外気に開放されたプラットホーム（上家の屋根が2以上のプラットホームにわたって連続して設けられたものを除く（第4－5図参照）。）

① 延長方向一面開放の例



② ( )書きにより床面積に算入される場合の例



■部分は、屋根が架かっている部分を示す。

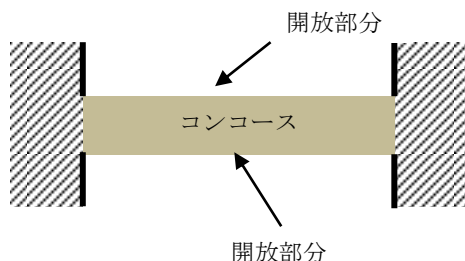
▨部分は、軌道部分を示す。

—部分は、非開放部分を示す。

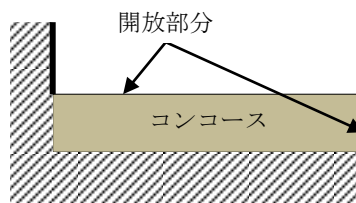
#### 第4－5図

(イ) 2面以上が外気に開放されていて、その面にシャッター等が設けられていないコンコース。ただし、通路上部分で延長方向以外の面だけが開放しているものを除く（第4－6図参照）。

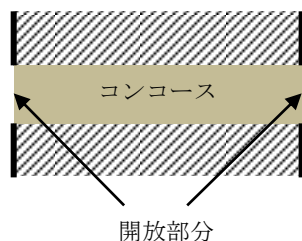
① 二面開放の例その1



② 二面開放の例その2



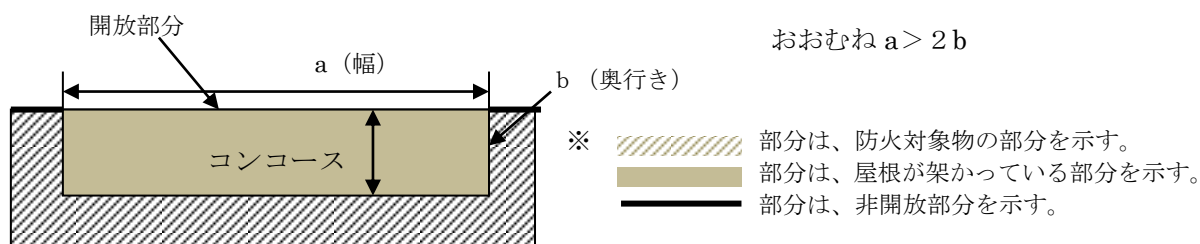
③ ただし書きにより床面積に算入される場合



※  部分は、防火対象物の部分を示す。  
 部分は、屋根が架かっている部分を示す。  
 部分は、非開放部分を示す。

第4－6図

(ウ) 1面が外気に開放されていて、その面にシャッター等がなく、かつ、開放された面の長さがおおむね奥行き2倍以上あるコンコース（第4－7図参照）

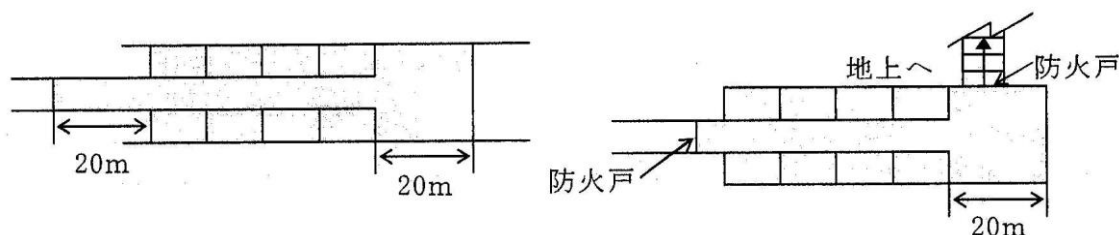


第4－7図

カ 観覧場で、観覧席の一面が外気に開放され、開放された面の長さがおおむね奥行き2倍以上となる観覧席の部分は、床面積に算入しないことができるものであること。ただし、収容人員の算定にあたっては、当該観覧席の部分を含むものであること。

キ 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離20m（20m未満の場合は当該距離）以内の部分の床面積に算入するものであること。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は感知器の作動と連動して閉鎖または作動する方式の特定防

火設備が設置されている場合は、当該防火設備の部分までとするものであること（第4－8図参照）。



第4－8図

ク 防火対象物の一部に法第10条第1項で定める危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物施設」という。）が存する場合、法第17条第1項で定める消防用設備等の設置にあたっての床面積は、当該危険物施設を含めて算定するものであること。

※ 危険物施設部分の消防用設備等は、法第17条第1項に定める基準でなく、法第10条第4項に定める基準によるものであること。

ケ 階に対する消防用設備等の規定の適用にあたって、同一階が屋外空間等を隔てている場合又は開口部のない耐火構造の壁で区画されている場合は、当該部分ごとに床面積を算定することができるものであること。

コ 開口部のない壁等で区画されたデッドスペースで、建基法上、床面積に算入されないものについては、消防用設備等の設置の対象としないものであること。

なお、壁等の構造については、原則、建築物の構造要求による仕様とすること。

### (3) 省令第12条の2第1項第1号に規定する基準面積の取扱い

省令第12条の2第1項第1号に規定する基準面積は、次のア及びイに該当する部分（当該部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積に2分の1を乗じて得た値を超える場合にあっては、当該2分の1を乗じて得た値の面積に相当する部分に限る。）を除いた部分の床面積の合計とする。

ア 次のいずれにも該当する部分

(ア) 手術室、分娩室、内視鏡検査室、人工血液透析室、麻酔室、重症患者集中治療看護室その他これらに類する室又はレントゲン室等放射線源を使用し、貯蔵し、又は廃棄する室であること。

(イ) 以下のいずれかの措置が講じられた部分であること。

a 準耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）を設けた部分

b 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に不燃材料で造った戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するも

のに限る。)を設けた部分であつて、当該部分に隣接する部分(規則第13条第3項第6号に掲げる部分を除く。)の全てがスプリンクラーヘッドの有効範囲内に存するもの  
(ウ) 床面積が1,000 m<sup>2</sup>以上の地階若しくは無窓階又は床面積が1,500 m<sup>2</sup>以上の4階以上10階以下の階に存する部分でないこと。

イ 次のいずれにも該当する部分

(ア) 住宅部分であること。

(イ) 以下の全ての措置が講じられた部分であること。

a 主要構造部が準耐火構造であること。

b 防火対象物全体に、消火器及び自動火災報知設備が政令第10条及び第21条の技術上の基準に従い設置されていること。また、住宅部分の居室(押入れ等の収納設備を除く。)に省令第23条第4項第1号ニに掲げる場所を除き、煙感知器が設置されていること。

c 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する火災通報装置が政令第23条の技術上の基準に従い設置されていること。

d 住宅部分(階段及び通路等の共用部分を除く。)の同一階及び上階に住宅部分以外の部分(以下「非住宅部分」という。)が存しないこと。ただし、住宅部分と非住宅部分が同一階の場合で、それぞれの部分が準耐火構造の壁及び床で区画され、その開口部に防火設備(随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。)が設置されている等、有効に防火措置がされていると認められる場合はこの限りでない。

### 3 階数の算定

(1) 建築基準法令上の階数の算定

階数の算定は、建基政令第2条第1項第8号によるほか次によること。

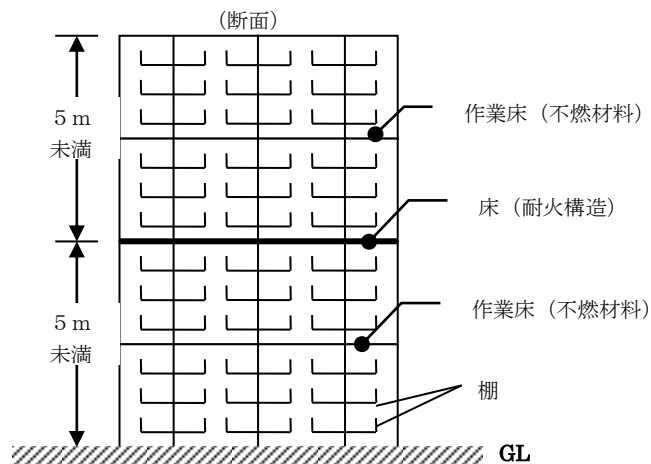
ア 多層式倉庫(物品(危険物を除く。)を貯蔵保管するために棚を設け、かつ、当該棚に物品の積荷を行うための作業床を設けたものをいう。)が次に適合する場合は、作業床の部分を階数に算入しないことができるものであること(第4-9図参照)。

(ア) 耐火建築物であること。

(イ) 主要構造部以外の部分は、不燃材料で造られていること。

(ウ) 階高(作業床を除く。)は、5 m以下であること。





第4-9図

イ 棚式倉庫（積荷の作業を行う者が、当該棚の外部にいて直接積荷することができるもの又はリフト若しくはクレーン等の機械だけの使用によって積荷することができるもの）は、次に適合する場合、階数を1として取り扱うものであること。

(ア) 準耐火建築物又は耐火建築物を要求されるものについては、準耐火建築物（建基政令第109条の3第1号に該当するものを除く。）で外壁を耐火構造としたもの又は耐火建築物とし、主要構造部以外の部分是不燃材料で造られていること。

(イ) 軒高が15mを越えるものは、耐火建築物であること。

ウ 次の各号に適合する吊上げ式車庫は、建基法第27条、第61条及び第62条の適用にあたって、階数を1として取り扱うものであること。

(ア) 耐火建築物又は準耐火建築物（建基政令第109条の3第1号に該当するものを除く。）であること。

(イ) 木造建築物が密集している市街地内での他の建築物（耐火建築物又は準耐火建築物を除く。）又は隣地境界線から5m以下の距離に建築する場合には、外壁を不燃材料で覆い、かつ、地盤面からの高さが15m以下の部分が耐火構造であること。

(ウ) (イ)の場合で、延焼のおそれのある部分にある車両の出し入れ口には、特定防火設備が設けられていること。

(エ) 木造建築物が密集している市街地で既存の建築物又は他の建築物部分と一体に建築する場合は、当該既存の建築物又は他の部分とを(イ)でいう他の建築物とみなして(イ)及び(ウ)によること。

エ 小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等がある場合において、当該物置等の最高の内法高さが1.4m以下で、かつ、その水平投影面積がその存する部分の床面積の1/2以下であれば、当該部分については階として取り扱う必要はない（平成12年6月1日建設省住指発第682号「建築基準法の一部を改正する法律の施行について」）。

※ 本通知の運用については、原則住宅用途（店舗併用住宅及び住宅から用途変更したものを含む。）に限定するものとする。

(2) 消防用設備等の設置にあたっての階の算定

ア 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造のもの（積荷を行う者が、棚状部分の外部にいて直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、階数に算定するものであること。

※ 一般的に棚と床の区別は、当該部分に積荷等を行う場合に当該部分以外において作業するものを「棚」とし、当該部分を歩行し、又はその上において作業執務等を行うものを「床」として取り扱うが、具体的には、その形状機能等から社会通念に従って判断すること。

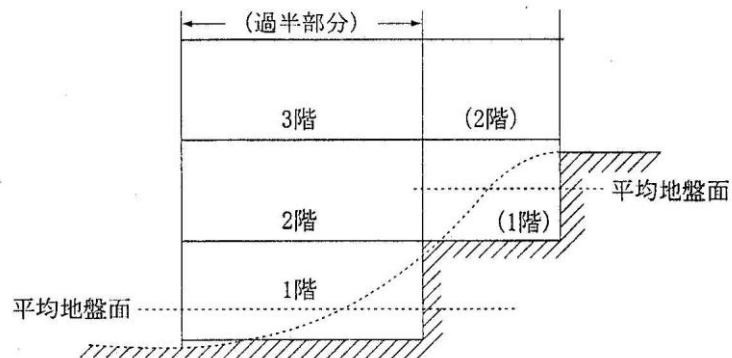
なお、棚、床の構造がグレーチング等で開放性がある場合であっても、階の判断は使用形態によるものとし、構造による判断は行わない。

イ 床下等を物入れ等に使用するもので当該部分の高さがおおむね1.5m以下（通常の姿勢で作業等ができない高さ）のものは、階数に算入しないものであること。

ウ 吊上げ式車庫の階数は1とすること。

エ 多段式の自走式自動車車庫の屋上部分は階として取り扱うこと。◆

オ 平均地盤面が異なる場合、建築物の同一階が、部分によって階数を異にする場合は、過半を占める部分の地盤面を平均地盤面として階数を算定するものであること（第4-10図参照）。



第4-10図

## 第5 無窓階の取扱い

政令第10条第1項第5号に規定する無窓階は、床面積に対する開口部の割合、開口部の位置（床面からの高さ及び空地）及び開口部の構造により決定する。

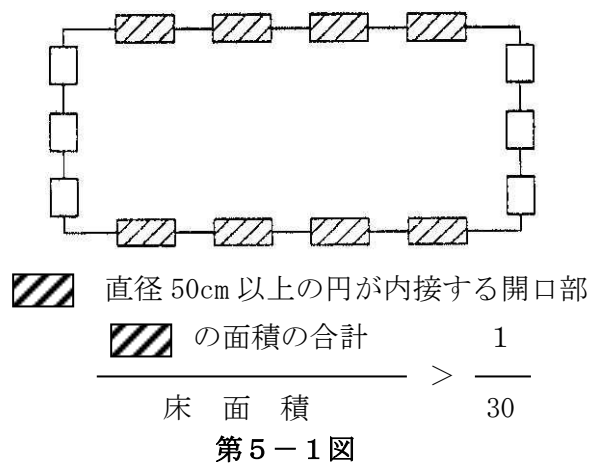
無窓階以外の階の判定は、省令第5条の2によるほか細部については、次により運用する。

### 1 床面積に対する開口部の割合

省令第5条の2第1項に定める床面積に対する避難上及び消火活動上有効な開口部の割合は、次によること。

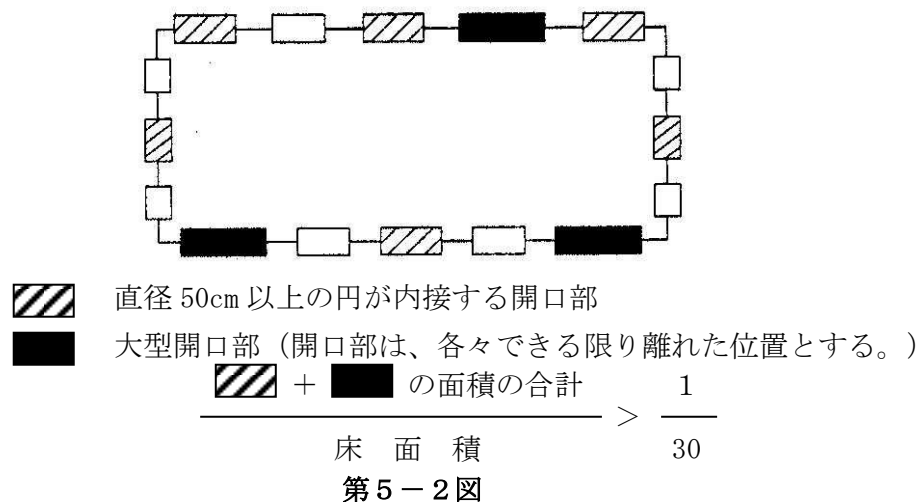
#### (1) 11階以上の階

直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の床面積の $\frac{1}{30}$ を超える階であること（第5-1図参照）。



#### (2) 10階以下の階

前(1)の割合と同様であるが、前(1)の開口部に、直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部（以下「大型開口部」という。）が2以上含まれたものであること（第5-2図参照）。



## 2 開口部の位置

(1) 次の全てに適合する踏み台を設けた場合は、省令第5条の2第2項第1号の「床面から開口部の下端までの高さは1.2m以内」のものとして取り扱うことができる（第5－3図参照）。

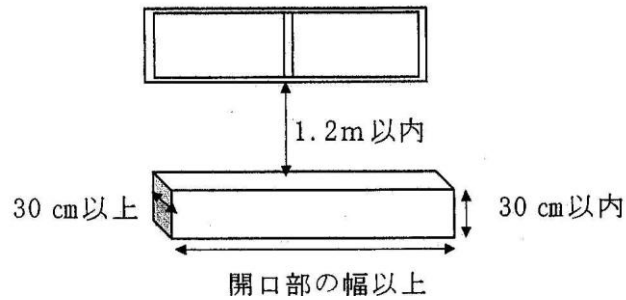
ア 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。

イ 開口部が設けられている壁面と隙間がなく、床面に固定されていること。

ウ 高さはおおむね30cm以内、奥行きは30cm以上、幅は開口部の幅以上であること。

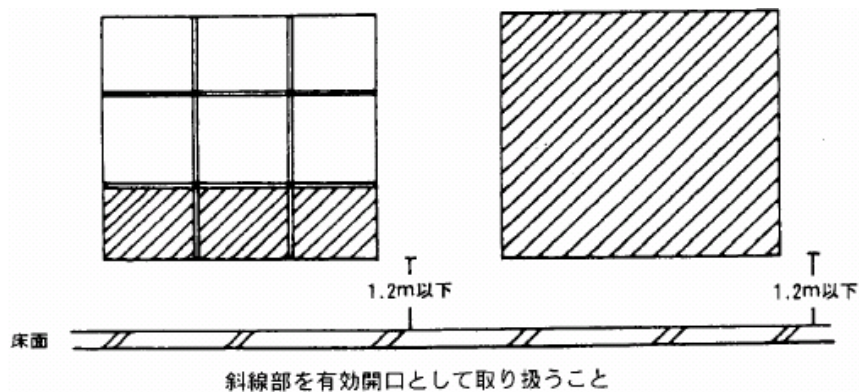
エ 踏み台の上端から開口部の下端まで1.2m以内であること。

オ 避難上支障のないよう設けられていること。



第5－3図

(2) 開口部が容易に外すことができない桟等で仕切られている場合は、下端が床面から1.2m以内にあり、かつ、桟等で仕切られている部分が有効寸法以上の場合は、有効開口として取り扱うことができる（第5－4図参照）。



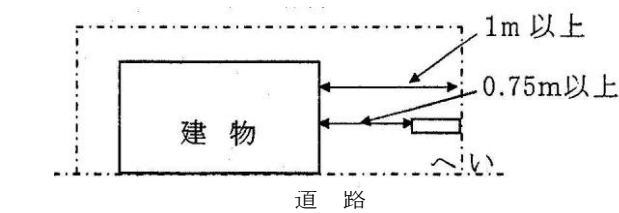
第5－4図

(3) 次に掲げる空地等は、省令第5条の2第2項第2号の「通路その他の空地」として取り扱うことができる。

ア 国又は地方公共団体等の管理する公園で、将来にわたって空地の状態が維持されているもの

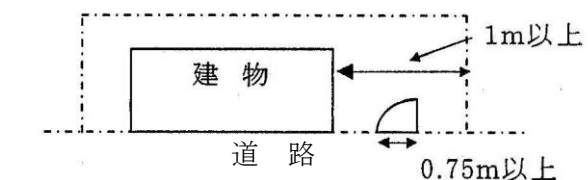
イ 道又は道に通じる幅員1 m以上の通路に通じることができる広場（建築物の屋上、階段状の部分、庇等（十分な強度を有するものに限る。））で避難及び消火活動が有効にできるもの

- ウ 外壁から1 m以内の空地又は通路にある樹木、へい及びその他の工作物で、避難及び消火活動に支障ないもの（次の場合は避難及び消火活動に支障ないものと認めて差し支えない。）
- (ア) へい等の部分的な突き出しと外壁との間が75cm以上である場合（第5－5図参照）



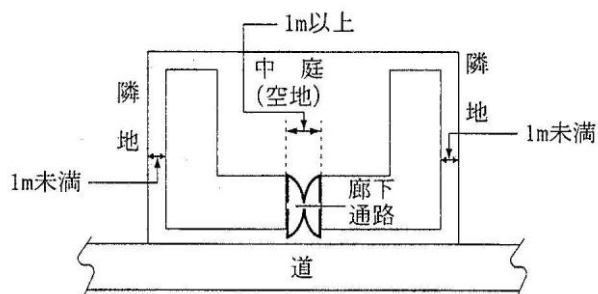
第5－5図

- (イ) 出入口がある場合で、出入口の幅が75cm以上であり、かつ、当該出入口が内外から容易に避難及び進入できるものであるとき（第5－6図参照）。



第5－6図

- エ 傾斜地及び河川敷で避難及び消火活動が有効にできるもの
- オ 周囲が建物で囲まれている中庭等で当該中庭等から通じる通路等があり、次のすべてに適合するもの（第5－7図参照）
- (ア) 中庭から道に通じる出入口の幅員は、1 m以上であること。
- (イ) 中庭から道に通じる部分は、廊下又は通路であること。
- (ウ) 中庭から道に通じる部分の歩行距離は、20m以下であり、かつ、直接見通しができるものであること。
- (エ) 道に面する外壁に2以上の大型開口部があること。
- (オ) 道に面する外壁の開口部で必要面積の1／2以上を確保できること。



第5－7図

- カ 避難階部分の一部が開放廊下、ピロティー等になっている場合で、当該開放廊下等の幅員が1 m以上であるもの
- キ 平面駐車場で、避難及び消火活動に支障がないもの

### 3 開口部の構造

- (1) 次に掲げる開口部は、省令第5条の2第2項第3号の「内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うことができる（第5－1表参照）。

#### ア はめ殺しの窓等

- (ア) 普通板ガラス（旧 JIS R 3201）、フロート板ガラス（JIS R 3202）、磨き板ガラス（JIS R 3202）、型板ガラス（JIS R 3203）、熱線吸収板ガラス（JIS R 3208）又は熱線反射ガラス（JIS R 3221）（ガラスの厚さが6 mm 以下のもの）
- (イ) 強化ガラス（JIS R 3206）又は耐熱板ガラス（ガラスの厚さが5 mm 以下のもの）
- (ウ) ポリエチレンテレフタレート（以下「PET」という。）製窓ガラス用フィルム（JISA 5759 に規定するもの。以下同じ。）のうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。）以外で、基材の厚さが100  $\mu$ m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）を前(ア)又は(イ)のガラスに貼付したもの
- (エ) 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが400  $\mu$ m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）を前(ア)又は(イ)のガラスに貼付したもの
- (オ) 前(ア)又は(イ)に金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラス（通称Low-E膜付きガラス）
- (カ) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが100  $\mu$ m を超え400  $\mu$ m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）を前(ア)又は(イ)のガラスに貼付したもので、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場（奥行き1 m以上、かつ、長さ4 m以上のもの。以下同じ。）が設けられているもの
- (キ) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが100  $\mu$ m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）を前(ア)又は(イ)のガラスに貼付したもので、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの
- (ク) 複層ガラス（JIS R 3209）で、その2枚以上の材料板ガラスがそれぞれ前(ア)から(キ)までのいずれかにより構成されているもの
- (ケ) 前(ア)から(ク)まで以外であって、窓を容易にはずすことができるもの

#### イ 屋内でロックされている窓等

次に掲げるガラス窓等のうち、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの（窓に設置される鍵（クレセント錠又は補助錠をいう。）は2以下で、別個の鍵を用いたり暗証番号を入力したりしなければ解錠できないような特殊なクレセントやレバーハンドル等が設置されていないものに限る。）

なお、(ア)及び(エ)のガラス窓等（窓ガラス用フィルム等を貼付したものを含む。）については、アの「はめ殺しの窓等」として取り扱うことができる。

- (ア) 普通板ガラス、フロート板ガラス、磨き板ガラス、型板ガラス、熱線吸収板ガラス又は熱線反射ガラス入り窓等（ガラスの厚さが 6 mm 以下のもの）
- (イ) 網入板ガラス（JIS R 3204）又は線入板ガラス（JIS R 3204）入り窓等（ガラスの厚さが 6.8mm 以下のもの）
- (ウ) 前(イ)以外の網入板ガラス又は線入板ガラス入り窓等で、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの（ガラスの厚さが 10mm 以下のもの）
- (エ) 強化ガラス又は耐熱板ガラス入り窓等（ガラスの厚さが 5 mm 以下のもの）
- (オ) 合わせガラス（JIS R 3205）入り窓等（フロート板ガラス 6.0mm 以下+ポリビニルブチラール（以下「PVB」という。）30mil 以下+フロート板ガラス 6.0mm 以下、網入板ガラス 6.8mm 以下+PVB30mil 以下+フロート板ガラス 5.0mm 以下、フロート板ガラス 6.0mm 以下+エチレン酢酸ビニル共重合体中間膜（株式会社ブリヂストン製のものに限る。以下「EVA」という。）0.4mm 以下+PETフィルム 0.13 mm以下+EVA中間膜 0.4mm 以下+フロート板ガラス 6.0mm 以下、フロート板ガラス 6.0mm 以下+EVA中間膜 0.8mm 以下+フロート板ガラス 6.0mm 以下、網入板ガラス 6.8mm 以下+EVA中間膜 0.4mm 以下+PETフィルム 0.13 mm以下+EVA中間膜 0.4mm 以下+フロート板ガラス 5.0mm 以下、網入板ガラス 6.8mm 以下+EVA中間膜 0.8mm 以下+フロート板ガラス 5.0mm 以下）
- (カ) 前(オ)以外の合わせガラス入り窓等で、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの（フロート板ガラス 5.0mm 以下+PVB60mil 以下+フロート板ガラス 5.0mm 以下、網入板ガラス 6.8mm 以下+PVB60mil 以下+フロート板ガラス 6.0mm 以下、フロート板ガラス 3.0mm 以下+PVB60mil 以下+型板ガラス 4.0mm 以下）
- (キ) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが 100  $\mu$ m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）を前(ア)から(カ)までのいずれかのガラスに貼付したもの
- (ク) 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが 400  $\mu$ m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）を前(ア)から(カ)までのいずれかのガラスに貼付したもの
- (ケ) 前(ア)から(カ)までのいずれかに金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラス（通称Low-E膜付きガラス）
- (コ) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが 100  $\mu$ m を超え 400  $\mu$ m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）を前(ア)から(エ)までのいずれかのガラスに貼付したもの
- (サ) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが 100  $\mu$ m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）を前(ア)から(エ)までのいずれかのガラスに貼付したもの
- (シ) 複層ガラス入り窓等で、その2枚以上の材料板ガラスがそれぞれ前(ア)から(サ)（前(ウ)及び前(ウ)に前(キ)から(サ)に示す加工をしたものを除く。）までのいずれかにより構成されるもの
- ウ 前ア及びイ以外の窓等
- 前イ(オ)及び(カ)（これらに前イ(キ)から(ケ)に示す加工をしたものを含む。）に示すガラス以外の合わせガラスの取扱いは、別記「合わせガラスに係る破壊試験ガイドライン」の結果とする。

エ 軽量シャッター（JIS A 4704 で定めるスラットの板厚が 1.0mm 以下のものをいう。以下同じ。）の開口部

（ア）煙感知器と連動により解錠した後、屋内外から手動で開放できるもの（非常電源付きのものに限る。）

（イ）非常解錠装置を備えたもので、避難階又はこれに準ずる階に設けられたもの

※ 避難階に準ずる階とは、屋外階段又は人工地盤等を利用して当該開口部まで容易に到達することができる階

（ウ）共同住宅の雨戸として設けられたもので、開口部に建基政令第 126 条の 7 第 5 号に規定するバルコニー等の消防活動スペースが確保されているもの

（エ）屋外から常時手動で解錠できるサムターン付軽量シャッター

オ 防火設備（シャッター）の開口部

（ア）防災センター、警備員室又は中央管理室等常時人がいる場所から遠隔操作で開放できるもの（非常電源付きのものに限る。）

（イ）屋内外から電動により開放できるもの（非常電源付きのものに限る。）

（ウ）屋外から水圧によって開放できる装置を備えたもので、開放装置の送水口が 1 階又は避難階で消防隊が容易に部署できるもの（シャッター等の水圧開放装置に関する取扱いについて（昭和 52 年 12 月 19 日消防予第 251 号）に適合しているものに限る。）

カ 二重窓等

（ア）はめ殺しの窓等で、ア（ア）又は（イ）に掲げるもの

（イ）屋内外から開放できるガラス入り窓等

（ウ）エに掲げる軽量シャッターとガラス入り窓等

キ 間仕切り壁を設けることにより、室内と開口部が区画された構造のもので、開口部と対する部分に出入口が設けられたもの（出入口は、屋内外から手動で開放できるものに限る。）（第 5－8 図参照）

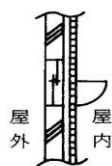
ク 開口部と間仕切り壁等の間に通路を設け、間仕切り壁等の出入口を有効に設けたもので、次の全てに適合するもの又はこれと同等以上に支障がないと認められるもの（第 5－9 図参照）

（ア）通路は、通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物が存置されていないことなど通常通行に支障ないこと。

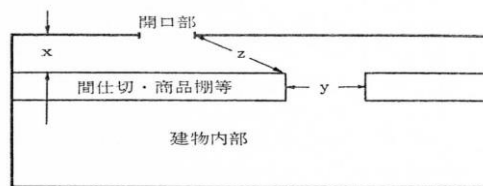
（イ）通路及び間仕切り壁等の出入口の幅員は、おおむね 1 m 以上、高さは 1.8m 以上として、下端は床面から 15cm 以下であること。

（ウ）間仕切り壁等の出入口と一の外壁の開口部との距離は、おおむね 10m 以下であること。





第 5 - 8



第 5 - 9

ケ 次の全てに適合するガラス小窓付き鉄扉

- (ア) 小窓の大きさは横 15cm 以上、かつ、縦 40cm 以上であること。
- (イ) 床面から小窓の下端までの高さは 1.2m 以内であること。
- (ウ) サムターン等の施錠装置は、小窓の下端から 25 cm 以内にあること。
- (エ) 小窓に用いるガラス等は別表第 5 - 1 表に適合すること。

コ 鉄扉ドア等において、屋内側に施錠装置がなく、屋外側に南京錠その他消防隊が外部から容易に破壊することにより進入できるもの（南京錠等により施錠された際、人が屋内に存するものを除く。）

## (2) 開口部の有効寸法

開口部の有効寸法の算定は、開口部の形式等により第 5 - 2 表により判断するものであること。

## (3) 開口部の周辺状況

ア (1)の開口部の周辺に広告物、看板、日除け、雨除け等を設ける場合は、避難及び消防隊の進入に支障ないものであること。

イ 店舗等において、(1)の開口部に面して什器等を設置する場合は、概ね次の条件を満たすものであること。

- (ア) 高さ 1.5m、幅 2 m、奥行 0.6m 以下であること。
- (イ) キャスター付きで、ロック機能が無いこと。

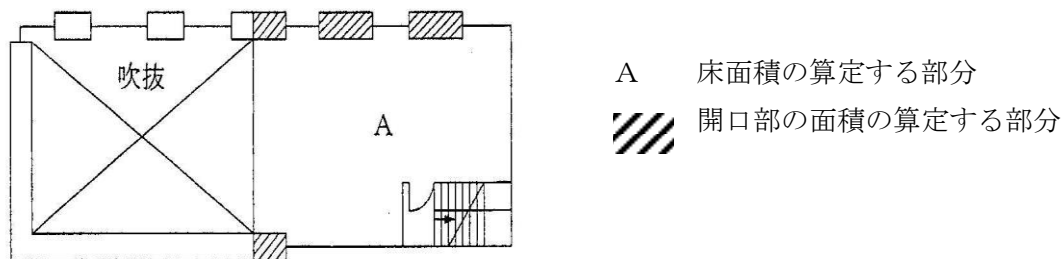
## 4 その他

(1) 同一階が屋外空間等で隔てられている場合又は開口部のない壁で区画されている場合（令 8 区画を除く。）にあっては、隔てられた部分又は区画された部分の床面積を合わせて無窓階以外の階の判定を行うこと。なお、隔てられた部分又は区画された部分ごとに平均して開口部を設けるように指導すること。◆

(2) 吹き抜けのある場合の床面積及び開口部の取扱いは、次によるものとする（第 5 - 10 図参照）。

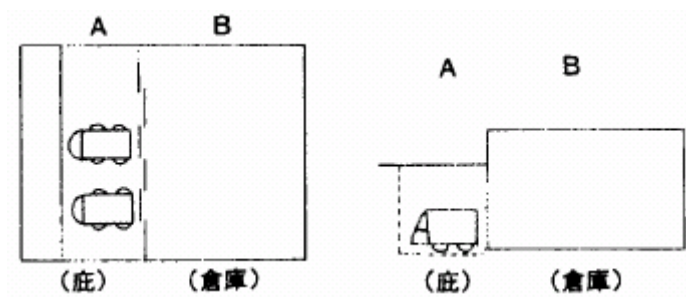
ア 床面積の算定は、当該階の床が存する部分とする。

イ 開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。



第5-10図

- (3) 十分に外気に開放されている部分で、かつ、屋内的用途に該当する部分については、床面積の算定上は当該部分を算入して行うとされているが、無窓階の判定を行う上ではこれによらないものとする（第5-11図参照）。



※ ポーチ部分の面積Aは、十分外気に開放されているが、自動車車庫としての用途を有すると認められるため、床面積の算定上は算入される。したがって建築物の床面積は倉庫部分の面積Bと合算して(A+B)となるが、無窓階の判定上は、ポーチ部は外部空間として取り扱い、床面積Bの1/30の開口部の有無により判断するものとする。

第5-11図

- (4) 営業中は、省令第5条の3で定める開口部を有するが、閉店後は、重量シャッター等を閉鎖することにより無窓階となる階で、防火対象物全体が無人となる防火対象物の当該階については、無窓階以外の階として取り扱うことができる。

ただし、政令別表第1(14)項に掲げる防火対象物は除くものとする。

第5-1表

| 開口部の条件<br><br>ガラス開口部の種類                                      |                                                                                                             |       | 無窓階判定（省令第5条の3） |                     |                    |                    |
|--------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----------------|---------------------|--------------------|--------------------|
|                                                              |                                                                                                             |       | 足場有り           | 足場なし                |                    |                    |
|                                                              |                                                                                                             |       |                | 窓ガラス用<br>フィルム<br>なし | 窓ガラス用<br>フィルム<br>A | 窓ガラス用<br>フィルム<br>B |
| 普通板ガラス<br>フロート板ガラス<br>磨き板ガラス<br>型板ガラス<br>熱線吸収板ガラス<br>熱線反射ガラス | 厚さ6mm以下                                                                                                     | 引き違い  | ○              | ○                   | ○                  | △                  |
|                                                              |                                                                                                             | F I X | ○              | ○                   | ○                  | ×                  |
| 網入板ガラス<br>又は線入板ガラス                                           | 厚さ6.8mm以下                                                                                                   | 引き違い  | △              | △                   | △                  | △                  |
|                                                              |                                                                                                             | F I X | ×              | ×                   | ×                  | ×                  |
|                                                              | 厚さ10mm以下                                                                                                    | 引き違い  | △              | ×                   | ×                  | ×                  |
|                                                              |                                                                                                             | F I X | ×              | ×                   | ×                  | ×                  |
| 強化ガラス<br>耐熱板ガラス                                              | 厚さ5.0mm以下                                                                                                   | 引き違い  | ○              | ○                   | ○                  | △                  |
|                                                              |                                                                                                             | F I X | ○              | ○                   | ○                  | ×                  |
| 合わせガラス                                                       | フロート板ガラス 6.0 mm以下 +<br>PVB30mil（膜厚 0.76mm）以下 + フロート<br>板ガラス 6.0 mm以下                                        | 引き違い  | △              | △                   | △                  | ×                  |
|                                                              |                                                                                                             | F I X | ×              | ×                   | ×                  | ×                  |
|                                                              | 網入板ガラス 6.8mm以下 + PVB30mil（膜<br>厚 0.76mm）以下 + フロート板ガラス 5.0<br>mm以下                                           | 引き違い  | △              | △                   | △                  | ×                  |
|                                                              |                                                                                                             | F I X | ×              | ×                   | ×                  | ×                  |
|                                                              | フロート板ガラス 5.0 mm以下 +<br>PVB60mil（膜厚 1.52mm）以下 + フロート<br>板ガラス 5.0 mm以下                                        | 引き違い  | △              | ×                   | ×                  | ×                  |
|                                                              |                                                                                                             | F I X | ×              | ×                   | ×                  | ×                  |
|                                                              | 網入板ガラス 6.8mm以下 + PVB60mil（膜<br>厚 1.52mm）以下 + フロート板ガラス 6.0<br>mm以下                                           | 引き違い  | △              | ×                   | ×                  | ×                  |
|                                                              |                                                                                                             | F I X | ×              | ×                   | ×                  | ×                  |
|                                                              | フロート板ガラス 3.0 mm以下 +<br>PVB60mil（膜厚 1.52mm）以下 + 型板ガ<br>ラス 4.0 mm以下                                           | 引き違い  | △              | ×                   | ×                  | ×                  |
|                                                              |                                                                                                             | F I X | ×              | ×                   | ×                  | ×                  |
| 合わせガラス                                                       | フロート板ガラス 6.0mm以下 + E V A<br>中間膜 0.4mm以下 + P E T フィルム<br>0.13 mm以下 + E V A 中間膜 0.4mm以下<br>+ フロート板ガラス 6.0mm以下 | 引き違い  | △              | △                   | △                  | ×                  |
|                                                              |                                                                                                             | F I X | ×              | ×                   | ×                  | ×                  |
|                                                              | フロート板ガラス 6.0mm以下 + E V A                                                                                    | 引き違い  | △              | △                   | △                  | ×                  |

|        |                                                                                            |       |   |   |   |   |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---|---|---|---|
|        | 中間膜 0.8mm 以下+フロート板ガラス 6.0mm 以下                                                             | F I X | × | × | × | × |
|        | 網入板ガラス 6.8mm 以下+E V A中間膜 0.4mm 以下+P E Tフィルム 0.13 mm 以下+E V A中間膜 0.4mm 以下+フロート板ガラス 5.0mm 以下 | 引き違い  | △ | △ | △ | × |
|        |                                                                                            | F I X | × | × | × | × |
|        | 網入板ガラス 6.8mm 以下+E V A中間膜 0.8mm 以下+フロート板ガラス 5.0mm 以下                                        | 引き違い  | △ | △ | △ | × |
|        |                                                                                            | F I X | × | × | × | × |
| 倍強度ガラス |                                                                                            | 引き違い  | × | × | × | × |
|        |                                                                                            | F I X | × | × | × | × |
| 複層ガラス  | 構成するガラスごとに本表（網入板ガラス及び線入板ガラス（窓ガラス用フィルムを貼付したもの等を含む。）は、厚さ 6.8 mm以下のものに限る。）により評価し、全体の判断を行う。    |       |   |   |   |   |

〔備考〕

- 1 ガラスの厚さの単位は、日本産業規格（J I S）において用いられる「呼び厚さ」の「mm」を用いる。
- 2 「足場有り」とは、避難階又はバルコニー（建基政令第 126 条の 7 第 5 号（奥行き 1 m以上、かつ、長さ 4 m以上）に規定する構造以上のもの）、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているものの
- 3 「引き違い」とは引き違い窓、片開き戸、開き戸等、通常は部屋から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
- 4 「F I X」とは、はめ殺し窓をいう。
- 5 合わせガラス及び倍強度ガラスは、それぞれ JIS R 3205 及び JIS R 3222 に規定するものをいう。
- 6 「窓ガラス用フィルムなし」は、ポリエチレンテレフタレート（以下「P E T」という。）製窓ガラス用フィルム（JIS A 5759 に規定するもの。以下同じ。）等を貼付していないガラスをいう。
- 7 「窓ガラス用フィルムA」は、次のものをいう。
  - (1) P E T製窓ガラス用フィルムのうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。）以外で、基材の厚さが 100 μ m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）を貼付したガラス
  - (2) 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが 400 μ m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）を貼付したガラス
  - (3) 低放射ガラス（通称L o w - E膜付きガラス）（金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラスであること。）
- 8 「窓ガラス用フィルムB」は、次のものをいう。
  - (1) P E T製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが 100 μ m を超え 400 μ m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）を貼付したガラス
  - (2) P E T製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが 100 μ m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）を貼付したガラス

9 「足場有り」欄の判定は、窓ガラス用フィルムの有無にかかわらず、すべて（窓ガラス用フィルムなし、窓ガラス用フィルムA、窓ガラス用フィルムB）同じ判定であること。

10 合わせガラスに用いるEVA（エチレン酢酸ビニル共重合体）中間膜は株式会社ブリヂストン製のものに限る。

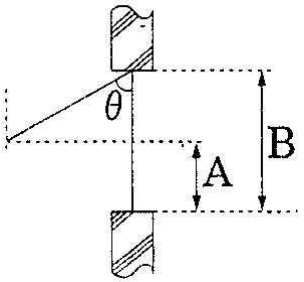
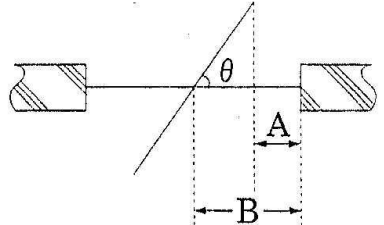
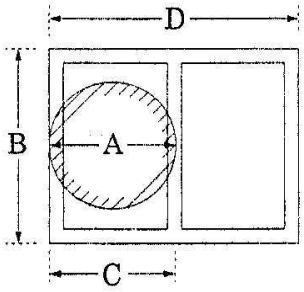
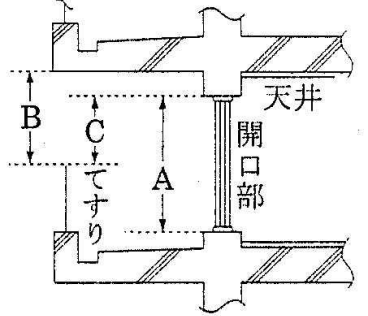
〔凡例〕

○：開口部全体を省令第5条の3第2項第3号後段に規定する開口部として取り扱うことができる。

△：ガラスの一部を破壊し、外部から開放できる部分（引き違い窓の場合概ね1/2の面積で算定する。）を省令第5条の3第2項第3号後段に規定する開口部として取り扱うことができる。

×：省令第5条の3第2項第3号後段に規定する開口部として取り扱うことはできない。

第5－2表

|                      | 型 式                                                                                                                                                                | 判 断                                                                                                                                                         |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 突き出し窓                |  <p>(注) <math>\theta</math> は、最大開口角度 (<math>0^{\circ} \sim 90^{\circ}</math>)</p> | <p>Aの部分とする。</p> <p>(注) <math>A = B (1 - \cos \theta)</math></p>                                                                                             |
| 回転窓                  |  <p>(注) <math>\theta</math> は、最大開口角度 (<math>0^{\circ} \sim 90^{\circ}</math>)</p> | <p>Aの部分とする。</p> <p>(注) <math>A = B (1 - \cos \theta)</math></p>                                                                                             |
| 引き違い窓<br>(上げ下げ窓を含む。) |  <p>(注) 1 A及びC = <math>1 / 2 D</math><br/>2 Aは、50cmの円の内接又は1 mの円の内接</p>          | <p>A又はB × Cとする。</p> <p>なお、次による寸法の場合は、50cm以上の円が内接するものと同等以上として取扱うことができる。</p> <p>B = 1.0m (0.65m) 以上<br/>C = 0.45m (0.4m) 以上</p> <p>(注) ( ) 内は、バルコニー等がある場合</p> |
| 外壁面にバルコニー等がある場合      |  <p>天井<br/>開口部<br/>てすり</p>                                                      | <p>Aの部分とする。</p> <p>なお、Bは1 m以上で、てすりの高さは、床面から1.2m以下とする。</p> <p>(注) バルコニーの幅員はおおむね 60cm 以上の場合に限る。これによりがたい場合はCを開口寸法とする。</p>                                      |

## 別記

### 合わせガラスに係る破壊試験ガイドライン

#### 第1 適用範囲

このガイドラインは、防火対象物の開口部に日本産業規格R3205に規定する合わせガラスを引き違い窓等として用いた場合に、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できることを確認する試験に適用する。

※ 合わせガラスとは、2枚以上の材料板ガラスで中間膜（材料板ガラスの間に両者を接着する目的で介在する合成樹脂の層をいう。）を挟み込み全面接着したもので、外力の作用によって破損しても、破片の大部分が飛び散らないようにしたものをいう。

#### 第2 用語の定義

このガイドラインにおいて用いる用語の定義は、次による。

- 1 破壊器具：消防隊が消防活動を行う際に消防対象物の一部を破壊するために使用する器具をいう。
- 2 打撃力：破壊器具を振り式に自由落下させることにより、ガラス面に与える衝撃力をいう。
- 3 打撃高さ：破壊器具を振り式に自由落下させる位置（ピックル先端）とガラス面に衝突する位置との高さの差をいう。
- 4 足場：防火対象物の開口部の外部にバルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているものをいう。

#### 第3 ガラス破壊試験

##### 1 供試体の寸法

供試体は、高さ1,930mm×幅864mm とする。

##### 2 試験装置

- (1) ガラス破壊試験装置は図1に示す本体、図2に示す締め枠及び図3に示す破壊器具によって構成されるものとする。

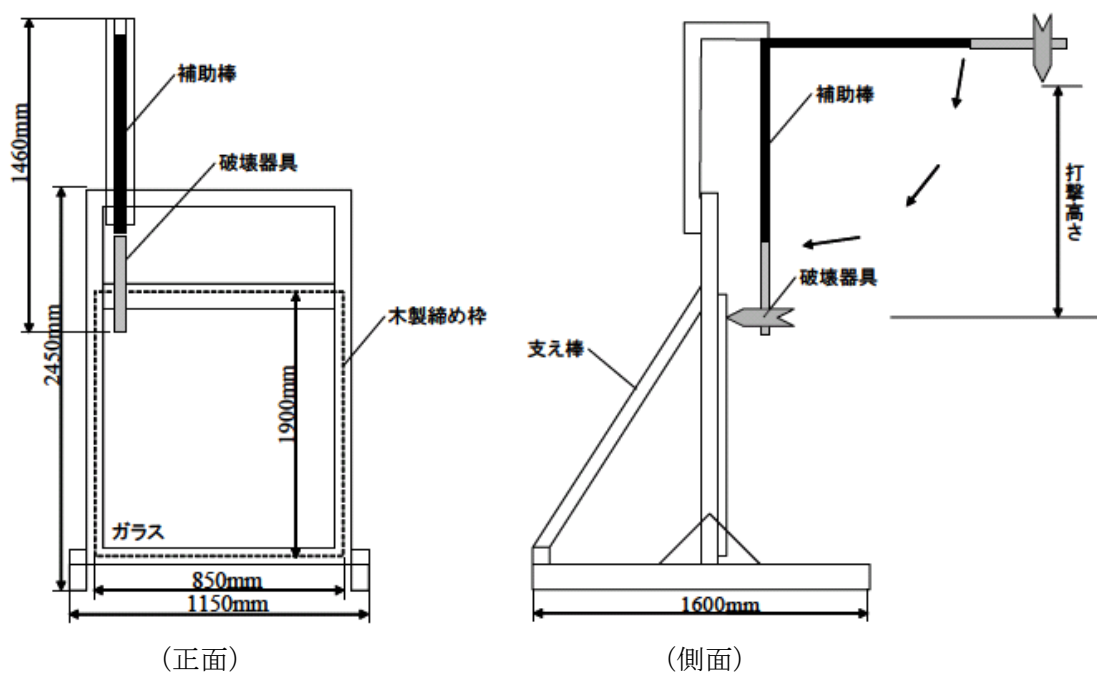


図1 本体

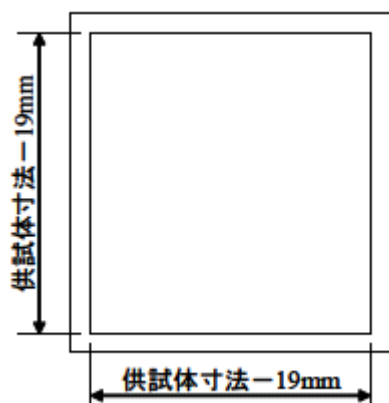


図2 締め枠

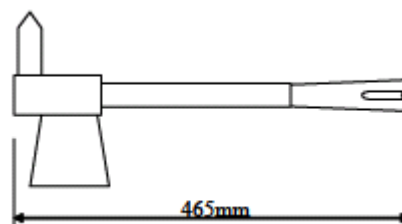


図3 破壊器具

- (2) 本体の主要部分は鋼製とし、試験時において転倒しないようにコンクリート製床面等に直接設置するものとする。
- (3) 供試体は図2に示す木製の締め枠を用いて取り付けした後、図1に示す本体に取り付けるものとする。
- (4) 供試体の4周と締め枠との接触部は、日本産業規格K6253に規定するデュロメータ硬さA50の帯状のゴム板を用いるものとする。

また、供試体は、試験時において脱落、ずれ等を起こさないよう確実に固定するものとする。  
締め枠の内のり寸法は、供試体寸法より約19mm 小さくするものとする。

- (5) 締め枠は、試験時において脱落、動揺、ずれ及びぶれが生じないよう確実に本体に固定するものとする。
- (6) 次のアからエに適合する破壊器具を木製の補助棒を用いて試験装置に取り付けるものとする。  
なお、破壊器具のピッケル先端は、試験時において、著しく変形又は損傷しているものは使用しないこと。また、補助棒は、破壊器具が供試体に対し垂直に衝突できる形状及び固定方法とするものとする。

ア おの刃、鋸状刃、ピッケル及び柄から成るものとする。

イ 材質は、鋼製とする。

ウ 質量は、約2.7kg とする。

エ 長さは、約46.5cm とする。

### 3 打撃位置について

- (1) 一次破壊試験は、クレセントの想定位置（供試体高さの1／2）からガラス面内方向に水平125mm の位置とする。
- (2) 二次破壊試験は、クレセントの想定位置からガラス面内方向に水平 125mm の位置及び補助錠の想定位置（ガラス左上隅部）からガラス面内方向に縦横それぞれ125mm の位置とする。

### 4 試験方法

- (1) 特に指定がない限り、試験は平温状態において実施する。

#### (2) 一次破壊試験

ア 供試体を締め枠に取り付けた後、締め枠を本体に取り付ける。この際、合わせガラスの屋外面を打撃側に取り付けるものとする。

イ 破壊器具を静止の状態における位置から打撃力を確保できる打撃高さ70cm(破壊作業のできる足場がある場所に限り設置するものにあっては、打撃力を確保できる打撃高さ180cm) の高



さに保持した後、振子式に自由落下させ、前3(1)の位置をピックル部分で打撃し、その破壊状況を観察する。

ウ イの試験を最大3回(補助錠を設けるものにあつては、クレセント直近で最大3回又は補助錠直近の位置で最大3回)繰り返し実施する。

### (3) 二次破壊試験

ア (2)の破壊試験を行い合格となった供試体について、試験員が破壊器具を用いて二次的な破壊試験を実施する。

一次破壊試験の打撃高さが70cm の場合は、破壊器具を片手持ちとし、打撃高さが180cm の場合は両手持ちとする。

イ 試験員による二次破壊試験については、1枚の供試体につき一人の試験員が行い、かつ供試体6枚に対して複数の試験員で実施する。

## 第4 判定基準

破壊試験は供試体6枚について行い、5枚の供試体が次の1及び2の基準に適合しなければならぬ。ただし、供試体6枚中連続して4枚が1及び2の基準に適合した場合は、供試体4枚をもって合格とする。

### 1 一次破壊試験

供試体を貫通又は供試体におおむね1cm 以上のクラック・ひび割れ・くぼみ等が観察されたものを合格とする。

なお、打撃回数が3回以内であっても、貫通又はおおむね1cm 以上のクラック・ひび割れ・くぼみ等が観察された場合は、当該打撃回数をもって合格とする。

### 2 二次破壊試験

一の供試体につき60秒以内に15cm×15cm 以上の開口を確保できたものを合格とする。ただし、それが確保できない場合であっても、容易に腕を通すことができる開口が確保された場合は合格とする。

## 第6 収容人員の算定

### 1 共通の取扱い

収容人員の算定にあたっては、防火対象物の区分に従い、省令第1条の3に規定する算定方法により算定するほか、次によること。

#### (1) 収容人員算定の基本

ア 収容人員の算定は、法第8条適用については棟単位（同一敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が2以上存する場合は、当該2以上の防火対象物の棟収容人員を合算した数）であるが、政令第24条の適用については棟単位又は階単位、政令第25条の適用については階単位とする。

イ 防火対象物の主たる用途以外の機能的に従属していると認められる部分についても、防火対象物の用途判定に従い算定する。

ウ 2以上の用途の存する防火対象物で主たる用途部分以外の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の10%以下で、かつ、300㎡未満であることにより、主たる用途の項と取り扱われている防火対象物（みなし従属の防火対象物）についても、防火対象物の用途判定に従い算定する。

#### (2) 従業者の取扱いは次によること。

ア 従業者の数は、正社員又は臨時社員等の別を問わず平常時における最大勤務者数とすること。ただし、短期的かつ臨時的に雇用されるものにあつては、従業者として取り扱わない。

イ 交替制勤務制度の場合、従業者の数は通常の勤務時間帯における数とし、勤務時間帯の異なる従業者が重複して在所する交替時の数としないこと。ただし、引継ぎ以後も重複して就業する勤務体制にあつては、その合計とすること。

ウ 指定された執務用の机等を有する外勤者は、従業者の数に算入すること。

エ 階単位で収容人員を算定するにあたって、2以上の階で執務する者については、当該それぞれの階に指定された執務用のいす等を有し、かつ、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の人員に算入すること。

オ 階単位に収容人員を算定する場合、従業者が使用する社員食堂等は、当該部分を3㎡で除して得た数の従業者があるものとして算定すること。ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、従業者の数とすること。

#### (3) 収容人員を算定するにあたっての床面積の取扱いは、次によること。

ア 単位面積当たりで除した際的小数点以下の数は切り捨てるものであること。

イ 廊下、階段及び便所は、原則として収容人員算定の床面積に含めないものであること。

#### (4) 固定式のいす席とは、構造的に固定されているもの又は設置されている場所が一定で固定的に使用され、かつ、移動が容易に行えないものであり、次に掲げる床に固定されないいす席は「固定式のいす席」として取り扱うこと。

ア ソファ等はいす席

イ いす席の相互を連結したいす席

なお、固定的なテーブルに通常対応する容易に移動可能ないす席の数が、その他の部分と

して算定した収容人員の数よりも大きい場合は、当該いす席の数に応じた防火管理規制及び消防用設備等の設置を指導すること。◆

## 2 政令別表第1の各項ごとの取扱い

### (1) (1)項の防火対象物

ます席、大入場等のすわり席及び移動いすを使用する客席部分は、その他の部分として 0.5 m<sup>2</sup>で除して算定すること。

長いす席を使用する部分は、長いす席の正面幅を合計することなく個々の長いす席ごとに算定すること。

立見席については、当該部分の床面積を 0.2 m<sup>2</sup>で除して得た数とすること。

### (2) (2)項及び(3)項の防火対象物

ア 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができるものの数については、次によること。

(ア) ボーリング場は、レーンに附属する固定いす席の数とする。

(イ) ビリヤードは1台につき2人とする。

(ウ) 麻雀は1台につき4人とする。

(エ) ルーレット等ゲーム人員に制限のないものについては、台等の寄り付き 0.5mにつき1人として算定する。

なお、遊技人員が明確に限定できるものについては、その数による。

イ ボーリング場内にゲームコーナーがある場合は、当該コーナーの機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数を合算して収容人員を算定すること。

ウ キャバレー等のホステスは、従業者として取り扱うこと。

エ 芸者等で派遣の形態がとられているものについては、従業者として取り扱わないこと。

オ ディスコ及びダンスホールの踊りに供する部分は、その他の部分として 3 m<sup>2</sup>で除して算定すること。

カ 屋上ビアガーデン等の屋外部分で客を収容する場合は、従業者の数と当該部分の床面積を 3 m<sup>2</sup>で除して得た数を合算して収容人員を算定すること。

### (3) (4)項の防火対象物

ア 売り場内のショーケース等を置いている部分は、主として従業者以外の者の使用に供する部分として算入すること。

イ 一般住宅の用途に供する部分、駐車のに供する部分等については、主として従業者以外の者の使用に供する部分として算入しないこと。

### (4) (5)項の防火対象物

ア 和式の宿泊室の前室部分は、宿泊室の一部として取り扱うこと。

イ 和式の宿泊室の収容人員の算定に当たっては、通常宿泊者1人当たりの床面積がおおむね 3 m<sup>2</sup>程度となるような使用実態にある場合には、「主として団体客を宿泊させるもの」に該当するものとして取り扱うこと。

ウ 1の宿泊室に洋式の部分と和式の部分（前室部分を含む。）とが併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算して算定すること。ただし、スイートル

ームなどこれらの部分が同時に宿泊利用されることのないことが明らかなものは、この限りでない。

エ 旅館・ホテル等内に集会、飲食又は休憩の用に供する部分が設けられているものであって、かつ、これらの部分が当該旅館・ホテル等の宿泊者以外の者も利用する実態にある場合には、これらの部分について省令第1条の3の表の政令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物の区分の下欄の三により算定し、全体の収容人員に合算すること。

オ 簡易宿泊所の中二階（棚状）式のものは、棚数をベッド数とみなして算入すること。

カ 共同住宅において消防同意時は、次により取り扱うものとし、竣工後は実態に即した見直しを行うこと。ただし、契約書、規定等で人数が明確な場合はその人数とする。

| 住居の型                     | 算定人員 |
|--------------------------|------|
| ワンルーム（1室とKに間仕切りがあれば「1K」） | 1人   |
| 1K、1DK、1LDK、2DK          | 2人   |
| 2LDK・3DK                 | 3人   |
| 3LDK、4DK                 | 4人   |
| 以降1室増すごとに一人増加する。         |      |

(5) (6)項の防火対象物

ア 病院等の乳幼児は、収容人員に含めること。

イ 病院が和室の場合は、旅館の和式の宿泊室の算定方法によること。

ウ 予約診療制度を実施している診療所等についても省令第1条の3によって算定すること。

エ 廊下を待合室にしている場合は、建基政令第119条に規定する廊下幅員以外の部分を3㎡で除すること。

オ 治療室及び手術室は病室に含まれないものであること。

カ 患者又は見舞客等が利用する食堂がある場合は、待合室の例によること。

(6) (7)項の防火対象物

階単位に収容人員を算定する場合は、次によること。

ア 一般教室については、教職員の数と児童、生徒又は学生の数とを合算して算定すること。

イ 特別教室等については、その室の最大収容人員とすること。

ウ 一般教室と特別教室等が同一階に存する場合、それぞれの数を合算すること。

(7) (9)項の防火対象物

ア 蒸気浴場、熱気浴場等の特殊浴場に従属するトレーニング室等のサービス室は、休憩の用に供する部分として算定すること。

イ 浴場には、釜場及び火たき場は含まれないこと。

(8) (10)項の防火対象物

車両の駐車場の従業者には、駐車場の勤務者のほかに従属的な業務に従事する者、例えば、食堂、売店の従業者等を含めること。

(9) (15)項の防火対象物

ア スイミングクラブ、テニスクラブ、ゴルフクラブ等については、プール、プールサイド、コート、打席部分、ロビー及びミーティングルームを人員算定のための床面積に算入するこ

と。ただし、通行専用部分、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、算入しないこと。

イ 一般住宅の用途に供する部分、駐車のに供する部分等については、従業者以外の者の使用に供する部分として算入しないこと。

## 第7 政令第8条に規定する区画等の取扱い

### 1 政令第8条の区画

#### (1) 政令第8条の区画の構造

政令第8条の区画（以下「令8区画」という。）の構造については、「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」とされていることから、次に示す構造を有することが必要であること。

ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。

イ 壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）及びプレキャストコンクリートカーテンウォールについては、前アに該当するものとして取り扱うものであること。

ウ 建基政令第107条第1号に定める通常の火災時の加熱に耐える時間が2時間以上の耐火性能を有すること。

エ 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から50cm以上突き出していること（第7-1図参照）。

ただし、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8区画を含む幅3.6m以上にわたり耐火構造であり、かつ、次のいずれかに適合する場合においては、その部分については、この限りでない。

(ア) これらの部分に開口部がない場合（第7-2図参照）

(イ) 令8区画を介して接する開口部相互の距離が90cm以上確保され、これに防火戸が設けられている場合（第7-3～5図参照）

オ 上下の位置に階段等を設ける場合は、次によること。

(ア) 階段、屋内通路等は、令8区画された部分ごとに専用とすること（第7-6図参照）。

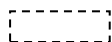
(イ) 令8区画を介して外壁面に屋外階段を設ける場合は、当該階段の周囲90cm以内は耐火構造とし、開口部を設けないこと（第7-7図参照）。◆

カ 同一階で開口部が相対し、かつ、相互間の距離が3.6m以下の場合は、当該開口部に防火設備を設けること（第7-8図参照）。◆

(凡例)



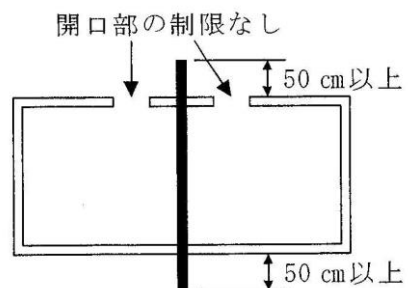
2 時間以上の耐火性能



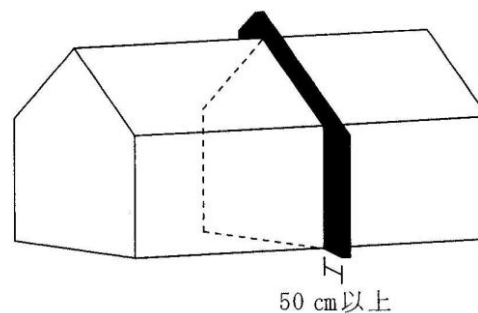
建基政令第 107 条第 1 号に定める通常の耐火性能の時間以上

0.5m 以上の突き出しを設ける場合

(平面図)



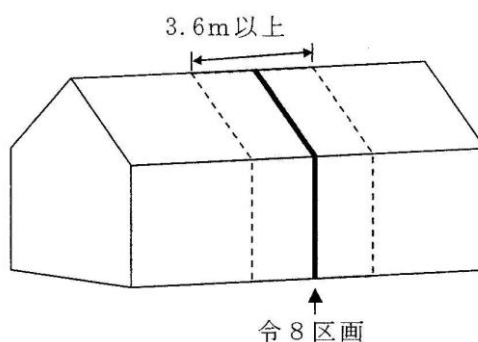
(立面図)



第 7 - 1 図

0.5m 以上の突き出しを設けなくても良い場合

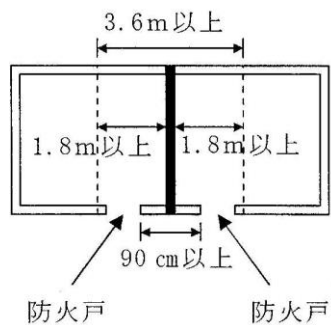
(立面図)



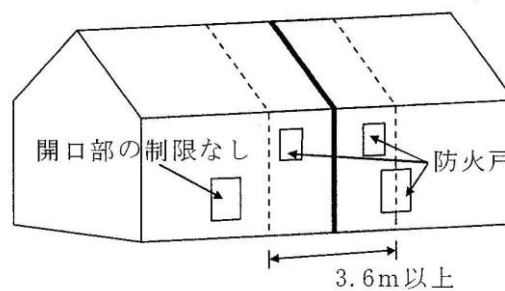
第 7 - 2 図

開口部を設ける場合の措置

(平面図)

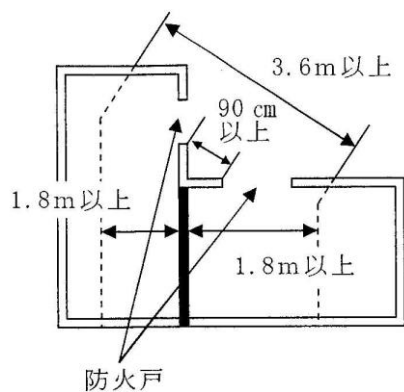


(立面図)

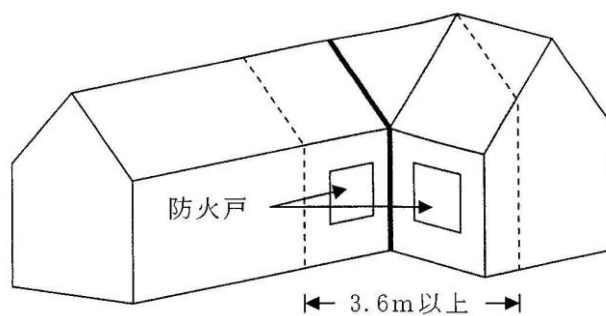


第 7 - 3 図

(平面図)

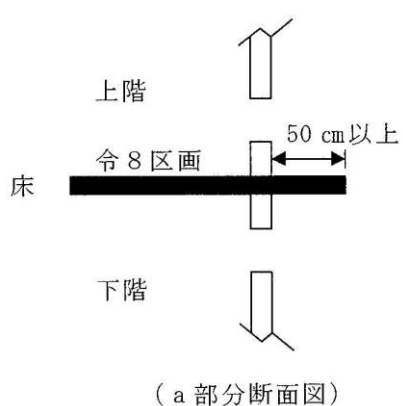
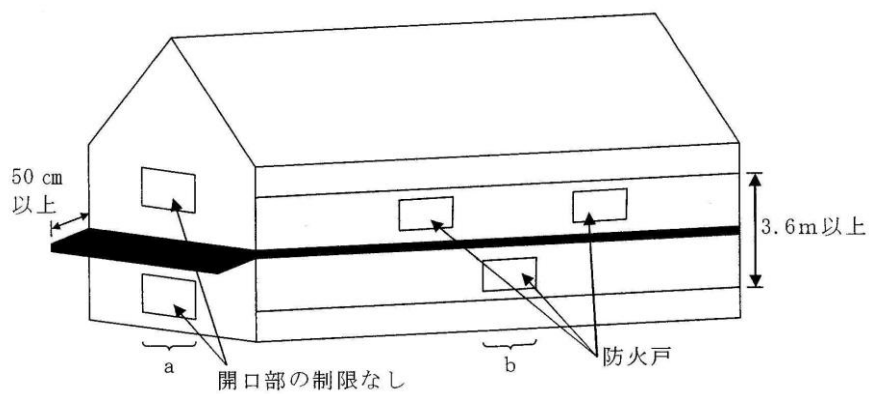


(立面図)

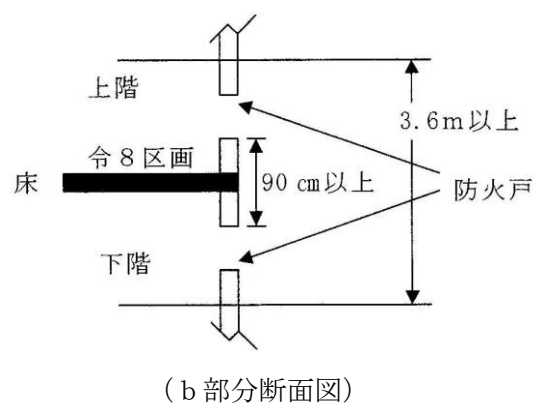


第7-4図

(立面図)



(a 部分断面図)

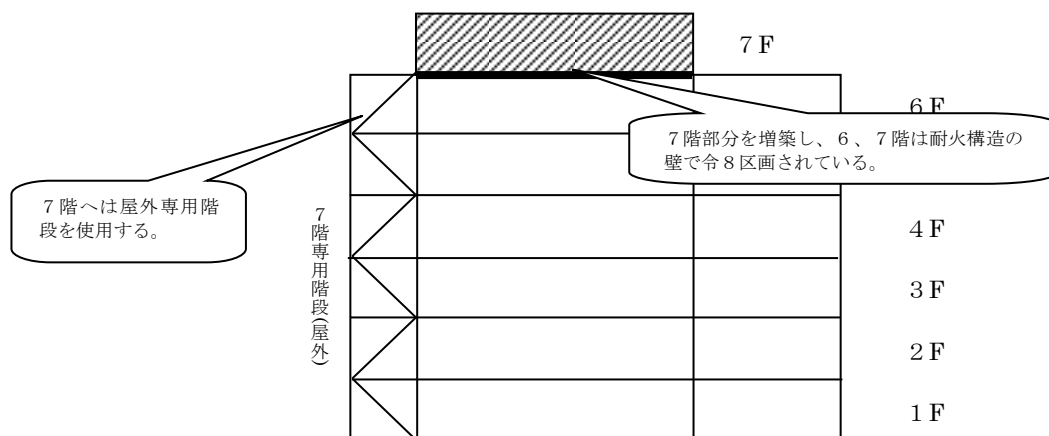


(b 部分断面図)

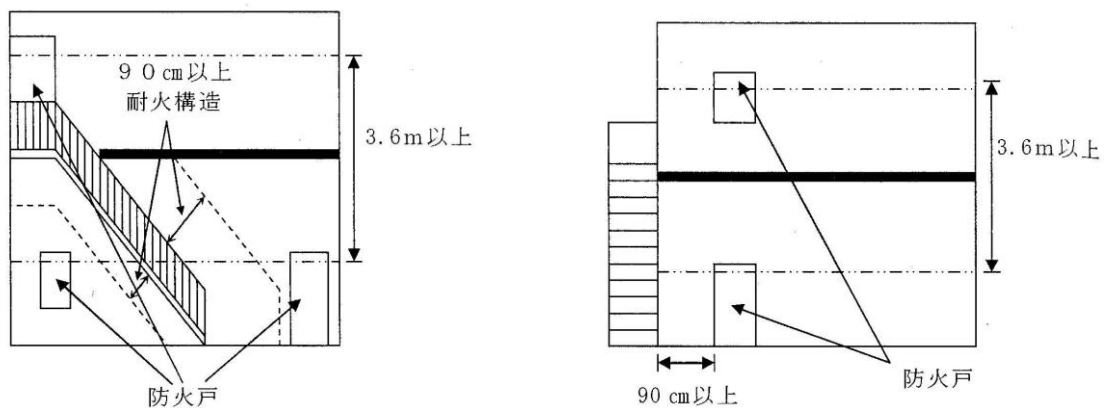
第7-5図



階段、屋内通路等を令8区画された部分ごとに専用とする場合



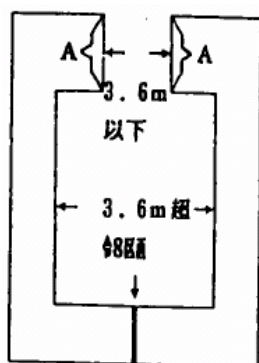
第7-6図



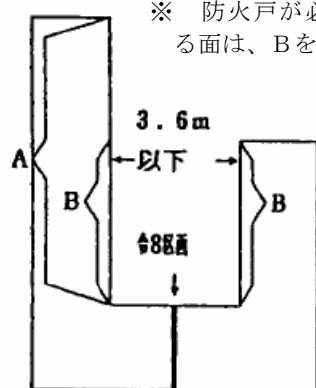
第7-7図

令8区画された部分が3.6m以内に近接する場合

※ 防火戸が必要となる面は、Aをいう。



※ 防火戸が必要となる面は、Bをいう。



第7-8図

(2) 令 8 区画を貫通する配管

令 8 区画を配管が貫通することは、原則として認められない。しかしながら、必要不可欠な配管であって、当該区画を貫通する配管について、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる場合にあっては、この限りでない。この場合の「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」と同等とみなすことができるものとは、次の事項及び第 7-1 表に適合するもの、又は消防防災用設備機器性能評定委員会（以下「性能評定委員会」という。）において性能評定されたものとする。

ア 配管の用途は、原則として給排水管（排水管に付属する通気管を含む。）であること。

イ 一の配管の外径は、200 mm 以下であること（第 7-9 図参照）。

ウ 配管を貫通させるために令 8 区画に設ける穴の直径が 300 mm 以下となる工法であること。

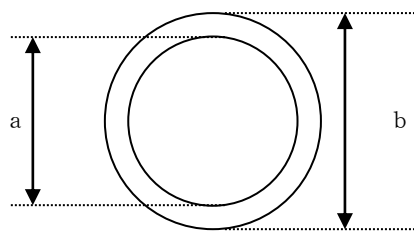
なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあっては、直径が 300 mm の円に相当する面積以下であること（第 7-10 図参照）。

エ 配管を貫通させるために令 8 区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の数値以上の距離（当該直径が 200 mm 以下の場合にあっては、200 mm）を有すること。なお、埋め戻しを完全に行うため、当該穴は、壁及び床の端部からも同様な距離をとることが望ましい（第 7-11 図参照）。

オ 配管及び貫通部は一体で通常の火災時の加熱に 2 時間以上耐える性能を有するものであること。（配管等の耐火性能は、当該貫通する区画に求められている耐火性能時間（2 時間以下の場合にあっては 2 時間）以上であること。

カ 配管の貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等の施工とすること。

キ 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。

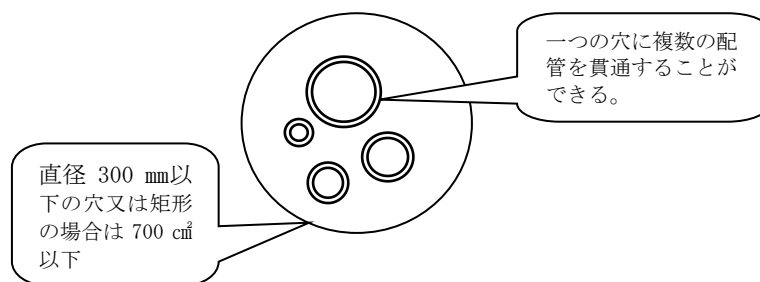


a : 配管直径 $\leq 200$  mm

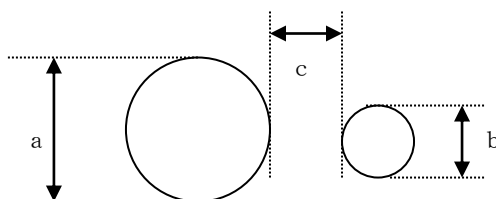
b : 穴の直径 $\leq 300$  mm

〔矩形の場合は直径 300 mmの円に相当する面積（約 700 cm<sup>2</sup>）以下〕

第 7 - 9 図



第 7 - 10 図



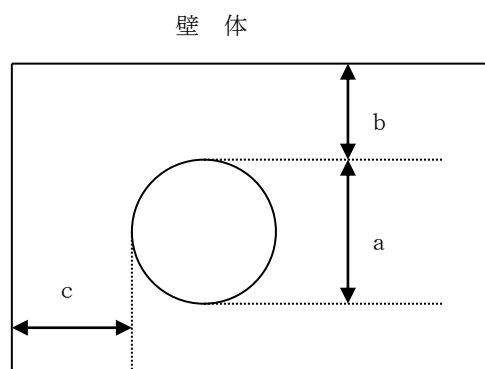
a : 穴の直径 $\leq 300$  mm

b : 穴の直径 $\leq 300$  mm

c : 穴の相互の離隔距離

$c \geq a$  か  $b$  の最大

$c \geq 200$  mm



b と c は a 以上とすること。ただし、a が 200 mm未満の時は 200 mmとする。

第 7 - 11 図

## 第7-1表

### 配管が令8区画を貫通している場合の政令第8条の適用

| 令8区画を貫通している場合の適用の条件 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1                   | <p>鋼管及び铸铁管を使用する範囲</p> <p>令8区画を貫通している部分及びその両側1m以上の範囲は、2に掲げる鋼管等とすること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 2                   | <p>鋼管等の種類</p> <p>令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) JIS G 3442 (水配管用亜鉛めっき鋼管)</p> <p>(2) JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管)</p> <p>(3) JIS G 3452 (配管用炭素鋼管)</p> <p>(4) JIS G 3454 (圧力配管用炭素鋼管)</p> <p>(5) JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼管)</p> <p>(6) JIS G 5525 (排水用铸铁管)</p> <p>(7) JWWA K 116 (水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)</p> <p>(8) JWWA K 132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)</p> <p>(9) JWWA K 140 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)</p> <p>(10) WSP 011 (フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管)</p> <p>(11) WSP 032 (排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管)</p> <p>(12) WSP 039 (フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管)</p> <p>(13) WSP 042 (排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管)</p> <p>(14) WSP 054 (フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管)</p> <p>※ JWWA：日本水道協会規格、WSP：日本水道鋼管協会規格</p> |
| 3                   | <p>貫通部の処理</p> <p>(1) セメントモルタルによる方法</p> <p>ア 日本建築学会建築工事標準仕様書(JASS)15「左官工事」によるセメントと砂を容積で1対3の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。</p> <p>イ 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充填すること。</p> <p>ウ セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。</p> <p>(2) ロックウールによる方法</p> <p>ア JIS A 9504(人造鉱物繊維保温材)に規定するロックウール保温材(充填密度150Kg/m<sup>3</sup>以上のものに限る。)又はロックウール繊維(充填密度150kg/m<sup>3</sup>以上のものに限る。)を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充填すること。</p> <p>イ ロックウール充填後、25mm以上のケイ酸カルシウム板又は0.5mm以上の鋼板を床又は壁と50mm以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。</p>                                                                                                                |
| 4                   | <p>可燃物への着火防止措置</p> <p>配管等の表面から150mmの範囲に可燃物が存する場合には、(1)又は(2)の措置を講ずること。</p> <p>(1) 可燃物への接触防止措置</p> <p>アに掲げる被覆材をイに定める方法により被覆すること。</p> <p>ア 被覆材</p> <p>ロックウール保温材(充填密度150kg/m<sup>3</sup>以上のものに限る。)又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ25mm以上の保温筒、保温帯等とすること。</p> <p>イ 被覆方法</p> <p>(ア) 床を貫通する場合</p> <p>a 鋼管等の呼び径100mm以下のもの</p> <p>貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆すること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

- b 鋼管等の呼び径100mmを超え200mm以下のもの

貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方30cmの範囲には、もう一重被覆すること。

(イ) 壁を貫通する場合

- a 鋼管等の呼び径100mm以下のもの

貫通部の壁の両面から左右30cmの範囲に一重に被覆する。

- b 鋼管等の呼び径100mmを超え200mm以下のもの

貫通部の壁の両面から左右60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右30cmの範囲には、もう一重被覆すること。

(2) 給排水管の着火防止措置

次のア又はイに該当すること。

ア 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。

イ 可燃物が直接接触しないこと。また、配管等の表面から150mmの範囲内に存在する可燃物にあっては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であること。

5 配管等の保温

配管等を保温する場合にあっては、次の(1)又は(2)によること。

(1) 保温材として4 (1) アに掲げる材料を用いること。

(2) 給排水管にあっては、JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いても差し支えない。この場合において、3及び4の規定について特に留意すること。

6 配管等の接続

配管等を1の範囲において接続する場合には、次によること。

(1) 配管等は、令8区画を貫通している部分において接続しないこと。

(2) 配管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。

ア メカニカル接続

(ア) ゴム輪（ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。）を挿入管の差し口にはめ込むこと。

(イ) 挿入管の差し口端分を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。

(ウ) 予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること。

(エ) 押し輪又はフランジで押さえること。

(オ) ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。

イ 差込み式ゴムリング接続（立管又は横枝管の接続に限る。）

(ア) 受け口管の受け口の内面にシーリング剤を塗布すること。

(イ) ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。

ここで用いるゴムリングは、EPDM（エチレンプロピレンゴム）又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。

(ウ) ゴムリングの内面にシーリング剤を塗布すること。

(エ) 挿入管の差し口にシーリング剤を塗布すること。

(オ) 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

ウ 袋ナット接続

(ア) 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。

(イ) ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。

(ウ) 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。

(エ) 袋ナットを受け口にねじ込むこと。

#### エ ねじ込み式接続

(ア) 挿入管の差し口端外面に管用テーパおネジを切ること。

(イ) 接合剤をネジ部に塗布すること。

(ウ) 継手を挿入管にねじ込むこと。

#### オ フランジ接続

(ア) 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。

(イ) 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。

(ウ) 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつけること。

(3) 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

#### 7 支持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

#### 8 その他

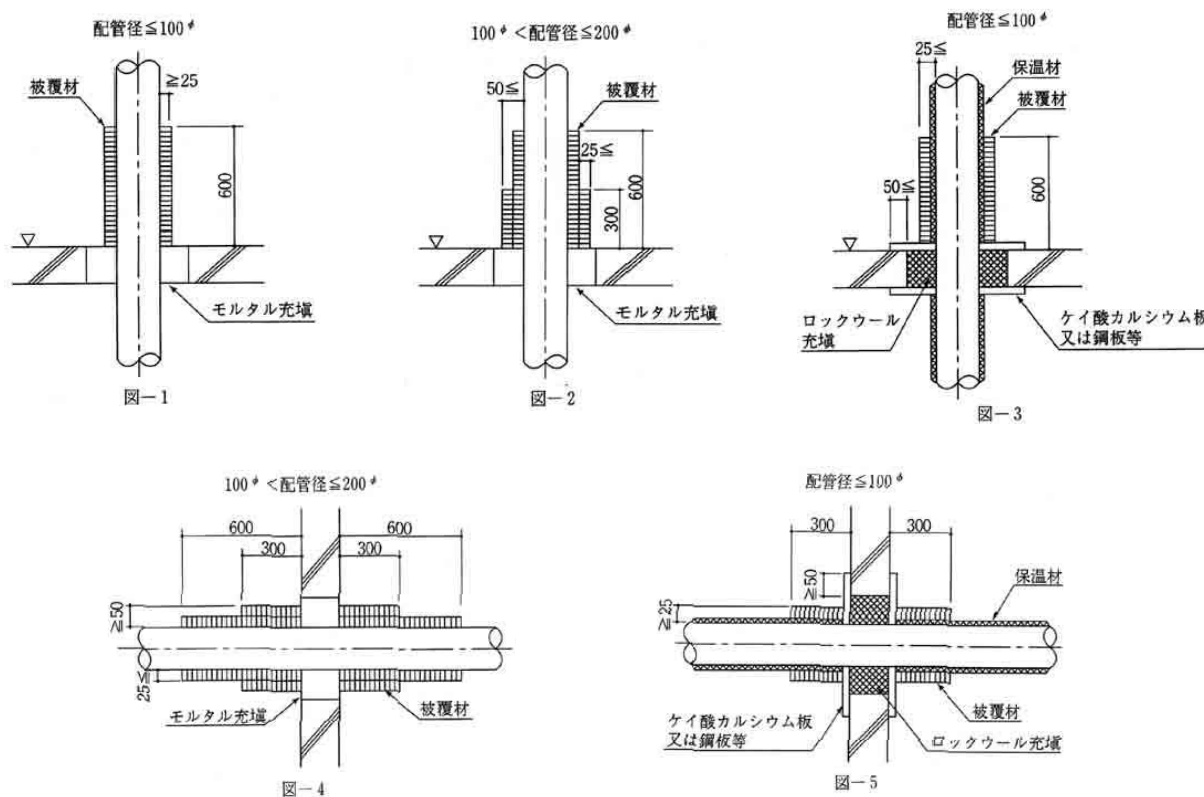
令8区画を貫通する鋼管等が、貫通部から1m以内となる部分の排水管に衛生機器を接続する場合は、次によること。

(1) 衛生機器の材質は、不燃材料であること。

(2) 排水管と衛生機器の接続部に使用する塩化ビニル製の排水ソケット、ゴムパッキン等は、不燃材料の衛生機器及び床材で覆われていること。

(参考)

施工方法の例(鋼管等の表面の近くに可燃物がある場合)

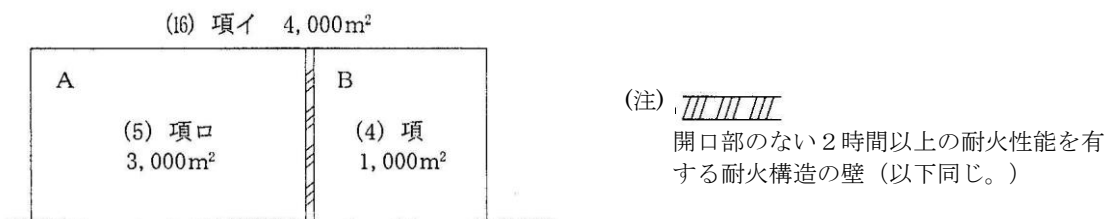


(3) 政令第8条の規定を適用した建築物における消防用設備等の設置の考え方

ア 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとに、その用途に応じて消防用設備

等を設置すること。

イ 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとに、その床面積に応じて消防用設備等を設置すること（第7－12図参照）。



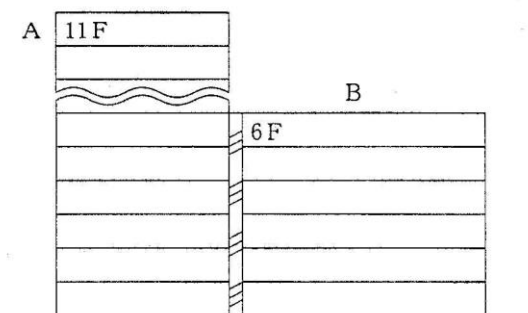
A：延べ面積3,000m<sup>2</sup>の(5)項口の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B：延べ面積1,000m<sup>2</sup>の(4)項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

第7－12図

ウ 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとに、その階又は階数に応じて消防用設備等を設置すること。ただし、床で上・下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定に当たっては、下の部分の階数を算入すること（第7－13図参照）。

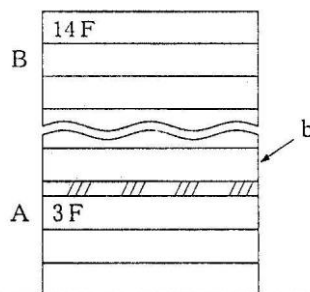
(例1)



A：階数11の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B：階数6の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

(例2)



A：階数3の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

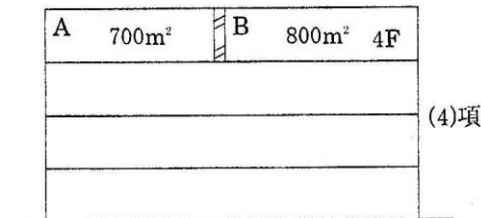
B：階数14の防火対象物として、またb部分は4階として、該当する消防用設備等を設置する。

第7－13図

## 2 開口部のない耐火構造の壁で区画されている階における階単位の規制

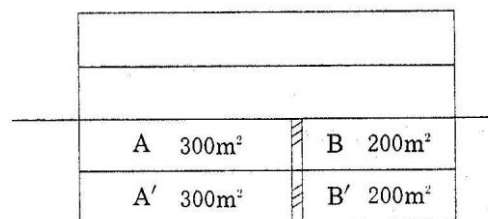
開口部のない耐火構造の壁で区画されている階に、階単位の規制（例えば政令第11条第1項第6号、第12条第1項第8号等）を適用する場合は、区画された部分の床面積を一の階の床面積とみなして取り扱うこと（第7-14図参照）。

（例1）



4階部分の床面積は1,000 m<sup>2</sup>以上であるが、A、Bは4階で1,000 m<sup>2</sup>未満に開口部のない耐火構造の壁で区画されているので、4階には政令第12条第1項第8号ロを適用しない。

（例2）



地階部分の床面積は700 m<sup>2</sup>以上であるが、(A + A') (B + B') は地階において700 m<sup>2</sup>未満に開口部のない耐火構造の壁で区画されているので、政令第28条の2第1項を適用しない。

第7-14図

## 3 特定共同住宅等の住戸等の区画

### (1) 特定共同住宅等の住戸等の区画の構造

特定共同住宅等の住戸等の床又は壁の区画（以下「共住区画」という。）において、「住戸等は、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画すること。」とされていることから、次に示す構造を有することが必要である。

ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。

イ 建基政令第107条第1号に定める耐火性能を有すること。

国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けた耐火構造による区画も認めることとするが、適正な施工及び施工管理が行われるように指導すること。

耐火性能検証法により耐火性能を有すると認められたものについては、1時間以上の耐火性能を持たせること。◆

ウ 乾式壁は、次により適切な施工管理体制が整備されていることが、当該共同住宅等の施工全般に係る責任者の作成する施工管理規程等により確認できる場合に限り、使用を認めるものとする。



- (ア) 乾式壁の施工方法が、当該乾式壁の製造者により作成された施工仕様書等により明確にされており、かつ、その施工実施者に周知されていること。
- (イ) 乾式壁の施工に係る現場責任者に、当該乾式壁の施工に関し十分な技能を有する者(乾式壁の製造者の実施する技術研修を修了した者等)が選任されており、当該現場責任者により施工実施者に対して乾式壁の施工に係る現場での指導、監督等が行われていること。
- (ロ) 乾式壁の施工の適正な実施について、自主検査等により確認が行われ、かつ、その結果が保存されていること。
- (ハ) 乾式の壁と床、はり等の躯体との接合部の耐火処理については、特に徹底した施工管理が行われていること。

## (2) 共住区画を貫通する配管等

共住区画を配管等が貫通することは、原則として認められない。しかしながら、必要不可欠な配管であって、当該区画を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を有しているとみなすことができる場合にあっては、この限りでない。

この場合の「一体として有すべき耐火性能を有している」とみなすことができるものとは、次の事項に適合するものとする。

ア 配管の用途は、原則として給排水管(排水管に付属する通気管を含む。)、空調用冷温水管、ガス管、冷媒管、配電管であること。

イ 一の配管等の呼び径は、200 mm以下であること。

ウ 配管等を貫通させるために共住区画に設ける開口部は、内部の断面積が直径 300 mmの円の面積以下であること。

エ 配管等を貫通させるために共住区画に設ける開口部を床又は壁(住戸等と共用部分を区画する床又は壁を除く。)に二以上設ける場合にあっては、配管等を貫通させるために設ける開口部相互間の距離は、当該開口部の最大直径(当該直径が 200 mm以下の場合にあっては、200 mm)以上であること。

なお、埋め戻しを完全に行うため、当該開口部は、壁及び床の端部からも同様な距離をとること。◆

オ 共住区画を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、次の(ア)又は(イ)によること。

(ア) 配管は、建基政令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第 7 号イ又はロに適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために共住区画に設ける開口部とのすき間を、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等の措置をとること。

(イ) 平成 17 年消防庁告示第 4 号で定める床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を有しているものとして認められたものであること。

カ 熱伝導により、配管等の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。

キ 第 7-1 表中の鋼管等のうち令 8 区画を貫通している場合の適用の条件を満たすものについては、前オ(イ)の床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を有しているものとして取扱って差し支えない。

#### 4 省令第12条の2の区画

省令第12条の2に規定する区画（以下この項において「区画」という。）については、次によるものとする。

- (1) 省令第12条の2第1号ホ又は第2号ホの規定の適用については、政令別表第1(6)項ロの用途に供するすべての部分を区画するものであること。★
- (2) 区画は2以上の階にわたらないこと。
- (3) 区画をダクトが貫通する部分には、煙感知器の作動と連動して閉鎖する防火ダンパーを設けること。
- (4) エレベーターの扉のうち、特定防火設備の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1369号）及び防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2564号）に適合するものは、省令第12条第1号ニ又は第2号ニに規定する閉鎖機構に該当するものであること。

#### 5 省令第13条の区画

省令第13条第1項に規定する区画については、前4（(1)を除く。）を準用するものとする。

#### 6 省令第13条の5の2の区画

- (1) 省令第13条の5の2第2号イ及びロに規定する開口部とは、配管等の貫通部（隙間を不燃材等で埋め戻したものに限る。）及び防火ダンパーが設けられたダクトの貫通部は含まないものであること。
- (2) 省令第13条の5の2第2号ロに規定する「当該部分に隣接する部分」は、隣接する区域全域（例：隣接する廊下全域）を指すものではないこと。
- (3) 省令第13条の5の2第2号ロに規定する「スプリンクラー設備の有効範囲内」とは、前(2)の部分に政令第12条第2項の規定（省令第13条第3項各号を除く。）により、又は当該規定に準じて設置したスプリンクラー設備の有効範囲をいうものであること。

#### 7 省令第30条の2の区画

省令第30条の2に規定する自動閉鎖の防火戸は、常時閉鎖式のもの、煙感知器若しくは熱感知器の作動と連動して閉鎖するもの又は温度ヒューズの溶断によって閉鎖するものとする。

なお、同条に規定する区画をダクトが貫通する場合、貫通する部分に防火ダンパーを設けること。

## 第2節 項目別審査基準

### 第1 敷地内の消火活動上の施設等 ◆

円滑な消火活動を行うため、はしご自動車の活動空間の確保及び消防水利の設置については、次によること。

#### 1 はしご自動車の活動空間

4階以上の建築物には、次によりはしご自動車の活動空間を確保すること。

- (1) 特定共同住宅等における防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年省令第40号）の適用を受ける共同住宅

##### ア 道路及び敷地内通路等

道路及び通路等（以下「道路等」という。）は、はしご自動車の運行、操作等が容易にできる幅員、すみ切り及び路盤等の強度を有するものとし、次によること。

(7) 道路等の周辺部分には、はしご自動車の運行、操作等の障害となる門、塀、電柱等の障害要因が存在しないものであること。

(イ) 道路等の有効幅員は5m以上とし、高さ4.5m以内は有効な空間を確保すること。

(ウ) 道路等は、はしご自動車の総重量（20t）に耐えられる構造であること。

(エ) 道路等の屈曲又は交差部分には、幅員に応じたすみ切りを設けるものであること（第1－1図参照）。

(オ) 道路等の勾配は、緩やかな立ち上がりとし、かつ、縦、横方向とも10%（1／10）以下であること。

##### イ 消防活動用空地

(7) 原則として、敷地内に消防活動用空地を次により設けること。

a 幅6m以上、長さ12m以上であること。

b 設置間隔は、40m以下とし、有効に活動できる位置であること。

c 縦・横断勾配は、7%以下であること。

d 構造は、前ア．(ウ)に準ずること。

e 建築物との間隔（保有空地）は、7m以下であること。

f 保有空地及びその周辺の上空には、はしご車等の伸てい及び旋回に支障となる工作物等が設置されていないこと。

g 消防活動用空地には、別図第1－2図に示す規制標識及び規制表示又はゼブラ表示を行うこと。

(イ) 公道に消防活動用空地を設ける場合にあっては、次によること。

a 歩道と道路に段差がなく、容易にはしご自動車が部署できること。

b 高圧電線、電柱等による梯子架てい、屋内進入の障害がないこと。

c 建築物との間隔（保有空地）は、7 m以下であること。

ウ はしご架てい箇所

各住戸のバルコニー側に、はしご自動車を架ていできるようにすること。バルコニー側にはしご自動車を架ていできない場合にあっては、次の(ア)又は(イ)のいずれかによるものとするが、努めて(ア)によること。

(ア) 4階以上の各階の廊下からバルコニーへの進入路が確保されていること。

(イ) 4階以上のバルコニーに設置するハッチ式避難はしごは、下階から伸梯でき、かつ、消防隊が進入するのに有効な大きさの開口（70 cm×70 cm以上）を有すること。

(2) (1)を除く4階以上の建築物

ア 道路及び敷地内通路等

(1). アの規定によるほか、道路等と建築物間の距離が9 m以下となるようにすること。

イ はしご架てい箇所

(ア) 建基政令第126条の6により設けられた非常用進入口（代替開口部を含む。）には、はしご自動車を架ていできるようにすること。

(イ) 共同住宅等の各住戸から2方向避難が確保されないものについては、原則として各住戸の出入口側とバルコニー側の2面に、はしご自動車を架ていできるようにすること。

ウ 活動空間

はしご車等の伸てい及び旋回に支障となる工作物等が設置されていないこと。

(3) その他

建築物の配置、付近道路の形態等の事情により消防活動用空地の確保が困難な場合は、建築物に2方向避難を確保すること。

なお、避難器具により2方向避難を確保する場合は、上記1.(1).ウ.(イ)の措置を講じること。

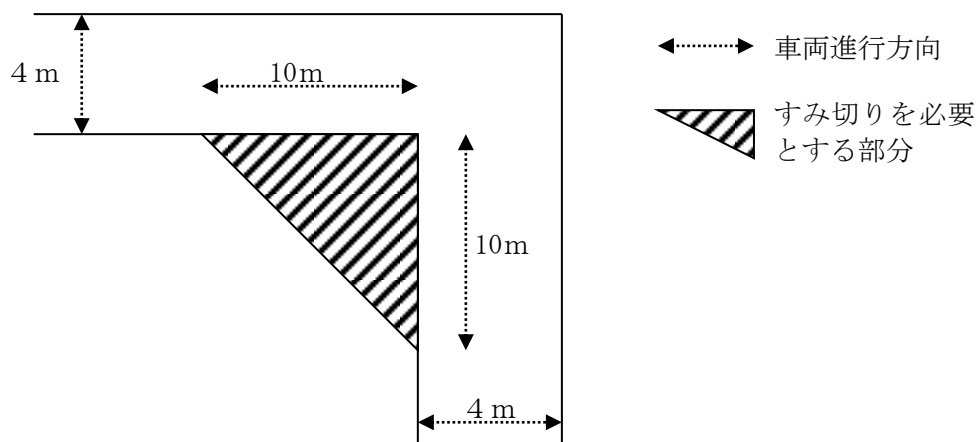
## 2 消防水利の設置

(1) 1.(1)に規定する共同住宅で、付近に消火栓等の水利が有効に設置されていないものには、敷地内に40 m<sup>3</sup>以上の防火水槽を有効に設置するよう指導すること。

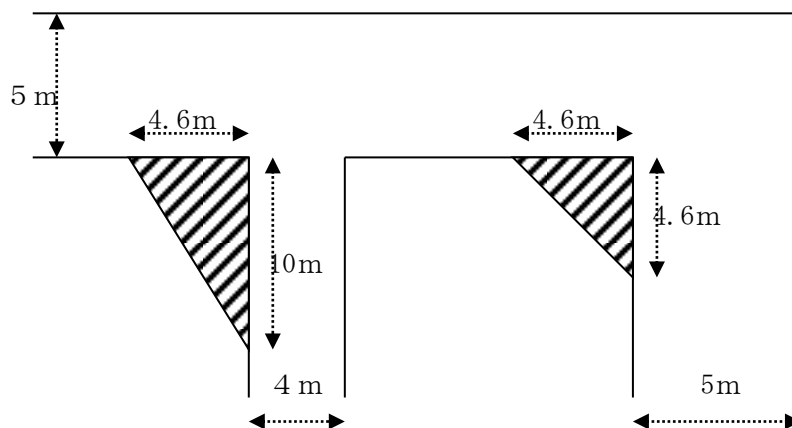
(2) 大規模の敷地（概ね20,000 m<sup>2</sup>）に存する建築物で、付近に消火栓等の水利が有効に設置されていないものには、敷地内に40 m<sup>3</sup>以上の防火水槽を有効に設置するよう指導すること。

# 道路等のすみ切り図（直角の場合）

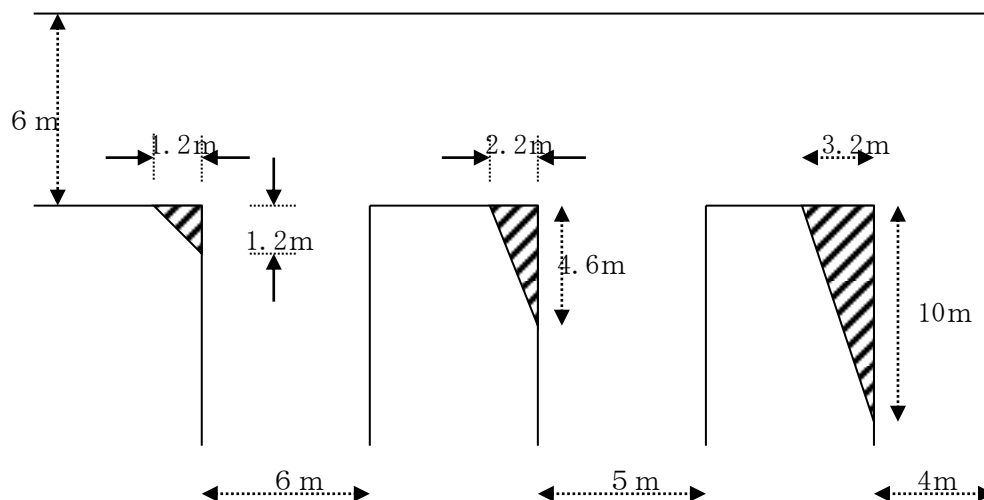
## ① 幅員 4 m の場合



## ② 幅員 5 m と 4 m・5 m の場合



## ③ 幅員 6 m と 4 m・5 m・6 m の場合



第 1 - 1 図 道路等のすみ切り図（直角の場合）



## 第2 建築物構造

### 1 構造

#### (1) 主要構造部

##### ア 耐火構造（建基法第2条第7号）

壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能（通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。）に関して、次に掲げるものとする。

##### (7) 技術的基準（建基政令第107条）

- a 第2－1表に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱がそれぞれ表に掲げる時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないもの

※ 耐火構造にあっては、建築物の各部分の性能が第2－2表に掲げる火災による火熱を表に掲げる時間加えられた場合に、表に掲げる要件を満たすこと。

#### 第2－1表

耐火構造に必要な性能に関する技術的基準

| 建築物の部分 |                   | 建築物の階<br>最上階及び最上階から数えた階数が2以上で4以内の階 | 最上階から数えた階数が5以上で14以内の階 | 最上階から数えた階数が15以上の階 |
|--------|-------------------|------------------------------------|-----------------------|-------------------|
| 壁      | 間仕切壁<br>(耐力壁に限る。) | 1 時間                               | 2 時間                  | 2 時間              |
|        | 外 壁<br>(耐力壁に限る。)  | 1 時間                               | 2 時間                  | 2 時間              |
| 柱      |                   | 1 時間                               | 2 時間                  | 3 時間              |
| 床      |                   | 1 時間                               | 2 時間                  | 2 時間              |
| はり     |                   | 1 時間                               | 2 時間                  | 3 時間              |
| 屋根     |                   | 30 分間                              |                       |                   |
| 階段     |                   | 30 分間                              |                       |                   |

- b 壁及び床にあっては、これらに通常の火災による火熱が1時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分にあっては、30分間）加えられた場合に、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が当該面に接する可燃物が燃焼するおそれのある温度として国土交通大臣が定める温度（以下「可燃物燃焼温度」という。）以上に上昇しないもの（第2－2表）
- c 外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が1時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあっては、30分間）加えられた場合に、屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないもの（第2－2表）

第 2 - 2 表

## 耐火構造等に必要な性能に関する技術的基準

| 構造の種類                                             | 部 分                     | 火災の種類               | 時 間                                                             | 要件          |
|---------------------------------------------------|-------------------------|---------------------|-----------------------------------------------------------------|-------------|
| 耐火構造<br>(令第 107 条)                                | 耐力壁、柱、床、はり、<br>屋根、階段    | 通常の火災               | 1 時間を基本とし、建<br>築物の階に応じて 3 時<br>間まで割増（屋根及び<br>階段については 30 分<br>間） | 非損傷性        |
|                                                   | 壁、床                     | 通常の火災               | 1 時間（外壁の延焼の<br>おそれのない部分は 30<br>分間）                              | 遮熱性         |
|                                                   | 外壁、屋根                   | 屋内において発生<br>する通常の火災 | 1 時間（外壁の延焼の<br>おそれのない部分及び<br>屋根は 30 分間）                         | 遮炎性         |
| 準耐火構造<br>(令第 107 条の<br>2)                         | 耐力壁、柱、床、はり、<br>屋根、階段    | 通常の火災               | 45 分間（屋根及び階段<br>については 30 分間）                                    | 非損傷性        |
|                                                   | 壁、床、軒裏                  | 通常の火災               | 45 分間（外壁及び軒裏<br>の延焼のおそれのない<br>部分は 30 分間）                        | 遮熱性         |
|                                                   | 外壁、屋根                   | 屋内において発生<br>する通常の火災 | 45 分間（外壁の延焼の<br>おそれのない部分及び<br>屋根は 30 分間）                        | 遮炎性         |
| 準耐火構造<br>(令第 115 条の 2<br>の 2)                     | 耐力壁、柱、床、はり              | 通常の火災               | 1 時間                                                            | 非損傷性        |
|                                                   | 壁、床、軒裏（延焼の<br>おそれのある部分） | 通常の火災               | 1 時間                                                            | 遮熱性         |
|                                                   | 外壁                      | 屋内において発生<br>する通常の火災 | 1 時間                                                            | 遮炎性         |
| 防火構造<br>(令第 108 条)                                | 外壁（耐力壁）                 | 周囲において発生<br>する通常の火災 | 30 分間                                                           | 非損傷性        |
|                                                   | 外壁、軒裏                   | 周囲において発生<br>する通常の火災 | 30 分間                                                           | 遮熱性         |
| 準防火構造<br>(令第 109 条の<br>6)                         | 外壁（耐力壁）                 | 周囲において発生<br>する通常の火災 | 20 分間                                                           | 非損傷性        |
|                                                   | 外壁                      | 周囲において発生<br>する通常の火災 | 20 分間                                                           | 遮熱性         |
| 屋根の構造<br>(令第 109 条の<br>3、第 113 条)                 | 屋根                      | 屋内において発生<br>する通常の火災 | 20 分間                                                           | 遮炎性         |
| 床（天井）の構造<br>(令第 109 条の<br>3、第 115 条の 2)           | 床、直下の天井                 | 屋内において発生<br>する通常の火災 | 30 分間                                                           | 非損傷性<br>遮熱性 |
| ひさし等の構造<br>(令第 115 条の 2<br>の 2、第 139 条の<br>2 の 3) | ひさし等                    | 通常の火災               | 20 分間                                                           | 遮炎性         |



(注) 非損傷性：構造耐力上支障のある変形、溶融、破損その他の損傷を生じないこと。

遮熱性：加熱面以外の面の温度が当該面に接する可燃物が燃焼するおそれのある温度以上に上昇しないこと。

遮炎性：屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないこと。

※ 可燃物が燃焼するおそれのある温度は、平成 12 年建設省告示第 1432 号で定められている。

※ 通常の火災とは、一般的な建築物において発生することが想定される火災を表す用語として用いており、屋内で発生する火災、建築物の周囲で発生する火災の両方を含むものである。特に火災を限定する場合には「屋内において発生する通常の火災」及び「周囲において発生する通常の火災」という用語を用いている。

※ もやは、屋根の一部ではなく、はりに該当する（昭和 47 年建設省住指発第 436 号）。

(イ) 仕様の例示（平成 12 年建設省告示第 1399 号）

(ウ) 国土交通大臣の認定を受けたもの

イ 準耐火構造（建基法第 2 条第 7 号の 2）

壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能（通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。第 9 号の 3 ロ及び第 27 条第 1 項において同じ。）に関して、次に掲げるものとする。

(ア) 技術的基準（建基政令第 107 条の 2）

a 第 2－3 表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないもの

※ 準耐火構造にあつては、建築物の各部分の性能が第 2－2 表に掲げる火災による火熱を表に掲げる時間加えられた場合に、表に掲げる要件を満たすこと。

## 第 2－3 表

準耐火構造に必要な性能に関する技術的基準

| 壁          | 間仕切壁（耐力壁に限る。） | 45 分間 |
|------------|---------------|-------|
|            | 外 壁（耐力壁に限る。）  | 45 分間 |
| 柱          |               | 45 分間 |
| 床          |               | 45 分間 |
| はり         |               | 45 分間 |
| 屋根（軒裏を除く。） |               | 30 分間 |
| 階段         |               | 30 分間 |

b 壁、床及び軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分に限る。第 115 条の 2 の 2 第 1 項及び第 129 条の 2 の 3 第 1 項において同じ。）にあつては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 45 分間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）にあつては、30 分間）当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないもの（第 2－2 表）

- c 外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 45 分間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあっては、30 分間）屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないもの（第 2－2 表）

(イ) 仕様の例示（平成 12 年建設省告示第 1358 号）

(ウ) 国土交通大臣の認定を受けたもの

#### ウ 防火構造（建基法第 2 条第 8 号）

建築物の外壁又は軒裏の構造のうち、防火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。）に関して、次に掲げるものとする。

(ア) 技術的基準（建基政令第 108 条）

- a 耐力壁である外壁にあっては、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 30 分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないもの（第 2－2 表）
- b 外壁及び軒裏にあっては、これらに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 30 分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないもの（第 2－2 表）

(イ) 仕様の例示（平成 12 年建設省告示第 1359 号）

(ウ) 国土交通大臣の認定を受けたもの

#### エ 準防火構造（建基法第 23 条）

特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内にある建築物（その主要構造部の建基法第 21 条第 1 項の建基政令で定める部分が木材、プラスチックその他の可燃材料で造られたもの（同法第 24 条、第 25 条及び第 62 条第 2 項において「木造建築物等」という。）に限る。）は、その外壁で延焼のおそれのある部分の構造を、準防火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能をいう。）に関して、次に掲げるものとする。

(ア) 技術的基準（建基政令第 109 条の 6）

- a 耐力壁である外壁については、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないもの（第 2－2 表）
- b 外壁にあっては、これらに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないもの（第 2－2 表）

(イ) 仕様の例示（平成 12 年建設省告示第 1362 号）

(ウ) 国土交通大臣の認定を受けたもの

### (2) 屋根

#### ア 建基法第 22 条区域

特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内にある建築物

の屋根の構造は、通常の火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して、次に掲げるものとする。

(7) 技術的基準（建基政令第 109 条の 5）

次（不燃性の物品を保管する倉庫その他これに類するものとして国土交通大臣が定める用途に供する建築物又は建築物の部分で、屋根以外の主要構造部が準不燃材料で造られたものの屋根にあっては、a）に掲げるものとする。

なお、保管する物品の不燃性の判断については、梱包材の材質等についても考慮する必要があること。

- a 屋根が通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないものであること。
- b 屋根が通常の火災による火の粉により、屋内に達する防火上有害な溶融、き裂その他の損傷を生じないものであること。

(i) 仕様の例示（平成 12 年建設省告示第 1361 号）

(v) 国土交通大臣の認定を受けたもの

イ 防火・準防火地域の屋根（建基法第 63 条）

防火地域及び準防火地域内の建築物の屋根の構造は、市街地における火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して、次に掲げるものとする。

(7) 技術的基準（建基政令第 136 条の 2 の 2）

次（不燃性の物品を保管する倉庫その他これに類するものとして国土交通大臣が定める用途に供する建築物又は建築物の部分で、屋根以外の主要構造部が準不燃材料で造られたものの屋根にあっては、a）に掲げるものとする。

なお、保管する物品の不燃性の判断については、梱包材の材質等についても考慮する必要があること。

- a 屋根が市街地における通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないものであること。
- b 屋根が市街地における通常の火災による火の粉により、屋内に達する防火上有害な溶融、き裂その他の損傷を生じないものであること。

(i) 仕様の例示（平成 12 年建設省告示第 1365 号）

(v) 国土交通大臣の認定を受けたもの

ウ ひさし及び霧よけは屋根の一部であるので、建基法第 22 条に規定する区域では不燃材料で造り、又はふくこと。

エ 鼻かくし及び破風板は、軒裏の一部として取り扱うこと。

(3) 防火設備（建基法第 2 条第 9 号の 2 ロ）

外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の建基政令第 109 条で定める防火設備（その構造が遮炎性能（通常の火災時における火災を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。）に関して建基政令第 109 条の 2 で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を有すること。

ア 技術的基準（建基政令第 109 条の 2）

防火設備に応じて、表に掲げる火災による火熱が加えられた場合に、第 2－4 表に掲げる時間、表に掲げる要件を満たすこと。

第 2－4 表

防火設備に必要な性能に関する技術的基準

| 防 火 設 備                                  | 火 災                              | 時間    | 要 件                        |
|------------------------------------------|----------------------------------|-------|----------------------------|
| 耐火建築物の外壁の開口部に設ける防火設備（建基法第 2 条第 9 号の 2 ロ） | 通常の火災<br>（屋内火災・両面）               | 20 分間 | 加熱面以外の面に<br>火炎を出さないこ<br>と。 |
| 防火地域及び準防火地域の建築物の開口部に設ける防火設備（建基法第 64 条）   | 建築物の周囲において発生する通常の火災<br>（屋外火災・片面） | 20 分間 |                            |
| 防火区画に用いる防火設備（特定防火設備）（建基政令第 112 条第 1 項）   | 通常の火災<br>（屋内火災・両面）               | 1 時間  |                            |
| 界壁等を貫通する風道等に設ける防火設備（建基政令第 114 条第 5 項）    | 通常の火災<br>（屋内火災・両面）               | 45 分間 |                            |

イ 建基政令第 109 条で定める防火設備は、防火戸、ドレンチャーその他火炎を遮る設備で次に掲げるものとする。

(ア) 建基法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備の仕様の例示（平成 12 年建設省告示第 1360 号）

(イ) 建基法第 64 条に規定する防火設備の仕様の例示（平成 12 年建設省告示第 1366 号）

(ロ) 建基政令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備の仕様の例示（平成 12 年建設省告示第 1369 号）

(ハ) 界壁等を貫通する風道に設ける防火設備の仕様の例示（平成 12 年建設省告示第 1377 号）

(ニ) 国土交通大臣の認定を受けたもの

ウ 防火区画に設ける防火設備等

(ア) 建基政令第 112 条第 14 項第 1 号、同第 129 条の 13 の 2 及び同第 136 条の 2 第 1 号の規定に基づき防火区画に設ける防火設備等の仕様の例示（昭和 48 年建設省告示第 2563 号（改正 平成 12 年建設省告示第 1370 号））

(イ) 建基政令第 112 条第 14 項第 2 号、同第 126 条の 2 第 2 項及び同第 145 条第 1 項第 2 号の規定に基づき防火区画に用いる遮煙性を有する防火設備の仕様（昭和 48 年建設省告示第 2564 号（改正 平成 12 年建設省告示第 1371 号））

(ロ) 建基政令第 112 条第 16 項の規定に基づき防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の仕様の例示（昭和 48 年建設省告示第 2565 号（改正 平成 12 年建設省告示第 1372 号））

## 2 耐火建築物・準耐火建築物

### (1) 耐火建築物

建基法第 2 条第 9 号の 2 において規定する、次に掲げる基準に適合すること。

ア その主要構造部が次のいずれかに該当すること。

(ア) 耐火構造であること。

(イ) 次に掲げる性能（外壁以外の主要構造部にあつては、a に掲げる性能に限る。）に関して建基政令第 108 条の 3 で定める技術的基準に適合するもの

a 当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

b 当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

(ウ) 国土交通大臣の認定を受けたもの

イ 外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、前 1. (3) の防火設備を設けること。

ウ 柱の防火被覆については、建基政令第 70 条による取扱いもあるので留意すること。

エ 耐火建築物にあつては、筋かいで構造上重要なものは耐火被覆すること。◆

## (2) 準耐火建築物

建基法第 2 条第 9 号の 3 において規定する次に掲げる基準に適合すること。

ア 耐火建築物以外の建築物で、次の(ア)又(イ)に該当すること。

(ア) 主要構造部を準耐火構造としたもの

(イ) (ア)に掲げる建築物以外の建築物であつて、(ア)に掲げるものと同等の準耐火性能を有するものとして主要構造部の防火の措置その他の事項について建基政令第 109 条の 3 で定める技術的基準に適合するもの

イ 外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、前 1. (3) の防火設備を設けること。

## 3 耐火性能検証法、防火区画検証法を行う建築物に対する基準の適用

耐火性能検証法、防火区画検証法を行う建築物に対する基準の適用は、次によること。

(1) 主要構造部が建基政令第 108 条の 3 第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する建築物（(2)に規定する建築物を除く。）に対する第 112 条第 1 項及び第 5 項から第 15 項まで、第 114 条第 1 項及び第 2 項、第 117 条第 2 項、第 120 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 121 条第 2 項、第 122 条第 1 項、第 123 条第 1 項及び第 3 項、第 123 条の 2、第 126 条の 2、第 128 条の 4 第 4 項、第 128 条の 5 第 1 項及び第 4 項、第 129 条第 1 項、第 129 条の 2 第 1 項、第 129 条の 2 の 5 第 1 項、第 129 条の 13 の 2、第 129 条の 13 の 3 第 3 項及び第 4 項並びに第 145 条第 1 項第 1 号及び第 2 項の規定（(2)において「耐火性能関係規定」という。）の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなされること。

(2) 主要構造部が建基政令第 108 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する建築物（当該建築物の主要構造部である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備が当該防火設備に当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火炎を出さないものであることについて防火区画検証法により確かめられたものであるものに限る。）及び主要構造部が第 1 項第 2 号に該当する建築物（当該建築物の主要構造部である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備が当該防火設備に当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。）に対する第 112 条第 1 項、第 5 項から第 10 項まで、第 12 項、第 13 項及び第 15 項、第 122 条第 1 項、第 123 条第 1 項及び第 3 項、第 126 条

の2、第128条の5第12項及び第4項、第129条の2の5第1項、第129条の13の2並びに第129条の13の3第3項の規定（以下「防火区画等関係規定」という。）の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等関係規定以外の耐火性能関係規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなされること。

### (3) 審査上の留意事項

ア 耐火性能検証法、防火区画検証法については、当該建築物の全体について各検証法による検証がされていること。

イ 耐火性能検証法、防火区画検証法に係る各検証法と大臣認定の適用を同一建築物において併用することは認められていないこと。

ウ 耐火性能検証法、防火区画検証法の適用は、建基政令及び告示で用途等から該当しないもの及び係数を得られないものには、適用できないこと。

(ア) 火災継続時間、保有遮炎時間等は、建基政令第108条の3第2項及び平成12年建設省告示第1433号等で規定された計算方法により算定されていること。

(イ) 検証する居室、室などの用途による収納可燃物の発熱量等の代入数値と相違しないことを確認すること。

(ロ) 屋内火災保有耐火時間は、当該居室の各部材ごとに計算されていること。

(ハ) 屋外火災保有耐火時間は、通常の火災による加熱が対象となっていることから危険物施設などには適用されないこと。

(ニ) 屋内、屋外火災保有耐火時間が火災継続時間以上であることを確認すること。

エ 適用除外条文及び項目を耐火性能検証法、防火区画検証法の適用ごとに確認すること。

オ 耐火性能検証法、防火区画検証法の適用範囲、前提条件等を同意審査書に記録しておくこと。

カ 耐火性能検証法、防火区画検証法を用いて耐火構造とした耐火建築物においても、階段室、特別避難階段附室、非常用エレベーター乗降ロビーについては、建基政令第107条第1号の表に適合する耐火構造とすること。◆

キ 耐火性能検証法、防火区画検証法の適用内容を消防隊に情報提供し、消防活動に支障を生じさせないこと。

### (4) 検査時の留意事項

ア 適用除外規定、その根拠及び前提条件（用途等による係数、計算式等）について消防同意時と変更がないか同意審査書に記載してある内容について検査時に確認すること。

イ 建物所有者に対しては、用途変更、改築等を行うと各検証法における区画や使用方法等の変更など前提条件が変わるため、再度検証が必要となる場合があることを説明しておくこと。

### 第3 防火区画

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）が平成 12 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、これまでの建設省等の通達等の取扱いについては建築主事等の執務上の取扱いによることとなった。

#### 1 面積区画

- (1) 建基政令第 112 条第 1 項第 1 号及び第 4 項第 1 号に用途上防火区画しなくてもやむを得ない用途が例示されているが倉庫、荷さばき施設（荷役機械を除く。）、ボーリング場、屋内プール、屋内スポーツ練習場は、その他これらに類する用途に含まれるものとする。ただし、飲食店、喫茶店その他付属的営業施設の用途に供する部分については、区画すること（昭和 44 年 3 月 3 日建設省住指発第 26 号、昭和 46 年 12 月 4 日建設省住指発第 905 号）。

なお、建基政令第 112 条第 1 項第 1 号及び第 4 項第 1 号の適用については、用途上、防火区画が設けられない場合に限定しているものであり、一般的に倉庫については、用途上防火区画の設置が可能であることから、当該面積区画は設ける必要があるものであること。

- (2) 百貨店、マーケット等の売場で、一の階の売場面積がおおむね 1,000 m<sup>2</sup>以上のものは、2 以上の区域に区画すること。この場合の区画は、煙の拡散を防ぐためのものであるからガラススクリーン（線入ガラスのはめ殺し等）、煙感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸、その他防煙上これと同等以上のものとする。◆
- (3) 駐車場の用に供する部分が地階に存する場合には、当該部分に泡消火設備等の自動消火設備が設けられた場合であっても、おおむね床面積 1,500 m<sup>2</sup>程度以下ごとに防火区画を設けること。
- なお、この場合、当該防火区画ごとに 2 以上の避難経路を確保すること。◆
- (4) 駐車場の用に供する部分が地階に存する場合、当該部分に避難階段等の避難施設が直接面する場合には、当該避難施設に防火区画された前室を設けること。◆

#### 2 堅穴区画

- (1) ダクト、配管類が防火区画の床を貫通する場合、可能な限りダクトスペース等を設けその中に入れること。◆
- (2) 建基政令第 112 条第 9 項ただし書により、避難階からその直上階又は直下階のみに通じる吹抜け（直下階から直上階まで 3 階層にわたって吹き抜けているものは含まれない。）で、内装を下地を含めて不燃材料で行う範囲は、当該吹抜きを含めて耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備若しくは両面 20 分の防火設備で区画された部分のすべてとすること（昭和 44 年 5 月 1 日 建設省住指発第 149 号）。
- (3) 建基政令第 112 条第 9 項ただし書により堅穴区画しなくてもよい住宅又は長屋の住戸には、店舗併用住宅等も含まれるものとする。ただし、店舗等の部分の床面積が住宅部分の床面積よりも小さい場合に限られること。
- (4) 百貨店、マーケット等のエスカレーター周囲の防火区画にあつては、通行に必要な部分を除いて、エスカレーターの側面部分は可能な限り耐火構造の壁とし、防火シャッターで区画する

場合は、ガラススクリーン（線入ガラス等）を併設すること。◆

- (5) エスカレーター部分は建基政令第 112 条第 9 項の昇降路に該当するので、区画は水平引きシャッターとせずに堅穴区画とすること。
- (6) エスカレーターは、法令上避難路として扱えないが火災の際に区画内に人が残ることが考えられるため（昭和 44 年 11 月 7 日 建設省全建行連発第 7 号）エスカレーター周囲を区画する場合、避難用の戸を設けること。
- (7) 堅穴区画は、各階で区画することを原則とするが二の階にのみわたる部分階段にあっては、下の階で区画すれば足りるものとする。
- (8) 全館避難安全検証法を行うことにより、堅穴区画の適用除外が認められた階段、吹抜けであっても、堅穴区画を設置すること。◆

### 3 用途区画

建基政令第 112 条第 12 項、第 13 項で建築物の一部が建基法第 24 条各号又は同法第 27 条第 1 項各号の一に該当する部分を用途区画する場合、原則として建基法別表第 1 (い) 欄の同一枠内であっても用途が異なるときは区画を要すること。ただし、異種用途であっても、物品販売業を営む店舗の一角にある喫茶店・食堂、ホテルのレストラン等で次の要件に該当する場合には区画は不要とすることができる。

- (1) 管理者が同一であること。
- (2) 利用者が一体施設として利用するものであること。
- (3) 利用時間がほぼ同一であること。
- (4) 自動車車庫、倉庫等以外の用途であること。

### 4 防火戸

- (1) 防火戸は第 2. 1. (3) によるほか、次によること。
- (2) 防火区画に用いる防火設備の種類とその構造方法の取り扱いは、次の表によること。

防火設備の種別とその要求性能（建基政令第 112 条第 14 項）

| 条   | 項  | 号  | 区画種別                         | 構造方法                  |                            |
|-----|----|----|------------------------------|-----------------------|----------------------------|
|     |    |    |                              | 遮炎性能<br>(第 14 項第 1 号) | 遮炎性能・遮煙性能<br>(第 14 項第 2 号) |
| 112 | 1  | 本文 | 面積区画                         | 特定防火設備                |                            |
|     |    | 2  | 適用除外階段等                      |                       | 特定防火設備                     |
|     | 2  |    | 準耐火 500 m <sup>2</sup> 区画    | 特定防火設備                |                            |
|     | 3  |    | 準耐火 1000 m <sup>2</sup> 区画   | 特定防火設備                |                            |
|     | 4  |    | 2 項、3 項適用除外                  |                       | 特定防火設備                     |
|     | 5  |    | 11 階以上 100 m <sup>2</sup> 区画 | 防火設備                  |                            |
|     | 8  |    | 5 項、6 項、7 項適用除外              |                       | 防火設備                       |
|     | 9  |    | 堅穴区画                         |                       | 防火設備                       |
|     | 12 |    | 木造建築物異種用途区画                  |                       | 防火設備                       |
|     | 13 |    | 異種用途区画                       |                       | 特定防火設備                     |

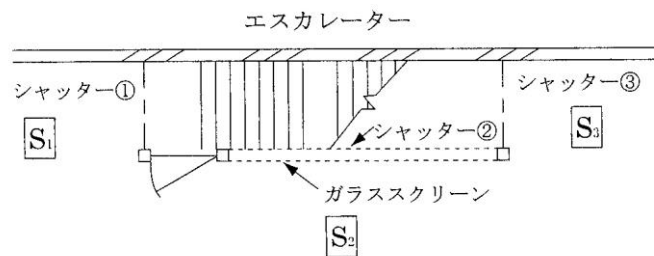


- (3) 建基政令第 112 条第 14 項で常時閉鎖若しくは作動した状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動できるものにあつては面積が 3 m<sup>2</sup>以内とされているが、これは開口部の大きさでなく、一の防火戸の大きさを規定しているものである。

なお、3 m<sup>2</sup>を超える防火設備にあつては、昭和 48 年建設省告示第 2563 号（改正 平成 12 年建設省告示 1370 号）第 1. 二. イからトまでに適合させること。

- (4) 一の堅穴区画に係る煙感知器連動の防火戸が同一階に 2 以上ある場合、原則として一の感知器の作動により、当該防火設備はすべて閉鎖又は作動すること。また、連動させる感知器の設置は、いずれの方向からの煙でも感知するような位置、個数とすること。

※ 第 3－1 図において、S1、S2 又は S3 のいずれかが作動した場合に、シャッター①、②及び③が閉鎖すること。



第 3－1 図

- (5) 堅穴区画に係る防火設備（感知器の作動と連動するもの）の閉鎖又は作動については次によること。

ア 階段については、感知器（当該部分を区画する防火設備の連動によるものに限る。）が作動した階のみとすること。

イ 吹抜け部分については、感知器（吹抜け部分を区画する防火設備の連動によるものに限る。）が作動した場合には全階作動すること。

- (6) 火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖しなければならない防火設備から 10m 以内の部分が、煙感知器の設置に不適当な場所及び非火災報を発するおそれがある開放廊下等である場合は、次に掲げる場所であること。

- ア 換気口等の空気吹出口に近接する場所
- イ じんあい、微粉又は水蒸気が多量に滞留する場所
- ウ 腐食性ガスの発生するおそれのある場所
- エ 厨房等正常時において煙等が滞留する場所
- オ 排気ガスが多量に滞留する場所
- カ 煙が多量に流入するおそれのある場所
- キ 結露が発生する場所

（昭和 48 年建設省告示第 2563 号（改正 平成 12 年建設省告示第 1370 号））

なお、アからキまでの場所に煙感知器を設置する場合は、次のいずれかによること。◆

(7) 煙感知器を蓄積型とする。◆

(イ) 非蓄積型の煙感知器を設ける場合は、二の感知器の作動の組合せにより連動させる。◆

- (7) 監視規模が大きくなった場合は、防災センター等において防火設備の閉鎖又は作動状態も含めて監視できる中央制御方式とすること。◆
- (8) 昭和 48 年建設省告示第 2563 号（改正 平成 12 年建設省告示第 1370 号）第 1. 二. トで、防火戸の自動閉鎖機構（温度ヒューズ連動を除く。）は予備電源を必要としているが、電源を遮断することにより起動する防火戸の自動閉鎖機構で、シャッター以外の防火戸に用いるものについては避難上の支障が生ずるおそれがない場合、予備電源を設置しないことができるものとする（昭和 49 年建設省住指発第 342 号）。
- (9) 防火区画を構成する防火戸は、原則として常時閉鎖式とすること。ただし、防火対象物の使用形態の関係から、当該防火戸の開閉が頻繁に行われるなど、常時閉鎖式防火戸の設置が難しい場合には、防火戸の閉鎖に障害がないように配慮の上、随時閉鎖又は連動機構付きの常時開放式のものとすること。◆

## 5 風道及び防火ダンパー

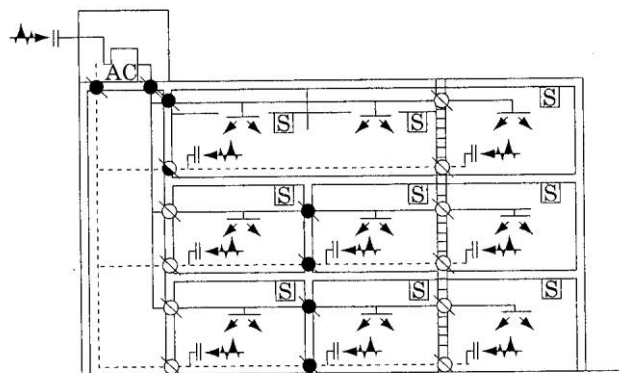
- (1) 防火ダンパーは第 2. 1. (3) によるほか、次によること。
- (2) 予備電源としての自家発電設備室の換気風道は専用とし、当該換気風道については、機械換気設備の機械室及びポンプ室等（耐火構造の壁及び床又は特定防火設備で区画されたものに限る。）の部分を除きおおむね 30 分間以上の耐火性能を有するもので被覆等すること。
- なお、当該換気風道が建基政令第 112 条等に規定する防火区画を貫通する場合は、当該防火区画内を通過する部分の風道は、耐火構造で造る等当該区画貫通部分に防火ダンパーを設けない構造とすること。
- (3) 防火ダンパーは、可能な限り防火区画の壁又は床の貫通部に取り付けること。
- なお、やむを得ず貫通部の直近に設ける場合、貫通部と防火ダンパーとの間のダクトは厚さ 1.5mm 以上の鉄板とするか、又は鉄網モルタル塗その他の不燃材料（平成 12 年建設省告示第 1359 号）で被覆すること。
- (4) 昭和 48 年建設省告示第 2565 号（改正 平成 12 年建設省告示第 1370 号）で火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖する構造の防火ダンパーとすべき場合は、風道が堅穴区画又は異種用途区画を貫通する場合及び風道そのものが堅穴的な構造である場合であること。
- (5) (4) の同告示中第 1 項第 1 号本文の括弧書については、次のように運用すること（第 3－2 図参照）。
- ア 最上階に設けるダンパーには、煙感知器連動とする必要がないものがあること。
- イ 火災時に送風機が停止しない構造のものにあっては、煙の下方への伝播も考えられることから、空調のシステムを総合的に検討する必要があること。
- ウ 同一系統の風道において換気口等が一の階にのみ設けられている場合にあっては、必ずしも煙感知器連動のダンパーとする必要がないものであること（昭和 56 年建設省住指発第 165 号）。
- (6) (3) によるダンパーの煙感知器は、間仕切壁等で区画された場所で当該ダンパーに係る風道の換気口等がある場合は、壁（天井から 50 cm 以上下方に突出したたれ壁等を含む。）から 60cm 以上離れた天井等の室内に面する部分（廊下等狭い場所であるために 60cm 以上離すことができない

い場合にあつては、当該廊下等の天井等の室内に面する部分の中央の部分）に設けること。

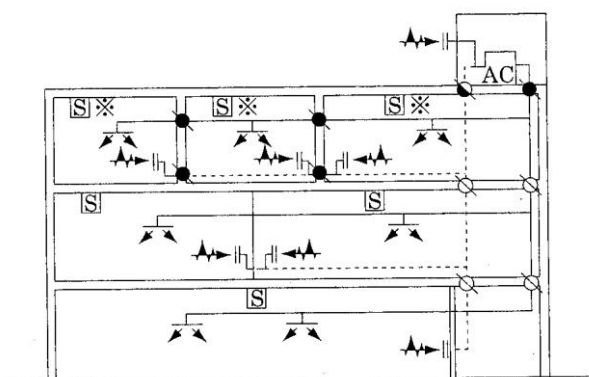
なお、第3-3図のような場合、当該風道の吹出口又は吸込口がある部分のいずれの感知器の作動によつても閉鎖すること。◆

(7) 温度ヒューズは、当該温度ヒューズに連動して閉鎖するダンパーに近接した場所で風道の内部に設けること。

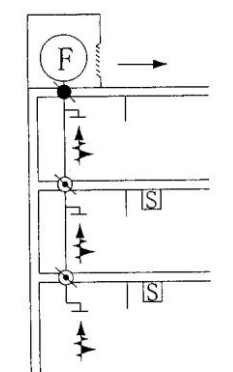
例-1



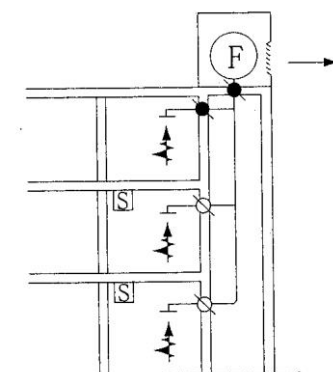
例-2



例-3  
(湯沸室系統)



例-4  
(便所系統)

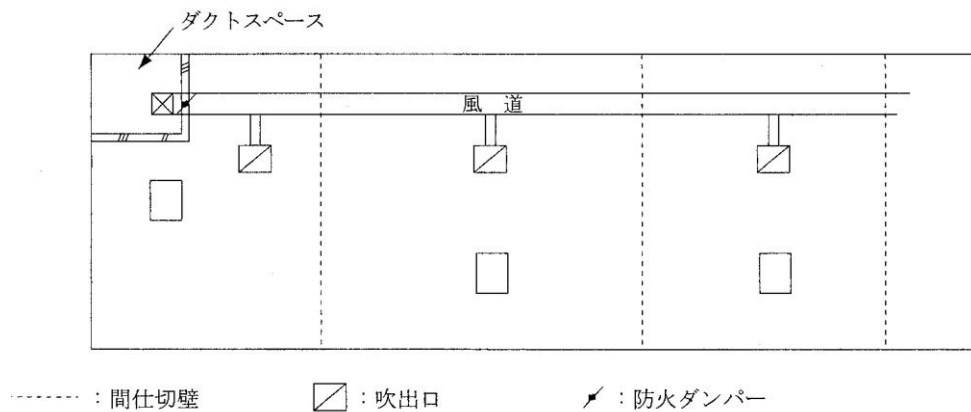


(注) 避難上及び防火上支障がない場合は、SFD を SD 又は FD とすることができる。

### 例－ 5



第 3－ 2 図



第 3－ 3 図

## 6 防火設備の管理

(1) 政令別表第 1 に掲げる防火対象物の防火設備は、火災が発生したときに延焼を防止し、又は有効な消防活動を確保するため、次に定めるところにより管理しなければならない。

ア 防火設備は、常時閉鎖式又は作動できるようなその機能を有効に保持し、かつ、閉鎖又は作動の障害となる物件を置かないこと。

イ 防火設備は、火災により生じる圧力、外気の気流等の影響により閉鎖又は作動に支障を生じないようにすること。

ウ 防火区画の防火設備（遮熱力のあるものを除く。）に近接して延焼の媒介となる可燃性物件を置かないこと。

エ 風道に設ける防火設備は、容易に点検できる構造とし、その機能を有効に保持すること。

(2) 旅館、ホテル、宿泊所又は病院の階段に設ける防火設備は、夜間時に閉鎖又は作動状態を保持しなければならない。ただし、火災時の煙により自動的に閉鎖し又は作動するものにあつて

は、この限りでない。

## 7 共同住宅

- (1) 高層区画の適用除外基準（建基政令第 112 条第 8 項）

11 階以上の 200 m<sup>2</sup>以内の共同住宅の住戸で住戸ごとに区画されたもの。

- (2) 堅穴区画（建基政令第 112 条第 9 項）

200 m<sup>2</sup>以内の共同住宅の住戸内の階段の部分等については、区画を要しないことができること。

## 8 その他

- (1) 政令別表第 1 (5) 項イのホテル等の宿泊室と廊下とを準耐火構造の壁で区画し、開口部には防火戸を設けること。◆

- (2) 建基政令第 114 条第 1 項で共同住宅等の各戸を耐火構造の壁で区画する場合、同第 112 条第 10 項及び第 11 項に基づき、区画する界壁が接する外壁部分（90cm 幅）を耐火構造とし、当該部分にある開口部には防火戸を設けるか、50 cm 以上突出した耐火構造のひさし若しくはそで壁を設けること。◆

- (3) 冷凍倉庫等において壁、床を断熱する場合、壁と床が接する部分に断熱材によって防火的な間隙が生じないようにすること。

※ 壁の断熱工事をした後に床版を取り付ける工法の場合に生じやすい。

- (4) カーテンウォール工法にあつては、床版先端とカーテンウォールとの間に間隙が生じやすいが、間隙にはモルタル等を十分に充てんすること。

また、カーテンウォール支持部材及び構造上重要な方立も耐火被覆をすること。◆

- (5) プレキャストコンクリート板を使用する壁、床にあつては、所定の施工仕様に基づき目地部分の間隙充てんや端部の耐火被覆等を十分に行うこと。

- (6) 建基政令第 112 条第 1 項でスプリンクラー設備等の消防用設備等を設ける場合、原則として消防法令の基準に適合させること。

なお、同第 129 条で設ける場合も同様とする。

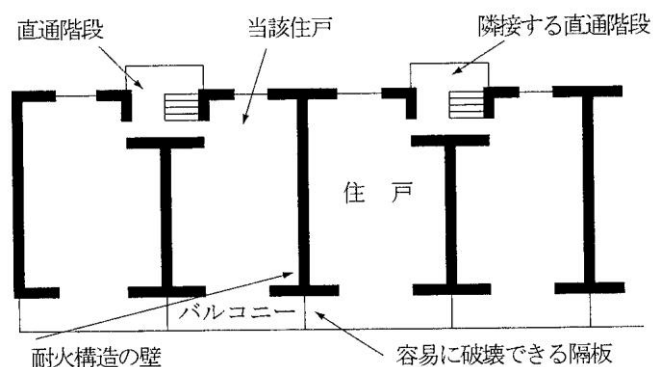
※ 設置に係るスプリンクラーヘッドの個数は、省令第 13 条の 6 第 1 項第 1 号の表中「その他のもの」とする。

## 第4 避難計画

### 1 避難施設等

#### (1) 階段室型共同住宅に対する建基政令第5章第2節の取扱い

主要構造部を耐火構造とした階段室型共同住宅で一の住戸から容易に破壊し得る隔板を設置した避難上有効なバルコニー等を経由して当該住戸に面する直通階段以外の直通階段（以下この項において「隣接する直通階段」という。）に避難できる場合、建基政令第5章第2節の規定の適用に当たっては、当該住戸と隣接する直通階段とは同一の建築物内にあるものとみなす（第4-1図参照）。（昭和54年1月24日建設省建住指発第1号-2）



第4-1図

#### (2) 直通階段

ア 建基政令第120条の直通階段には、次のものは含まれないものであること。

(ア) 階段の踊り場等が居室等の一部を兼ねているもの

(イ) 階段出入口の位置から、上下階への階段の出入口が容易に見通せないもの、あるいは著しく離れているもの

#### イ 避難上有効なバルコニー等

建基政令第121条の避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものは次によること。

##### (ア) バルコニー

a バルコニーの位置は、直通階段の位置とおおむね対称の位置とし、かつ、当該階の各部分と容易に連絡されていること。

b バルコニーは、道路等又は幅員75cm以上の敷地内の通路に面し、かつ、安全な場所に避難することができる手段が講じられていること。

※ 安全な場所に避難することができる手段とは、埋込みはしご等により地上への避難導線が確保されているものをいう。

c バルコニー（共同住宅の住戸等に附属するものを除く。）の各部分から2m以内にある当該建築物の壁は、耐火構造（準耐火建築物にあっては準耐火構造）とし、その部分に開口部がある場合は、その開口部に防火設備が設けられていること。

d バルコニーの面積は、2㎡以上（当該バルコニーから安全に避難する設備の部分を除く。）

く。)とし、奥行の寸法は 75 cm以上とすること。

e 屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は 75cm 以上、高さは 1.8m以上、下端の床面からの高さは 15cm 以下であること。

f バルコニーは、十分外気に開放されていること。

g バルコニーの床は、耐火構造、準耐火構造その他これらと同等以上の耐火性能を有するものとし、かつ、構造耐力上安全なものとする。

(イ) 屋外通路

a 当該階の外壁面に沿って設けられ、直通階段の位置とおおむね対称の位置で屋内と連絡されていること。

b 当該階の各部分と容易に連絡されていること。

c 幅 60 cm以上で、手すりその他安全に通行できるための措置を講じたものであること。

d 通路の一端は、直通階段に連絡され、他端は安全な場所に避難することができる措置が講じられていること。

※ 直通階段が外壁に接して設けられていない場合、又は通路を直通階段に連結することが困難でやむを得ない場合等にあつては、両端に安全な場所に避難することができる手段を講じたもの

e 屋内部分との区画、出入口の戸及び構造については、バルコニーの場合と同様にされていること。

(ウ) その他これらに類するもの

下階の屋根、ひさし等（耐火構造のものに限る。）で、ア又はイのバルコニー、屋外通路と同等以上の避難上の効果を有するものは、その他これらに類するものとして取り扱うことができるものであること。

ウ 直通階段の避難階における構造等

建基政令第 120 条の直通階段を避難階において、はね上げ式とする場合は次によること。

(ア) 自動式であること。

(イ) 避難に当たって容易に設定することができること。

※ 地上等から容易に設定できることが望ましい。◆

(3) 2 以上の直通階段

次に掲げる階段は、建基政令第 121 条で定める 2 以上の直通階段として扱えないものであること。

ア 2 以上の階段が途中階（避難階を含む。）で一の階段となるもの

イ 2 以上の直通階段を必要とする階が、一の階段室内を経由しなければ他の階段に到達できない避難導線となっているもの

(4) 屋外避難階段の構造

建基政令第 123 条第 2 項で定める屋外に設ける避難階段は、各階において階段周長の 1 / 2 以上が直接外気に開放されているものであること。

なお、手すりは、建基政令第 25 条により設置し、転落防止のためおおむね 90cm 程度（ただし、踊り場は 110cm 以上）とすること。

(5) 屋外への出口

ア 建基政令第125条第3項の適用にあたって、地上階と地下階がある場合の屋外出口の幅は、店舗の存する地上階の最大の床面積と地下階の最大の床面積を合算した床面積で幅員計算をすること。◆

イ 建基政令第125条に定める避難階の屋外への出口は、回転扉としないこと。◆

(6) その他

ア 建基政令第120条の居室等の歩行距離は、火災時等の避難を想定したものであるから、室内の間仕切り、家具等を考慮したものとする必要がある。◆

イ 階段の踊り場には、各階の表示をしておくこと。◆

ウ 避難経路となる通路、階段等の壁及び天井には避難上支障となる鏡等を設けないこと。◆

エ 直通階段が避難階において上層、下層のいずれにも連なる場合は、直通階段の階段室内に避難階である旨の表示等をしておくこと。◆

※ 避難口誘導灯、誘導標識を設置すること。◆

オ 避難通路等には、避難の障害となるような段差は設けないこと。

## 2 条例第5章に規定する避難管理

条例第5章に規定する避難管理は、次により取り扱うこと。

(1) 劇場等の客席（条例第35条、第36条、第36条の2関係）

ア 屋内の客席（第4-2図～第4-7図参照）

(ア) 劇場等の客席とは、劇場、映画館、演芸場などにあつては入口ホール、事務室、映写室、売店、階段、便所、舞台部等を除いた催物観覧用の部分をいい、集会場又は公会堂にあつては、集会室で催物を行う場合の観覧用の部分をいう。

(イ) いす席の間隔とは、前席の最後部と後席の最前部の間の水平距離をいうものであるが、自動的に座が跳ね上がる方式のものにあつては、座を跳ね上げた状態で水平距離を測定し、座の跳ね上がらないもの又は手動によって座の上がるものについては、跳ね上がらない状態での水平距離を測定する。

(ロ) 座席の幅とは、入場者一人当たりの占有幅を指すものであつて、一のいすの幅をいうものではない。長いす式のいす席の場合には、当該いす席の正面幅を40センチメートルで除して得た数を超えて入場者を着席させることはできない。

(ハ) 「横に並んだいす席（ます席）、縦に並んだいす席」等の表現における横又は縦とは、いずれも舞台等に面して横又は縦を指すものである。

(ニ) いす席の間隔と基準席数の関係は、次のとおりである。

| いす席の間隔A（cm） | 基準席数（小数点以下切捨て） |
|-------------|----------------|
| 35以上47未満    | $8 + (A - 35)$ |
| 47以上        | 20             |

(ホ) 算定幅員の「想定される人数が最大となる地点での当該通過人数」の算定に当たっては、各避難口より概ね均等な歩行距離となるよう分割して行うこと。

(ヘ) 通路の幅員は、通路のどの部分においても通路ごとに定まる幅員を下まわってはならな



い。

(ク) 客席の通路は避難口に直通していなければならないが、ここでいう「直通」とは、「直線的に通ずる」ことを要求したものではなく、客席の避難通路と避難口（出入口を含む。）が避難上支障ないように通じていれば直通していると解して取扱うこと。

(ケ) 「避難口」とは、省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号に掲げる場所に設ける非常時の避難専用開口部をいい、「出入口」とは、人が日常出入りするために設けた開口部であるが非常時にも主要な避難経路として避難に利用することができる開口部をいう。

#### イ 屋外の客席（第 4－8 図参照）

(ア) 屋外の客席とは、客席がスタンドのみのものと、スタンドに屋根を設け一面以上が解放されている構造のものも屋外の客席として取扱う。また、スタンドがなく芝生をスロープ化して使用する席も含まれる。

(イ) いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合とは、例えば、背もたれのない長いすのような形のものをいう。

(ウ) 条例第 36 条第 4 号イの通路の方向は、舞台等に面して横方向であることを要さず、また、歩行距離 40 メートルの起算点は、各座席であって、各座席から通路に達した地点ではない。

(エ) 条例第 36 条第 4 号アの通路とイの通路（いす席の場合）及びウの通路とエの通路（ます席の場合）は、それぞれ双方の要件を満足する限り共用しても差し支えない。

#### ウ 基準の特例

条例第 36 条の 2 に規定する基準の特例は、劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等から総合的に判断し、避難上支障がなく安全性が十分確保されている場合に認められるものであるが、特例の認定に際しては、次のことに留意すること。

##### (ア) 位置

劇場等の周囲に十分に広い空地がある場合等である。

##### (イ) 収容人員

条例第 39 条に規定する定員が少ないことのほかに、劇場等の入場者の密集度を考慮すること。

##### (ウ) 使用形態

a 集会場及び公会堂等において、映画、演劇等の開催のほかに、いすの移動を要するような用途にも使用する場合等である。

b 特例により可動式のを設置する場合において、従来と同等以上の安全性が確保される場合、必ずしも常に条例第 35 条第 2 号及び第 36 条第 2 号に規定するいす背の間隔の基準を満たしていることを要しない。

c 客席（最下層にあるものを除く。）の最前部及び立見席を設ける部分とその他の部分との間に安全かつ確実に避難が行える措置等を講じた場合は、必ずしも高さ 75 センチメートル以上の手すりを設けることを要しない。

##### (エ) 避難口その他の避難施設の配置等

a 避難口、廊下、階段、避難通路等が法令の規定以上に十分に整備されている場合等であるほか、警備員の配置等も含まれる。

- b 避難口の設けられる場所等により立見席の位置は、必ずしも客席の後方であることを要しない。

## (2) 避難通路（第 37 条、第 38 条関係）

### ア キャバレー等の避難通路

原則として、階ごとにキャバレー等及び飲食店の客席の床面積を合計して 150 m<sup>2</sup>以上となる場合に規制するものであるが、店舗が一の構えを有するときは、各店舗ごとの床面積により規制するものとして差し支えない。

### イ 百貨店等の避難通路（別記「避難通路の設け方」参照）

- (ア) 原則として、階ごとに百貨店等の売場の床面積を合計して 150 m<sup>2</sup>以上となる場合に規制するものであるが、店舗が一の構えを有するときは、各店舗ごとの床面積により規制するものとして差し支えない。
- (イ) 売場又は展示場とは、販売のための商品を陳列してある部分並びに製品見本その他物品を観覧の用に供するため陳列している場所であって、事務所部分、商品の入出荷部分並びに従業員休憩所及び従業員食堂等これらに類する部分は該当しない。
- (ウ) 避難通路は、商品、商品ケース等の配置により設けられた通路をいうものであること。
- (エ) 主要避難通路は、売場又は展示場内に幹線的に設けるもので、避難口に通じるものであること。

なお、避難口相互間を結ぶ通路は、幹線的として扱うものであること。

- (オ) 避難口は、次に掲げるものをいうものであること。

- a 避難階の屋外へ通じる出入口
- b 直通階段への出入口（避難階を除く。）
- c 隣接建築物への連絡通路の出入口
- d 地下街の店舗から地下道へ通じる出入口
- e 連続式店舗とこれに類するものの各店舗から屋内通路へ通じる出入口

- (カ) 主要避難通路及び補助避難通路の取扱い

- a すべての避難口には、主要避難通路が設けられていること。
- b 補助避難通路は、売場の一の区画が 300 m<sup>2</sup>以下となるように設けること。◆
- c 一の避難口において複数の出入口がある場合は、すべての出入口に主要避難通路又は補助避難通路を設けること。

- (キ) 3 階以上の階で、その階の収容人員の合計が 30 人以上のもの又は床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>以上のものには、保有しなければならない避難通路と他の部分とを明確に識別できる表示をすること。◆

ライン等により識別する場合は、幅 7 センチメートル以上とし、色彩については限定しない。

## (3) ディスコ等の避難管理（第 37 条の 2 関係）

- ア 特殊照明及び音響の停止とは、非常ベル若しくは放送設備の起動又は自動火災報知設備の作動と連動して停止するもの又は常時従業員が勤務する場所において手動により停止させるものをいう。

イ 避難上有効な明るさとは、床面において１ルクス以上の照明を確保できるものをいう。

(4) 個室型店舗の避難管理（第 37 条の 3 関係）

ア 条例第 37 条の 3 の対象となる個室型店舗とは、「政令別表第 1 (2) 項ニに掲げる店舗その他これに類するもの」で、一の店舗に複数の遊興の用に供する個室を有するものをいい、一の店舗に当該個室が一しかないものは含まれない。

イ 「その他これらに類するもの」とは、政令別表第 1 (2) 項ニに掲げる店舗には該当しないが、これに類似する個室型の店舗を想定している。

ウ 個室型店舗に該当する部分がいわゆる機能従属により他の用途に該当するものについても、個室型店舗に該当する部分について本条は適用される。

エ 「個室」には、個室型店舗を利用する客が直接利用しない事務室、物品庫、厨房等は含まれない。また、客が利用するトイレ、洗面所、シャワー室等についても、「個室」には含まれない。

オ 「（これに類する施設を含む。）」とは、壁等により完全に区画された部分だけでなく間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペース等も含むものであり、目隠し程度のパーティションで仕切られたものなど個室相当とみなすことのできる様々な形態の施設も含まれる。

カ ただし書きの「避難上支障がないと認められるもの」の適用にあたっては、次のようなものが考えられる。

(ア) 当該外開き戸が避難通路の幅員を狭めないような構造で、避難上有効に管理されているもの

(イ) 当該避難通路の有効幅員が広く、避難に支障がないと判断されるもの。例えば、片側に個室がある場合は、外開き戸を開放した時に避難通路の内壁から外開き戸までの有効幅が概ね 60 センチメートル以上確保できる場合。また、避難通路の両側に個室がある場合は、両方の外開き戸を開放した状況で、双方の外開き戸の間に概ね 60 センチメートル以上の有効幅が確保できる場合（第 4－9 図、第 4－10 図参照）

※ 概ね 60 センチメートルとは、人ひとりが通行するために必要な幅を目安としたもの

(5) 劇場等の定員（第 39 条関係）

ア 移動式のいす席の部分については、定員の算出基礎は、条例第 39 条第 1 号アによる。

イ 客席内の避難通路は、通路の幅、数等が基準以上であっても、その部分を客席として使用することは原則的には認められない。したがって、この部分を立見席、待見席、補助いす席等に使用することはできない。

ウ その他公衆の見やすい場所とは、例えば入場券発売窓口、ロビー中央壁部分等をいう。

(6) 避難施設の管理（第 40 条関係）

ア 廊下、階段等の有効幅員を狭めないような構造とは、戸が 180 度に開放でき、壁と平行になる構造をいう。

イ 内開き以外の戸とは、外開き戸のほか、引き違い戸、片引き戸、押上げ戸等をいう。

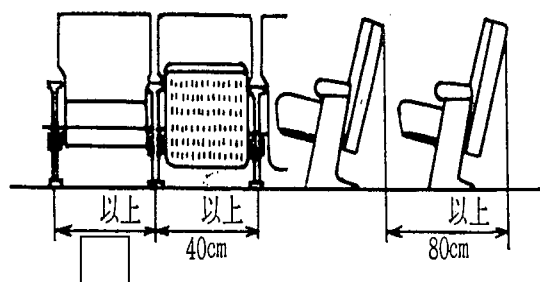
ウ 非常時に自動的に解錠できる機能を有するものとは、次の構造のものをいう。

(ア) 停電時に手動開放できるなど避難上支障とならないもの

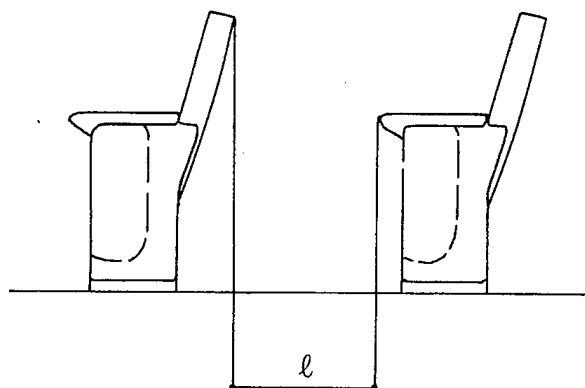
(イ) 自動火災報知設備の作動と連動して解錠できるもの

- (ウ) 人が常時監視している防災センター等から遠隔操作できるもの
- エ 屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造とは、避難しようとする際に、かぎ、ＩＤカード、暗証番号等を用いることなく容易に解錠できる構造のものをいう。

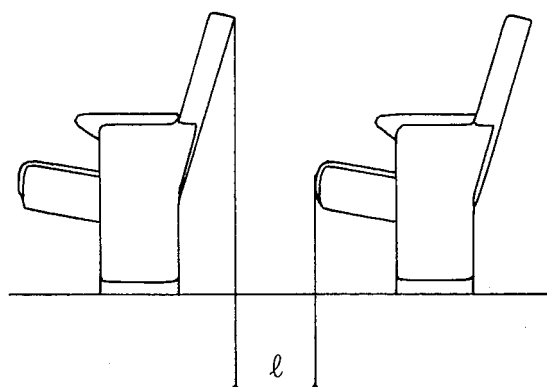
第４－２図 いす背の間隔と座席の幅



第４－３図 いす席の間隔（自動的に座が跳ね上がる方式）

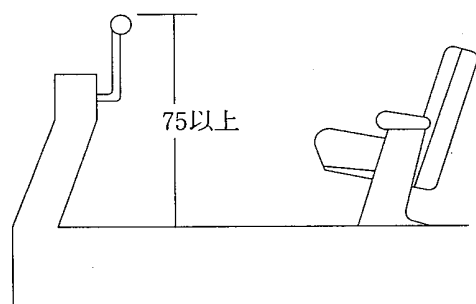


第４－４図 いす席の間隔（座の跳ね上がらないもの等）



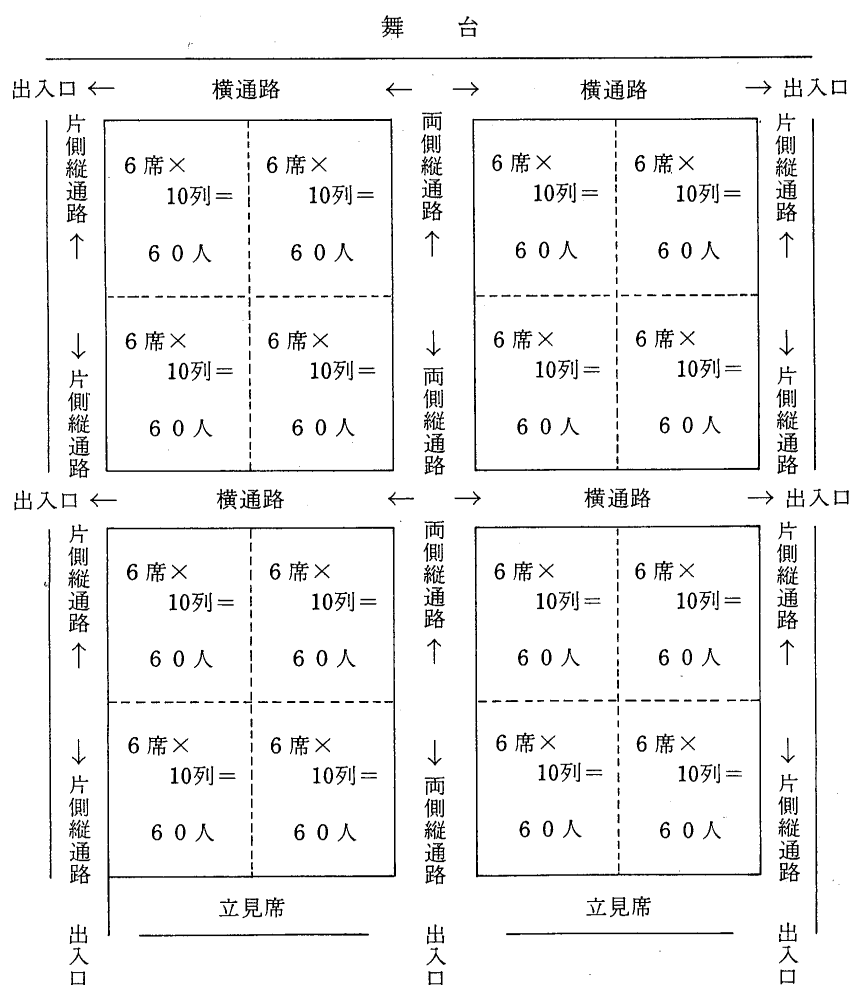
$l$  : いす席の間隔  $\geq 35\text{cm}$

## 第4－5図 落下防止の手すり



## 第4－6図 劇場の座席配列の設計例（その1）

【12 席×20 列の座席配列の場合】



両側縦通路の計算

$$6 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 2 \text{ ブロック} \times 0.6 \text{ cm} / \text{人} = 72 \text{ cm} < 80 \text{ cm}$$

したがって、両側縦通路の幅員を 80 cm とする。

片側縦通路の計算

$$6 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 0.6 \text{ cm} / \text{人} = 36 \text{ cm} < 60 \text{ cm}$$

したがって、片側縦通路の幅員を 60 cm とする。

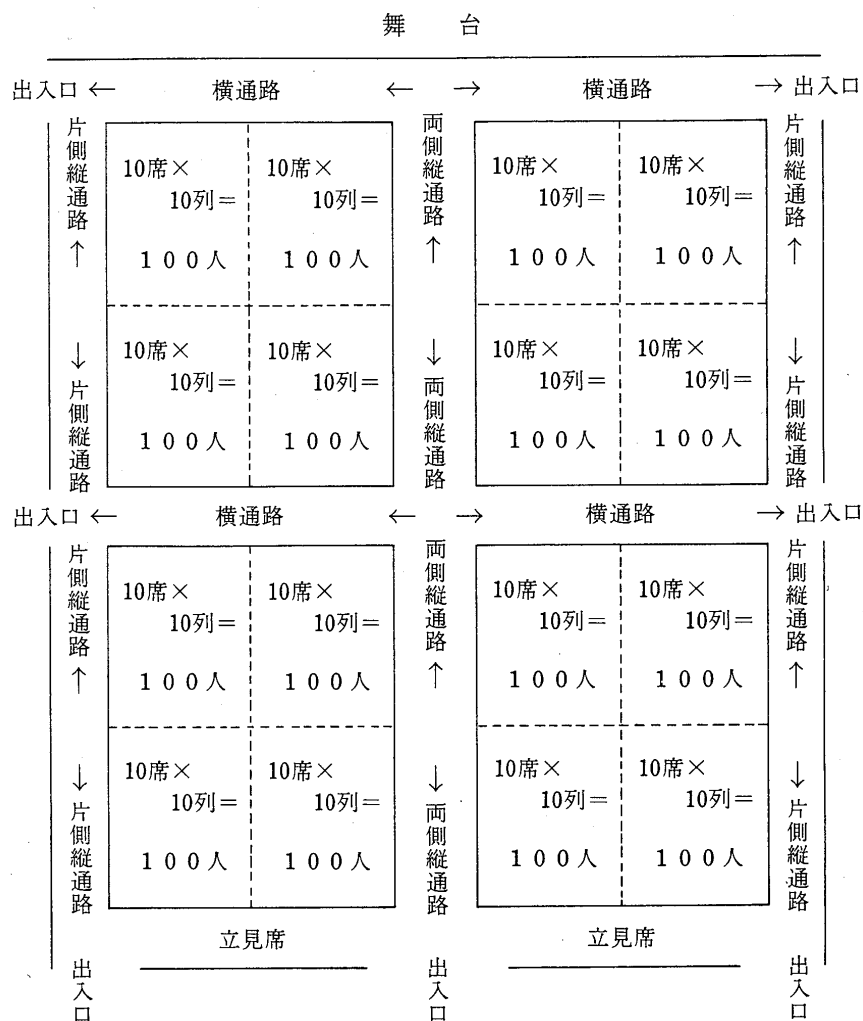
横通路計算

$$6 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 2 \text{ ブロック} \times 0.6 \text{ cm} / \text{人} = 72 \text{ cm} < 100 \text{ cm}$$

したがって、横通路の幅員を 100 cm とする。

## 第4-7図 劇場の座席配列の設計例（その2）

【20 席×20 列の座席配列の場合】



両側縦通路の計算

$$10 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 2 \text{ ブロック} \times 0.6 \text{ cm} / \text{人} = 120 \text{ cm} \geq 80 \text{ cm}$$

したがって、両側縦通路の幅員を 120 cm とする。

片側縦通路の計算

$$10 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 0.6 \text{ cm} / \text{人} = 60 \text{ cm} \geq 60 \text{ cm}$$

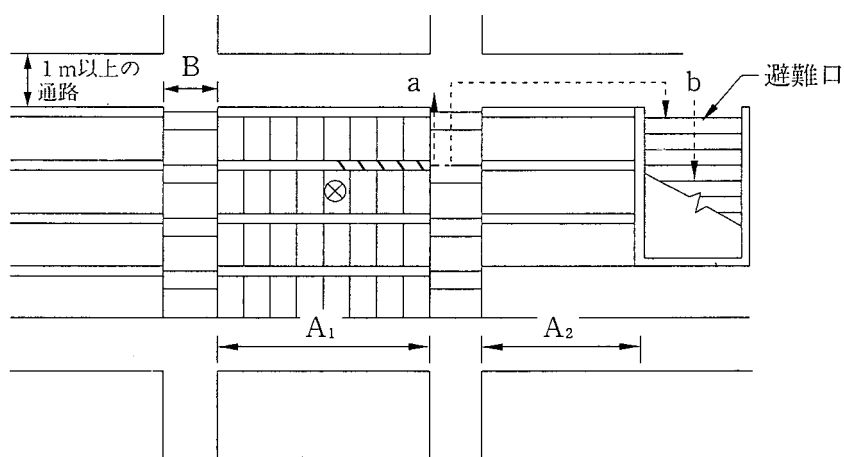
したがって、片側縦通路の幅員を 60 cm とする。

横通路計算

$$10 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 2 \text{ ブロック} \times 0.6 \text{ cm} / \text{人} = 120 \text{ cm} \geq 100 \text{ cm}$$

したがって、横通路の幅員を 120 cm とする。

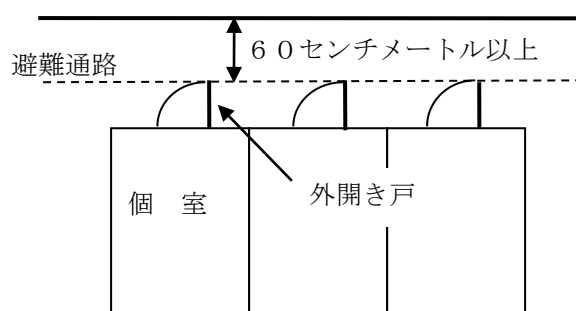
第４－８図 いす席を設ける屋外の客席の構造例



- ① 横列数  $A_1 \leq 10$  席 (20 席)  $A_2 \leq 5$  席 (10 席)  
 ※ ( ) 内はいす背がなく、かつ、いす座が固定している場合に適用
- ② 縦通路幅  $B \geq 80$  cm
- ③ 各座席から a 地点までの歩行距離は 15m 以下とし、各座席から b 地点までの歩行距離は 40m 以下とする。

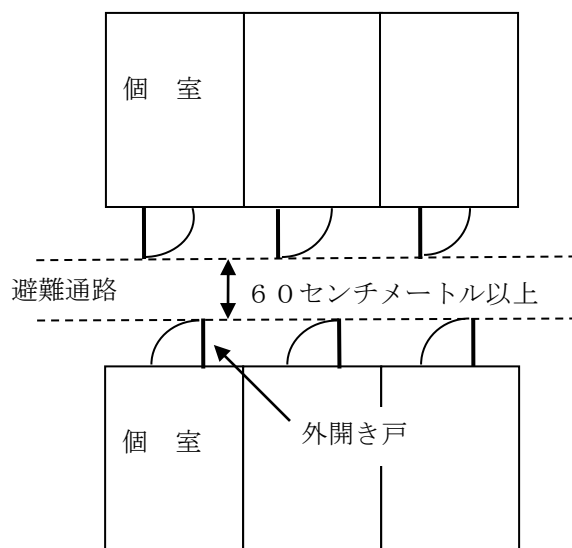
第４－９図 個室の外開き戸に自動閉鎖措置を必要としない例（その１）

【避難通路の片側に個室がある場合】



第４－１０図 個室の外開き戸に自動閉鎖措置を必要としない例（その２）

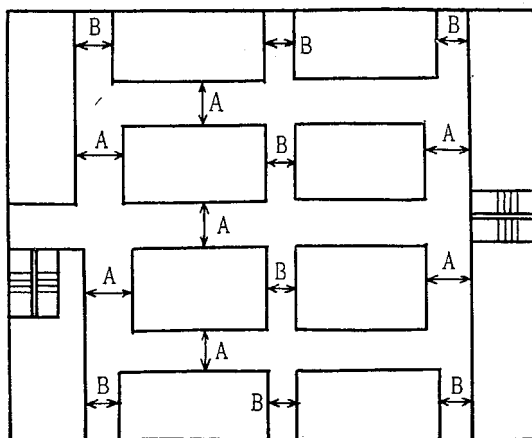
【避難通路の両側に個室がある場合】



## 別記 避難通路の設け方（例）

- 1 主要避難通路及び補助避難通路の設置は次によること（例1参照）。

例1



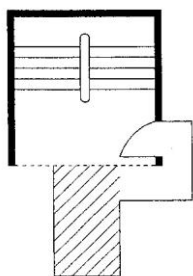
|               |                                                                                            |                       |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| A<br>(主要避難通路) | 幅                                                                                          | 売場又は展示部分の床面積          |
|               | 1.2m以上                                                                                     | 150 m <sup>2</sup> 以上 |
|               | 1.6m以上                                                                                     | 300 m <sup>2</sup> 以上 |
| B<br>(補助避難通路) | 1.2m以上（売場又は展示部分の床面積が 600 m <sup>2</sup> 以上の場合に、一の売場の区画が 300 m <sup>2</sup> 以下となるように設けること。） |                       |

- 2 避難口が複数ある場合の避難通路の保有は次によること。

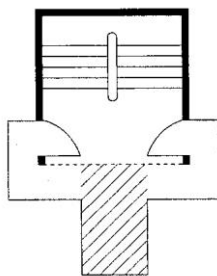
- (1) 一の避難口に出入口が複数ある場合は次によること。

主要避難通路は、一次的にシャッター等幅員の大きい出入口に通じさせ、そこで扉等幅員の小さい出入口には、二次的に補助避難通路を保有すること（例2の1から例2の3参照）。

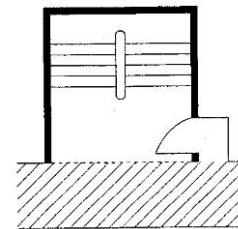
例2の1



例2の2

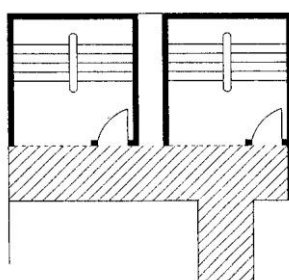


例2の3

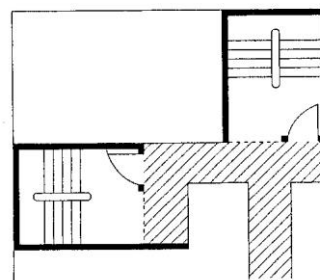


- (2) 避難口が隣接している場合は、原則として次により保有すること（例3の1から例3の5参照）。

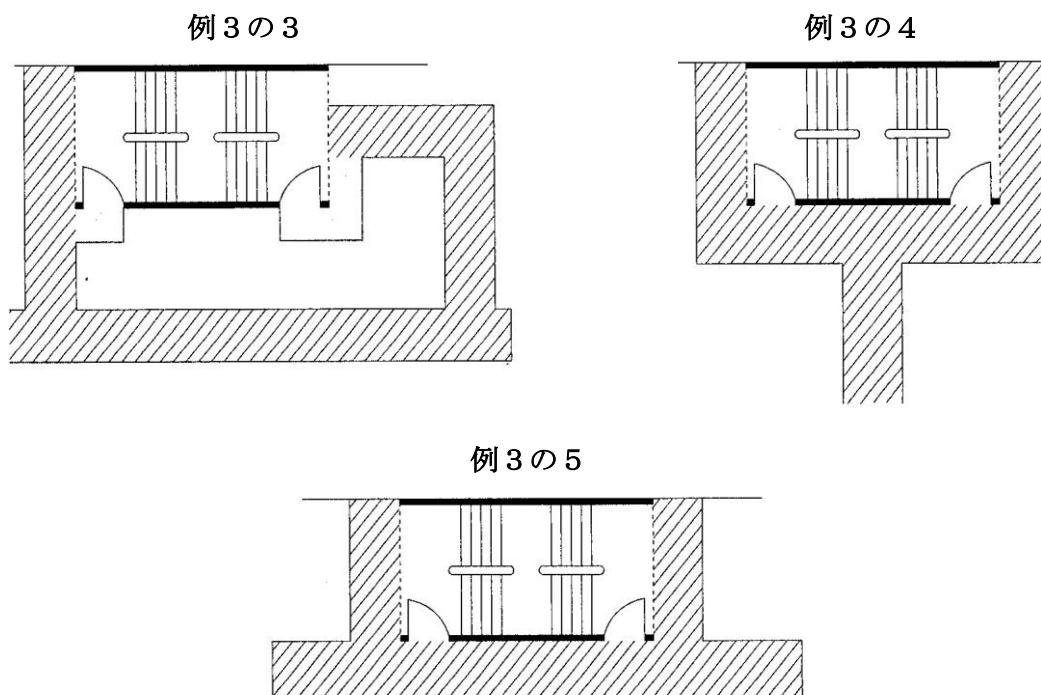
例3の1



例3の2







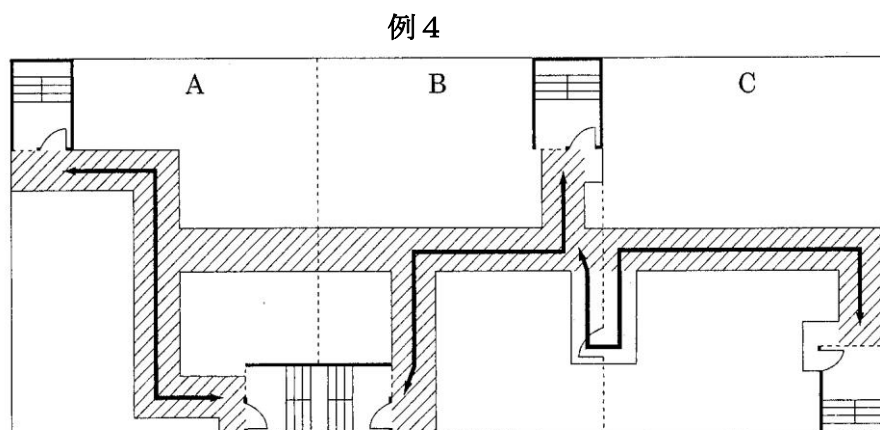
3 防火区画（建基政令第112条第1項に規定する防火区画をいう。）されている階における避難通路の保有は次によること。

(1) 防火区画内で2方向避難ができる場合

階全体の主要避難通路が防火区画により分断され、その防火区画部分ごとに2方向避難が確保できる場合は、支障ないものとする（例4-A、B参照）。

(2) 防火区画内で2方向避難ができない場合

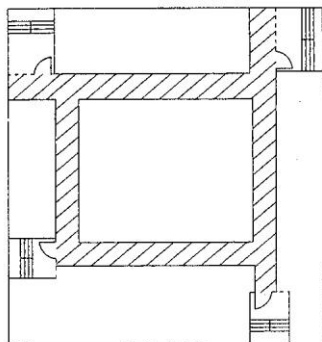
階全体の主要避難通路が防火区画のシャッターにより分断される場合は、直近のくぐり戸等に通じる補助避難通路をシャッターの両面に保有するものとする（例4-C参照）。



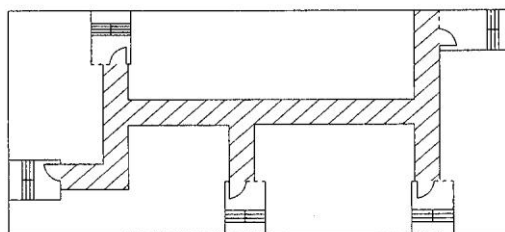
4 主要避難通路の配置は、ループ状又は棒状とすることが望ましいものであるが、その判断は次の条件によること（例5の1、例5-2参照）。

- (1) 売場の形態
- (2) 売場の規模
- (3) 避難口の位置
- (4) 売場のレイアウト

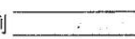
例5の1



例5の2



 主要避難通路

凡例  補助避難通路

 避難道線

## 第5 排煙計画

### 1 一般的事項

- (1) 建基政令第 126 条の 2 第 1 項第 3 号の「その他これらに類する部分（排煙設備の設置を要しない部分）」に該当する部分としては、他の部分と防火区画されている堅穴である DS、PS、EPS 部分等が該当するものとして扱う。

なお、「火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分定める件」（平成 12 年建設省告示第 1436 号）にて昭和 47 年建設省告示第 30 号、建設省告示第 31 号、建設省告示第 32 号及び建設省告示第 33 号は、廃止されている。

- (2) 監獄法（明治 41 年法律第 28 号）に規定する監獄、少年院法（昭和 23 年法律第 169 号）に規定する少年院及び少年鑑別所並びに婦人補導院法（昭和 33 年法律第 17 号）に規定する婦人補導院に設ける居房棟で、次の各号に該当するものについては、建基政令第 126 条の 3 の規定による排煙設備を設けないことができる。

なお、この場合、非常用進入口も設けないことができるものであること。

ア 主要構造部は、耐火構造とすること。

イ 居房は床面積 50 m<sup>2</sup>以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備、両面 20 分の防火設備若しくは開口面積の小さい監視用のガラスを設けた鉄製の戸で区画すること。

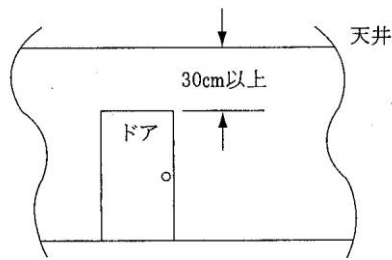
ウ 居房及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井（天井のない場合においては屋根）の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とすること。

- (3) 建基政令第 126 条の 3 第 2 項の「送風機を設けた排煙設備その他の特殊な構造の排煙設備で、通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができるもの」とは、加圧防煙方式を示すものであること。

なお、構造方法については、「通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法を定める件」（平成 12 年建設省告示第 1437 号）に規定されている。

### 2 防煙区画

- (1) 防煙区画部分は、できるだけ単純な形状とすること。◆
- (2) 防煙区画を垂れ壁で行う場合、接する防煙区画部分の排煙方式は、相互に同じものとする。◆
- (3) 自然排煙方式の防煙区画部分と機械排煙方式の防煙区画部分とが接する場合、接する部分の区画方法は垂れ壁による区画とせず、完全な間仕切壁による区画とすること。この場合の区画に設けるドアは、自動閉鎖装置付とすること。◆
- (4) 防煙区画の垂れ壁は 50 cm 以上の突出が必要であるが、第 5－1 図のように常時閉鎖式防火戸（ストッパーなし）又は煙感知器連動防火戸を設けた開口部上部の垂れ壁は、突出を 30cm 以上とすることができる。
- (5) 防煙区画は、廊下等の避難経路と他の室（火災の発生・拡大する危険性のないものを除く。）とを同一の区画としないこと。◆

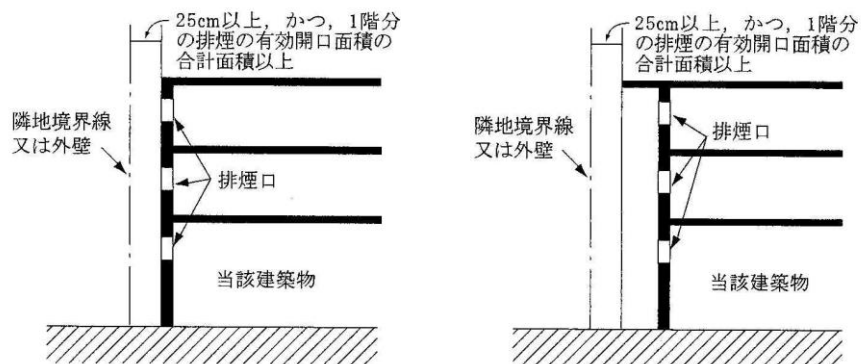


第5-1図

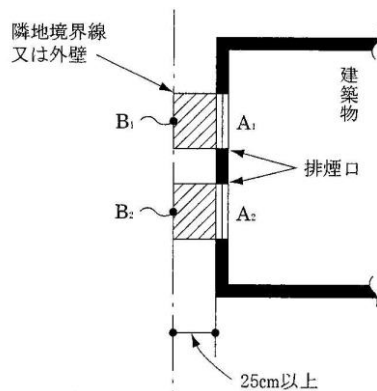
### 3 排煙口

- (1) 一の防煙区画部分が間仕切壁で数室に区切られている場合、排煙口を各室ごとに設けるか、又は天井チャンバー方式とすること。ただし、排煙上有効ならん間等がある場合はこの限りでない。
- (2) 排煙口は防煙区画部分の中央付近に設けること。  
 なお、防煙区画部分の形状が複雑な場合等で、一の排煙口では有効な排煙が期待できない場合は、排煙口を増やし、各部分から排煙口に至る煙の流路が曲折したものとならないこと。◆
- (3) 自然排煙口の開閉形式は、引き違い、回転、開き（両・片開き）、外倒し等の排煙効率の高いものとする。◆
- (4) 自然排煙口の内側又は外側には、シャッター等煙の排出に障害となるものを設けないこと。
- (5) 自然排煙口は、隣接建築物の外壁等に近接（おおむね 25cm 以上）しないようにすること。

なお、隣接建築物の外壁等に近接する部分以外に自然排煙口が設けられない部分は、機械排煙とすること。◆



(断面図)



$$A_1 \leq B_1 \quad A : \text{排煙口の開口面積}$$

$$A_2 \leq B_2 \quad B : \text{排煙上有効な開口面積}$$

(平面図)

- (6) 第5－2図のような回転窓等の有効排煙開口面積は、次により求めること（昭和46年12月4日 住指発第905号他）。

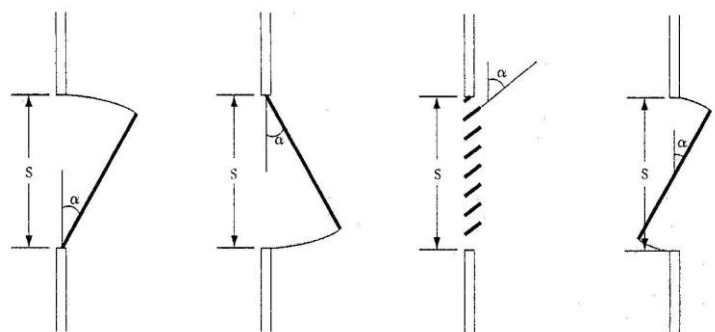
$90^\circ \geq \alpha \geq 45^\circ$  の場合  $S_0 = S$

$45^\circ > \alpha > 0^\circ$  の場合  $S_0 = S \times \alpha / 45^\circ$

$S_0$  : 有効排煙開口面積

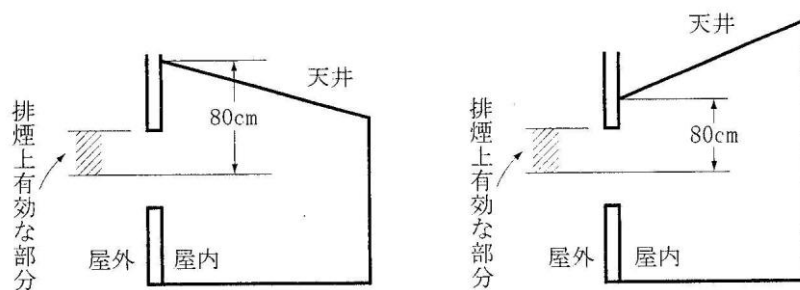
$S$  : 開口部面積

$\alpha$  : 回転角度



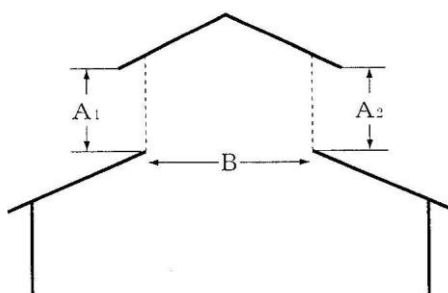
第5－2図

- (7) 天井の高さが異なる場合の自然排煙口の排煙上有効な部分は、第5－3図の例によること。



第5－3図

- (8) 第5－4図のような越屋根で排煙する場合、 $(A_1 + A_2)$  又は  $B$  のうち小さい方を有効排煙開口面積とすること。



第5－4図

#### 4 手動開放装置

- (1) 操作をハンドル等で行うものにあつては、ハンドル等は取りはずしのできないように取り付けられていること。
- (2) 機械排煙方式で一防煙区画に2以上の排煙口がある場合、各排煙口に手動開放装置を設け、一の手動開放装置の操作によって当該防煙区画内の排煙口はすべて開放すること。ただし、一の排煙口の開放によって基準の能力が得られる場合は、この限りでない。
- (3) 駐車の用に供する部分が地階に存する場合、当該部分に設置される排煙設備の起動は、当該排煙区域の直近で容易に行えらるとともに、防災センター等から遠隔操作できるものとする。◆

#### 5 排煙風道

- (1) 排煙風道は、原則として鉄板製とし、コンクリートダクトは使用しないこと。◆

※ コンクリートダクトは気密性が低く、面が粗く抵抗が大きいので好ましくない。

- (2) 縦ダクトは、コンクリートシャフト内に納めること。◆

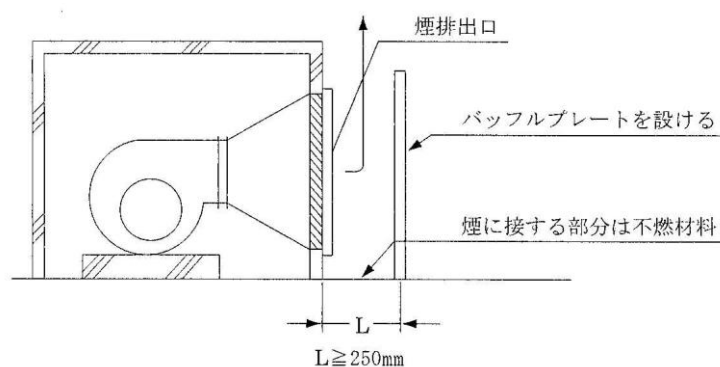
- (3) 排煙風道の断熱材は、次のいずれかを使用すること。

ア ロックウール（JISA9504）厚さ 25mm 以上

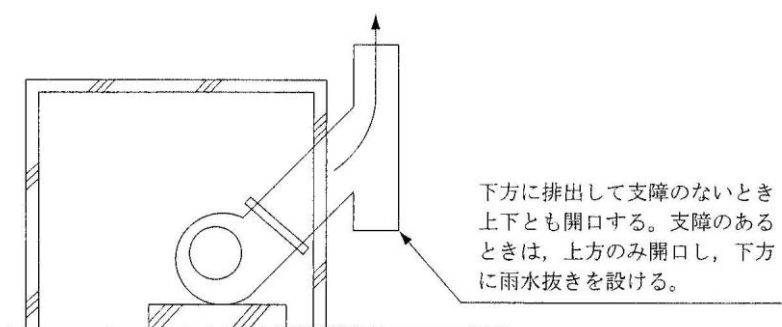
イ グラスウール（JISA9504）厚さ 25mm 以上、密度 24kg/m<sup>3</sup>以上

#### 6 排煙機

- (1) 排煙機の容量は、風道等の流路抵抗及び漏気量を考慮したものであること。
- (2) 排煙機は、当該排煙機に係る最上階の排煙口よりも上部に設けること。◆
- (3) 排煙機は、保守点検が容易に行える場所に設けること。
- (4) 排煙機の吐出側には長い風道を接続しないこと。◆
- (5) 煙排出口の位置、構造は、排出した煙が窓等から再び建築物内に流入しないようにすること。
- (6) 煙排出口が隣接建築物に近接している場合、第5-5図のような措置を講じること。◆
- (7) 排煙機と空調機との兼用は、原則として認められないものであること。



第5-5①図



第 5 - 5 ②図

## 7 予備電源

排煙機の常用電源が断たれた場合の駆動をディーゼルエンジンによる方式のものについては、建基政令第 126 条の 3 第 10 号に規定する電源を要する機構とは解されないので予備電源を設置する必要はない。

ただし、次の要件を具備させること。◆

- (1) 起動前、又は運転中のいずれの場合にあっても、常用電源が断たれた場合には、自動的にディーゼルエンジン駆動回路に切り替えられること。◆
- (2) ディーゼルエンジンの燃料は、当該建築物の他の部分から防火上安全に区画されていること。◆
- (3) ディーゼルエンジンは、排煙ファン及び排煙ダクトからの熱伝導又は熱輻射から十分熱絶縁又は熱遮へいされていること。◆
- (4) 屋外に設置されるディーゼルエンジンその他機構上重要な機器は雨水、塵埃その他から保護すること。◆
- (5) 潤滑機構及び給気機構の加熱又は冷却装置を設けるなど、冬期又は夏期の機能低下を防止する措置を講じること。◆

(昭和 46 年 7 月 30 日 建設省住指発第 510 号)

## 8 配線

排煙設備に用いる配線は耐熱性能のあるものとする事（昭和 44 年建設省告示第 1728 号、昭和 44 年建設省告示第 1730 号、昭和 45 年建設省告示第 1829 号、昭和 45 年建設省告示第 1833 号）。

## 9 特別避難階段の付室及び非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける排煙設備等

- (1) 外気に向かって開ける窓（排煙用）は、風等により閉鎖するおそれのない構造とすること。
- (2) 排煙機を設ける場合の排煙口は、屋内から付室又は乗降ロビーに通じる出入口に近い位置に設けること。◆
- ※ この場合、出入口の幅員以上の長さを有するスリット状排煙口を設けること。◆
- (3) 窓及び排煙口は、開放した場合に消火活動上又は避難上支障とならないものであること。
- (4) 給気口は、付室から階段室に通じる出入口又は昇降路の出入口と向い合った配置としないこと。◆

※ 出入口と給気口とが向い合っていると階段室又は昇降機内に煙が流入し易い。



## 第6 内装制限・防火材料

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）が平成 12 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、これまでの建設省等の通達等の取扱いについては建築主事等の執務上の取扱いによることとなった。

### 1 防火材料

#### (1) 不燃材料（建基法第 2 条第 9 号）

建築材料のうち、不燃性能（通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他建基政令第 108 条の 2 で定める性能をいう。）に関して、次に掲げるものとする。

ア 建築材料に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間次に掲げる要件（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、(ア) 及び (イ)）を満たしているもので、国土交通大臣が定めた構造方法（平成 12 年建設省告示第 1400 号）を用いるもの

(ア) 燃焼しないもの

(イ) 防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないもの

(ウ) 避難上有害な煙又はガスを発生しないもの

イ 国土交通大臣の認定を受けたもの

#### (2) 準不燃材料（建基政令第 1 条第 5 号）

ア 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 10 分間前(1)．

アの要件を満たしているもので、国土交通大臣が定めた構造方法（平成 12 年建設省告示第 1401 号）を用いるもの

イ 国土交通大臣の認定を受けたもの

#### (3) 難燃材料（建基政令第 1 条第 6 号）

ア 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 5 分間前(1)．アの要件を満たしているもので、国土交通大臣が定めた構造方法（平成 12 年建設省告示第 1402 号）を用いるもの

イ 国土交通大臣の認定を受けたもの

### 2 内装制限を受ける建築物等

建基法第 35 条の 2 及び兵庫県建築基準条例（昭和 46 年条例第 32 号）第 17 条の 3 の規定により内装制限を受ける建築物、部分等については、別表のとおりであること。

### 3 調理室等の火を使用する場所の取扱い

(1) 建基法第 35 条の 2 の規定により内装制限を受ける調理室等は、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを次のア又はイに掲げる仕上げとしなければならないこと。

ア 準不燃材料としたもの

イ アに掲げる仕上げに準ずるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組合せによってしたもの

(2) 建基政令第 128 条の 4 第 4 項の「内装の制限を受ける調理室等で火を使用する場所」の取扱いは次によること。

ア 火気使用部分とその他の部分とが一体である室については、天井からおおむね 50cm 以上下方に突出した不燃材料でつくり又はおおわれた垂れ壁、その他これに類するもので当該部分が相互に区画された場合を除き、その室のすべてを内装制限の対象とするものであること。

イ 季節的にストーブを用い又は臨時的にコンロ等を用いる室は、内装制限の対象とならないものであること。

ウ 暖炉、炉等を壁等の建築物の部分として設けた室については、その使用が季節的なものであっても内装制限の対象とするものであること(昭和 46 年 1 月 29 日建設省住指発第 44 号)。

エ 電磁誘導加熱式調理器は、火気を使用しないため、建基法第 35 条の 2 に規定される「その他火を使用する設備若しくは器具」に該当しないことから、内装制限が適用されない。ただし、条例等による規制については、電気を熱源とする火気使用設備・器具として適用することに留意すること。

#### 4 組合せによる内装仕上げ

(1) 天井の仕上げ材を不燃材料でし、かつ、壁の一部を木材等を用いた仕上げとする場合等、これまでの規定と異なる方法によった場合でも同様の効果が期待できる場合があることが判明しているため、国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組み合わせによる内装の仕上げができること。

(2) 難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げが平成 12 年建設省告示第 1439 号で次のように定められたこと。

ア 建基政令第 129 条第 1 項第 1 号ロ及び同条第 4 項第 2 号に規定する難燃材料でした内装の仕上げに準ずる材料の組合せは、次に定めるものとする。

(ア) 天井(天井のない場合においては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げにあつては、準不燃材料ですること。

(イ) 壁の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げにあつては、木材、合板、構造用パネル、パーティクルボード若しくは繊維版(これらの表面に不燃性を有する壁張り下地用のパテを下塗りする等防火上支障がないように措置した上で壁紙を張ったものを含む。以下「木材等」という。)又は木材等及び難燃材料ですること。

イ 建基政令第 129 条第 1 項第 1 号ロ及び同条第 4 項第 2 号に規定する難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げの方法は、ア(イ)の木材等に係る仕上げの部分を次に定めるところによることとする。ただし、実験によって防火上支障がないことが確かめられた場合においては、この限りでないこと。

(ア) 木材等の表面に、火炎伝搬を著しく助長するような溝を設けないこと。

(イ) 木材等の取付方法は、次の a 又は b のいずれかとすること。ただし、木材等の厚さが 25mm 以上である場合においては、この限りでないこと。

a 木材等の厚さが 10mm 以上の場合にあつては、壁の内部での火炎伝搬を有効に防止することができるよう配置された柱、間柱その他の垂直部材及びはり、胴縁その他の横架材

(それぞれ相互の間隔が1 m以内に配置されたものに限る。)に取り付け、又は難燃材料の壁に直接取り付けること。

b 木材等の厚さが10mm未満の場合にあつては、難燃材料の壁に直接取り付けること。

## 5 照明器具カバー、装飾用角材等の取扱い

(1) 壁又は天井の照明器具のカバー等で、壁又は天井面に占める表面積の1/10を超える場合は内装制限の対象とすること(昭和44年建設省住指発第149号、昭和45年建設省住指発第35号)。

(2) 次に掲げるものは、内装制限の対象としないことができるものであること。

ア 壁、天井面に装飾用として設けた小規模の角材等(格子天井、よしず天井のように天井の一部を構成しているものを除く。)

イ 和室のさお縁、天井のさお縁

## 6 居室から地上へ通じる通路の取扱い

建基政令第129条中の「その他の通路」には、「通路入口等に属するロビーの類」、「避難専用通路」、「避難上必要な他の用途部分の通り抜け部分」等が含まれるものであること(昭和44年5月1日建設省住指発第149号)。

## 7 消防法令上の内装規制

(1) 消防法令上の内装制限については仕上げについてのみであり、下地までは問わないものであること。ただし、クロス等の壁紙など下地材と施工方法との組み合わせにより防火材料の認定を受けているものについては、下地からを対象とする。

(2) 建基法令上では、床面1.2m以下の部分は規制の範囲の対象としていないが、消防法令上にあつては、床面から規制の対象範囲になること。

(3) 次のア及びイに該当する押入れその他これに類するもの又は浴室等の壁及び天井については、エに掲げる内装規定の適用にあたって室内に面する部分として取り扱わないものであること。

ア 主要構造部を準耐火構造とした防火対象物に存すること。

イ 収納のために人が内部に出入りするような規模及び形態を有していないこと。

ウ 浴室、ユニット式の家庭用サウナ器及びトイレ

エ 内装規定

(ア) 政令第11条第2項(屋内消火栓設備に関する基準)

(イ) 省令第6条第2項(大型消火器具以外の消火器具の設置)

(ウ) 省令第13条第1項(スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等)

(エ) 省令第26条第5項(避難器具の設置個数の減免)

(オ) 条例第37条第1項(屋内消火栓設備に関する基準)

(4) 次の場合は、前(3)．エの内装規定の適用を受ける壁又は天井として取り扱うものであること。

ア 室内等に天井まで達しない間仕切りを設けた場合で、当該間仕切りの高さが高い場合(高さがおおむね2 m程度以上のもの)や床に固定された場合など、仕切られた空間が二つの別空間となるよう間仕切りが設けられた場合

イ 壁又は天井の部分に回り縁、窓台その他これらに類する部分の木部等が露出する場合で、当該木部等の室内に面する部分の面積が、壁及び天井の表面積の1/10を超えるとき

## 8 防火材料の表示

### (1) 成形品のマーク

不燃材料、準不燃材料及び難燃材料（以下「防火材料」という。）として認定されたもののうち成形品（工場等で製造された規格品）については、工場等から出荷の際、その表面又は包装に表示マークを附することになっているので施工前に確認するよう指導すること。◆

### (2) 施工後の表示マーク

認定された防火材料については、各室又はこれに準ずる用途上の区分ごとに2か所以上に表示マークを附するよう指導すること。◆

なお、表示マークについては、常時貼付しておくべきものではないが、明らかに表面からのみでは防火材料の区分等が不明のものについては、意匠上差し支えない場所（例えば点検口裏等）に貼付することで差し支えないこと。◆

## 9 防火材料の施工上等の留意事項

(1) 火気使用設備周囲に断熱性のない鉄板等の材料を使用したり、湿度の高い場所にかさ比重が高い材料を使用すると、内装材料の防火性能が落ちることとなるので使用場所に応じた材料を選択すること。◆

(2) 認定された防火材料には、使用条件が附されるものがあるので使用場所、施工上の条件等を確認するものであること。

(3) 内装の一部にプラスチック系の断熱材料を使用する場合は、直接室内にその表面が表れないように（表面は断熱性を有する不燃材料で覆うこと。）するとともに引火点の低い接着剤が多く使われることからあらかじめ危険物の取扱いについて指導しておくこと。◆

(4) 視認及び初期消火が困難となる場所に断熱材を施工する場合は、不燃性の断熱材を使用すること。◆

(5) 断熱材を施工した天井等の部分にダウンライトを設置する場合は、S型ダウンライトを使用することを原則として指導すること。ただし、ダウンライトの製造業者が指定する施工方法により設置する場合にはこの限りではない。◆

※ S型ダウンライトとは、断熱材の施工に対して特別の注意を必要としないものであって、(社)日本照明器具工業会規格に適合するものをいう。

## 別表

## 特殊建築物等の内装一覧

|   | 用 途 等                                                                     | 対象となる規模                                                   |                                                         |             | 内装箇所                       | 内装材料 |     |    |
|---|---------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|-------------|----------------------------|------|-----|----|
|   |                                                                           | 耐火建築物                                                     | 準耐火建築物                                                  | その他         |                            | 不燃   | 準不燃 | 難燃 |
| ① | 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場                                                    | 客席の床面積の合計≧400㎡                                            | 客席の床面積の合計≧100㎡                                          |             | 居室の天井及び壁（床から1.2m以下の腰壁を除く。） | ○    | ○   | ○  |
|   |                                                                           |                                                           |                                                         |             | 廊下、階段その他の通路の天井及び壁          | ○    | ○   | —  |
| ② | 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等                       | 3階以上の合計≧300㎡<br>（注1）                                      | 2階部分の床面積の合計≧300㎡<br>（病院、診療所については、収容施設がある場合に限る。）<br>（注1） | 床面積の合計≧200㎡ | 居室の天井及び壁（床から1.2m以下の腰壁を除く。） | ○    | ○   | ○  |
|   |                                                                           |                                                           |                                                         |             | 廊下、階段その他の通路の天井及び壁          | ○    | ○   | —  |
| ③ | 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売店（＞10㎡） | 3階以上の床面積の合計1,000㎡<br>（注1）                                 | 2階部分の床面積の合計≧500㎡                                        | 床面積の合計≧200㎡ | 居室の天井及び壁（床から1.2m以下の腰壁を除く。） | ○    | ○   | ○  |
|   |                                                                           |                                                           |                                                         |             | 廊下、階段その他の通路の天井及び壁          | ○    | ○   | —  |
| ④ | 自動車車庫、自動車修理工場                                                             | 全 部                                                       |                                                         |             | 当該用途部分、通路の天井及び壁            | ○    | ○   | —  |
| ⑤ | 地階又は地下工作物内に設ける居室を①～③の用途に供する特殊建築物                                          | 全 部                                                       |                                                         |             | 居室、廊下、階段その他の通路             | ○    | ○   | —  |
| ⑥ | 学校、体育館及び高さ31m以下の②の用途部分を除くすべての用途<br>（注2）                                   | 階数3以上：延べ面積＞500㎡<br>階数2以上：延べ面積＞1,000㎡<br>階数1以上：延べ面積＞3,000㎡ |                                                         |             | 居室の天井及び壁（床から1.2m以下の腰壁を除く。） | ○    | ○   | ○  |
|   |                                                                           |                                                           |                                                         |             | 廊下、階段その他の通路の天井及び壁          | ○    | ○   | —  |

|   |                                              |                                          |                   |                                                    |   |   |   |
|---|----------------------------------------------|------------------------------------------|-------------------|----------------------------------------------------|---|---|---|
| ⑦ | 排煙上無窓の居室<br>(天井から80cm以内の開放できる窓が居室床面積の1/50未満) | 当該居室の床面積＞50㎡<br>(ただし、天井の高さが6mを超えるものを除く。) |                   | 居室、廊下、階段その他の通路等の天井及び壁                              | ○ | ○ | — |
| ⑧ | 採光無窓の居室<br>(建基政令第20条の有効採光のない温湿度調整を要する作業室等)   | 全 部<br>(ただし、天井の高さが6mを超えるものを除く。)          |                   |                                                    |   |   |   |
| ⑨ | 住宅及び併用住宅の調理室、浴室等                             |                                          | 階数2以上の建築物の最上階以外の階 | 調理室等の天井及び壁                                         | ○ | ○ | — |
| ⑩ | 住宅以外の調理室、浴室、乾燥室、ボイラー室等                       |                                          | 全 部               |                                                    |   |   |   |
| ⑪ | ①、②及び③の用途                                    | 3階以上の階に居室があるもの                           |                   | 居室の天井                                              | ○ | ○ | — |
| ⑫ | 政令別表1(6)項口の用途                                | 全 部                                      |                   | 居室(入所者の日常生活のために使用するものに限る。)の天井及び壁(床から1.2m以下の腰壁を除く。) | ○ | ○ | — |
|   |                                              |                                          |                   | 廊下、階段その他の通路の天井及び壁                                  | ○ | ○ | — |

注1 100㎡(共同住宅にあっては200㎡)以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備で区画されている部分の居室を除く。

注2 100㎡以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備で区画され、かつ①～④の用途に供しない部分の居室で、耐火建築物又は準耐火建築物(イ)の高さ31m以下の部分にあるものを除く。

## 第7 避難上の安全の検証

### 1 避難上の安全の検証を行う建築物の階、建築物に対する基準の適用

基準の内容は全体にわたって、性能要求の基本的な内容は建基法で規定されており、性能要求への適合検証の前提となる火災条件、安全性判断基準を建基政令で規定され、検証のための計算方法や性能要求を満たすことが認められた仕様を告示に規定されている。

平成12年6月1日の建基政令の改正において、避難上の安全の検証を行う建築物の階又は建築物に対する基準の適用（建基政令第129条の2、第129条の2の2）として建築物において火災が発生した場合に、当該建築物内の在館者の避難行動を予測し、同時に火災による煙、ガスの状態を予測することにより、火災時の避難の安全性を確認する検証法が規定された。この検証法は大臣認定とは異なり、建築物個々の特性によって建基政令、告示に定める検証方法、数値及び計算式により火災時の避難の安全検証を確認するものである。

建基政令には避難関係規定として一定規模以上の建築物について、次のような項目について規定を設けている。

- ・ 火災による煙等の拡大経路となりやすい階段室等の堅穴の部分の区画、消防隊による救助活動等の困難が特に予測される11階以上の階における区画等に関する規定
- ・ 直通階段までの歩行距離、廊下の幅、避難階段の構造等の避難施設に関する規定
- ・ 排煙設備、非常用照明装置、非常用進入口、敷地内通路等の設置、構造に関する規定
- ・ 居室、通路等の内装の仕上げに係る規定

以上の項目内容について、検証法を導入し、避難上の安全の検証を行い、建築物の階又は建築物で、避難安全性能を有することを確かめられたものについては、別記「各種検証法による区画等適用除外リスト」に掲げる規定の一部について適用しないこととしている。ただし、消防活動の確保など、各避難安全検証法によって性能を満たしていることが確かめられないその他の規定については適用除外とすることができない。

避難規定を適用する際に、その検証方法を建基政令において次の各ア又はイの選択肢が示されている。

#### (1) 避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用

- ア 階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの（建基政令第129条の2第1項）
- イ 大臣の認定を受けたもの（建基政令第129条の2第1項）

#### (2) 避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用

- ア 全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの（建基政令第129条の2の2第1項）
- イ 大臣の認定を受けたもの（建基政令第129条の2の2第1項）

なお、各アの検証法では自力避難を前提としているため、病院などのように避難に介助を必要とする用途は対象にならない。

## 2 審査上の留意事項

### (1) 共通事項

- ア 本検証を行う建築物の対象は主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材であるものに限ること。
- イ 1. (1). ア及びイの基準の適用は双方を同一階において同時に適用されていないことを確認すること。
- ウ 1. (2). ア及びイの基準の適用は双方を同一建築物において同時に適用されていないことを確認すること。
- エ 1. (1). ア及び 1. (2). アの基準は建基政令及び告示で定める用途等から該当しないものと及び係数を得られないものは、適用できないこと。
- オ 1. (2). アの基準の適用は 1. (1). アの基準の適用により全階において検証され、階避難安全性能を有するものであることについて確認されていることで、適用されるものであること。
- カ 前 1 の適用除外条文及び項目を 1. (1). ア及びイの基準の適用ごとに確認すること。
- キ 各検証法の内容が記録されたものが保管されていること。
- ク 各検証法を適用した階及び建築物の検証条件（用途等による係数、計算式等）が維持されており、変更されていないこと。
- ケ 本各検証法は在館者の避難上の安全を検証するもので、初期の火災を想定していることから、火災最盛期時における避難上の安全及び消防活動上の安全性を確保できるように避難施設の防火安全性、消火活動拠点の確保を指導すること。◆

### (2) 階避難安全検証法

- ア 主に次のことに留意すること。
  - (ア) 各居室避難の検証において、当該階すべての居室について検証されていること。
  - (イ) 検証する居室の用途による歩行速度、在館者密度、積載可燃物量等の代入数値と相違しないことを確認すること。
  - (ウ) 歩行距離は当該居室の最大値となる距離を採用していること。
  - (エ) 居室が連続している場合は 1 の居室として検証していること。
  - (オ) 居室出口幅の算定における有効出口幅は、当該居室の内装の仕上げ材質により異なることから、内装の仕上げを確認すること。
  - (カ) 煙等発生量は、前(イ)、(オ)と同様に確認すること。
  - (キ) 有効排煙量は、当該居室の防煙区画に設けられた排煙設備に応じた計算を行っていることから、その適用排煙設備の種別を確認すること。
  - (ク) 階避難の検証において、当該階の居室以外の室についても居室と同様に検証していることを確認すること。
- イ 火災の発生のおそれの少ない室は、次のいずれかに該当するもので、壁及び天井（天井のない場合にあっては屋根）の室内に面する部分の仕上げを建基政令第 129 条第 1 項第 2 号に掲げる仕上げとしたものとする。
  - (ア) 昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室その他これらに類するも



の

(イ) 廊下、階段その他の通路、便所その他これらに類するもの

(3) 全館避難安全検証法

ア 主に次のことに留意すること。

(ア) 当該建築物の全階について階避難安全検証法により検証されていること。

(イ) 避難開始時間等は、建築物の用途により、計算されるものであること。

イ 政令第 28 条により設置される排煙設備は、当該検証法による機能上の適用除外はないものであること。

別記

各種検証法による区画等適用除外リスト

| 条     | 項  | 号  | 内容                           | 耐火設計法 | 防火区画検証法 | 階避難安全検証法 | 全館避難安全検証法 |
|-------|----|----|------------------------------|-------|---------|----------|-----------|
| 112 条 | 1  | 本文 | 1, 500 m <sup>2</sup> 区画     | ○     | ○       |          |           |
|       |    | 1  | 用途除外 劇場等                     | ○     |         |          |           |
|       |    | 2  | 用途除外 階段等                     | ○     |         |          |           |
|       | 2  |    | 準耐火 500 m <sup>2</sup> 区画    |       |         |          |           |
|       | 3  |    | 準耐火 1, 000 m <sup>2</sup> 区画 |       |         |          |           |
|       | 4  | 本文 | 用途除外                         |       |         |          |           |
|       |    | 1  | 体育館等                         |       |         |          |           |
|       |    | 2  | 階段等                          |       |         |          |           |
|       | 5  |    | 11 階以上 100 m <sup>2</sup> 区画 | ○     | ○       |          | ○         |
|       | 6  |    | 5 項 200 m <sup>2</sup> 緩和    | ○     | ○       |          |           |
|       | 7  |    | 5 項 500 m <sup>2</sup> 緩和    | ○     | ○       |          |           |
|       | 8  |    | 5、6、7 項適用除外                  | ○     | ○       |          |           |
|       | 9  | 本文 | 堅穴区画                         | ○     | ○       |          | ○         |
|       |    | 1  | 吹抜け                          | ○     | ○       |          | ○         |
|       |    | 2  | 一戸建住宅 200 m <sup>2</sup>     | ○     | ○       |          | ○         |
|       | 10 |    | 1 項～5 項、9 項スパンドレル            | ○     | ○       |          |           |
|       | 11 |    | 10 項開口部                      | ○     |         |          |           |
|       | 12 |    | 木造等建築物区画                     | ○     | ○       |          | ○         |
|       | 13 |    | 異種用途区画                       | ○     | ○       |          | ○         |
|       | 14 |    | 区画種別                         | ○     | ○       |          |           |
|       | 15 |    | 給水管等の区画貫通                    | ○     |         |          |           |
|       | 16 |    | 換気等の区画貫通                     | ○     | ○       |          |           |
| 114 条 | 1  |    | 界壁・間仕切壁の設置                   | ○     |         |          |           |
|       | 2  |    | 学校等の間仕切壁                     | ○     |         |          |           |
| 117 条 | 2  |    | 避難規定別建築物                     | ○     |         |          |           |
| 119 条 |    |    | 廊下の幅員                        |       |         | ○        | ○         |
| 120 条 | 1  |    | 直通階段の設置                      | ○     |         | ○        | ○         |
|       | 2  |    | 直通階段の歩行距離緩和                  | ○     |         | ○        | ○         |
|       | 3  |    | 直通階段の歩行距離緩和                  |       |         | ○        | ○         |
|       | 4  |    | 直通階段の共同住宅歩行距離緩和              | ○     |         | ○        | ○         |
| 121 条 | 2  |    | 2 以上直通階段倍読み                  | ○     |         |          |           |
| 122 条 | 1  |    | 避難階段の設置                      | ○     | ○       |          |           |
| 123 条 | 1  | 1  | 避難階段室耐火区画                    | ○     | ○       |          | ○         |
|       |    | 4  | 避難階段屋外に面する開口部スパンドレル          | ○     | ○       |          |           |
|       |    | 5  | 避難階段内開口部                     | ○     | ○       |          |           |
|       |    | 6  | 避難階段室出入口                     | ○     | ○       |          | ○         |
|       | 2  | 2  | 屋内からの階段室入口                   |       |         |          | ○         |
|       |    | 1  | 特避付室の設置                      | ○     | ○       | ○        | ○         |

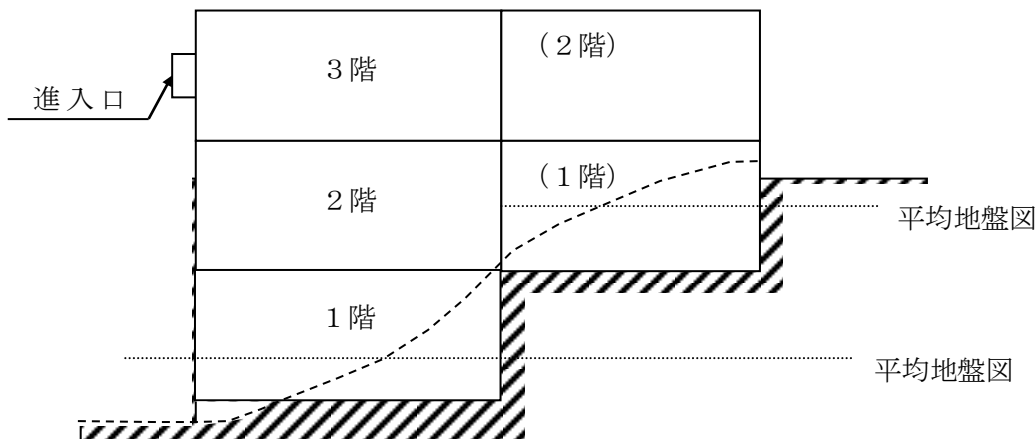
|               |   |    |               |   |   |   |   |
|---------------|---|----|---------------|---|---|---|---|
|               | 3 | 2  | 特避階段室等耐火区画    | ○ | ○ |   | ○ |
|               |   | 5  | 特避階段室開口部      | ○ | ○ |   |   |
|               |   | 9  | 特避付室出入口       | ○ | ○ | ○ | ○ |
|               |   | 11 | 特避付室面積        | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 123 条の 2      |   |    | 共同住宅住戸出入口     | ○ |   |   |   |
| 124 条         | 1 | 1  | 物販店舗階段幅の合計    |   |   |   | ○ |
|               |   | 2  | 物販店舗階段出入口幅    |   |   | ○ | ○ |
| 125 条         | 1 |    | 屋外への出口歩行距離    |   |   |   | ○ |
|               | 3 |    | 物販店舗屋外への出口幅   |   |   |   | ○ |
| 126 条の 2      | 1 | 1  | 排煙設備の設置       | ○ | ○ | ○ | ○ |
|               |   | 2  | 設置除外部分        | ○ | ○ | ○ | ○ |
|               |   | 3  | 設置除外部分        | ○ | ○ | ○ | ○ |
|               |   | 4  | 設置除外部分        | ○ | ○ | ○ | ○ |
|               |   | 5  | 設置除外部分        | ○ | ○ | ○ | ○ |
|               | 2 |    | 排煙別建築物        | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 126 条の 3      |   |    | 排煙設備の構造       |   |   | ○ | ○ |
| 128 条の 4      | 4 |    | 火気使用室内装       | ○ |   |   |   |
| 129 条         | 1 |    | 内装制限緩和        | ○ | ○ | ○ | ○ |
|               | 3 |    | 通路等の内装        |   |   | ○ | ○ |
|               | 4 |    | 内装制限緩和        | ○ | ○ | ○ | ○ |
|               | 5 |    | 無窓の居室の内装      |   |   | ○ | ○ |
| 129 条の 2      | 1 |    | 階避難安全検証法      | ○ |   |   |   |
| 129 条の 2 の 2  | 1 |    | 全館避難検証法 I     | ○ |   |   |   |
| 129 条の 2 の 5  | 1 |    | 給水管等の区画貫通     | ○ | ○ |   |   |
| 129 条の 13 の 2 |   |    | 非常 EV 設置免除    | ○ | ○ |   |   |
| 129 条の 13 の 3 | 3 | 3  | 非常 EV ロビー出入口  | ○ | ○ |   |   |
|               |   | 4  | 非常 EV ロビー耐火区画 | ○ | ○ |   |   |
|               | 4 |    | 非常 EV 昇降路区画   | ○ |   |   |   |
| 145 条         | 1 | 1  | 道路内建築 耐火構造    | ○ |   |   |   |
|               |   | 2  | 道路内建築 構造      | ○ |   |   |   |

## 第8 非常用の進入口

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）が平成 12 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、これまでの建設省等の通達等の取扱いについては、建築主事等の執務上の取扱いによることとなった。

### 1 設置対象

- (1) 建築物の同一の階が平均地盤面が異なることで部分により階数が異なり、当該階の一部が 3 階以上の階である場合は、当該階を 3 階以上の階として建基政令第 126 条の 6 に定める非常用の進入口（以下「進入口」という。）を設けるものであること（第 8－1 図参照）。
- (2) 病院、ホテル、福祉施設等の就寝施設を有するものは、非常用エレベーターを設けた場合であっても、31m 以下の階には進入口を設けること。◆



第 8－1 図

### 2 道又は道に通じる通路等

- 建基政令第 126 条の 6 第 2 号及び第 126 条の 7 第 1 号に定める「道又は道に通じる幅員 4 m 以上の通路その他の空地」は次によること。
- (1) 道は、幅員 4 m 未満のものを含むものであること。
  - (2) 道に面する外壁面及び道に通じる幅員 4 m 以上の通路その他の空地に面する外壁面を有する建築物には、消防活動の目的から両方の外壁面に開口部を設けること。◆
  - (3) 庭園、屋外駐車場等は、通路その他の空地に含まれるものであること。
  - (4) 通路その他の空地は、軟弱地盤、樹木、階段状通路、塀等の進入障害又は外壁後退による架梯障害にかかわらず通路、空地等に含まれるものであること。
  - (5) 公園その他の広場が存するものであっても、当該建築物の敷地でない場合は、通路その他の空地に含まれないものであること。
  - (6) 幅員 4 m 以上の通路によって道に通じている建築物の中庭は、当該中庭が通路その他の空地に含まれるものであること。

### 3 代替開口部

建基政令第 126 条の 6 第 2 号に定める「窓その他の開口部」（以下「代替開口部」という。）の取扱いは次によること。

(1) 床面からの高さは、消防活動上支障のない高さであること。

※ 消防活動上支障のない高さは、おおむね 1.2m 以下であること。

(2) 窓に手すり等を設ける場合は、手すりから上部の部分を窓の有効面積とすること。

(3) 代替開口部は、進入口と併設することができるものであること。この場合、代替開口部と進入口の間隔は 25m 以下とすること。

(4) 次の構造の開口部は、代替開口部として扱えるものである。

ア 屋外から開放できる窓等

イ はめ殺しの窓等

(ア) 普通板ガラス（旧 JIS R 3201）、フロート板ガラス（JIS R 3202）、磨き板ガラス（JIS R 3202）、型板ガラス（JIS R 3203）、熱線吸収板ガラス（JIS R 3208）又は熱線反射ガラス（JIS R 3221）（ガラスの厚さが 6 mm 以下のもの）

(イ) 強化ガラス（JIS R 3206）又は耐熱板ガラス（ガラスの厚さが 5 mm 以下のもの）

(ウ) ポリエチレンテレフタレート（以下「PET」という。）製窓ガラス用フィルム（JIS A 5759 に規定するもの。以下同じ。）のうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。）以外で、基材の厚さが 100  $\mu$ m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）を前(ア)又は(イ)のガラスに貼付したもの

(エ) 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが 400  $\mu$ m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）を前(ア)又は(イ)のガラスに貼付したもの

(オ) 前(ア)又は(イ)に金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラス（通称 Low-E 膜付きガラス）

(カ) PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが 100  $\mu$ m を超え 400  $\mu$ m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）を前(ア)又は(イ)のガラスに貼付したもので、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場（奥行き 1 m 以上、かつ、長さ 4 m 以上のもの。以下同じ。）が設けられているもの

(キ) PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが 100  $\mu$ m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）を前(ア)又は(イ)のガラスに貼付したもので、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの

(ク) 複層ガラス（JIS R 3209）で、その 2 枚以上の材料板ガラスがそれぞれ前(ア)から(キ)までのいずれかにより構成されているもの

(ケ) 前(ア)から(ク)まで以外であって、窓を容易にはずすことができるもの

ウ 屋内でロックされている窓等

次に掲げるガラス窓等のうち、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの。（窓に設置される鍵（クレセント錠又は補助錠をいう。）は 2 以下で、別個の鍵を用いたり暗証番号を入力したりしなければ解錠できないような特殊なクレセントやレ

バーハンドル等が設置されていないものに限る。)

なお、(ア)及び(エ)のガラス窓等（窓ガラス用フィルム等を貼付したものを含む。）については、イの「はめ殺しの窓等」として取り扱うことができる。

- (ア) 普通板ガラス、フロート板ガラス、磨き板ガラス、型板ガラス、熱線吸収板ガラス又は熱線反射ガラス入り窓等（ガラスの厚さが6mm以下のもの）
  - (イ) 網入板ガラス（JIS R 3204）又は線入板ガラス（JIS R 3204）入り窓等（ガラスの厚さが6.8mm以下のもの）
  - (ウ) 前(イ)以外の網入板ガラス又は線入板ガラス入り窓等で、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの（ガラスの厚さが10mm以下のもの）
  - (エ) 強化ガラス又は耐熱板ガラス入り窓等（ガラスの厚さが5mm以下のもの）
  - (オ) 合わせガラス（JIS R 3205）入り窓等（フロート板ガラス 6.0mm 以下+ポリビニルブチラール（以下「PVB」という。）30mil 以下+フロート板ガラス 6.0mm 以下、網入板ガラス 6.8mm 以下+PVB30mil 以下+フロート板ガラス 5.0mm 以下、フロート板ガラス 6.0mm 以下+エチレン酢酸ビニル共重合体中間膜（株式会社ブリヂストン製のものに限る。以下「EVA」という。）0.4mm 以下+PETフィルム 0.13mm 以下+EVA中間膜 0.4mm 以下+フロート板ガラス 6.0mm 以下、フロート板ガラス 6.0mm 以下+EVA中間膜 0.8mm 以下+フロート板ガラス 6.0mm 以下、網入板ガラス 6.8mm 以下+EVA中間膜 0.4mm 以下+PETフィルム 0.13mm 以下+EVA中間膜 0.4mm 以下+フロート板ガラス 5.0mm 以下、網入板ガラス 6.8mm 以下+EVA中間膜 0.8mm 以下+フロート板ガラス 5.0mm 以下）
  - (カ) 前(オ)以外の合わせガラス入り窓等で、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの（フロート板ガラス 5.0mm 以下+PVB60mil 以下+フロート板ガラス 5.0mm 以下、網入板ガラス 6.8mm 以下+PVB60mil 以下+フロート板ガラス 6.0mm 以下、フロート板ガラス 3.0mm 以下+PVB60mil 以下+型板ガラス 4.0mm 以下）
  - (キ) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが100 $\mu$ m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）を前(ア)から(カ)までのいずれかのガラスに貼付したもの
  - (ク) 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが400 $\mu$ m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）を前(ア)から(カ)までのいずれかのガラスに貼付したもの
  - (ケ) 前(ア)から(カ)までのいずれかに金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラス（通称Low-E膜付きガラス）
  - (コ) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが100 $\mu$ m を超え400 $\mu$ m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）を前(ア)から(エ)までのいずれかのガラスに貼付したもの
  - (サ) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが100 $\mu$ m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）を前(ア)から(エ)までのいずれかのガラスに貼付したもの
  - (シ) 複層ガラス入り窓等で、その2枚以上の材料板ガラスがそれぞれ前(ア)から(サ)（前(ウ)及び前(ウ)に前(キ)から(サ)に示す加工をしたものを除く。）までのいずれかにより構成されるもの
- (5) 次の構造の開口部は、代替開口部として扱えないものであること。

ア 網入板ガラス、線入板ガラス、合わせガラス又は倍強度ガラスのはめ殺し窓等

イ 屋外から開放できない鉄製の扉

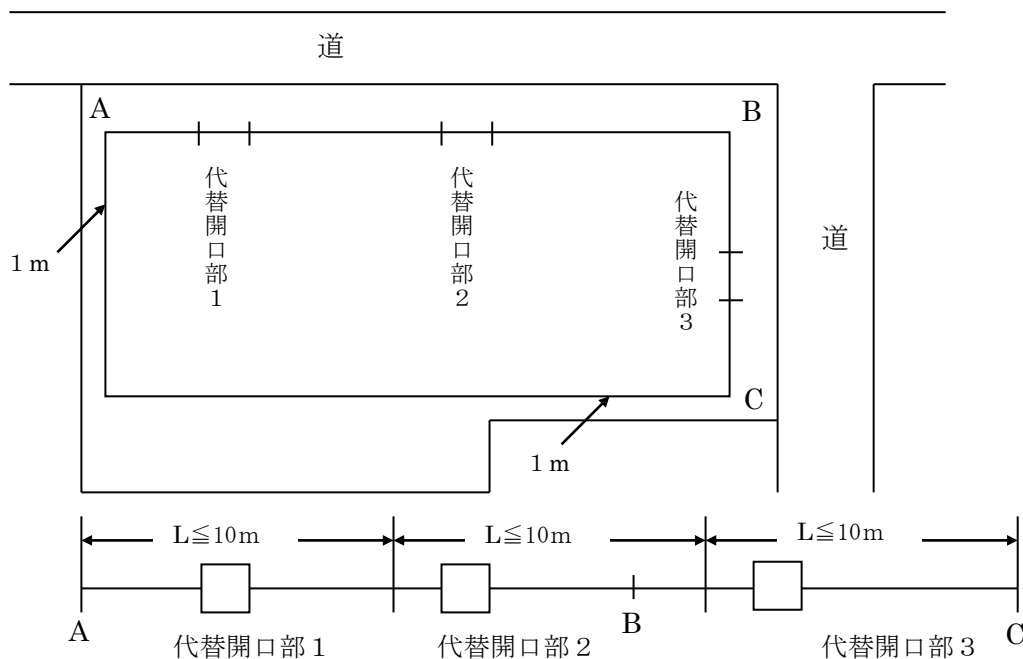
ウ 格子、ルーバー、広告物、看板、日除け、雨除け、ネオン管灯設備等により所定の寸法のとれない窓等

(6) 代替開口部相互間の距離は、おおむね 10m 以内とすること。◆

※ 建基政令では、壁面を 10m 以内ごとに区分し、代替開口部を当該区分内の随意な位置に設けることとなっている（第 8－2 図参照）。

(7) 代替開口部には、赤色反射塗料による一辺が 20 cm の正三角形の表示を設けること。ただし、代替開口部であることが明らかであり、かつ、代替開口部としての機能が確保される場合を除く。◆

(8) 代替開口部の取扱いについては、第 8－1 表を参考にする事。



第 8－2 図

第 8 - 1 表

非常用進入口（代替開口部）の判定としての開口部構造の取扱い

| 開口部の条件<br><br>ガラス開口部の種類                                      |                                                                 |       | 非常用<br>進入口 | 代替開口部 |                     |                    |                    |
|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-------|------------|-------|---------------------|--------------------|--------------------|
|                                                              |                                                                 |       |            | 足場有り  | 足場なし                |                    |                    |
|                                                              |                                                                 |       |            |       | 窓ガラス用<br>フィルム<br>なし | 窓ガラス用<br>フィルム<br>A | 窓ガラス用<br>フィルム<br>B |
| 普通板ガラス<br>フロート板ガラス<br>磨き板ガラス<br>型板ガラス<br>熱線吸収板ガラス<br>熱線反射ガラス | 厚さ 6mm 以下                                                       | 引き違い  | ○          | ○     | ○                   | ○                  | △                  |
|                                                              |                                                                 | F I X | ○          | ○     | ○                   | ○                  | ×                  |
|                                                              | 厚さ 6.8mm 以下                                                     | 引き違い  | ○          | △     | △                   | △                  | △                  |
|                                                              |                                                                 | F I X | ○          | ×     | ×                   | ×                  | ×                  |
| 網入板ガラス<br>又は線入板ガラス                                           | 厚さ 10mm 以下                                                      | 引き違い  | ○          | △     | ×                   | ×                  | ×                  |
|                                                              |                                                                 | F I X | ○          | ×     | ×                   | ×                  | ×                  |
|                                                              | 厚さ 5.0mm 以下                                                     | 引き違い  | ○          | ○     | ○                   | ○                  | △                  |
|                                                              |                                                                 | F I X | ○          | ○     | ○                   | ○                  | ×                  |
| 合わせガラス                                                       | フロート板ガラス 6.0mm 以下 + PVB30mil (膜厚 0.76mm) 以下 + フロート板ガラス 6.0mm 以下 | 引き違い  | ○          | △     | △                   | △                  | ×                  |
|                                                              |                                                                 | F I X | ○          | ×     | ×                   | ×                  | ×                  |
|                                                              | 網入板ガラス 6.8mm 以下 + PVB30mil (膜厚 0.76mm) 以下 + フロート板ガラス 5.0mm 以下   | 引き違い  | ○          | △     | △                   | △                  | ×                  |
|                                                              |                                                                 | F I X | ○          | ×     | ×                   | ×                  | ×                  |
|                                                              | フロート板ガラス 5.0mm 以下 + PVB60mil (膜厚 1.52mm) 以下 + フロート板ガラス 5.0mm 以下 | 引き違い  | ○          | △     | ×                   | ×                  | ×                  |
|                                                              |                                                                 | F I X | ○          | ×     | ×                   | ×                  | ×                  |
|                                                              | 網入板ガラス 6.8mm 以下 + PVB60mil (膜厚 1.52mm) 以下 + フロート板ガラス 6.0mm 以下   | 引き違い  | ○          | △     | ×                   | ×                  | ×                  |
|                                                              |                                                                 | F I X | ○          | ×     | ×                   | ×                  | ×                  |
|                                                              | フロート板ガラス 3.0mm 以下 + PVB60mil (膜厚 1.52mm) 以下 + 型板ガラス 4.0mm 以下    | 引き違い  | ○          | △     | ×                   | ×                  | ×                  |
|                                                              |                                                                 | F I X | ○          | ×     | ×                   | ×                  | ×                  |
|                                                              | 合わせガラス                                                          | 引き違い  | ○          | △     | △                   | △                  | ×                  |
|                                                              |                                                                 |       |            |       |                     |                    |                    |



|        |                                                                                                          |       |   |   |   |   |   |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---|---|---|---|---|
|        | mm 以下 + E V A 中間膜<br>0.4mm 以下 + フロート板ガラス<br>6.0mm 以下                                                     | F I X | ○ | × | × | × | × |
|        | フロート板ガラス 6.0mm 以下 + E V A 中間膜 0.8mm 以下 + フロート板ガラス<br>6.0mm 以下                                            | 引き違い  | ○ | △ | △ | △ | × |
|        |                                                                                                          | F I X | ○ | × | × | × | × |
|        | 網入板ガラス 6.8mm 以下 + E V A 中間膜 0.4mm 以下 + P E T フィルム 0.13 mm 以下 + E V A 中間膜 0.4mm 以下 + フロート板ガラス<br>5.0mm 以下 | 引き違い  | ○ | △ | △ | △ | × |
|        |                                                                                                          | F I X | ○ | × | × | × | × |
|        | 網入板ガラス 6.8mm 以下 + E V A 中間膜 0.8mm 以下 + フロート板ガラス 5.0mm 以下                                                 | 引き違い  | ○ | △ | △ | △ | × |
|        |                                                                                                          | F I X | ○ | × | × | × | × |
| 倍強度ガラス |                                                                                                          | 引き違い  | ○ | × | × | × | × |
|        |                                                                                                          | F I X | ○ | × | × | × | × |
| 複層ガラス  | 構成するガラスごとに本表（網入板ガラス及び線入板ガラス（窓ガラス用フィルムを貼付したもの等を含む。）は、厚さ 6.8mm 以下のものに限る。）により評価し、全体の判断を行う。                  |       |   |   |   |   |   |

〔備考〕

- 1 ガラスの厚さの単位は、日本産業規格（J I S）において用いられる「呼び厚さ」の「mm」を用いる。
- 2 「足場有り」とは、避難階又はバルコニー（建基政令第 126 条の 7 第 5 号（奥行き 1 m 以上、かつ、長さ 4 m 以上のもの）に規定する構造以上のもの）、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの
- 3 「引き違い」とは、引き違い窓、片開き戸、開き戸等、通常は部屋から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
- 4 「F I X」とは、はめ殺し窓をいう。
- 5 合わせガラス及び倍強度ガラスは、それぞれ JIS R 3205 及び JIS R 3222 に規定するもの
- 6 「窓ガラス用フィルムなし」は、ポリエチレンテレフタレート（以下「P E T」という。）製窓ガラス用フィルム（JIS A 5759 に規定するもの。以下同じ。）等を貼付していないガラスをいう。
- 7 「窓ガラス用フィルム A」は、次のものをいう。
  - (1) P E T 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。）以外で、基材の厚さが 100  $\mu$ m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）を貼付したガラス
  - (2) 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが 400  $\mu$ m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）を貼付したガラス
  - (3) 低放射ガラス（通称 L o w - E 膜付きガラス）（金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラスであること。）
- 8 「窓ガラス用フィルム B」は、次のものをいう。

- (1) P E T製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが  $100\mu\text{m}$  を超え  $400\mu\text{m}$  以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）を貼付したガラス
- (2) P E T製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが  $100\mu\text{m}$  以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）を貼付したガラス
- 9 「足場有り」欄の判定は、窓ガラス用フィルムの有無にかかわらず、すべて（窓ガラス用フィルムなし、窓ガラス用フィルムA、窓ガラス用フィルムB）同じ判定であること。
- 10 合わせガラスに用いるE V A（エチレン酢酸ビニル共重合体）中間膜は株式会社ブリヂストン製のものに限る。

〔凡例〕

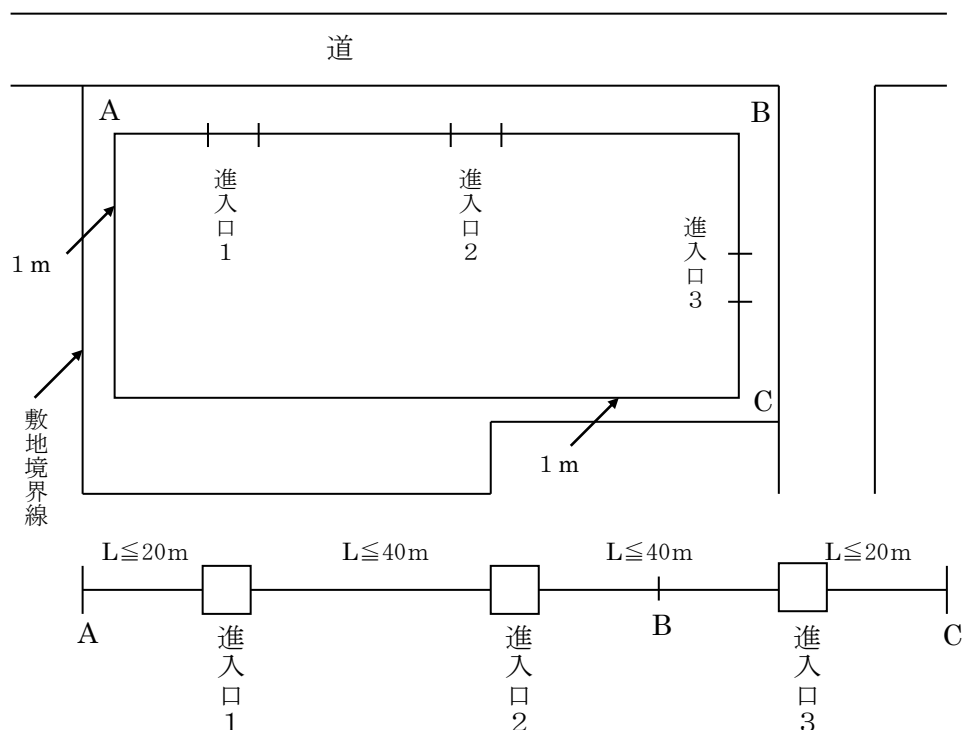
- ：全体を開口部として取り扱うことができる。
- △：ガラスの一部を破壊し、外部から開放できる部分（引き違い窓の場合概ね  $1/2$  の面積で算定する。）を開口部として取り扱うことができる。
- ×：開口部として取り扱うことはできない。

#### 4 進入口の間隔、構造

(1) 進入口の間隔は次によること。

ア 間隔の算定にあたっては、進入口の設置を要する各壁面を通算できるものであること。

イ 進入口の間隔は、40m以下とし、かつ、進入口の設置を要する外壁面と設置を要しない外壁面との境界から 20m以内とすること（第8－3図参照）。



第8－3図

## (2) 進入口の構造

前3.(4)に掲げる開口部は、建基政令第126条の7第4号に定める「破壊して室内に進入できる構造」として扱えるものであること。

## (3) バルコニーは、次によること。

ア バルコニーには、手すりを設け、その高さはおおむね1.1mとすること。

イ 建基政令第126条の7第1号から第7号までに適合する屋外階段の踊り場又は外気に開放された廊下、ベランダ等は、バルコニーとして扱えるものであること。

## 5 非常用の進入口の設置を要しない階

建基政令第126条の6の規定に基づき、非常用の進入口の設置を要しない階は、その直上階又は直下階から進入することができるもので、不燃性の物品の保管その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供する階又は次に掲げる国土交通大臣が定める特別の理由により屋外からの進入を防止する必要がある階であること。

### (1) 次のいずれかに該当する建築物について、当該階に進入口を設けることにより周囲に著しい危害を及ぼすおそれのあるもの

ア 放射性物質、有害ガスその他の有害物質を取り扱う建築物

イ 細菌、病原菌その他これらに類するものを取り扱う建築物

ウ 爆発物を取り扱う建築物

エ 変電所

### (2) 次に掲げる用途に供する階（階の一部を当該用途に供するものにあっては、当該用途に供する部分以外の部分を1の階とみなした場合に建基政令第126条の6及び第126条の7の規定に適合するものに限る。）に進入口を設けることによりその目的の実現が図られないもの

ア 冷凍倉庫

イ 留置所、拘置所その他人を拘禁することを目的とする用途

ウ 美術品収蔵庫、金庫室その他これらに類する用途

エ 無菌室、電磁しゃへい室、無菌室その他これらに類する用途

(平成12年5月31日 建設省告示第1438号)

なお、保管する物品の不燃性の判断については、梱包材の材質等についても考慮する必要があること。

## 6 共同住宅の取り扱い等

共同住宅が次のいずれかによる場合は、進入口を設けたものとして取り扱うことができる。

この場合、(1)から(3)までに係る外壁面以外の面については、進入口を設けないことができるものであること。(昭和46年11月30日 建設省住指発第826号)

### (1) 各住戸に進入可能なバルコニーが設けてあること。

### (2) 階段室型共同住宅にあっては、各階段室に進入可能な開口部が設けてあること。

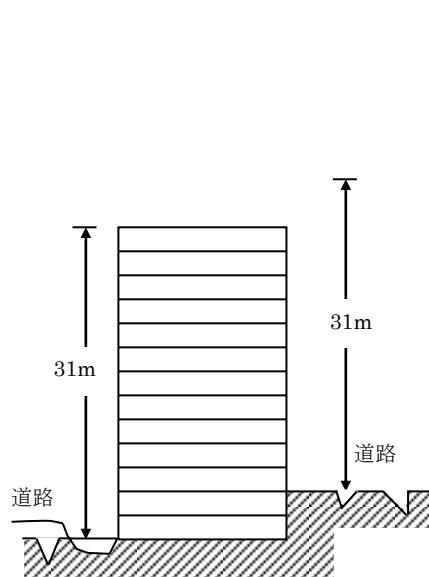
### (3) 廊下型共同住宅にあっては、廊下、階段室その他これらに類する部分に進入可能な開口部を各住戸からその一に至る歩行距離が20m以下となるように設けてあること。

## 第9 非常用の昇降機（エレベーター）

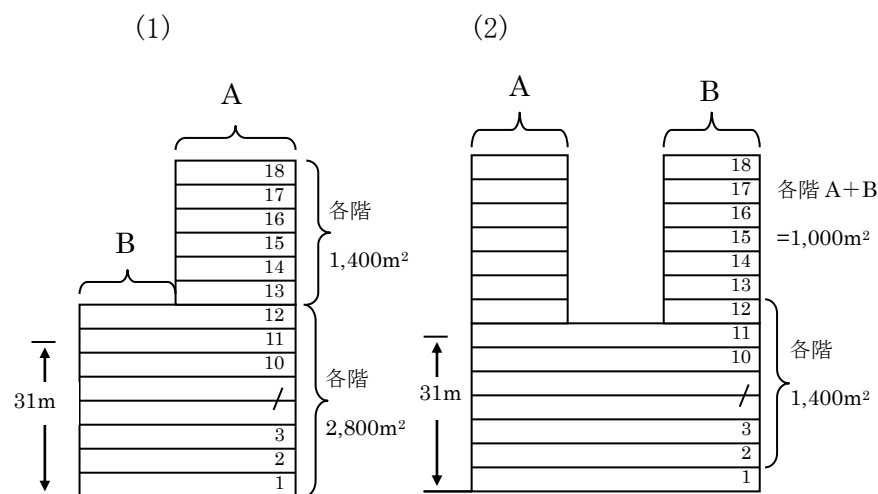
## 1 設置対象

(1) 建築物の部分によって地盤面が異なる場合は、低い地盤面を基準として非常用エレベーターを設置すること（第9-1図参照）。

また、階高の異なる建築物が複数棟接続され、1棟となっている場合には、31mを超える棟の部分には、非常用エレベーターの設置が必要であること（第9-2図参照）。



第9-1図



- (1) A,B 部分に各 1 台  
ただし、12 階以下の階の平面形態が避難上および消火上有効であると認められる場合は A 部分のみに設けることができる。
- (2) A,B 部分に各 1 台

第9-2図

(2) 高さ 31mを超える部分の階数が 4 以下で、当該部分を 100 m<sup>2</sup>以内に防火区画（建基政令第 129 条の 13 の 2 第 3 号の規定に定めるもの）されたものにあっても、病院、ホテル、社会福祉施設等の就寝施設を有するものには、非常用エレベーターを設置すること。◆

(3) 非常用エレベーターの設置義務のない防火対象物にあっても地下4階以下の階が存する場合  
には、避難階から地下4階以下に通ずる非常用エレベーターを設置すること。◆

## 2 非常用の昇降機の設置を要しない建築物

建基法第 34 条第 2 項の規定により非常用の昇降機の設置を要しない建築物は、次の各号のいずれかに該当するものであること（建基政令第 129 条の 13 の 2）。

(1) 高さ 31mを超える部分を階段室、昇降機その他の建築設備の機械室、装飾塔、物見等、屋窓  
その他これらに類する用途に供する建築物

(2) 高さ 31mを超える部分の各階の床面積の合計が 500 m<sup>2</sup>以下の建築物。なお、各階の床面積の合計には、建基政令第 2 条第 8 号により階数に算入されない塔屋部分の床面積も算入すること。

(3) 高さ 31mを超える部分の階数が 4 以下の主要構造部を耐火構造とした建築物で、当該部分が床面積の合計 100 m<sup>2</sup>以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備でその構造が建基政令第 112 条第 14 項第 1 号イ及びハに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構

造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの（廊下に面する窓で開口面積が1㎡以内のものに設けられる法第2条第9号の2ロに規定する防火設備を含む。）で区画されているもの

- (4) 高さ31mを超える部分を機械製作工場、不燃性の物品を保管する倉庫その他これらに類する用途に供する建築物で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない構造のもの

なお、保管する物品の不燃性の判断については、梱包材の材質等についても考慮する必要があること。

### 3 設置台数

非常用エレベーターの数は、高さ31mを越える部分の床面積が最大の階における床面積に応じて、次の表の数以上とすること。

| 当該階の床面積 |              | 非常用エレベーターの数                |
|---------|--------------|----------------------------|
| (1)     | 1,500㎡以下の場合  | 1                          |
| (2)     | 1,500㎡を超える場合 | 3,000㎡以内を増すごとに(1)の数に1を加えた数 |

### 4 設置位置

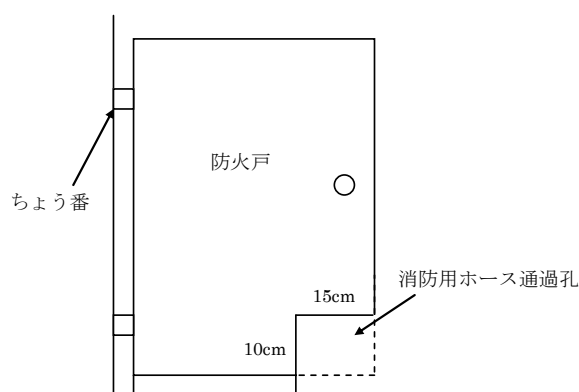
非常用エレベーターは、次により配置されていること。

- (1) 消防車両及び防災センターから容易に到達できる位置とすること。また、可能な限り防災センターから容易に見通せる位置に配置すること。◆
- (2) 2基以上設ける場合には、避難上及び消火上有効な間隔を保って配置しなければならないこと。また、一方に偏在することなく、建築物の各部分から平均して到達できる位置とすること。◆

### 5 乗降ロビー

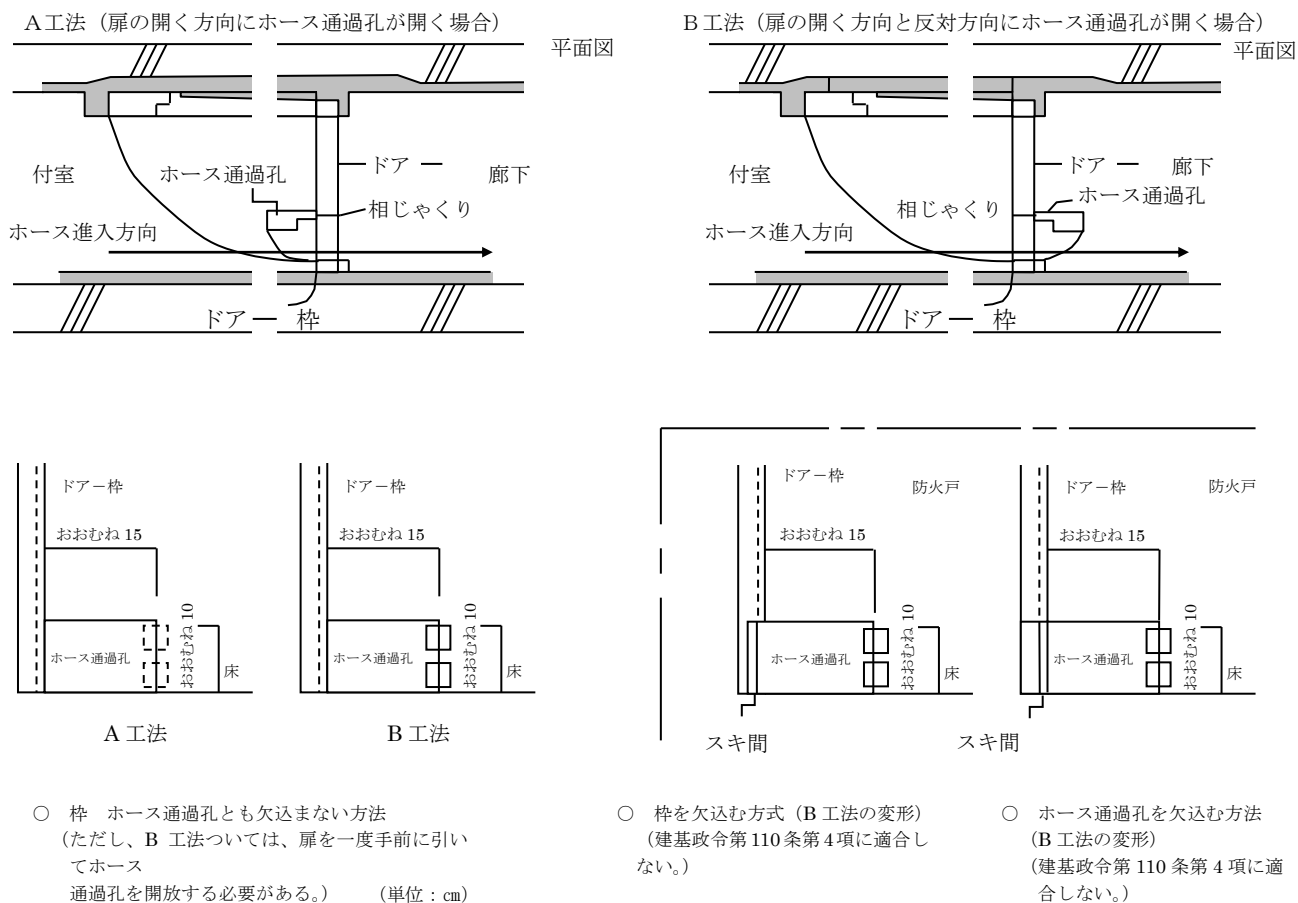
- (1) 乗降ロビーの大きさは、1台あたり10㎡以上とし、特別避難階段付室兼用の場合は、15㎡以上とすること。
- (2) 一般用エレベーターの乗降ロビーとは、兼用しないこと。
- (3) 乗降ロビーに設ける外気に向かって開けることができる窓及び排煙設備については、第5.9によること。
- (4) 予備電源を有する照明設備は、昭和45年建設省告示第1830号（改正 平成12年5月30日建設省告示第1405号）に準じて設けること。
- (5) 乗降ロビーの形態は、出来るだけ正方形に近い形で消防活動上有効なものであること。◆
- (6) 乗降ロビーは、避難経路となる廊下と兼ねないものであること。◆
- (7) 乗降ロビーは、避難階にも設置すること。ただし、昇降路の出入口に通ずる部分が屋外からの進入が容易な場所であり、他の部分と消火活動上有効に区画されている場合はこの限りでない。◆
- (8) 特別避難階段の付室を兼ねない乗降ロビーの扉は、外開きであること。◆

- (9) 乗降ロビーの出入口は、廊下及び特別避難階段以外の部分に直接通じていないこと。◆
- (10) 屋上部分に緊急離着陸場等が設置されている場合には、非常用エレベーターが屋上部分まで着床できること。◆
- (11) 非常用エレベーター乗降ロビー及び特別避難階段の付室には、屋内消火栓、連結送水管の放水口を設置するとともに、乗降ロビー等から屋内に通じる出入口の防火戸の下方には、次により消防用ホース通過孔を設けること。◆
- ア 位置はちょう番の反対側下部とすること。
- イ 幅及び高さは、それぞれおおむね 15 cm 及び 10 cm とすること。
- ウ 消防用ホース通過孔の部分は、手動で開閉できるものとし、常時閉鎖状態が保持でき、かつ、平成 12 年建設省告示第 1360 号第 2 の構造とすること。
- エ 消防用ホース通過孔部分は、蛍光性の塗色をする等、容易に位置を確認できるようにすること（第 9－3 図参照）。



第 9－3 図

なお、当該消防用ホース通過孔について、平成 12 年建設省告示第 1360 号第 2 に定める構造に適合すれば当該通過孔の開き方向は、第 9－4 図の A、B いずれの工法で施工しても差し支えないものであること。



## 第 9 - 4 図

### 6 乗降ロビーの設置を要しない階

非常用エレベーターの乗降ロビーの設置を要しない建築物の階は、屋内と連絡する乗降ロビーを設けることが構造上著しく困難である階で次の(1)から(5)までのいずれかに該当するもの又は避難階であること(建基政令第 129 条 13 の 3 第 3 項第 1 号)。

- (1) 当該階及びその直上階（当該階が地階である場合にあっては当該階及びその直下階、最上階又は地階の最下階である場合にあっては当該階）が次のア又はイのいずれかに該当し、かつ、当該階の直下階（当該階が地階である場合にあっては、その直上階）において乗降ロビーが設けられていること。

ア 階段室、昇降機その他の建築設備の機械室その他これらに類する用途に供する階

イ その主要構造部が不燃材料で造られた建築物その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない構造の建築物の階で、機械製作工場、不燃性の物品を保管する倉庫その他これらに類する用途に供するもの

- (2) 当該階以上の階の床面積の合計が 500 m<sup>2</sup>以下の階
- (3) 避難階の直上階又は直下階
- (4) その主要構造部が不燃材料で造られた建築物の地階（他の非常用エレベーターの乗降ロビー

が設けられているものに限る。)で居室を有しないもの

- (5) 当該階の床面積に応じ、前 3. 設置台数の表に定める数の非常用エレベーターの乗降ロビーが屋内と連絡している階

## 7 構造

建基政令第 129 条の 13 の 3 第 12 項の規定に基づき、非常用エレベーターの構造は、次によること。

- (1) かご（構造上軽微な部分を除く。）は、不燃材料で造り、又は覆うこと。  
(2) 昇降路の出入口の戸（構造上軽微な部分を除く。）は、不燃材料で造り、又は覆うこと。

（平成 12 年 5 月 31 日 建設省告示第 1428 号）

## 8 その他

非常用エレベーターの昇降路内には、消火水等が容易に入らない構造とすること。また、ピット部分には、排水溝を設けること。◆



## 第 10 緊急離発着場等（本論はすべて◆）

### 1 指導の方針

超高層建築物等における火災等の災害が発生した場合、当該建築物等での消防活動、人命救助等の消防活動は困難を極める。これらの消防活動の容易性を確保しておくことは、超高層建築物等の防災性能の向上に資することになる。

このことから、超高層建築物等においては、その特性から屋上に航空消防活動を確保するための緊急離発着場等の設置指導を行うものである。

また、緊急時における医療搬送等を踏まえ、3次救急医療施設等に対しても設置指導を行うものである。

### 2 用語の定義

- (1) 緊急用ヘリコプター： 火災等の災害時に建築物の屋上で緊急に航空消防活動を行うためのヘリコプターをいう。
- (2) 緊急離発着場： 航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「航空法」という。）第 81 条の 2（捜査、救助のための特例）の適用により災害活動に際し、建築物の屋上で緊急用ヘリコプターが離発着する場所をいう。
- (3) 緊急救助用スペース： 航空法第 81 条の 2（捜査、救助のための特例）の適用により災害活動に際し、建築物の屋上で緊急用ヘリコプターがホバリングする場所をいう。
- (4) 緊急離着陸場等： 緊急用ヘリコプターが離着陸できる建築物の屋上施設で緊急離発着場及び緊急救助用スペースをいう。
- (5) 3次救急医療施設等： 救急救命センターをはじめとする高度医療施設をいう。
- (6) 進入表面： 航空機の離着陸のために必要な、障害物件のない空間が必要で、このために設けられる勾配を有する想像上の平面をいう。
- (7) 転移表面： 航空機の離着陸、特に着陸に際し、滑走路の中心から逸脱した進入又は進入復行がなされる場合に、設けられる勾配を有する想像上の平面をいう。

### 3 適用範囲

緊急離発着場等は、次の防火対象物に設置指導するものとする。

|           | 防火対象物自体の防災性能向上に資するもの |                 | 3次救急医療施設等 |
|-----------|----------------------|-----------------|-----------|
|           | 概ね 100mを超える防火対象物     | 概ね 45mを超える防火対象物 |           |
| 緊急離発着場    | ◎                    | △               | ◎         |
| 緊急救助用スペース | ○                    | ◎               |           |

※ ◎：要望するもの

○：◎印の緊急離発着場の設置が困難な場合に要望するもの

△：推奨するもの

#### 4 設置基準

(1) 緊急離発着場

別表 1 のとおり

(2) 緊急救助用スペース

別表 2 のとおり

#### 5 設置届出

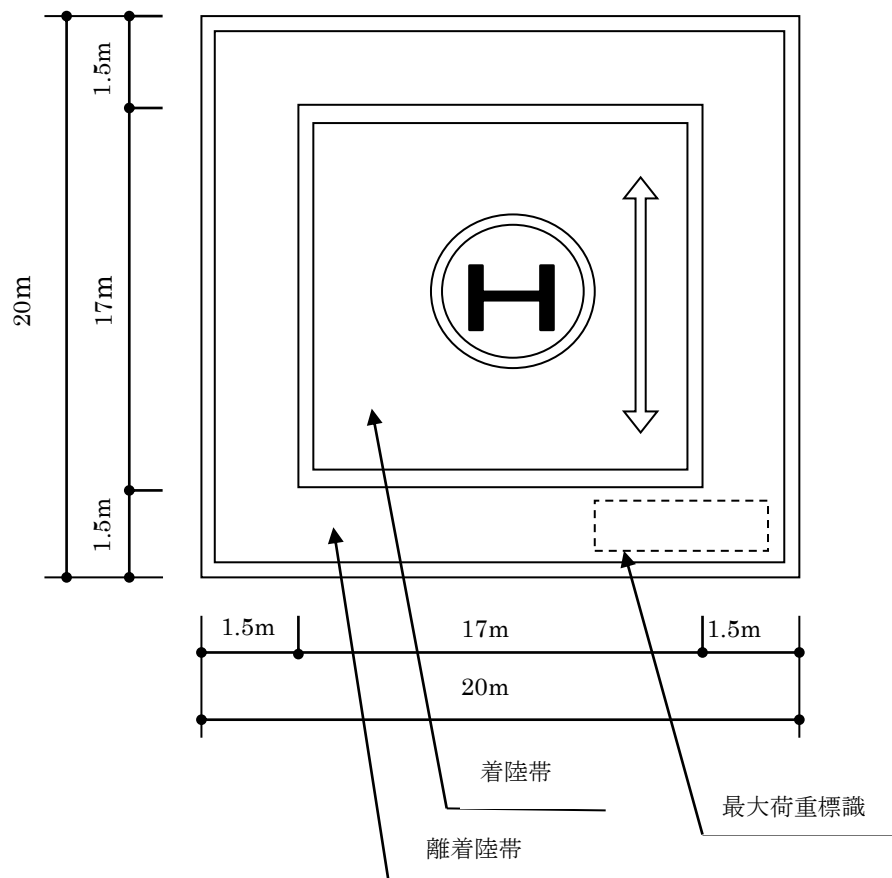
緊急離着陸場等を設置する場合は、次に定める書類を添付した別記様式の「緊急離着陸場等設置（変更・廃止）届出書」を消防長に 2 部提出させるものとする。

|   |                    |       | 記載事項                                          |
|---|--------------------|-------|-----------------------------------------------|
| 1 | 進入表面・転移表面の水平投影図    | ① 全体図 | 縮尺、進入表面、転移表面、高層建築物等の高さ                        |
|   |                    | ② 屋上図 | 縮尺、進入表面、転移表面、離着陸帯、維持管理方法、突起物等                 |
| 2 | 進入表面・転移表面の断面図      |       | 縮尺、進入表面、転移表面、突起物等、離着陸帯、高さ                     |
| 3 | 消防用設備等・夜間照明設備等の配置図 |       | 縮尺、消火設備等、インターホン、排煙口、燃料流出防止施設、待避場所・待避標識、夜間照明設備 |
| 4 | 離着陸帯の詳細図           |       | 縮尺、標識等、離着陸帯、着陸区域境界灯                           |
| 5 | 避難階段等に至るまでの平面図     |       | 縮尺、最終扉表示、経路、施錠方式                              |
| 6 | 構造計算書              |       | 強度、一級建築士                                      |

別表 1 設置基準〔緊急離発着場〕

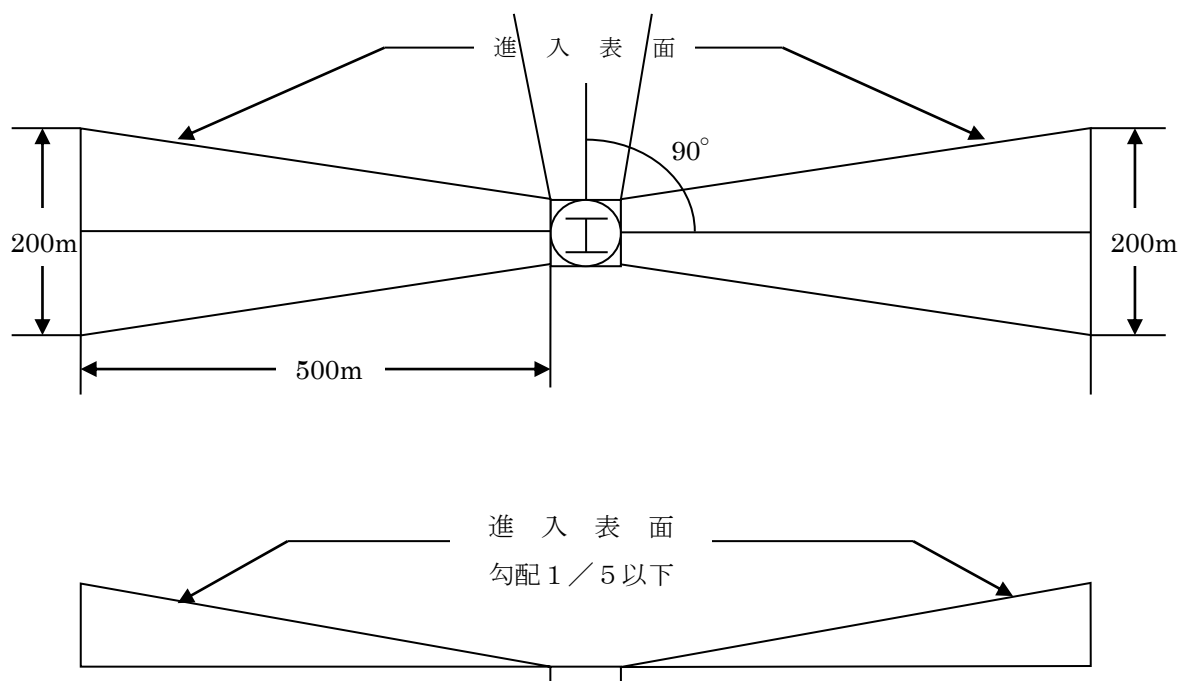
|                  |     | 基 準                                                                                                           | 細 目                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 離<br>着<br>陸<br>帯 | 大きさ | 20m×20m以上とすること（ただし、進入表面を直線の2方向とした場合、20m×15m以上とすることができる。）。                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|                  | 標識  | ① ライン、最大荷重標識等は、アクリルウレタン樹脂系塗料（蛍光塗料でも可）又はトラフィックペイントの黄とすること（直接、グレーチング等の床に表示しても可）。                                | ① 「H」の文字の大きさ等については、別図1のとおりとすること。<br>② 矢印は、進入方向及び離陸方向を示すこととし、「H」の表示方向は、進入方向から確認できる向きとすること（別図3参照）。<br>③ 最大荷重標識については、別図4のとおりとすること。<br>④ ライン、最大荷重標識等の黄は、（社）日本塗料工業会（以下「日塗工」という。）の標準色見本帳のY09-50Xの色（蛍光塗料とする場合は、イエロー〔JIS蛍光黄〕）とすること。<br>⑤ アクリルウレタン樹脂系塗料の塗装工程については、別図9のとおりとすること。 |
|                  |     | ② 地の色は、アクリルウレタン樹脂系塗料（蛍光塗料でも可）又はトラフィックペイントの緑とすること。                                                             | ① 地の色の緑は、日塗工の標準色見本帳のY49-40Tの色（蛍光塗料とする場合は、グリーン〔JIS蛍光緑〕）とすること。<br>② アクリルウレタン樹脂系塗料の塗装工程については、別図9のとおりとすること。                                                                                                                                                                |
|                  | 強度  | 短期衝撃荷重 10,625 kgに耐えられるものとすること（表示は5 t以上）。                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|                  | 構造  | ① プラットホーム式又は通常床とすること（グレーチング等上下方向に風の流通する床材料を使用しないプラットホーム式〔屋上床の上部に離発着するための床を設け、屋上と床との間に空気の流通する空間を設けたもの〕が望ましい。）。 |                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|                  |     | ② コンクリート床面は、滑り防止策（ガラスビーズ等入り〔ライン、最大荷重標識等は、光反射するよう散布〕）を施すこと。                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|                  | 勾配  | 最大縦横勾配は、2.0%以下とすること。                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| ※ 図解1参照          |     |                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                        |

【図解 1】



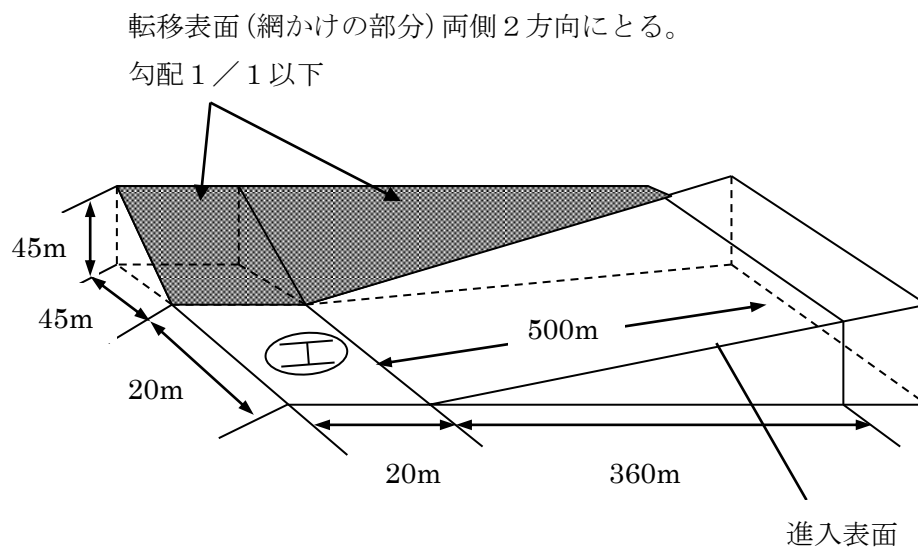
|                  |           | 基 準                                                                 | 細 目 |
|------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------|-----|
| 進<br>入<br>表<br>面 | 進入表面      | 直線の2方向とすること（ただし、進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合は、各経路 90 度以上の間隔を設けることができる。）。 |     |
|                  | 長さ及び幅     | 長さは 500m、幅は離着陸帯から 500 m離れた時点で 200m確保すること。                           |     |
|                  | 勾配        | 1 / 5 以下として、同表面上に物件等が突出しないこと。                                       |     |
|                  | ※ 図解 2 参照 |                                                                     |     |

【図解 2】



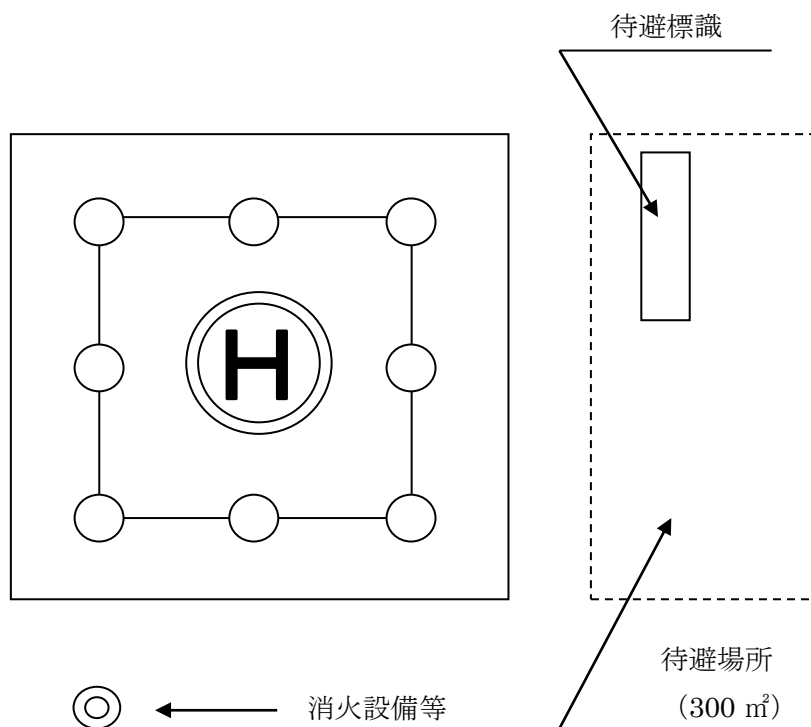
|                  |           | 基 準                           | 細 目 |
|------------------|-----------|-------------------------------|-----|
| 転<br>移<br>表<br>面 | 転移表面      | 進入表面に沿って 360mの点までとすること。       |     |
|                  | 長さ及び幅     | 長さは 45m、幅は離着陸帯と同じとすること。       |     |
|                  | 勾配        | 1 / 1 以下として、同表面上に物件等が突出しないこと。 |     |
|                  | ※ 図解 3 参照 |                               |     |

【図解 3】

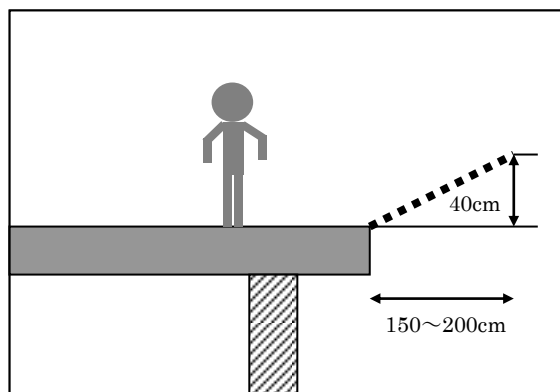


|               |                   | 基 準                                                                                      | 細 目                                                                                                                |
|---------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 脱 落 防 止 施 設 等 | 脱 落 防 止 施 設       | ① 機体の脱落防止施設（高さ 400mm 以上の手摺等〔可倒式、建基政令第 126 条に基づき設置する高さ 1,100mm の手摺でも可〕）を設置すること。           |                                                                                                                    |
|               |                   | ② 脱落防止施設は、進入表面及び転移表面から突出しない位置に設置すること。                                                    |                                                                                                                    |
|               | 燃 料 流 出 防 止 施 設   | 雨水排水口に機体搭載燃料が流れ出ないよう、燃料流出防止施設（溜めます、側溝、屋上部分を利用等によるもの）を設置すること。                             | ① 燃料流出防止施設は、1,000 リットル以上溜めることができるものとする（溜めます等が 2 ケ所以上の場合は、その合計の容量とする。）。<br>② 堅樋に燃料が流れ込まないよう、最終溜めます等に蓋又はバルブを設けること。   |
|               | 待 避 場 所 ・ 待 避 標 識 | ① 待避場所（面積 300 m <sup>2</sup> を標準）を確保すること。                                                | ① 待避場所は、離着陸帯に隣接させるものとする。<br>② 待避場所から離着陸帯に至る部分に床レベル差がある場合は、階段等が設けられ容易に接近できること。                                      |
|               |                   | ② 待避場所に待避標識を掲出すること（掲出場所〔床面・壁面の別〕、材質、枠・文字の幅については問わない。）。                                   | ① 待避標識の大きさは、1,250mm×350mm とすること（別図 10 参照）。<br>② 待避標識は白地に赤枠とし、文字は赤色とすること。<br>③ 待避標識の文字の大きさは 75mm 角とし、字体は丸ゴシックとすること。 |
|               | 消火設備等             | 連結送水管及び泡又は強化液消火器（8 リットル）のいずれか 1 本以上を設置すること（ただし、泡消火設備を設置した場合は、当該部分に連結送水管の設置を省略することができる。）。 | 連結送水管の放水口は単口型とすること。                                                                                                |
| ※ 図解 4 参照     |                   |                                                                                          |                                                                                                                    |

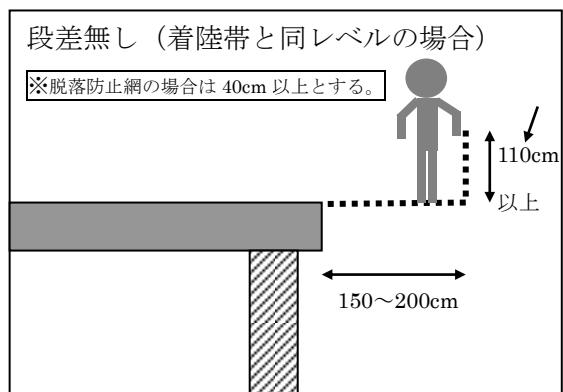
【図解 4】



脱落防止施設の例



【脱落（転落）防止網】

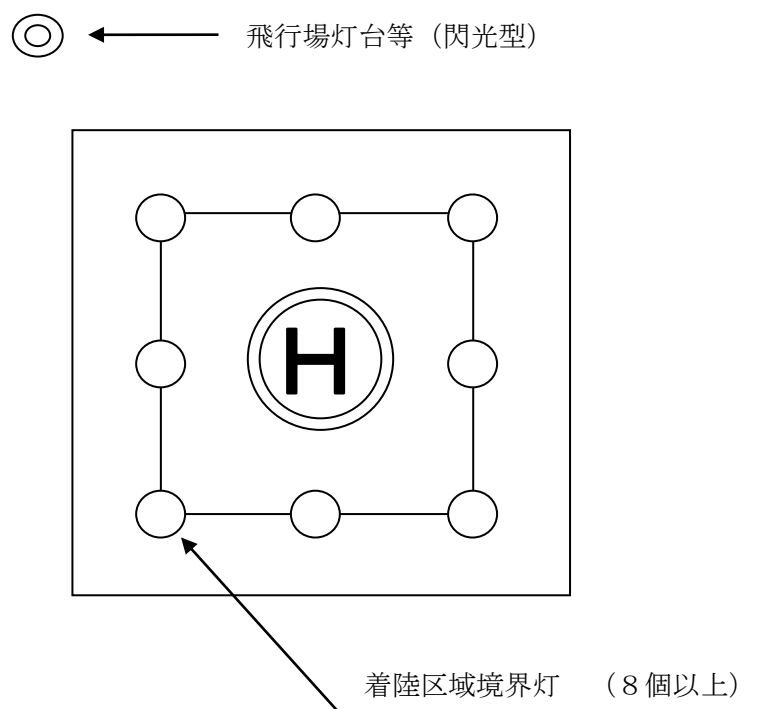


【キャットウォーク型】



|                                                          |          | 基 準                                                                                            | 細 目                                                                                    | 図 解 |
|----------------------------------------------------------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 夜<br>間<br>照<br>明<br>設<br>備<br>・<br>非<br>常<br>用<br>電<br>源 | 飛行場灯台等   | 離着陸帯の付近で、進入表面及び転移表面上に突出しない位置（離着陸帯より上方の全方向から視認できる位置が望ましい。）に飛行場灯台等を設置すること（白色の閃光型〔輕易なもので可〕）。      |                                                                                        |     |
|                                                          | 着陸区域境界灯等 | 離着陸帯の境界線上に着陸区域境界灯を等間隔に8個以上設置すること（着陸区域照明灯4基でも可）。                                                | ① 着陸区域境界灯は、T-5型（改）、FLO-10（改）等（埋込型）とすること。<br>② 着陸区域照明灯は、航空法施行規則第117条第1項第3号コに基づくものとすること。 |     |
|                                                          | 航空障害灯    | 離着陸帯から10m以内の区域で、進入表面と転移表面のそれぞれの勾配の1/2の表面から突出した避雷針等の夜間視認が困難な物件に航空障害灯を設置すること（蛍光塗料の黄〔JIS蛍光黄〕でも可）。 | 航空障害灯は、航空法施行規則第127条第1項第1号ハに基づく航空障害灯（低光度）とすること。                                         |     |
|                                                          | 夜間照明点灯方式 | 夜間照明設備は、防災センターからの遠隔操作方式とすること。                                                                  |                                                                                        |     |
|                                                          | 非常電源装置   | 夜間照明設備には、非常電源（連続4時間以上の継続供給が可能な自家発電設備）を設置すること（40号省令が適用される共同住宅にあっては、専用受電設備でも可）。                  |                                                                                        |     |
|                                                          | 配線       | 非常電源から夜間照明までの配線は、耐火電線とすること。                                                                    |                                                                                        |     |
| ※ 図解5参照                                                  |          |                                                                                                |                                                                                        |     |

【図解 5】

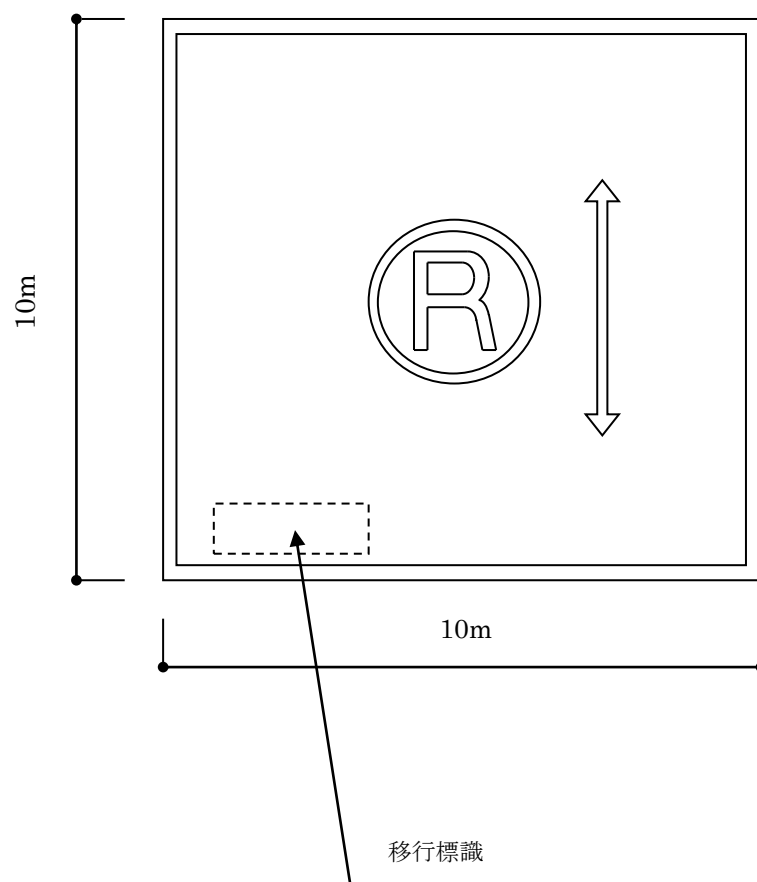


|             |        | 基 準                                                                                                             | 細 目 |
|-------------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| そ<br>の<br>他 | インターホン | 離着陸帯の直近に防災センターと連絡できるインターホンを設置すること。                                                                              |     |
|             | 排煙口    | 排煙口は、進入表面及び転移表面に影響を及ぼす位置を避けた場所に設置すること（離着陸帯から水平距離 10m 以上離すこと。）。                                                  |     |
|             | 経路     | 待機場所が避難階段等及び非常用エレベーターと有効に通じていること。                                                                               |     |
|             | 最終扉表示  | 屋上へ通ずる最終の扉の屋内側に「緊急離発着場」と表示すること。                                                                                 |     |
|             | 施錠方式   | 屋上へ通ずる最終の扉は、火災時に防災センターで遠隔解錠できる解錠装置、煙感知器等の作動により連動して解錠できる自動解錠装置等により、屋上側から屋内側への進入及び屋内側から屋上側への避難を妨げないように容易に解錠できること。 |     |
|             | 維持管理   | 航空消防活動に支障とならないよう、清掃・整備等に努めること。                                                                                  |     |

別表2 設置基準〔緊急救助用スペース〕

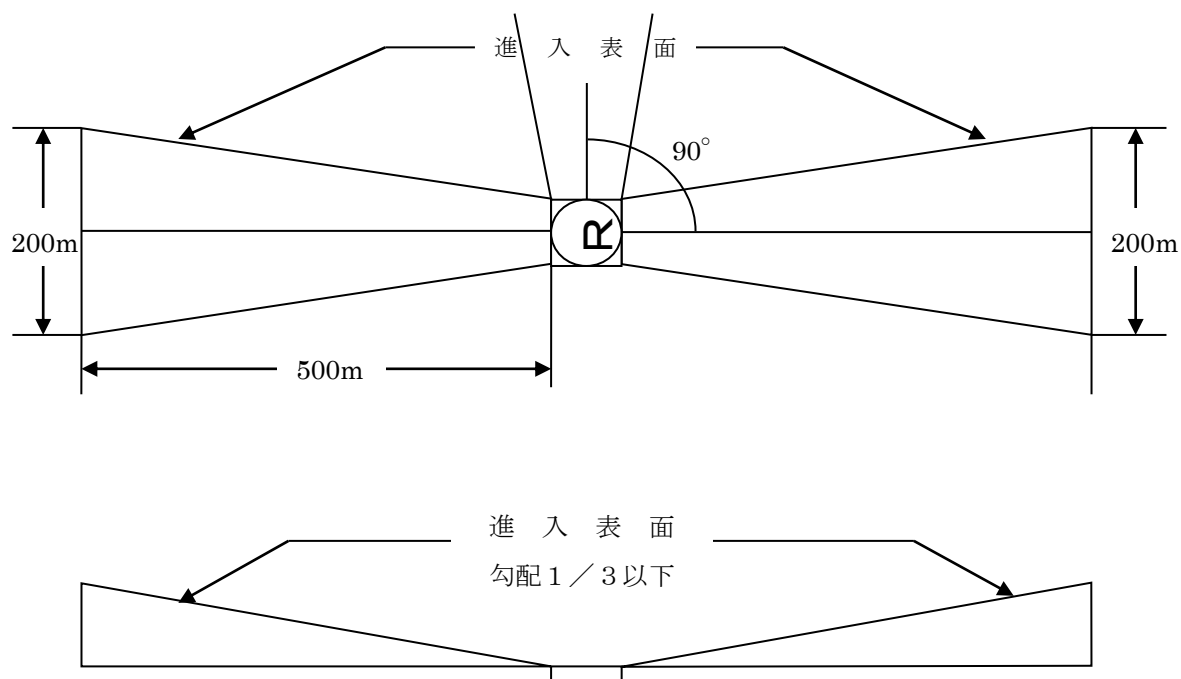
|                  |          | 基 準                                                                                                                                                                  | 細 目                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 離<br>着<br>陸<br>帯 | 大きさ      | 10m×10m以上とすること。                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                           |
|                  | 標識       | ① ライン等は、アクリルウレタン樹脂系塗料（蛍光塗料でも可）又はトラフィックペイントの黄とすること（直接、グレーチング等の床に表示しても可）。                                                                                              | ① 「R」の文字の大きさ等については、別図2のとおりとすること。<br>② 矢印は、進入方向及び離陸方向を示すこととし、「R」の表示方向は、進入方向から確認できる向きとすること（別図3参照）。<br>③ 移行標識については、別図5のとおりとすること。<br>④ ライン等の黄は、日塗工の標準色見本帳のY09-50Xの色（蛍光塗料とする場合は、イエロー〔JIS蛍光黄〕）とすること。<br>⑤ アクリルウレタン樹脂系塗料の塗装工程については、別図9のとおりとすること。 |
|                  |          | ② 地の色は、アクリルウレタン樹脂系塗料（蛍光塗料でも可）又はトラフィックペイントの緑とすること。                                                                                                                    | ① 地の色の緑は、日塗工の標準色見本帳のY49-40Tの色（蛍光塗料とする場合は、グリーン〔JIS蛍光緑〕）とすること。<br>② アクリルウレタン樹脂系塗料の塗装工程については、別図9のとおりとすること。                                                                                                                                   |
|                  | 強度       | 通常床強度とすること。                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                           |
|                  | 構造       | ① プラットホーム式又は通常床とすること（グレーチング等上下方向に風の流通する床材料を使用しないプラットホーム式〔屋上床の上部に離発着するための床を設け、屋上と床との間に空気の流通する空間を設けたもの〕が望ましい。）。<br>② コンクリート床面は、滑り防止策（ガラスビーズ等入り〔ライン等は、光反射するよう散布〕）を施すこと。 |                                                                                                                                                                                                                                           |
|                  | 勾配       | 最大縦横勾配は、2.0%以下とすること。                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                           |
|                  | ※ 図解6 参照 |                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                           |

【図解 6】



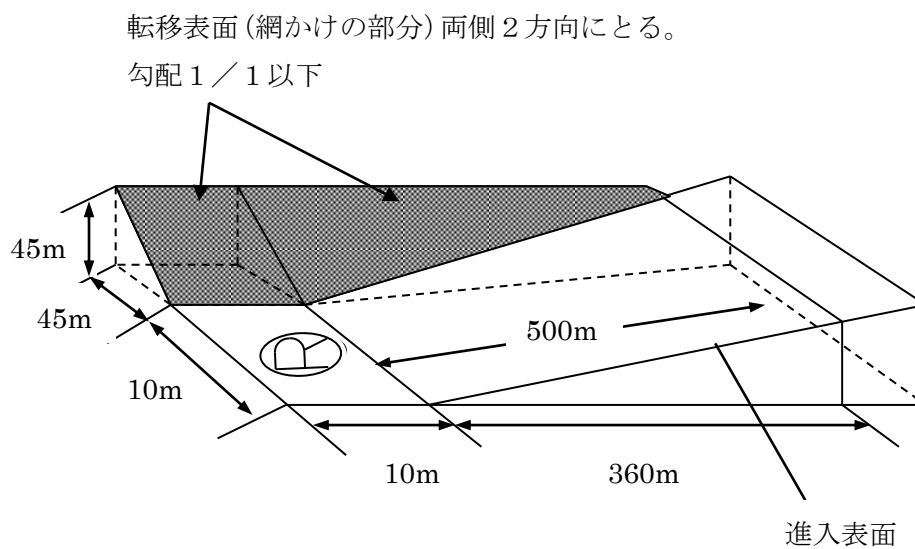
|                  |          | 基 準                                                               | 細 目 |
|------------------|----------|-------------------------------------------------------------------|-----|
| 進<br>入<br>表<br>面 | 進入表面     | 直線の2方向とすること（ただし、進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合は、各経路90度以上の間隔を設けることができる。）。 |     |
|                  | 長さ及び幅    | 長さは500m、幅は離着陸帯から500m離れた時点で200m確保すること。                             |     |
|                  | 勾配       | 1／3以下として、同表面上に物件等が突出しないこと（ただし、進入表面を最高5mまで垂直上方に移行できる。）。            |     |
|                  | 移行標識     | 垂直上方に移行した高さを表示すること（小数点以下については、切り上げとする。）。                          |     |
|                  | ※ 図解7 参照 |                                                                   |     |

【図解7】



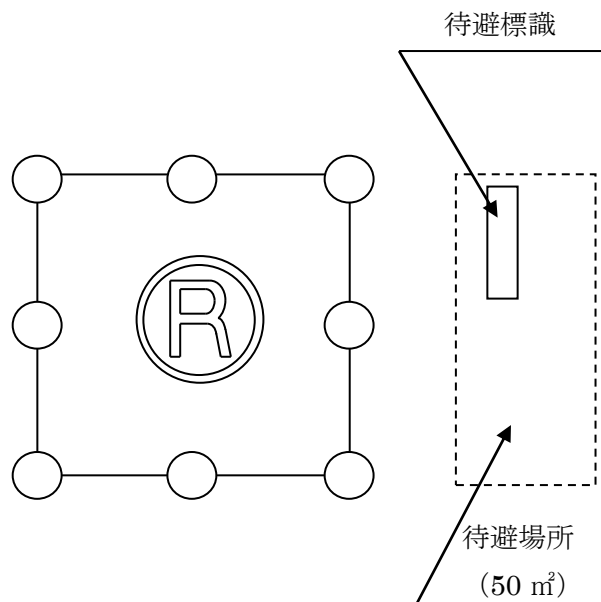
|                  |           | 基 準                                                          | 細 目 |
|------------------|-----------|--------------------------------------------------------------|-----|
| 転<br>移<br>表<br>面 | 転移表面      | 進入表面に沿って 360mの点までとすること。                                      |     |
|                  | 長さ及び幅     | 長さは 45m、幅は離着陸帯と同じとすること。                                      |     |
|                  | 勾配        | 1 / 1 以下として、同表面上に物件等が突出しないこと（ただし、転移表面を最高 5 m まで垂直上方に移行できる。）。 |     |
|                  | 移行標識      | 垂直上方に移行した高さを表示すること（小数点以下については、切り上げとする。）。                     |     |
|                  | ※ 図解 8 参照 |                                                              |     |

【図解 8】



|                            |                       | 基 準                                                                            | 細 目                                                                                                                |
|----------------------------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 脱<br>落<br>防<br>止<br>施<br>設 | 脱 落 防 止<br>施 設        | ① 機体の脱落防止施設（高さ 400mm 以上の手摺等〔可倒式、建基政令第 126 条に基づき設置する高さ 1,100mm の手摺でも可〕）を設置すること。 |                                                                                                                    |
|                            |                       | ② 脱落防止施設は、進入表面及び転移表面から突出しない位置に設置すること。                                          |                                                                                                                    |
|                            | 待 避 場<br>所・待 避<br>標 識 | ① 待避場所（面積 50 m <sup>2</sup> を標準）を確保すること。                                       | ① 待避場所は、離着陸帯に隣接させるものとする<br>こと。<br>② 待避場所から離着陸帯に至る部分に床レベル差がある場合は、階段等が設けられ容易に接近できること。                                |
|                            |                       | ② 待避場所に待避標識を掲出すること（掲出場所〔床面・壁面の別〕、材質、枠・文字の幅については、問わない。）。                        | ① 待避標識の大きさは、1,250mm×350mm とすること（別図 10 参照）。<br>② 待避標識は白地に赤枠とし、文字は赤色とすること。<br>③ 待避標識の文字の大きさは 75mm 角とし、字体は丸ゴシックとすること。 |
| ※ 図解 9 参照                  |                       |                                                                                |                                                                                                                    |

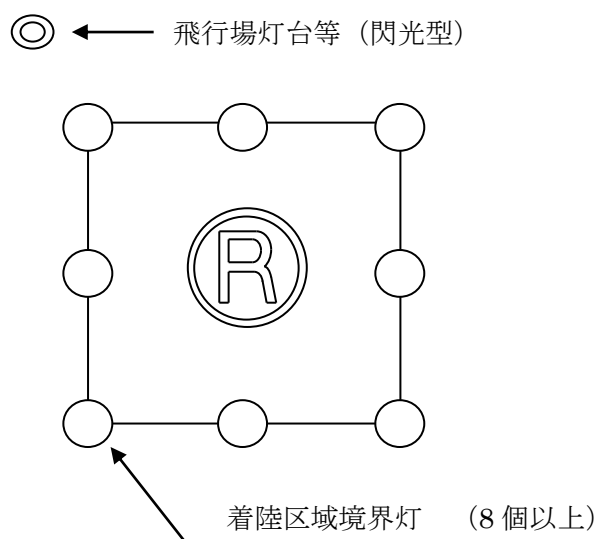
【図解 9】





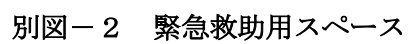
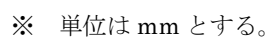
|                                                          |            | 基 準                                                                                            | 細 目                                                                                    |
|----------------------------------------------------------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 夜<br>間<br>照<br>明<br>設<br>備<br>・<br>非<br>常<br>用<br>電<br>源 | 飛行場灯台等     | 離着陸帯の付近で、進入表面及び転移表面上に突出しない位置（離着陸帯より上方の全方向から視認できる位置が望ましい。）に飛行場灯台等を設置すること（白色の閃光型〔軽易なもので可〕）。      |                                                                                        |
|                                                          | 着陸区域境界灯等   | 離着陸帯の境界線上に着陸区域境界灯を等間隔に8個以上設置すること（着陸区域照明灯4基でも可）。                                                | ① 着陸区域境界灯は、T-5型（改）、FLO-10（改）等（埋込型）とすること。<br>② 着陸区域照明灯は、航空法施行規則第117条第1項第3号テに基づくものとすること。 |
|                                                          | 航空障害灯      | 離着陸帯から10m以内の区域で、進入表面と転移表面のそれぞれの勾配の1／2の表面から突出した避雷針等の夜間視認が困難な物件に航空障害灯を設置すること（蛍光塗料の黄〔JIS蛍光黄〕でも可）。 | 航空障害灯は、航空法施行規則第127条第1項第1号ハに基づく航空障害灯（低光度）とすること。                                         |
|                                                          | 夜間照明点灯方式   | 夜間照明設備は、防災センターからの遠隔操作方式とすること。                                                                  |                                                                                        |
|                                                          | 非常電源装置     | 夜間照明設備には、非常電源（連続4時間以上の継続供給が可能な自家発電設備）を設置すること（40号省令が適用される共同住宅にあっては、専用受電設備でも可）。                  |                                                                                        |
|                                                          | 配線         | 非常電源から夜間照明までの配線は、耐火電線とすること。                                                                    |                                                                                        |
|                                                          | ※ 図解 10 参照 |                                                                                                |                                                                                        |

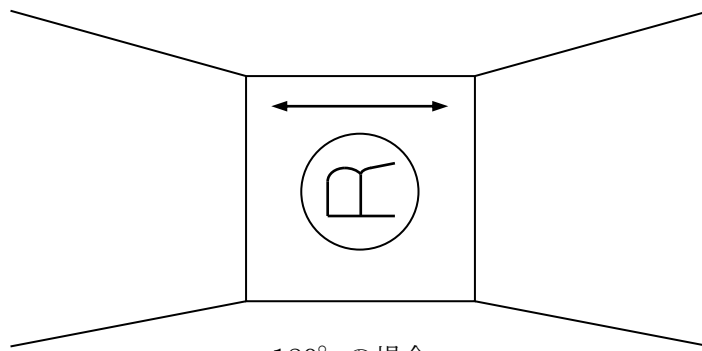
【図解 10】



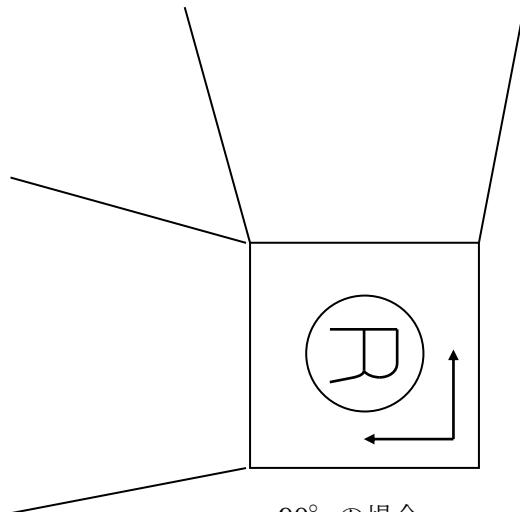
|             |        | 基 準                                                                                                            | 細 目 |
|-------------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| そ<br>の<br>他 | インターホン | 離着陸帯の直近に防災センターと連絡できるインターホンを設置すること。                                                                             |     |
|             | 排煙口    | 排煙口は、進入表面及び転移表面に影響を及ぼす位置を避けた場所に設置すること（離着陸帯から水平距離 10m 以上離すこと。）。                                                 |     |
|             | 経路     | 待機場所が避難階段等及び非常用エレベーターと有効に通じていること。                                                                              |     |
|             | 最終扉表示  | 屋上へ通ずる最終の扉の屋内側に「緊急救助用スペース」と表示すること。                                                                             |     |
|             | 施錠方式   | 屋上へ通ずる最終の扉は、火災時に防災センターで遠隔解錠できる解錠装置、煙感知器の作動により連動して解錠できる自動解錠装置等により、屋上側から屋内側への進入及び屋内側から屋上側への避難を妨げないように容易に解錠できること。 |     |
|             | 維持管理   | 航空消防活動に支障とならないよう、清掃・整備等に努めること。                                                                                 |     |



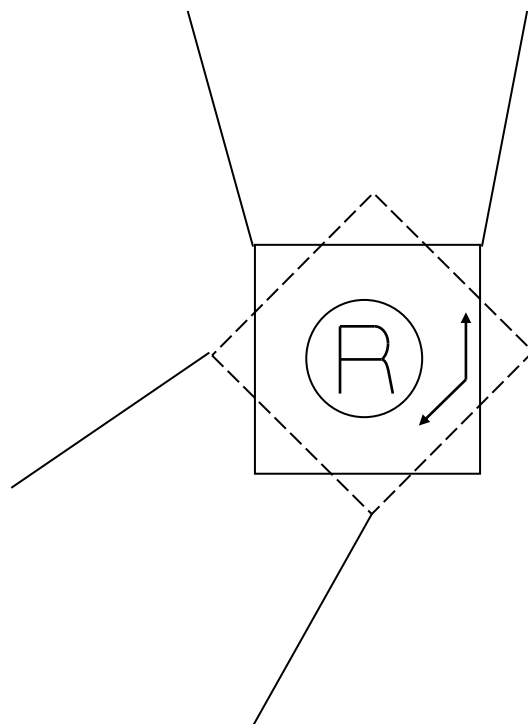




180° の場合



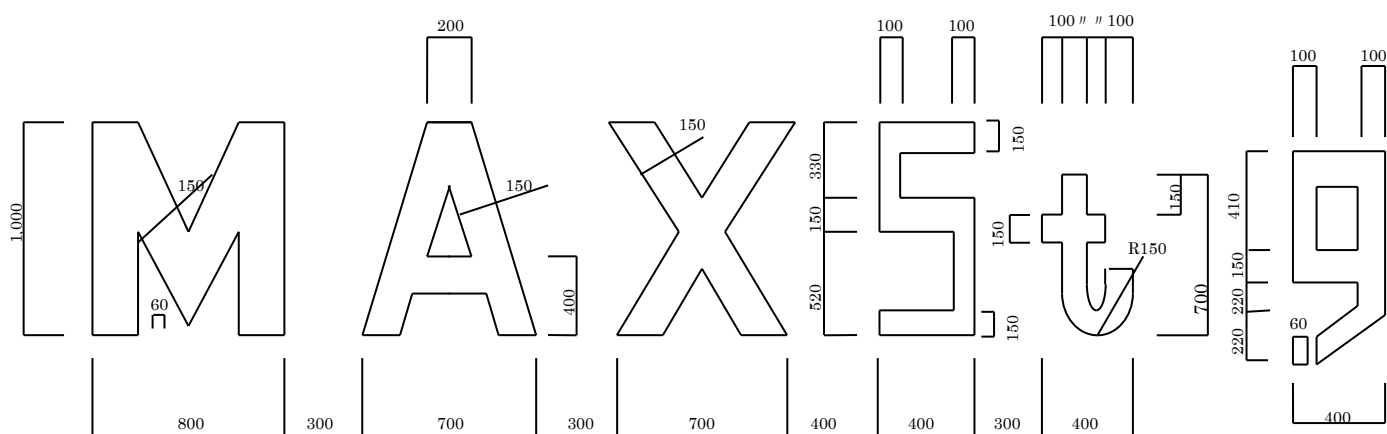
90° の場合



90° < 角度 180° の場合

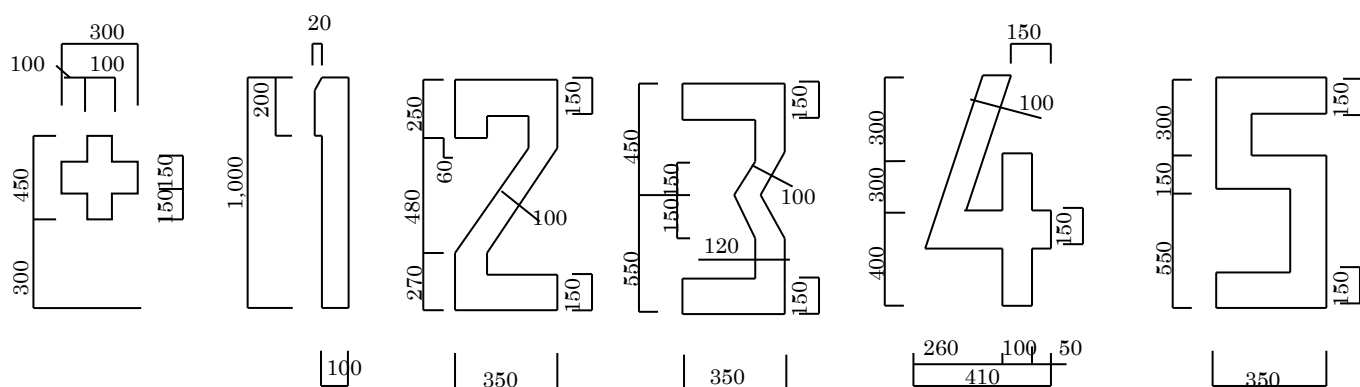
※ 緊急発着場の場合も同様とする。

別図－3 矢印の記載方法



※ 単位は mm とする。

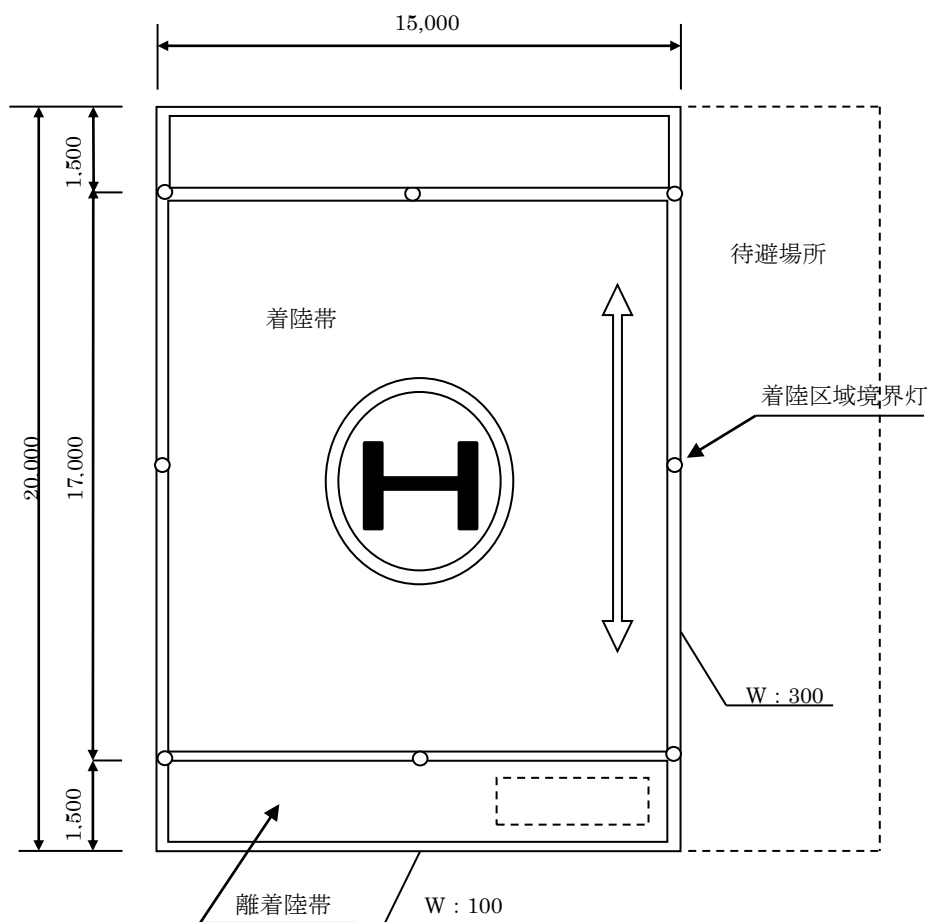
別図－４ 最大荷重標識



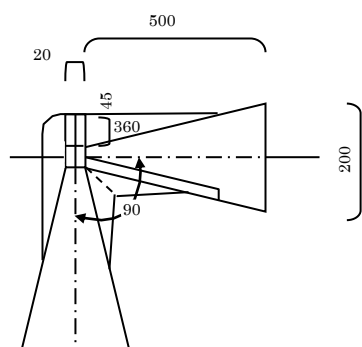
※ 垂直上方移行の高さに小数点以下がある場合は、整数とする。

例＝1.1mの垂直上方移行の場合は、「＋2」とする。

別図－５ 移行標識

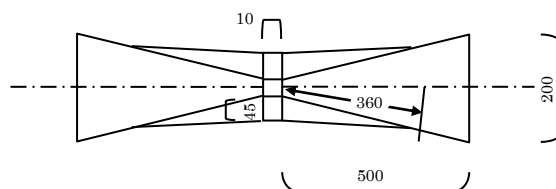


別図－6 緊急離発着場の一边を 15mとした場合の着陸帯等の例

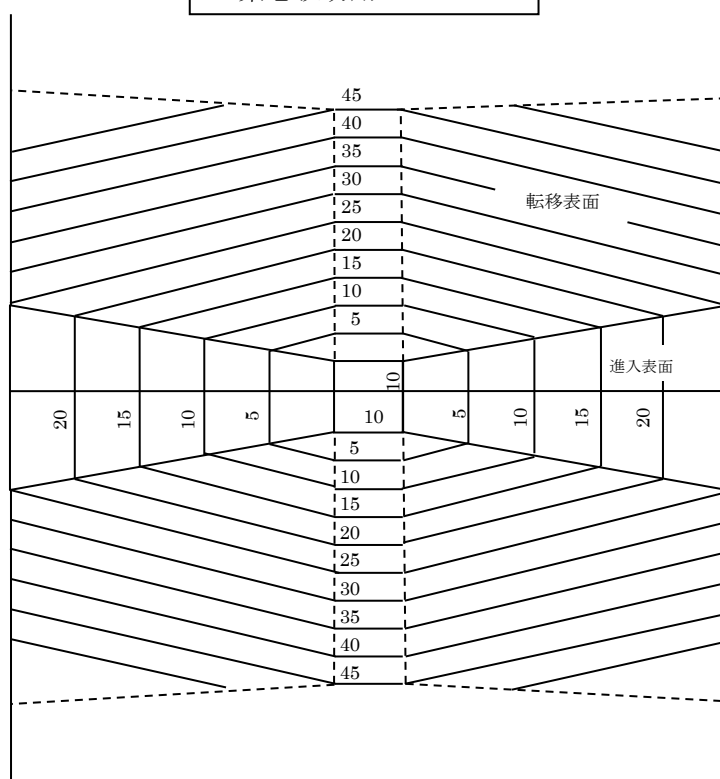
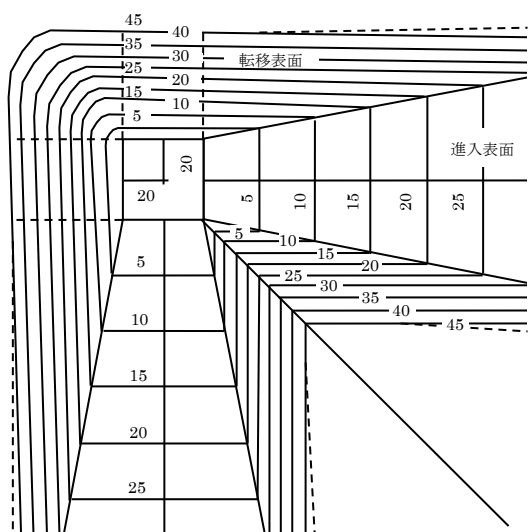


緊急離発着場

(単位：m)



緊急救助用スペース

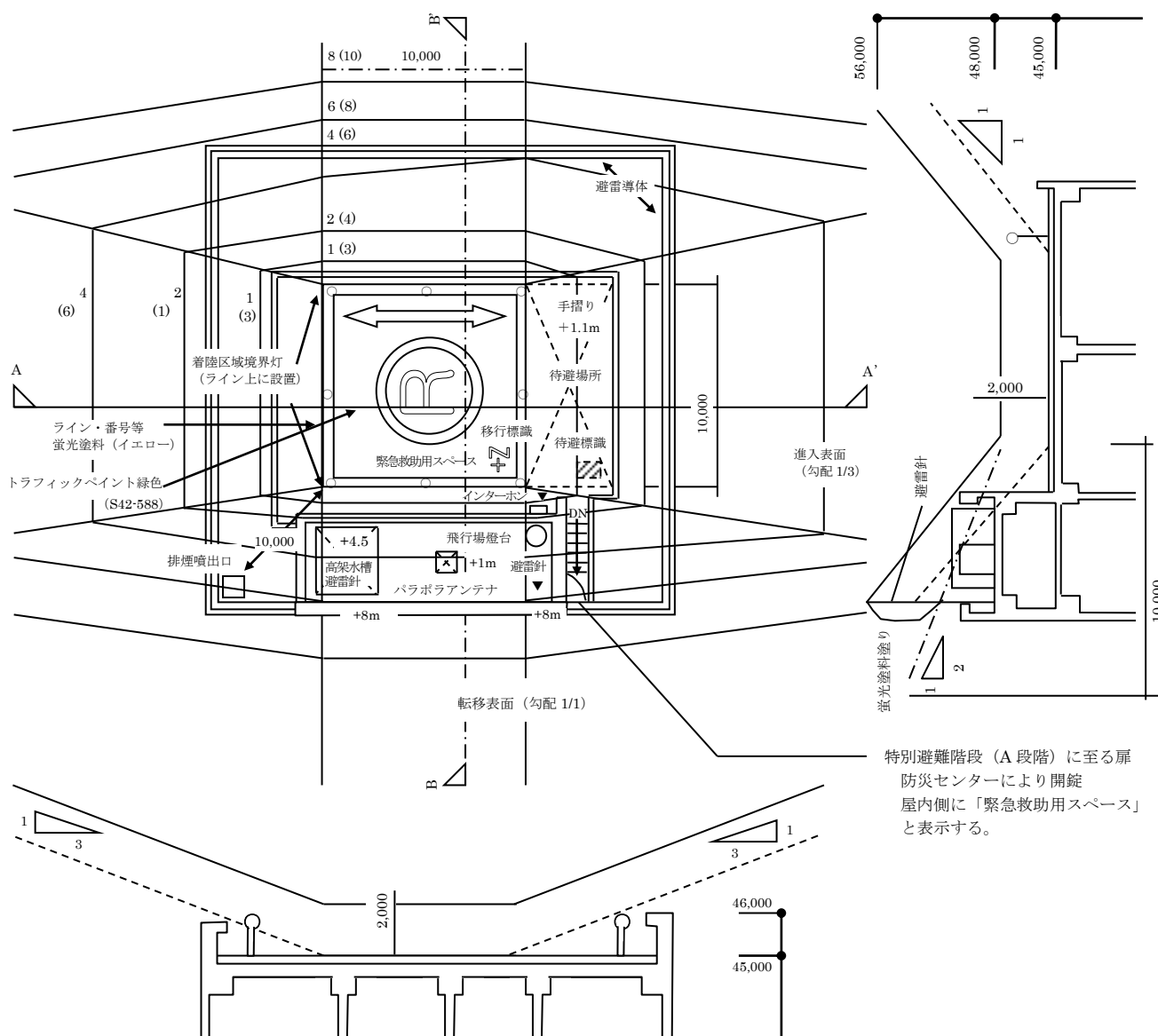


[NO SCALE]

(単位：m)

別図－ 7 進入表面・転移表面参考図





A-A' 断面図

- ※ 照明設備等
  - ・ 着陸区域境界灯
    - 型 式：T-5 型改
    - 点灯方式：防災センターにて点灯する。
  - ・ 飛行場燈台
    - 点灯方式：防災センターにて点灯する。
  - ・ 非常電源
    - 4 時間供給可能
    - 各照明設備までの配線はすべて耐火電線とする。
- ※ 進入表面・転移表面が手摺、塔屋等に係るため (破綻)、ただし書きにより 2 m 垂直上方に移行する。
- ※ 進入表面・移転表面部分の ( ) 内の数字は、離着陸帯からの高さを表す。

別図－8 進入表面・転移表面の平面・断面図 (例)

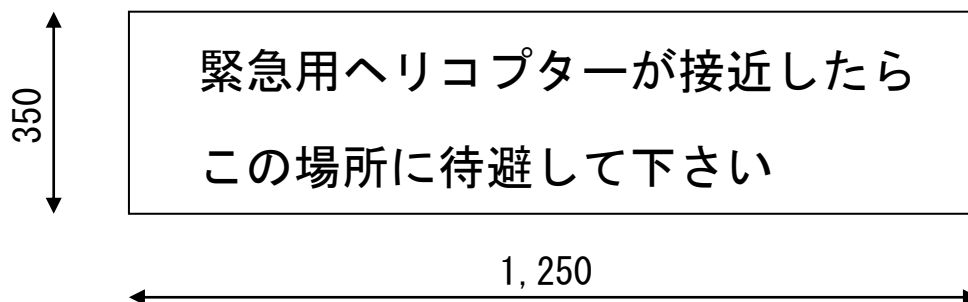
| 工 程 |        | 使用塗料等                                                                                                         |
|-----|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | プライマー  | エポキシ樹脂系プライマーを塗装する。(※1)                                                                                        |
| 2   | 下塗り    | アクリルウレタン樹脂系塗料を塗装する。                                                                                           |
| 3   | 中塗り    | アクリルウレタン樹脂系塗料を塗装する。                                                                                           |
| 4   | 上塗り    | アクリルウレタン樹脂系塗料を塗装する。                                                                                           |
| 5   | トップコート | アクリルウレタン樹脂系クリヤーを塗装する。(※2)                                                                                     |
| 6   | ビーズ等散布 | トップコート塗装後、直ちにライン、移行標識等（黄色の部分）についてはガラスビーズ（滑り止め・光反射）、ライン、移行標識等以外の部分（緑色の部分についてはガラスビーズ又は珪砂等（滑り止め）を散布すること。<br>(※3) |

※1 エポキシ樹脂系プライマーは、離着陸帯の材質（コンクリート、金属等）に合った専用のプライマーを使用すること。

※2 蛍光塗料を使用する場合、アクリルウレタン樹脂系クリヤー耐候性増強剤入りとすること。

※3 離着陸帯が金属面（グレーチング等）の場合は、ビーズ等散布を省略できる。

別図－9 アクリルウレタン樹脂系塗料の塗装工程



別図－10 退避標識

## 別記様式

|                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                              |                            |                               |                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| <div style="text-align: right;">年      月      日</div> <div> <div>あて先      淡路広域消防事務組合消防長</div> <div style="text-align: center;">           届出者<br/>           住    所<br/>           (電話      -      -      )<br/>           氏    名         </div> </div> |                                                                                                                                              |                            |                               |                               |
| 建築物の名称                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                              |                            |                               |                               |
| 所    在    地                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                              |                            |                               |                               |
| 設    計    者<br>所在地・名称                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                              |                            |                               |                               |
| 施    工    者<br>所在地・名称                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                              |                            |                               |                               |
| 建築物の構造・規模等                                                                                                                                                                                                                                              | 構    造                                                                                                                                       |                            | 用    途                        |                               |
|                                                                                                                                                                                                                                                         | 建築面積                                                                                                                                         | m <sup>2</sup>             | 延べ面積                          |                               |
|                                                                                                                                                                                                                                                         | 階    数                                                                                                                                       | P H                      階 | 高    さ                        | 最高高さ                      m   |
|                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                              | 地上                      階  |                               | 床面高さ                      m   |
|                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                              | 地下                      階  |                               | 軒    高                      m |
| 離着陸帯の広さ                                                                                                                                                                                                                                                 | m ×                      m                                                                                                                   | 着陸帯の広さ                     | m ×                      m    |                               |
| 最    大<br>許容荷重                                                                                                                                                                                                                                          | t                                                                                                                                            | 種    別                     | 1    緊急離着陸場<br>2    緊急救助用スペース |                               |
| 消防用設備等<br>(主なもの)                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                              |                            |                               |                               |
| その他                                                                                                                                                                                                                                                     | 1    屋外部分に直通する階段の形態及び数等(                      )<br>2    屋外部分の非常用E V着床の有無(                      )<br>3    屋上部分の扉の解錠方法(                      ) |                            |                               |                               |
| ※   受                      付                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                              |                            | ※   備                      考  |                               |
|                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                              |                            |                               |                               |

記入方法

(裏面)

- 1 「届出者」が法人、団体等である場合は、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。
- 2 「高さ」欄中、「最高高さ」及び「軒高」については、それぞれ建築基準法施行令第2条第1項第6号及び第7号に規定された高さを記入すること。
- 3 屋上緊急離着陸場については、着陸帯と離着陸帯の大きさを区別して記入すること。又、緊急救助用スペースについては、その広さを「離着陸帯の広さ」欄に記入すること。
- 4 「最大許容荷重」欄については、屋上緊急離着陸場についてのみ記入すること。
- 5 「種別」欄については、該当する番号に○印を記入すること。
- 6 「消防用設備等」欄については、屋上緊急離着陸場等（屋上部分を含む。）に設置されている消防用設備等について記入すること。
- 7 「その他」欄については、例示している内容の他、特記事項があれば記入すること。
- 8 上記の他、関係図書として、次に掲げる資料を添付すること。

|   |                    |       | 記載事項                                          |
|---|--------------------|-------|-----------------------------------------------|
| 1 | 進入表面・転移表面の水平投影図    | ① 全体図 | 縮尺、進入表面、転移表面、高層建築物等の高さ                        |
|   |                    | ② 屋上図 | 縮尺、進入表面、転移表面、離着陸帯、維持管理方法、突起物等                 |
| 2 | 進入表面・転移表面の断面図      |       | 縮尺、進入表面、転移表面、突起物等、離着陸帯、高さ                     |
| 3 | 消防用設備等・夜間照明設備等の配置図 |       | 縮尺、消火設備等、インターホン、排煙口、燃料流出防止施設、待避場所・待避標識、夜間照明設備 |
| 4 | 離着陸帯の詳細図           |       | 縮尺、標識等、離着陸帯、着陸区域境界灯                           |
| 5 | 避難階段等に至るまでの平面図     |       | 縮尺、最終扉表示、経路、施錠方式                              |
| 6 | 構造計算書              |       | 強度、一級建築士                                      |

## 第 11 防火対象物、防火物品

### 1 防火対象物

#### (1) 防火規制を受ける防火対象物の部分等

法第 8 条の 3、政令第 4 条の 3 で防火規制を受ける防火対象物には、次の部分等も含むものとする。

ア 防火対象物の屋上部分及び防火対象物のポーチ、バルコニー等の外気に開放された部分（屋内的用途に供する場合に限る。）

イ 高層建築物で、その一部が政令第 8 条に規定する耐火構造の壁及び床で区画された防火対象物の用途以外の部分

ウ 工事中のサイロ、危険物の貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク等

※ 当該対象物は、省令第 4 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する貯蔵槽に該当する。

#### (2) 次の防火対象物のその部分には、防火物品を使用すること。◆

ア 地下街と一体をなす建築物の地階で、防火対象物以外の用途部分

イ 防火対象物以外の防火対象物で、政令第 1 条の 2 第 2 項に規定する従属的な部分となる飲食店、物品販売店、診療所等の部分

ウ 防火対象物以外の防火対象物で、舞台を有し、短期的に映画、演劇等の催しに使用される部分

エ 防火対象物以外の防火対象物で、短期的に物品販売、展示等に利用される不特定多数の者を収容する当該部分

### 2 防火対象物品

#### (1) 法第 8 条の 3 第 1 項、政令第 4 条の 3 第 3 項の防火対象物品には次のものが含まれるものであること。

ア 仕切りに用いられる布製のアコーディオンドア、衝立て

イ 室内装飾のために壁に沿って下げられている布製のもの

ウ 布製ののれん、装飾幕、紅白幕等で、下げ丈がおおむね 1 m 以上のもの

エ 映写用スクリーン（劇場、映画館等で使用されるもの）

オ 展示場で用いられる合板で、台、バックスクリーン、仕切用等に使用されるもの

カ 店舗部分で、商品の陳列棚としてではなく、天井から下げられた状態又はパネル等として使用される合板

キ 屋外の観覧席、通路等の部分に敷かれているじゅうたん等

ク 人口芝

ケ 試着室に使用される目隠布

コ 昇降機（エレベーター）の床・壁の内面保護等のための敷物等（2 m<sup>2</sup>を超えるもの）

#### (2) 次の床敷物等は、防火対象物品に含まれないものであること。

ア 大きさが 2 m<sup>2</sup>以下のじゅうたん等

イ 共同住宅の住戸部分に使用されるじゅうたん等

ウ 接着剤等で床に貼られ、床と一体となっている合成樹脂製床シート及びプラスチックタイ  
ル

エ 畳

オ じゅうたん等の下敷きにクッション材として使用されているアンダートレイ、アンダーク  
ッション、アンダーフェルト等

カ 屋外の観覧席のグラウンド、フィールド等に敷かれているじゅうたん等

キ プラスチック製ブラインド、木製ブラインド

ク 外壁に沿って垂れ下がっている広告幕

ケ 独立したさお等に掲げる旗

(3) 次の物品は、防災性能を有している防災物品として取り扱うものであること。

建基法第2条第9号に規定する不燃材料、建基政令第1条第5号に規定する準不燃材料及び  
建基政令第1条第6号に規定する難燃材料に該当するもの

### 3 防災表示

(1) 防災表示

ア 様式

法第8条の3第2項に定める表示は、省令第4条の4第1項第2号の様式による防災ラベ  
ルが付されるものであること。

イ 表示の方法

省令第4条の4第1項第3号に定める縫付、ちょう付、下げ札等の表示方法は、第11－1  
表の表示方法によるものとする。

第11－1表

| 表示方法                                  |                   | 縫付 | ちょう付 | 下げ札 | その他 |
|---------------------------------------|-------------------|----|------|-----|-----|
| 防災物品の種類                               |                   |    |      |     |     |
| カーテン、暗幕、その他これらに<br>類する幕               | 耐洗たく性能を有す<br>るもの  | ○  |      |     |     |
|                                       | 耐洗たく性能を有し<br>ないもの |    | ○    |     |     |
| じゅうたん等                                |                   | ○  | ○    |     | ○   |
| 布製ブラインド及びその材料                         |                   | ○  | ○    |     | ○   |
| 合板                                    |                   |    | ○    |     | ○   |
| どん帳その他これらに類する幕                        |                   | ○  | ○    |     |     |
| 工事用シート及びその材料                          |                   | ○  |      |     | ○   |
| 防災対象物品（合板、工事用シート及び布製ブラインド<br>を除く。）の材料 |                   |    | ○    | ○   |     |

(注) 表中「その他」には、スタンプ、印刷、刻印、打ち付け、溶着等があること。

※ 施工されたじゅうたん等（床に固定されたもの）にあつては、防災ラベルをメタル等で、次により表  
面に打ち付けるものであること。◆

① 室内に固定又は敷きつめられたじゅうたん等に防災ラベルを付する場合にあつては、各室ごとに次に  
より主要な出入口部分に防災ラベルを打ち付けるものであること。

⑦ 主要な出入口部分に打ち付けるメタルの位置は、とびら等の蝶番側であること。

なお、両開き扉、引戸、シャッター等の場合は、廊下側から見て右方の位置とすること。

⑧ 1室に2種類以上のじゅうたん等が敷きつめられた場合の表示位置は、じゅうたん等の種類ごととし、主要な出入口側に近い位置とすること。

⑨ ホール、玄関等の表示位置は、原則として建物の主要な出入口側からみて右方の位置とすること。

⑩ 廊下に固定し又は敷きつめられたじゅうたん等に防災ラベルを付す場合にあっては、次によること。

① じゅうたん等が連続している範囲に1個以上の防災ラベルを打ち付けるものであること。したがって、廊下に固定し、又は敷かれたじゅうたん等が、防火区画等によって分離されている場合にあっては、各部分ごとに防災ラベルを打ち付けるものであること。

② 防災ラベルを打ち付ける位置は、防火対象物の各階共通して、同方向の端部とすること。

③ 階段に固定し又は敷かれたじゅうたん等に防災ラベルを付す場合にあっては、各階ごと（各階の階段踊場の位置）に1個以上の防災ラベルを打ち付けるものであること（各階連続したものについても同じ。）。

## (2) 指定表示

法第8条の3第3項、省令第4条の4第8項に基づき消防庁長官が指定した表示の表示方法は次によること。

ア 合板の表示方法は、格付け（日本農林規格に適合していること。）のつど、名板又は各梱包ごとに見やすい箇所にちょう付又は押印する。

イ 日本産業規格 L4404、L4405 及び L4406 に基づく難燃表示は、防災対象物品の材料に使用されるものに限定されているものであって、防災防火対象物で使用される防災対象物品については、法第8条の3第2項に基づく防災表示が付されていなければならない。

## (3) 関係者の行う明示

省令第4条の4第9項に定める関係者が行う「防災処理品」又は「防災作製品」の明示（以下「関係者明示」という。）の方法等は次によること。

ア カーテン等を関係者自ら作製する場合は、防災性能を有する旨の表示（3. (1) 防災表示（原反下げ札等）が付されているもの又は4. (1)、(2) 及び(3) により防災処理したものを使用すること。

イ 防災防火対象物の関係者自ら防災処理を行う場合は、平成12年12月11日付け消防庁告示第9号に定める防災処理を行うための設備器具を有するものであること。

ウ 関係者明示事項の大きさは、縦25mm、横50mm以上とし、明示方法は3. (1). イの方法など適宜の方法によること。

エ 明示事項の記入文字は、簡単に変色又は消失しないものであること。

## (4) 防災表示者登録制度

ア 防災表示者として消防庁長官へ登録した者は、防災表示を付することができる。

イ 消防庁長官へ登録しようとする者は、消防庁長官へ登録申請をしなければならない。

ウ 消防庁長官が登録をしようとするときは、当該登録申請者の住所地を管轄する消防長にその旨を通知するものとする。この場合において、当該消防長は、当該登録について意見を述べることができる。

(5) 省令第4条の5に定める登録確認機関

ア 登録表示者は防災対象物品又はその材料が防災性能を有することについて、消防庁長官の登録を受けた法人（以下「登録確認機関」という。）により確認を受け防災表示を付することができる。とされた。

イ 防災表示者の登録申請をする者は、登録確認機関の確認を受けることとしている場合、申請書類のうち消防庁長官が定めるものに代えて、登録確認機関の確認を受ける申込みを登録確認機関にしたことを証する書類を提出することができる。

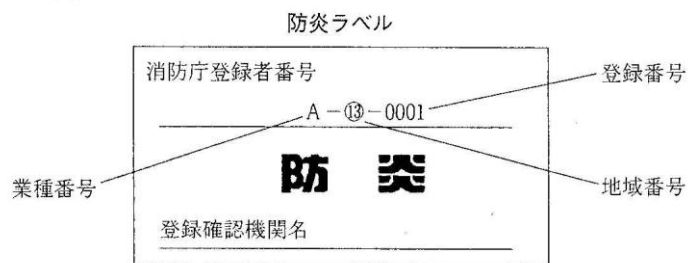
(6) 防災表示者登録番号

省令第4条の4第1項第1号に規定する消防庁長官への登録をした者に対する登録者番号及び記号は、第11－2表の業種別欄にかかげる業種に従い、同右欄によるものであること（表示例参照）。

第11－2表

| 業 種 別                                                     | 登録者番号<br>(業種番号)－(地区番号)－(登録番号) |
|-----------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 製造業者（生地、その他材料を製造する者）                                      | A－⑬－0001                      |
| 製造業者又は防災処理業者（合板の製造業者又は防災処理業者）                             | B－⑬－0001                      |
| 防災処理業者（防災物品又はその他の材料に防災性能を与えるための処理をする者）                    | C－⑬－0001                      |
| 防災処理業者（吹付により防災性能を与える者）                                    | D－⑬－0001                      |
| 裁断・施工・縫製業者（生地その他の材料からカーテン等を縫製する者、じゅうたん等を施工する者、裁断し切り売りする者） | E－⑬－0001                      |
| 輸入販売業者（防災対象物品又はその材料を輸入し、その防災性能を確認して防災物品として販売する者）          | F－⑬－0001                      |

〔表示例〕



地区番号は、北海道①から沖縄⑭まで、各都道府県ごとに区分されている。

## 4 防災処理

(1) カーテン等の防災処理

防災処理業者又は関係者等の行う防災処理は、次によること。



ア 防災処理薬剤は、防災薬剤の防災性能試験に合格したものを使用すること。

イ 防災処理を施す場合は、適正な防災性能が得られるよう事前に繊維の識別を慎重に行うこと。

ウ 次の組成繊維は、通常の浸漬法では防災薬剤が十分付着しないことが多いので、防災処理の対象から除外するものであること。ただし、次の(ア)から(ウ)までの組成繊維の混用率の合計が 20%以下である場合（エ）を含むものを除く。）及びポリエステル系合成繊維 100%で組成されている場合（顔料プリント品を除く。）については、この限りではない。

(ア) アクリル（ポリアクリルニトリル系合成繊維のうち一般にアクリル系と称されるものを除くもので、アクリルニトリルの重量割合が 50%以上のもの）

(イ) アセテート繊維

(ウ) ポリエステル系合成繊維

(エ) ポロプロピレン系合成繊維

#### (2) じゅうたん等の後施工による防災処理

スプレー等により防災薬剤を吹き付ける方法は、じゅうたん等の表面に薬剤が付着しているにすぎないため、後処理加工は認められない。

#### (3) 吹付けによる防災処理

どん帳、幕類等でおおむね 20 m<sup>2</sup>以上のものは、防災薬剤を吹き付けることにより防災加工できるものであること。

#### (4) 防災再加工処理の指導◆

吹付法、浸漬法（ただし、原反加工、樹脂加工されるものは除く。）により処理されたものにあつては、使用後おおむね 2 年後に再処理するよう指導するものであること。

## 5 舞台幕

舞台幕の照明器具への落下、巻き込み及び照明器具の固定不良等により、舞台幕と照明器具が接触又は接近して、舞台幕の火災が発生している。

また、防災性能は小火源着火防止、延焼拡大抑制に着目したものであることから、強力な照射熱源によっては、防災加工された舞台幕であっても着火することがありうる。

については、舞台幕、照明器具等を火災予防上適性に管理する必要がある、次の事項に留意すること。

(1) 照明器具の設置時に舞台幕と照明器具の離隔距離を十分に確保すること。特に、舞台幕が束になっている場所においては蓄熱がおこりやすいので注意すること。

(2) 持ち込の舞台幕及び照明器具は、接近、接触及び巻き込み等を防止するため、設置位置及び取付け方法等に注意すること。

(3) 舞台幕の昇降、開閉動作時には、照明器具に接触しないように十分注意すること。

(4) 照明器具が衝撃等によって向きが変わり、舞台幕に接触等しないよう十分注意すること。

(5) 持込み幕の防災性能の確認を行うこと。

### 第3節 用途別指導基準（本節はすべて◆）

この指導基準は、防火対象物の用途特性に応じた安全対策を向上するために相応の効果があるものとして定めたものであるが、防火対象物の関係者（所有者、管理者及び占有者）、設計者及び施工者等に義務を課すものではなく、あくまで相手方の任意の協力によって実現されるものであること。

#### 第1 個室型店舗に係る防火安全対策

##### 1 趣旨

この基準は、個室型店舗（カラオケボックス（専ら客に歌を唄わせることを目的としたパネル形式等で組み立てられた箱型のもの及びこれに類するものに音響装置を設けたものをいう。）及びカラオケルーム（一般的に屋内に設けられるもので、かつ、専ら客に唄わせることを目的とし、かつ、小区画の居室に音響装置を設けたものをいう。以下「カラオケボックス等」という。）並びにインターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ等の遊興に供する個室型店舗をいう。）に係る構造上、使用形態上の特異性を踏まえ、出火防止、延焼拡大防止、避難安全確保等に係る具体的指導基準を定めたものである。

##### 2 指導対象

この基準に基づき指導する防火対象物の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 政令別表第1に掲げる(2)項ニとして取り扱うこととする個室ビデオ店等
- (2) 政令別表第1に掲げる防火対象物で、前(1)の用に供する部分

##### 3 安全対策

###### (1) 出火防止に関する事項

ア 揚げ物調理を行う場合は、次によること。

(ア) フライヤー等の厨房設備にあっては、調理油の温度が過度に上昇した場合において自動的に燃焼又は熱源を停止する装置等（以下「調理油過熱防止装置等」という。）を設けること。

(イ) 調理用器具にあっては、調理油過熱防止装置等の安全装置付テーブルこんろ等を使用すること。ただし、フード等用簡易自動消火装置又はこれと同等の性能を有するものを設置する場合は、この限りでない。

イ 天井面に埋込み照明器具を設置する場合は、熱的安全対策が講じられた器具（（社）日本照明器具工業会規格のS型の埋込み照明器具）を使用するよう指導すること。ただし、遮音・断熱のための材料が施工されるおそれのない天井裏の場合及び蓄熱を生じない施工方法により施工する場合は、この限りでない。

###### (2) 延焼拡大防止に関する事項

ア 揚げ物調理を行う室の室内に面する壁・天井の仕上げは不燃材料とすること。

イ カラオケボックス等の出入口には常時閉鎖式の不燃性の戸を設けるものとし、のぞき窓を設ける場合は、線入り又は網入りガラスとすること。

(3) 避難安全に関する事項

ア 個室型店舗が存する階の居室については、当該居室の出入口部分から2方向避難を確保するよう指導すること。

イ 個室型店舗の個室内には、避難経路図を掲出すること。

ウ 条例第37条の2に規定するその他これらに類するものとして、非常の際には特殊照明及び音響を速やかに停止し、避難上有効な照明を確保すること。

(4) 消防用設備等の設置に関する事項

ア 屋内消火栓設備

屋内消火栓設備が設置される場合には、努めて易操作性1号消火栓又は2号消火栓を設置すること。

イ 自動火災報知設備、非常警報設備

(ア) 個室型店舗においては、規模、構造、利用客における仮眠等の実態から、避難の際に煙等により危険な状態に至るまでの余裕時間が少ないため、個室内においても、設置する感知器の種別は煙感知器とすること。

なお、非火災報の発生を防止するため、自動火災報知設備の適切な機種選定や感度調整、十分な換気や喫煙管理等の措置を実施すること。

(イ) 個室型店舗の個室には、自動火災報知設備の地区音響装置、非常警報設備のベル又はスピーカー（以下「地区音響装置等」という。）を設置すること。

ただし、個室ビデオ店等に自動火災報知設備と連動して他の音響装置等の電源を遮断する装置を設置する場合は、地区音響装置等（スピーカーを除く。）の設置を要しないことができること。

(ロ) 個室型店舗には、再鳴動機能を有する受信機を設置すること。

## 第2 社会福祉施設及び病院等に係る防火安全対策

社会福祉施設及び病院等に係る防火安全対策については、次によること。

### 1 目的

この基準は、主として障害者や高齢者が多数入所している社会福祉施設及び病院（以下「福祉施設等」という。）における人命安全の確保を最優先とした指導を行うために、出火防止、延焼拡大防止、避難の安全確保及び消防用設備等の設置等に係る具体的基準を定めたものである。

### 2 指導対象

この基準に基づき指導する防火対象物の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 政令別表第1(6)項イに掲げる施設で入院施設を有する防火対象物及び(6)項ロに掲げる防火対象物
- (2) 政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物で前(1)の用途に供する部分
- (3) その他施設の実態から見て、前(1)及び(2)の防火対象物と類似の危険性を有するもの

### 3 指導の方針

本指導基準は、法令基準を基礎としてその上で、福祉施設等の人命安全確保のための方法を示したものであり、適用対象となる防火対象物は、身体的障害、知的障害、運動能力低下等から避難に支障のある人が入所等するという特性を有している。

法令基準は、人命安全確保のための最低限の要求であって、建築計画上欠くことのできない前提条件である。本指導基準は、防火対象物ごとに異なる条件を勘案し、さらなる防火安全対策を講ずることにより、法令の目的を達成しようとするものである。

### 4 指導事項

#### (1) 出火防止対策

##### ア 火気使用設備器具の管理

入所又は入院者の入室している居室（以下「入居室」という。）内では、原則としてストーブ等の裸火は使用しないものとする。

##### イ 喫煙管理

(ア) 福祉施設等建築物内で喫煙する場合には、入居室以外に喫煙場所を設けること。

(イ) 喫煙場所は他の部分と区画し、必要に応じて「喫煙所」の旨の掲出を行うこと。

##### ウ 厨房の出火防止対策

(ア) 油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備の排気ダクトに設置する火炎伝送防止装置は、フード等用簡易自動消火装置の設置が望ましい。

(イ) 揚げ物調理に使用する器具は、調理油加熱防止装置付きのものとする。

##### エ 寮母室等の出火防止対策

(ア) 寮母室及びナースステーションでの火気使用を制限すること。

- (イ) 食事室、談話室等には、可燃物を置かないように管理すること。やむを得ず可燃物を置く場合には、不燃材料製又は金属製の収納庫等を活用すること。

#### オ 放火防止対策

- (ア) 休日・夜間等においては、出入口を限定し、出入りする者に対する管理を行うこと。
- (イ) リネン室、器材室、薬品庫及び常時使用していない病室等は、施錠すること。
- (ウ) 共用部分は、施設の実態に応じて、ITV 等の設置により管理を行うこと。
- (エ) 巡視等が十分でない福祉施設等の外周部は、夜間照明の設置等により管理を行うこと。

#### カ 危険物品等の管理

消毒用アルコール等の引火性の高い危険物の保管、小分けは、火気のない専用の部屋で行い、保管場所は施錠すること。

### (2) 延焼拡大防止対策

#### ア 防火区画等

- (ア) 火気使用室及び多量の可燃物を収納するリネン室及び倉庫等は、防火区画すること。
- (イ) 各入居室相互の壁は、建基政令第 114 条第 2 項に定める防火上主要な間仕切り壁（以下「防火上主要な間仕切り壁」という。）で区画すること。
- (ウ) 防火上主要な間仕切り壁の開口部は、不燃材料製の扉等（ガラス部分は、線入り板ガラス又は網入板ガラスとする。）を設けること。

#### イ 内装制限

次に掲げる部分で室内に面する壁及び天井の仕上げは、準不燃材料とすること。

- (ア) スプリンクラー設備が設置されていない居室
- (イ) 寮母室及びナースステーション

#### ウ 構造規制

2 階における福祉施設等の用に供する部分の床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>を超える場合においては、準耐火建築物とし、400 m<sup>2</sup>を超える場合は、耐火建築物とすること。

#### エ 防災製品の使用促進

- (ア) 寝具類（敷布、カバー類、布団類、毛布類等）は、防災製品を使用すること。
- (イ) 寝衣類を福祉施設等が用意する場合にあっては、交換の機会等をとらえて防災製品とすること。入所者等が寝衣類を持ち込む場合にあっては、努めて防災製品を使用すること。

### (3) 避難及び消防活動対策

#### ア バルコニー等の設置

- (ア) 避難階以外の階に入居室を有する福祉施設等は、連続式のバルコニーを設置すること。
- (イ) 前(ア)のバルコニーには、直接地上等への避難ができるように階段又はスロープを設置すること。

なお、階段又はスロープは、努めてバルコニー上で 2 方向避難が可能であるように設置すること。

※ スロープとは、屋内において 1 / 12（約 8 %）以下、屋外においては 1 / 20（約 5 %）以下の勾配を有する傾斜路をいう。ただし、高低差が 75cm 以下の場合はこの限りでない。

※ 2 方向避難が可能となるようにバルコニー上で階段又はスロープの設置ができない場

合は、マンホールに組み込まれた救助袋で代替できるものとする。

(ウ) バルコニーの幅員は、車椅子の回転を可能とするため努めて 150cm 以上とするとともに、入居室等のバルコニーへの出口の幅員も車椅子の通行を可能とするため 85cm 以上とすること。

(エ) 当該社会福祉施設が高齢者専用賃貸住宅等である場合には、建築基準法上、寄宿舍と用途判定されていることから、バルコニーに隔板が設けられることが想定される。この場合、当該隔板は幅 85cm 以上、高さ 120cm 以上とすること。

#### イ 段差の解消

(ア) 避難経路となる廊下、バルコニー及び当該部分への出入口の床等には、段差を設けないものとする。ただし、やむを得ず段差を設ける場合にあっては、おおむね 2 cm 以下とすること。

(イ) 既存の福祉施設等でも、バルコニーへの避難が行えるように、適度の傾斜を設けた鋼板等により段差を解消すること。

ウ 避難経路には避難上有効な非常用照明設備を設置すること。

#### エ 入所・入院者の管理

入所又は入院者のうち自力避難困難な者は、努めて避難階、バルコニーが設けられている側の入居室、寮母室、ナースステーション及び階段室付近で、避難及び救出しやすい部分に入室させるように配慮すること。

#### オ 障害者に対する警報器の設置

聴力の障害者が入所する福祉施設等については、施設の実態に応じて閃光型の警報器を設置すること。

#### カ 火災時の解錠

各入居室及び避難口（バルコニーに通ずる出入口を含む。）を施錠している施設にあっては、自動火災報知設備と連動し自動的に解錠する装置とするとともに、防災センター又は宿直室等から遠隔操作により一斉解錠できる構造とすること。ただし、バルコニーに通ずる出入口で、当該出入口がクレセントにより施錠されるなど、内部からかぎを用いることなく、容易に解錠できる等避難上支障のない場合はこの限りでない。

#### キ 避難器具

(ア) 避難器具の設置個数の減免については、省令第 26 条第 5 項各号に定めるほか、次のすべての措置がされている場合には、政令第 32 条を適用して、当該階には避難器具を設置しないことができるものであること。

a 耐火建築物で、前(2)．ア．(イ)及び(ウ)により区画されていること。

b 各居室の外気に面する部分にバルコニー等が、前ア及びイ．(ア)により設けられていること（ア．(イ)については、階段に限る。）。

c 前bのバルコニー等から直接地上等に通じる階段が、2ヶ所以上設けられていること。

(イ) 避難器具を設置する場合には、政令第 25 条第 2 項第 1 号に掲げる表のうち、努めて滑り台又は救助袋を設置すること。

#### ク 消防車両の活動空間の確保等

(ア) バルコニー等に面してはしご車両等の活動空間を確保できるように周囲の道路状況に配慮した計画とすること。

(イ) 敷地内の通路についても消防車両の活動に配慮した計画とすること。

#### ケ 避難用スペースの確保

敷地内には、入所者等が災害時に避難した後、待避できるスペースを努めて確保すること。

### (4) 消防用設備等の充実・強化

#### ア 消火設備等の設置

(ア) スプリンクラー設備を設置すること。

(イ) 屋内消火栓設備が設置される場合には、努めて2号消火栓を設置すること。

(ウ) 消火器の必要設置単位数の半数以上が、水系消火器により保有されていること。

#### イ 自動火災報知設備

(ア) 自動火災報知設備を設置すること。

(イ) 寮母室又はナースステーションに副受信機を設置すること。

(ウ) 副受信機が設置できない場合にあっては、受信機の設置場所と寮母室又はナースステーションとの間で相互に連絡できる措置を講ずること。

(エ) 感知器、受信機等には、非火災報対策を講じること。

(オ) 政令別表第1(6)項ロに掲げる施設の入所室に設置する感知器は、煙感知器とすること。

#### ウ 火災通報装置の設置等

(ア) 火災通報装置を設置すること。

(イ) 寮母室又はナースステーションに遠隔起動装置を設置すること。

(ウ) 遠隔起動装置が設置できない場合にあっては、本体の設置場所と寮母室又はナースステーションとの間で相互に連絡できる措置を講ずること。

#### エ 非常警報設備

(ア) 非常警報設備は、放送設備とすること。

(イ) 寮母室又はナースステーションに遠隔操作器を設置すること。

(ウ) 前(ア)の放送設備を設置できない場合にあっては、寮母室又はナースステーションからも放送できる遠隔操作器を備えた一斉放送設備を設置すること。

#### オ 避難器具の設置

避難器具は、すべり台、救助袋等施設に適応した容易に避難可能なものを設置すること。

#### カ 消防用水の設置

消防用水が不足している地域の施設については、敷地内に消火水槽を設置するか又は付近の池、河川等を利用して消防用水を確保すること。

## 5 その他

(1) 既存の福祉施設等については、当該施設の建築構造及び敷地の形状等を考慮し、改修又は模様替え等の機会をとらえて、努めて前4の指導事項について措置を講じるようにすること。

(2) 2.(1)、(2)及び(3)に掲げる防火対象物及びその部分のうち、通所施設についても、4.(2)、(3)及び(4)を除き指導するものであること。

### 第3 倉庫に係る防火安全対策

#### 1 目的

この基準は、近年、倉庫が大規模化し、また、作業所的要素が出てくるなど特殊化する傾向が見られることから、倉庫に係る出火防止、延焼拡大防止、避難の安全確保等に係る具体的基準を定めたものである。

#### 2 指導対象

この基準に基づき指導する防火対象物の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 政令別表第1(14)項に掲げる防火対象物
- (2) 政令別表第1(1)項、(4)項、(12)項イ及び(15)項に掲げる防火対象物で、物品庫等（小規模な倉庫室形態のものを除く。）として供される部分
- (3) 政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で前(1)又は(2)の用途に供される部分

#### 3 安全対策基準

##### (1) 出火防止対策

###### ア 喫煙管理

- (ア) 集積場所での作業員の喫煙は、原則として禁止し、やむを得ず喫煙を行う場合には、不燃区画等がなされた特定の場所を指定し、必要に応じ「喫煙場所」等の掲出を行うこと。
- (イ) 喫煙場所では、吸殻の後始末を励行すること。

###### イ 放火の防止

- (ア) 休日・夜間等においては、出入口を特定して関係者の出入りを把握するとともに、夜間巡回を励行すること。  
また、建物周囲には、可燃物を集積しない等整理整頓を徹底し、放火されにくい環境を確保すること。
- (イ) 休日・夜間等において無人となる倉庫にあっては、出入口及びその他の開口部を確実に施錠すること。

##### (2) 通報体制の強化

休日・夜間等無人となる倉庫については、即時通報の導入を検討すること。

- ※ 倉庫は、大空間であり、可燃物が多量に集積され延焼拡大危険が高い。このため火災発生時の初期対応が重要であり、消防機関への早期の通報が望まれる。

##### (3) 延焼拡大防止対策

###### ア 防火区画の設置

- (ア) 倉庫は、建基政令第112条第1項に規定する「用途上やむを得ない場合」においても、原則として床面積1,500㎡以内ごとに防火区画を設けること。  
※ 倉庫は、建築基準法上、用途上やむを得ない場合において当該建築物の部分の面積区画の設置が緩和されているものであり、倉庫という用途のみで緩和されるものではなく、



又その建築物の全ての部分が区画免除となるわけではない。

※ 大空間での利用や連続した機械設備等のために区画が行えない構造に該当する不燃性の物品を保管する立体的な倉庫は、建基政令第 112 条第 1 項に規定する「その他これらに類する用途に供する建築物の部分」に該当する。

(イ) 延焼拡大防止のため、堅穴部分は、他の部分と防火区画すること。

(ウ) 防火区画は、耐火構造の壁・床で設けることを原則とし、防火戸・防火シャッターを設ける場合は、必要最小限の範囲に限定すること。

※ 大規模な倉庫の場合は、建築計画段階において、管理単位・収容単位等が流動的であることから、利用形態に柔軟性等を持たせるため、防火区画に防火戸・防火シャッターが必要以上に設置されることが多い。防火区画は、耐火構造の壁等を原則とし、防火シャッター等は、その使用上やむを得ず設置される通路部分等、必要最小限の範囲で設置すること。

(エ) 倉庫に附属する事務室・湯沸室等については、集積場所との間に防火区画を設置すること。

※ 事務室等は、居室として使用され、集積場所とは、その出火危険も異なることから、集積部分への延焼拡大防止のため防火区画を設置する。

#### イ 可燃物の集積・防火戸の管理等

(ア) 可燃物は、防火戸・防火シャッターからおおむね 1 m 以上離して集積すること。

※ 放射熱による他の防火区画への延焼拡大を抑制するとともに消防活動に必要な空間を確保するため、可燃物は、防火区画を構成する防火戸・防火シャッターからおおむね 1 m 以上離して集積し、床には、集積制限のための色分け表示等の措置を行う。

(イ) 防火シャッターで区画される部分の床には、色分け明示を行うこと。

※ 集積場所では、あらゆる場所に物品が存置されやすく、防火シャッターの確実な閉鎖を維持することは困難である。防火シャッターにより閉鎖される部分の床には、閉鎖障害を防止するための色分け表示の措置を講ずるとともに、自動閉鎖装置等の機能点検を励行して確実な機能を維持する。

(ウ) 防火戸・防火シャッターは、作業のために必要がある場合を除き閉鎖すること。

#### ウ 作業床等の設置に係る措置

作業床・棚等は、火災時における荷崩れ防止を図るため、不燃材料等による構造が要求されない場合であってもこれを確保すること。

※ 階の中間に設けられる作業床・棚等は小規模なもの（キャットウォーク等）を除き、原則として階・床として取り扱われる場合が多いが、建築基準法令により階数として算定されないものであっても、不燃材料等による構造を確保する。

### (4) 初期消火対策

#### ア 消火器の増強・設置場所

(ア) 消火器は、容易に消防活動ができる場所にも設置すること。

※ 集積場所には多量の物品が集積されるため、火災が発生しても死角となる部分が多いことなどから、初期消火が遅れがちとなる。このため、技術上の基準による消火器まで

の歩行距離にのみとられることなく、迅速な初期消火が行えるように階段や通路付近等容易に使用が可能な場所にも設置する。

- (イ) 作業床等に設置する消火器は、当該作業床等が階数として算定されない場合であっても一の消火器に至る歩行距離が 20m 以下となるように設置すること。

#### イ 屋内消火栓の設置場所等

- (ア) 屋内消火栓（1 号消火栓）は、有効活用できる場所に配置すること。

※ 大規模な倉庫では、集積場所内に屋内消火栓を設置しなければならない場合があり、火災の拡大状況によっては屋内消火栓を使用できないこともある。このため、集積場所は、屋内消火栓が有効活用できるよう配置したり、階段室や廊下部分に設けること。

- (イ) 作業床等には、屋内消火栓を設置するかホースを増強する等の措置を講ずること。

### (5) 避難安全対策

#### ア 集積場所内の通路確保

集積場所での梱包等の作業に伴い、通路（集積物相互間の通路を含む。）に物品が置かれることが予想される。このため、作業を行う場合には、通路以外の場所を確保するとともに、通路には常に集積物等を置くことなく、容易に避難できる通路を確保すること。

#### イ 2 方向避難の確保

荷さばき、分別等を行うなど作業所的要素が高い集積場所については、2 方向避難を確保すること。

また、シャッターによる区画部分には、くぐり戸を併設する等により 2 方向避難を確保すること。

### (6) 消防活動対策

#### ア 排煙上有効な開口部の設置

倉庫は、排煙設備が設置されない場合が多いため、消防活動時の排煙に配慮して屋根・外壁等に排煙上有効な開口部を設置する。この場合、開口部面積は、その階の床面積の 200 分の 1 以上を確保することを目安とし、排煙上有効な位置に分散して設置すること。

#### イ 非常用進入口の設置

非常用進入口は、2 面以上の外壁に設置すること。

※ 非常用進入口の設置については、第 2 節 第 8 非常用の進入口によること。

#### ウ 進入経路の確保

- (ア) 外壁に設けるシャッターは、水圧開放シャッターとすること。

- (イ) 荷物積み卸しのためのキャノピーは、梯子車による上階への架梯に障害がない場所とし、当該場所に配置することが困難な場合には、キャノピー上に順次上階に到達できるタラップを設置する等、梯子車の架梯を考慮して配置すること。

なお、この場合、防犯上支障ないものとする。

- (ウ) 出入口等が施錠管理された倉庫については、マスターキー等の存在を明確にすること。

※ テナントが多い等その管理が複数にわたる形態の倉庫については、階段の出入口を施錠する等進入が困難な場合が多い。このため、管理室等で速やかにマスターキーが確保できる等の体制を確立する。

#### エ 集積物量等の把握

管理室等では、消防隊が円滑に活動できるよう、常時、倉庫の集積物の種類・数量等が確実に把握できる体制を整えること。

#### (7) 改修工事等に係る対策

工事中の防火対象物を使用する場合の安全対策については、第4節・第6 工事中の防火対象物の安全対策によるほか、次によること。

##### ア 仮使用部分と工事部分との区画の設置

工事中の建物の使用については、仮使用部分と工事中の部分との区画の設置等一定の要件により認められているが、仮使用部分と工事部分との境界での配管、ダクト等の溶接・溶断等の際には、設置された区画の一部が撤去される状況も予想されるため、工事部分に係る区画を広めに設定すること。

##### イ 消防用設備等の機能停止時の措置

工事は、原則として消防用設備等の機能を確保した上で行うものとする。

工事の工程上やむを得ず消防用設備等の機能を停止する場合は、自動火災報知設備については、安易に感知器を撤去したり、ベルを停止したりすることなく、感知器の種別の変更等により対応し、屋内消火栓については、必要があれば仮設配管等により機能を確保すること。

なお、工事の進捗上その機能停止が長期間に及ぶ場合については、事前に消防署と打合せを行い、必要な代替措置を講ずること。

##### ウ 溶接等火気使用時の点検励行

(ア) 溶接・溶断作業等では、溶断火花等が広範囲に落下・飛散しやすい状況にあるので、作業中及び作業後の点検は、広範囲に行うこと。

(イ) 既存の倉庫において、軽微で短期間の工事であっても溶接・溶断等火気を使用する場合は、条例第29条に基づき不燃性シートや湿砂を活用する等の措置を講ずるとともに、集積場所の可燃物は、火器使用箇所以外の他所に移動させ、作業後の工事箇所周囲の点検を励行すること。

##### (ロ) 断熱材の取扱い

冷凍冷蔵倉庫においては、建物内部に発泡ウレタンフォーム等の断熱材が多用されていることから、それらが燃焼した場合には、爆発的燃焼となる危険がある。そのため、溶接・溶断等の作業を行う場合には、火気使用箇所周囲の断熱材を確実に除去したことを確認した後作業を行うこと。

## 4 ラック式倉庫

消防用設備等の設置については、次によること。

#### (1) 階の算定

ラック式倉庫（棚又はこれに類するものを設け、昇降機により収納物の搬送を行う装置を備えた倉庫をいう。）の部分は、階数を1として取り扱うものであること。

#### (2) 延べ面積等の算定

ア ラック式倉庫の延べ面積は、各階の床面積の合計により算定すること。

この場合において、ラック等を設けた部分（ラック等の間の搬送通路の部分を含む。以下この(2)において同じ。）については、当該部分の水平投影面積により算定すること。

イ ラック式倉庫のうち政令第12条第1項第5号の適用において次のいずれかに該当する場合は、ラック等を設けた部分の面積により算定すること。この場合、当該部分に対してのみスプリンクラー設備を設置すればよいこと。

(ア) ラック等を設けた部分とその他の部分が準耐火構造の床又は壁で区画されており、当該区画の開口部には、防火設備（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は火災の発生と連動して自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられているもの

(イ) ラック等を設けた部分の周囲に幅5mの空地が保有されているもの

ウ 前イに該当する場合、政令第12条第4項の適用については、ラック等を設けた部分における倉庫の構造によることとしてよいこと。

エ ラック等を設けた部分の面積が延べ面積の10%未満であり、かつ、300㎡未満である倉庫にあつては、当該倉庫全体の規模にかかわらず、政令第12条第1項第5号に規定するラック式倉庫として取り扱わないことができること。

### (3) 天井の高さの算定

ラック式倉庫の天井（天井のない場合にあつては、屋根の下面）の高さは、当該天井の平均の高さ（軒の高さと当該天井の最も高い部分の高さの平均）により算定すること。

### (4) ラック式部品庫等に対するスプリンクラー設備等の設置

政令別表第1(14)項に掲げる防火対象物に該当しない用途でラック式物品庫等が存する場合、天井の高さが10mを超える店舗内の商品倉庫や事務所の物品庫等については、集積能力が高く初期消火が困難であることから、スプリンクラー設備等を設置すること。

## 第4 アークード

アーケードの取扱いは、昭和30年2月1日（国消発第72号、建設省発住第5号、警察庁発備第2号）の通達に基づき、次により運用する。

### 1 運用上の留意事項

- (1) アークードの設置は、防火、交通及び衛生上の弊害を伴うものであるから、抑制の方針をとること。したがってこの基準は、その設置を奨励する意味を持つものではなく、相当の必要があつて真にやむを得ないと認められる場合における設置の最低基準を定めたものであること。
- (2) この基準は、建基法第44条第1項ただし書に規定する「公共用歩廊その他これらに類する公益上必要な建築物」に該当する建築物の確認、法第7条に規定する同意、道路法第32条第1項第4号に規定する「歩廊、雪よけその他これらに類する施設」の許可、道路交通法第77条第1項第2号に該当するものの許可等の権限の行使に際しての基準を示したものであるから、この基準の実施について別段の法的措置を要しないこと。  
なお、この基準に適合するアーケードについては、法第5条に基づく措置を命じないこと。
- (3) この基準に定めるアーケードのほか、アーケード類似のものは認めないこと。
- (4) この基準に対する制限の付加、アーケードの設置禁止区域等（2.（5）及び3.（1）.ウ、オ）は、あらかじめ（5）の連絡協議会で決定して、適宜の方法によって周知させておくことが望ましいこと。
- (5) アークードの設置許可等に関する連絡及び調整を行うため、道路管理者、建築主事、警察署長及び消防長からなる連絡協議会を設けること。
- (6) 連絡協議会は、その開催前に十分に協議を行つておくこと。
- (7) 各機関は、それぞれ自己の所管部分に関して責任を有すると共に、他の機関の所管部門に関する意見を尊重するものとし、許可等は、連絡協議会において各機関の意見が一致した場合に限り行うものとする。
- (8) アークードが設置されたときは、消防用設備等及び防災施設の整備、点検等を行うための責任者を定めておくこと。
- (9) アークードが設置されたときは、ややもすれば道路上にみだりに商品、立看板、自転車等を存置する傾向があり、単に平常時の円滑な通行を妨げるばかりではなく、火災等の災害時において、延焼の危険を増大し、避難及び防災活動を著しく阻害するおそれがあるので、このようなことのないように厳重に取り締まること。
- (10) アークードの設置後これに臨時的な広告物、装飾等の添架、塗装を行うときは、当然許可を要するものであるが、そのほか消防長又は消防署長は、防火上支障がないように設置者に対し指導を行うこと。
- (11) 適法に設置された既存のアーケードで、この基準に適合しない部分があるものについては、この基準に適合するように指導するものとし、特に道路の占用期間を更新しようとする場合には、厳に所要の事項を指示すること。

- (12) 仮設のアーケードで、期間を限って設置を認めたものについては、当該期間が経過したときは、撤去を励行させること。

## 2 通 則

- (1) この基準において、「アーケード」とは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため、路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設をいう。
- (2) アーケードは、商業の利便の向上のためにやむを得ないもので、かつ、相当の公共性を有するものでなければならない。
- (3) アーケードは、信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は道路（道路交通法第2条に規定する道路をいう。以下同じ。）の見通しを妨げ、その他道路の交通の安全を害するようなものであってはならない。
- (4) アーケードは、都市の防火、衛生及び美観を害するものであってはならない。
- (5) 現地各機関は、アーケードを設置しようとする場所等の特殊性により、この基準のみによっては、通行上、防火上、安全上又は衛生上支障があると認めるときは、所要の制限を附加することができる。
- (6) この基準において現地各機関の裁量を認めているものを除く外、風土の状況、消防機械の種類、建築物の構造等の特殊性により、この基準に定める制限の効果と同等以上の効果をもたらす他の方法がある場合、この基準の一部を適用する必要がない場合、又はこの基準の一部をそのまま適用することによって通行上、防火上、安全上若しくは衛生上支障がある場合において、この基準の一部を変更して実施する必要があると認めるときは、それぞれ所管部門に応じ、中央機関に連絡のうえ、その処理を行なうものとする。

## 3 道路の一侧又は両側に設けるアーケード

- (1) 設置場所及び周囲の状況は、次の各号によらなければならないものとする。
- ア 歩車道の区別のある道路の歩道部分又は車馬の通行を禁止している道路であること。
- イ 車道の幅員（軌道敷を除く。以下本号中において同じ。）が11m未満の1級国道若しくは2級国道又は道路法第56条の規定により指定を受けた車道の幅員が9m未満の主要な都道府県道もしくは市道でないこと。
- ウ アーケードの設置により、道路の円滑な通行を阻害するおそれのある場所でないこと。
- エ 都市計画広場又は都市計画街路で、未だ事業を完了していない場所でないこと。
- オ 引火性、発火性もしくは爆発性物件又は大量可燃物を取り扱う店舗の類が密集している区域その他の消防上特に危険な区域でないこと。
- カ 防火地域内又は準防火地域内であること。
- キ アーケードに面する建築物（以下「側面建築物」という。）のうち、防火上主要な位置にある外壁および軒裏が、耐火構造または防火構造であること。
- (7) 防火上主要な位置とは、アーケードに面する側及び他の側面建築物に面する側の延焼のおそれのある部分とする。この場合、アーケードに面する側については、アーケードを設ける道路との境界線を隣地境界線とみなすものとする。

(イ) 防火上主要な位置にある外壁の開口部には、防火設備を設けること。

この場合、耐火建築物又は準耐火建築物にあつては、アーケードの屋根の上方1階層（アーケードの屋根が階の途中にある場合は、その階を含めて2階層とする。）及びアーケードの屋根の下の階層にある開口部に限ることができる。

(ウ) 既存の建築物で改修が困難なものにあつては、次によることができる。

- a 外側に亜鉛鉄板、石綿板等を張った戸が設けられている場合、防火戸が設けられているものとみなすことができる。
- b 外壁及び軒裏が建基法第2条第8号の規定に基づく認定に係る防火性能試験に合格するものは、防火構造とみなすことができる。
- c 当該側面建築物に消火設備及び警報設備（住宅用火災警報器を含む。）が設けられ、かつ、アーケードを設ける街区としての自衛消防組織が確立した場合、アーケードに面する側の延焼のおそれのある部分を除いて外壁、軒裏及び開口部の構造はこの基準によらないことができる。

ク 街路樹の生育を妨げない場所であること。

(2) 構造は、次の各号によらなければならないものとする。

ア 歩車道の区別のある道路においては、車道内に、又は車道部分に突き出して設けないこと。

イ 歩車道の区別のない道路においては、道路中心線から2メートル以内に、又はその部分に突き出して設けないこと。ただし、構造上やむを得ない梁で、通行上及び消防活動上支障がない場合は、この限りでない。

ウ 地盤面からの高さ4.5m以下の部分には、柱以外の構造部分を設けないこと。ただし、歩車道の区別のある道路の歩道部分に設ける場合で、かつ、側面建築物の軒高が一般的に低く2階の窓からの避難を妨げるおそれがある場合においては、地盤面からの高さ3mを下らない範囲内で緩和することができる。

エ アーケードの材料には、不燃材料を用いること。ただし、柱並びに主要な梁及び桁には、アルミニウム、ジュラルミン等を、屋根には、網入ガラス以外のガラスをそれぞれ用いないこと。

オ 階数は、1であること。

カ 壁を有しないこと。

キ 天井を設ける場合は、防火、排煙、換気、通行等に支障がない構造とすること。

ク 木造の側面建築物に支持させないこと。

ケ アーケードは、積雪、暴風等に対して安全なものであること。

コ 柱は、なるべく鉄管類を用い、安全上支障がない限り細いものとする。

サ 側面建築物の窓等からの避難の妨げとならないようにすること。

シ アーケードに電気工作物を設ける場合は、木造の側面建築物と電氣的に絶縁するように努めること。

木造以外の側面建築物にあつても電氣的に絶縁の措置を講ずること。

(3) 屋根は、次の各号によらなければならないものとする。

ア 歩車道の区別のない道路に設ける場合の屋根の水平投影幅は、3メートル以下とすること。

イ 歩車道の区別のある道路に設ける場合には、屋根の下端等が絶対に車道部分に突出しないようにすること。

ウ 屋根には、アーケードの延長50m以下ごとに、桁行0.9m以上を開放した切断部又は高さ0.5m以上を開放した桁行1.8m以上の断層部を設けること。ただし、屋根にアルミニウム等の火災の際溶けやすい材料を使用し、消防上支障がないと認めるときは、これを緩和することができる。

エ 屋根の下面には、アーケードの延長おおむね12m以下ごとに鉄板等の垂れ壁を設けること。ただし、前ウただし書の部分等で炎の伝走のおそれがない場合は、この限りでない。

垂れ壁は、次によるものであること。

(7) 垂れ壁は、可能な限り側面建築物相互の境界位置とすること。

(イ) 垂れ壁は、鉄製で厚さが0.8mm以上のもの又はこれと同等以上の防火性能を有するものとする。

(ウ) 垂れ壁とアーケードの屋根面との間及び垂れ壁と側面建築物との間には、防火上支障となる隙間が生じないようにすること。

オ 屋根面上はおおむね6mごとに、火災の際その上部で行う消防活動に耐え得る構造とした部分を設け、その部分の幅を0.6m以上とし、かつ、その部分に着色等の標示をすると共に、必要によりすべり止め及び手すりを設けること（以下これらの部分を「消火足場」という。）。

消火足場は、次によるものであること。

(7) 梁間方向の消火足場を6mごとに設け、かつ、梁間方向の消火足場を連絡するための桁行方向の消火足場を側面建築物寄りに設けること。

(イ) 梁間方向の消火足場の勾配は、1/4以下とし、1/4を超える勾配となる場合にあっては、すべり止めの措置をすること。

(ウ) 桁行方向の消火足場の床面は、おおむね水平とし、かつ、エキスパンドメタルを張る等のすべり止め措置をすること。

(エ) 消火足場に段差が生じる場合は、蹴上げが25cm以下の階段とし、段差の高低差が1m以上となる場合、又は階段の勾配が45度以上となる場合は、その部分に高さ80cm以上の手すりを設けること。

(オ) アーケードを設ける道路から梁間方向の消火足場の位置が容易に分かるような標識を行うこと。

(カ) 消火足場及びその周囲には、消防活動上支障となる看板、電路、冷房機等を設置又は放置しないこと。

(キ) 防錆の措置を講ずること。

カ 屋根面（消火足場で0.8m以下の幅の部分及び越屋根の部分を除く。）の面積の2/5以上を地上から簡便かつ確実に開放しうる装置を設けること。ただし、屋根（天井を有するときは天井面）が1/4以上の勾配で側面建築物に向って下っておりその水平投影幅が3メートル以下であって、かつ、アーケードの下での排煙、換気に支障がない場合においてはこの限りでない。

(4) 柱の位置は、次の各号によらなければならないものとする。



ア 道路に設置する場合にあっては、路端寄りに設けること。ただし、歩車道の区別のある道路であって歩道幅員 3 m未満の場合には、歩道内の車道寄りに限り、歩道幅員 3 m以上の場合には、歩道内の車道寄りにも設けることができる。

イ 消防用機械器具、消火栓、火災報知機等、消防の用に供する施設、水利等の使用及び道路の附属物の機能を妨げるおそれのある位置並びに道路のすみ切部分に設けないこと。

ウ 側面建築物の非常口の直前及び両端から 1 m以内で避難の障害となるおそれのある位置に設けないこと。

(5) 添加物等は、次の各号によらなければならないものとする。

ア 恒久的な広告物等の塗装若しくは添加又は恒久的な装飾をしないこと。ただし、アーケードの両端（切断部、断層部等を含まないものとする。）における地名、街区名等の標示で、不燃材料のみで構成され、アーケードの梁以上の高さに設けられるものについてはこの限りでない。

イ 電気工作物は、アーケードの軒先から 0.2m以内又は消防用登はん設備から 1 m以内の部分その他消防活動上特に障害となる部分には施設しないこと。

#### 4 道路の全面又は大部分をおおうアーケード

道路の全面をおおい、又は道路中心線から 2 m以内に突き出して設けるアーケードは、前 3 各号（(1)．イ、キ、(2)．ア、イ、ウ及び(3)．ア、エ、オ（※(ア)、(イ)、(ウ)及び(ウ)に限る。）を除く。）によるほか、次の各号によらなければならないものとする。

(1) 道路の幅員が 4 m以上かつ 8 m以下であること。

(2) 側面建築物の各部分から、側面建築物の前面以外の方向 25m以内に幅員 4 m以上の道路若しくは公園、広場の類があること。ただし、前段に規定する距離が 50m以内で、その間に消防活動及び避難に利用できる道路がある場合は、この限りでない。

ア 側面建築物の各店舗等には、アーケードを設ける道路以外の道路、公園又は広場等に通じる通路等があること。

イ 前アの通路等はアーケードを設ける道路を経由しないもので、幅員はおおむね 60cm以上であること。

(3) 側面建築物の延長がおおむね 50m以下ごとに避難上有効な道路があること。ただし、周囲の状況により避難上支障がないときは、この限りでない。

(4) 側面建築物の延焼のおそれのある部分にある外壁及び軒裏は耐火構造又は防火構造であり、かつ、それらの部分にある開口部には、防火設備が設けられていること。ただし、この場合、敷地とアーケードを設置する道路との境界線は、隣地境界線とみなす。

側面建築物の外壁、軒裏及び外壁の開口部は、前 3. (1)．キ、(イ)及び(ウ)によることができる。

(5) 側面建築物は、既存のものについても、建基政令第 114 条及び第 5 章第 2 節並びに消防法令の規定に適合していること。ただし、防火上避難上支障がない場合は、この限りでない。

(6) 火災発生の際に、これを区域内に周知させるために有効な警報装置及びアーケードを設置しようとする道路の延長おおむね 150m以下ごとに消防機関に火災を通報することができる火災

報知機が設けられていること。

ア 非常警報設備を政令第24条の規定の例により設けること。

イ 火災報知機については、側面建築物又はアーケードに電話が設けられている場合、設けないことができる。

(7) 柱以外の構造部分の高さは、地盤面から6m以上であること。ただし、側面建築物が共同建築等で軒高が一定し、消防活動上及び通行上支障がないときは、当該軒高及び地盤からの高さ4.5mを下らない範囲内で緩和することができる。

(8) 屋根面は、断層部分又は消火足場と交差する部分を除き、その全長にわたってアーケードの幅員の1/8以上を常時開放しておくこと。ただし、換気、排煙の障害となるおそれのない場合には、越屋根の類を設けることができる。

屋根面は、次により開放できる構造とすること。

ア アーケードの屋根の部分には、長さが10m以上で、幅員がアーケードを設ける道路の幅員の50%以上の開口部を、おおむね10m間隔に設けること。

イ 前アの開口部は、道路上で開放できるものであり、かつ、開放した場合にはしご車等による側面建築物への消火活動が行えるものであること。

(9) アーケードを設置しようとする道路の延長50m以下ごとに屋根面上に登はんできる消防進入用の設備及びこれに接して消防隊用の消火栓並びにこれに接続する立管及びサイアミーズコネクションを設けること。ただし、街区又は水利の状況により消防上支障がないときは、その一部を緩和することができる。

ア 登はんできる消防進入用の設備（以下「登はん用はしご」という。）は、次のすべてに適合すること。

(ア) 登はん用はしごは、消防活動に耐える構造であること。

(イ) 登はん用はしごは、消火足場に直通していること。ただし、踊場等があり、かつ、消防活動上支障がない構造である場合は、この限りでない。

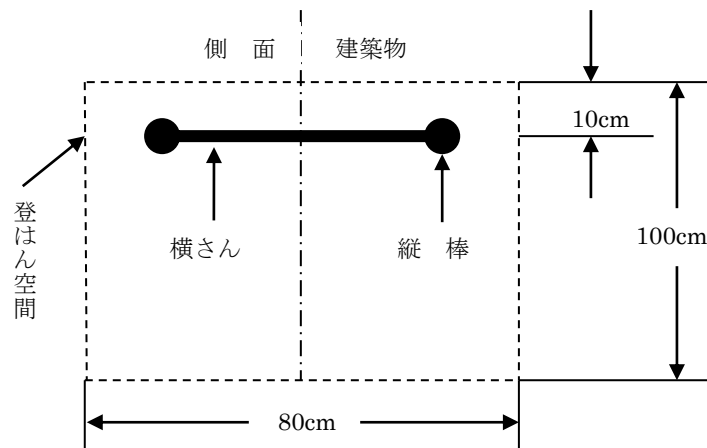
(ウ) はしごの縦棒の間隔は、35cm以上50cm以下であること。

(エ) はしごの横さんの間隔は、25cm以上35cm以下で、かつ、登はん用はしごの全長にわたって等間隔であること。

(オ) 横さんの断面は、円形又は円形に近い形状で、かつ、その直径（円形以外にあっては、平均値）が20mm以上35mm以下であること。

(カ) 縦棒の上部は、消火足場の床面から上方に80cm以上突き出ていること。ただし、これと同等以上の効果のある構造のものにあってはこの限りでない。

(キ) 登はん用はしごの周囲には、登はんするための有効な空間（おおむね第8－1図の大きさ以上）を確保すること。



第 8 - 1 図

(ク) 登はん用はしごは、堅固に固定されていること。ただし、地盤面上 3 m 以下の部分にあつては、伸縮式等とすることができる。

(ケ) 登はん用はしごは、防錆の措置を講ずること。

イ 連結送水管を政令第 29 条の規定の例により設けること。

(10) 前(9)の設備及び各消火足場に連絡する消火足場を道路の延長方向に設けるものとし、当該消火足場は、次に適合すること。

ア 道路の延長方向に連結する消火足場は、アーケードの両側に設けること。

イ 消火足場は、おおむね水平とし、かつ、エキスパンドメタルを張る等のすべり止め措置を行うこと。

ウ 消火足場の周囲には、高さが 80cm 以上の手すりを設けること。

エ 消火足場に設ける手すりは、有効な振れ止めを設けること。

(11) その幅員の全部をアーケードでおおわれた道路と交差させるときは、交差する部分を開放し、又は高さ 0.5m 以上を開放した断層部とすること。

## 5 屋根が定着していないアーケードの特例

屋根に相当する部分にガラス以外の不燃材料又は防災処理をした天幕の類を使用し、その全部を簡単に撤去することができ、かつ、容易に地上から開放できる装置をつけたアーケードで、交通上支障のない場合においては、3. (2). エ、3. (3). イ、ウ、エ、オ及び 4. (1)、(8)、(9)、(10)は適用しない。

## 6 仮設日よけの特例

夏季仮設的に設ける日よけで、期間終了後は全部の構成材料が撤去されるものについては、3.

(1). ア、ウ、オ、(2). ア、イ、ウ、オ、カ、キ、ケ、コ、サ、(3). ア、イ、ウ、(4)全部及び 4. (7)、(11)の規定のみを適用するほか、次の各号によらなければならないものとする。

(1) 設置期間は、6 月から 9 月までの 4 か月以内であること。

(2) 歩車道の区別のある道路の歩道部分のみに設けるものであること。ただし、歩車道の区別の

ない道路にあってアーケードの延長及び幅員並びに付近の建築物、道路、消防水利その他周囲の状況から、通行上、消防上支障がない場合は、この限りでない。

- (3) 屋根の材料は、ビニール、よしず、天幕等軽量で、かつ、延焼の媒介となるおそれの少ないものであること。
- (4) 構造は、容易に破壊消防を行ないうるような簡単なものであること。
- (5) 延長12m以下ごとに少なくとも屋根の部分を撤去しやすいように独立の構造としたものであること。

## 第4節 形態別審査基準

### 第1 高層の建築物

#### 1 適用の範囲

本項の内容については、高さが31mを超える高層の建築物に対して適用するものであること。

#### 2 指導の原則

本項は関係法令で定める規定（本審査基準に定める基準を含む。）によるほか、高層建築物の特性により、出火防止、火災拡大防止、避難の安全確保、消防活動の容易性の確保等を図るため指導するものであること。

#### 3 出火防止対策

##### (1) 火気使用設備器具

##### ア 共同住宅以外の用途で使用する場合

(ア) 都市ガスを使用する設備器具は、努めて抑制するものとし、やむを得ず使用する場合は次の基準によること。◆

a 31m以下の階で使用する。

b 31mを超える階にあっては、最上階の展望を目的とした飲食店、使用区分上から機能的に途中階等に設ける必要がある社員食堂等の厨房設備器具、又は60m以下の建築物の最上階等に設ける機械室内の集中冷暖房設備で、機能上必要と認められるものとする。

c 火気使用設備器具は、努めて一定の場所に集中し、当該部分を耐火構造の壁、床又は防火戸で区画するとともに、区画内の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とし、かつ、その下地を不燃材料とする。

(イ) 燃料容器により供給される液化石油ガスを燃料とする火気設備器具は、使用しないこと。

◆

(ウ) 電気を熱源とする設備器具で最大消費熱量の合計が23kwを超えるものにあつては、前(ア)のcによるものとする。◆

(エ) 電気を熱源とするものを除き、ストーブ、パッケージ型温風暖房機等による局所暖房は、抑制するものとする。◆

(オ) 次に掲げる厨房設備の排気ダクトの排気取入口には火炎伝送防止装置として、自動消火装置を設けること。

a 31mを超える建築物に設ける厨房設備で、当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力との合計が350kw以上のもの

b 60mを超える建築物内に設ける厨房設備◆

(カ) 自動消火装置は、第3章. 第2節. 第23 フード等用簡易自動消火装置に適合するもの又はこれと同等の性能を有するものであること。

イ 共同住宅の用途で使用する場合

(ア) 都市ガスを使用する設備器具は、努めて抑制するものとし、やむを得ず使用する場合は、次の基準によること。◆

a 熱源及び設置方法は、次の区分によるものとする。

| 区分 | 厨 房 設 備 |     | 給湯・暖房設備   |
|----|---------|-----|-----------|
|    | レンジ・こんろ | 炊飯器 |           |
| A  | 電 気     |     | ガ ス       |
| B  | ガ ス     | 電 気 | (集中又は戸別式) |

(注) 都市ガスを使用する火気使用設備器具は、立ち消え安全装置付のもので、こんろ類は、努めて調理油過熱防止装置等の安全装置付きのものとする。

b ガスの主配管は、努めて屋外立ち上り方式とすること。

(イ) 液化石油ガスを燃料とする火気使用設備器具については、前ア. (イ)を準用すること。◆

(ウ) 電気こんろ類は、努めて調理油過熱防止装置等の安全装置付のものとする。◆

ウ 運用上の留意事項◆

(ア) 適用範囲については前1によるものとするが、15階建以下の共同住宅にあっては、適用範囲外として扱うことができるものであること。

(イ) 3.(1). ア. (ア). bの「最上階」の使用については、使用目的からの必要性、避難対策等を配慮したものであるため、最上階が設備機械室、エレベーター機械室である場合は、その直下階が最上階であると見なして取り扱うものとする。

(2) その他

ア 受電設備並びに変電設備等の変圧器及び遮断器は、努めて不燃油使用機器又は乾式のものを使用するものであること。◆

イ 気体燃料を使用する炉等の配管、計量器等の付属設備は、電気開閉器その他の電気設備が設けられているパイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所には設けないこと。◆

## 4 火災拡大防止対策

(1) 防火区画

ア 面積区画は次によること。

(ア) 一の防火区画には、居室のいずれの部分からも2以上の方向へ避難ができる経路を確保すること。ただし、おおむね200㎡以下の場合はこの限りでない。◆

(イ) 防火区画に防火戸を設ける場合は、当該防火戸の上部におおむね30cm以上の耐火構造のたれ壁（小壁）を設けるものであること。◆

(ウ) 防煙垂れ壁については、可動式のものを極力採用しないように努めること。◆

(エ) 防火区画に用いる防火シャッターは、内のり幅が6.5m以下であること。◆

- (オ) 防火区画に用いるALC（軽量気泡コンクリート）、PCコンクリート（プレキャストコンクリート）等の接合部及び取付部は、岩綿又はモルタル等の不燃材料を充てんし、耐火性及び防煙性を高めること。
- (カ) 電線等が防火区画の壁及び床を貫通する場合は、当該貫通部を不燃材料又は認定された材料で埋め戻し、耐火性及び防煙性を高めること。
- (キ) ファンコイルユニット等の配管類が床を貫通する場合は、当該部分を機密性、耐火性を有する湿式の岩綿又はこれと同等以上の性能を有する材料で埋め戻しすること。
- (ク) 屋内駐車場は、防火区画をできるだけ小さく設定し、火災の拡大を防止するとともに、区画ごと及び区画相互間で避難経路を確保すること。◆

#### イ 避難経路等の区画

- (ア) 廊下と居室等とは耐火構造又は不燃材料の壁で区画し、当該壁の開口部には、常時閉鎖式（煙感知器連動の閉鎖機構を含む。）の防火戸を設けること。◆  
ただし、当該区画が建基政令第112条の防火区画を兼ねる場合にあっては、法令で定める耐火性能を有するものであること。
- (イ) 避難経路となる廊下等に面して、空気調和・換気システムによるレタングリル等の開口部は設けないこと。◆
- (ロ) 避難階において、下階に通じる階段の出入口と上階に通じる階段の出入口は共用しないものであり、耐火構造の壁又は特定防火設備で区画されていること。◆

#### ウ 堅穴の区画は次によること。

- (ア) 特別避難階段、非常用エレベーターの昇降路及び排煙シャフトを除き、建築物の全階層にかかる堅穴を設けないものであること。◆
- (イ) 非常用エレベーターを除き、エレベーターはおおむね15～20階層単位にバンク分けを行うこと。◆
- (ロ) 高層の建築物は、特にドラフト圧が大きくなり煙を上階に伝播させやすいため、確実にエレベーターシャフトを遮煙しなければならない。乗り場戸が遮煙性能を有していない場合の遮煙対策は、次のいずれかによること。
  - a エレベーターロビーは、他の部分と耐火構造の壁、床及び常時閉鎖式の防火戸若しくは煙感知器の作動と連動して閉鎖することができる防煙性能を有する防火設備で区画すること。
  - b エレベーター乗降扉前に、常時閉鎖式の防火戸又は煙感知器の作動と連動して閉鎖することができる防煙性能を有する防火設備で区画すること。
  - c エレベーターシャフトを加圧防煙すること。◆
- (ハ) エスカレーターは、3階層以上に通じないことを原則とし、当該エスカレーター一部分の防火区画は、乗降面にあっては遮煙性能を有する防火戸、その他の面にあっては網入りガラス、線入りガラス及び防火設備で区画すること。◆
- (ニ) 堅穴区画には、堅穴区画内に煙が流入するのを速やかに感知するための煙だまりを設けること（固定垂れ壁 $D \geq 500$ が望ましいが、やむを得ない場合でも $D \geq 300$ 以上を確保すること。）。◆

(カ) パイプシャフト、電線シャフト等は、堅穴区画の他に努めて各階ごとの床に相当する部分で、耐火性能、防煙性能を有する材料でふさぐこと。◆

なお、当該部分には、延焼防止上有効な措置を行ったものを除き多量の電線ケーブルをグループ化して設けないこと。◆

(キ) 換気、暖房及び冷房設備の風道は、努めて階を貫通しないこと。ただし、耐熱処理した金属ダクトによる新鮮空気供給用風道及び余剰空気用風道にあつてはこの限りでない。◆

(ク) 前(キ)によりがたい場合は、多層階にわたらないように数階層ごとに水平区画を設け、エレベーターバンク等と堅穴の系統を合わせること。◆

(ケ) その他、堅穴区画の壁の構造については、ア.(イ)及び(オ)によること。

エ 用途区画は、それぞれの部分で安全に独立し、かつ、相互に避難上の障害とならない方法で区画すること。◆

オ 外壁の帳壁（カーテンウォール）と床板との区画等は次によること。

(ア) 外壁の帳壁と床板との接続部は、気密性及び耐火性能を有するような湿式の岩綿、モルタル等の不燃材料を充てんすること。

なお、この場合鉄板等で脱落防止を行うものであること。

(イ) カーテンウォールの支持部材、構造上重要な方立、ファスナー等は耐火被覆を行うこと。

(ウ) 外壁の帳壁の室内側は、外壁面に要求される耐火性能と同等以上の耐火性能を有するものであること。

## (2) 内装材料等の不燃化◆

第2節第6によるほか、次の事項とすること。

ア 内装材料は、下地材料を含め、準不燃材料であること。

イ 机等の家具調度品は、努めて不燃材料で造られていること。

ウ 可燃性の装飾物品の使用は抑制するものとし、やむなく使用する場合は、防炎性能を有するものであること。

## (3) その他

火災発生時に空気調和・換気システムが作動していると煙が攪乱され排煙設備の排煙効果が著しく低下することのほか、外気の供給により火勢が助長されることとなるので、空気調和・換気システムを速やかに停止すること。◆

# 5 避難施設

第2節. 第4によるほか、次の事項とすること。

## (1) 特別避難階段は、次によること。

ア 付室（バルコニーを含む。）から階段に通じる出入口は、常時閉鎖式防火戸とすること。

イ 屋内から付室に通じる出入口は、防火シャッター以外の防火戸とすること。◆

ウ 屋内から付室に通じる出入口の上部には、おおむね 30cm 以上の防煙上有効な固定のたれ壁（小壁）を設けること。

エ 付室は、廊下から通じるものであること。◆

オ 付室に設ける給気用の風道（シャフト）は、おおむね 10～15 階層単位に外気取入口を設け、



かつ、外気取入口は、排煙口等と離隔を保つこと。◆

カ 階段室及び付室に面して倉庫、湯沸し室の出入口及びE P Sシャフトの点検口を設けないこと。◆

キ 付室内には、非常用エレベーター出入口を除き、他のエレベーターの出入口を設けないこと。

ク 付室内に屋内消火栓又は連結送水管の放水口が設けられている場合は、廊下等屋内から付室に通じる出入口の防火戸の下方に消防用ホース通過孔を設けること（第2節. 第9.5参照）。◆

ケ 屋内から付室に通じる出入口に設ける防火戸が両開きのとびらの場合にあつては、閉鎖調整器等を設け、とびらが閉鎖した場合間隙を生じないものであること。

コ 付室に設ける排煙設備は、加圧防排煙方式とすること。◆

## (2) その他

ア 各階において、特別避難階段に通じる廊下等の避難経路は、単純なものとする。◆

イ 各居室からの避難は、他の居室を経由せずに直接安全区画へ避難できるものであること。◆

ウ 集会場・宴会場・劇場等多数の人々が利用する部分については、独立した専用の避難経路を分かりやすい位置に確保すること。◆

エ 就寝施設・社会福祉施設等のいわゆる災害弱者を収容する施設では、居室から廊下等への避難経路の他、煙に汚染される恐れがなく居室から容易に避難することができるバルコニー等を設置し、階段へ至る外気開放型の避難経路を設けること。◆

オ 商業建築物、複合用途建築物等、建築物の部分により用途、利用状況あるいは所有者・管理者・占有者が異なる場合は、避難計画にそれぞれの部分が独立の避難動線を持つものであること。◆

カ 次のいずれかにより各階ごとに2方向避難を確保すること。◆

(ア) 2以上の屋外階段によるもの

(イ) 特別避難階段と屋内階段によるもの

(ウ) 屋外階段と屋内階段によるもの

(エ) 屋外階段と避難用タラップ（階段状のもの）によるもの

キ 避難階において回転ドアを設置する場合は、別の避難用とびらを設けるとともに回転ドアの事故防止のための措置を講じること。

ク 防火戸や防火シャッターは、閉鎖障害のないように計画するとともに、閉鎖途中時の危害防止を図ること。◆

ケ 高層の共同住宅は、全周又は連続バルコニーを設置すること。◆

コ 排煙設備の設置にあたっては、次によること。

(ア) 高層の建築物の自然排煙設備の設置については、外部の気象条件やビル風によってその排煙効果に大きな影響を受けるので、排煙口の配置・構造に配慮するとともに、特に高層建築物において自然排煙口が風圧帯に位置する場合や、ビル風などの特性が不明の場合は、機械排煙方式とすること。◆

- (イ) 排煙設備を作動した場合、とびら内外の静圧差によって避難時にとびらの開閉障害が生じないよう、空気の流通に有効な外気に面する開口部を各階の避難経路の一部に設けること。



- (ウ) 排煙系統は次によること。

- a 用途別に独立したものとする事。
- b 居室と安全区画等、同次の安全区画ごとに独立したものとする事。
- c 非常用エレベーターの乗降ロビー、特別避難階段の附室の排煙系統は、排煙機も含め他の部分と独立したものとする事。

## 6 消防活動上必要な施設

消防活動上必要な施設は、次によること。◆

### (1) 消防隊の進入路等

第2節第1. 1. (1)及び2によるほか、公共建築物等を建築するときは、次により防火水槽又はこれに類する施設の設置に努めること。

ア 防火水槽等の容量は、40 m<sup>3</sup>以上とすること。

イ 吸管投入口又は採水口は、消防自動車の接近が容易な位置に設置すること。

### (2) 非常用エレベーター

第2節第9によるほか、次の事項とすること。

ア 非常用エレベーターは、耐震性を十分考慮するものであること。

イ 非常用エレベーターの乗降ロビーは、廊下又は前室を介して居室と接続すること。

ウ 避難階では、乗降ロビー及びそこから屋外までの経路を安全に確保し、他の用途の居室、室を経由するものでないこと。

エ 機械室及び昇降路の出入口の戸は、特定防火設備とすること。

オ 乗降ロビーの出入口の上部には、30cm以上の防煙垂れ壁をつけること。

カ 乗降ロビーを構成するために、原則として防火シャッターを用いないこと。

キ 非常用エレベーターの各階の乗降ロビー内の見やすい位置に、避難階における避難経路を示した図（サイズA3以上）を掲示すること。なお、避難階の平面図に朱線で避難経路を示すほかに「非常の場合は1階で図示のとおり避難して下さい。」等の文字も書き添えること。

### (3) 消防用設備等の設置

ア 床面の高さが地盤面から31mを超える階を有する建築物には、地階を除く階数が11以上の建築物として規制される消防用設備等を設置指導すること。

イ 屋内消火栓設備は、次によること。

(ア) 易操作性1号消火栓又は2号消火栓を設置すること。

(イ) 消火栓箱は、出入口、階段の直近等の使用しやすい場所に設置すること。

ウ スプリンクラー設備は、次によること。

(ア) 規則第13条第1項の区画による免除規定を適用しないこと。

(イ) 連結散水設備の設置を要する防火対象物は、スプリンクラー設備を代替設置すること。

(ウ) 別記「弁類等の監視機能を有するスプリンクラー設備」により、弁類等の監視をおこな

うこと。

エ 自動火災報知設備は、次によること。

(ア) 自衛消防隊の活動が速やかに行えるように、必要に応じ副受信機を設置すること。

(イ) 感知器、受信機等には、非火災報対策を講じること。

オ 消防機関へ通報する火災報知設備は、政令別表第1(5)項口の防火対象物を除き、政令第23条第3項の規定を適用しないこと。

カ 放送設備は、次によること。

(ア) 自動火災報知設備の副受信機の設置室には、遠隔操作器を併設すること。

(イ) 非常電話を水平50m以下ごとに全ての階に設置すること。

(4) 消防活動上必要な設備の設置

高層建築物の消防活動の迅速性かつ容易性を高めるため、消防活動上必要な設備を集約して設置すること。

ア 設置場所

(ア) 非常用エレベーター乗降ロビー

(イ) 特別避難階段付室、バルコニー

(ウ) 階段室

イ 消防活動上必要な設備

(ア) 連結送水管放水口

(イ) 非常コンセント

(ウ) 非常電話

(エ) 排煙設備の起動装置

(5) 緊急離発着場等

第2節 第10により緊急離発着場等の設置を指導すること。

(6) その他

ア 火災時において、減圧及び煙の排出に有効な外気に面する開口部を各階の避難経路の一部に設けること。

イ 政令別表第1(1)項、(4)項、(5)項、(6)項及び(8)項の用途に供する防火対象物に設置するエレベーターのうち1機以上を救急用担架が収容可能（エレベーターのかごの奥行等を、内法寸法で2.05m以上確保する等）なものとする。

ウ 玄関等に電子ロックを設置する場合は、消防用非常解錠装置を設けること。

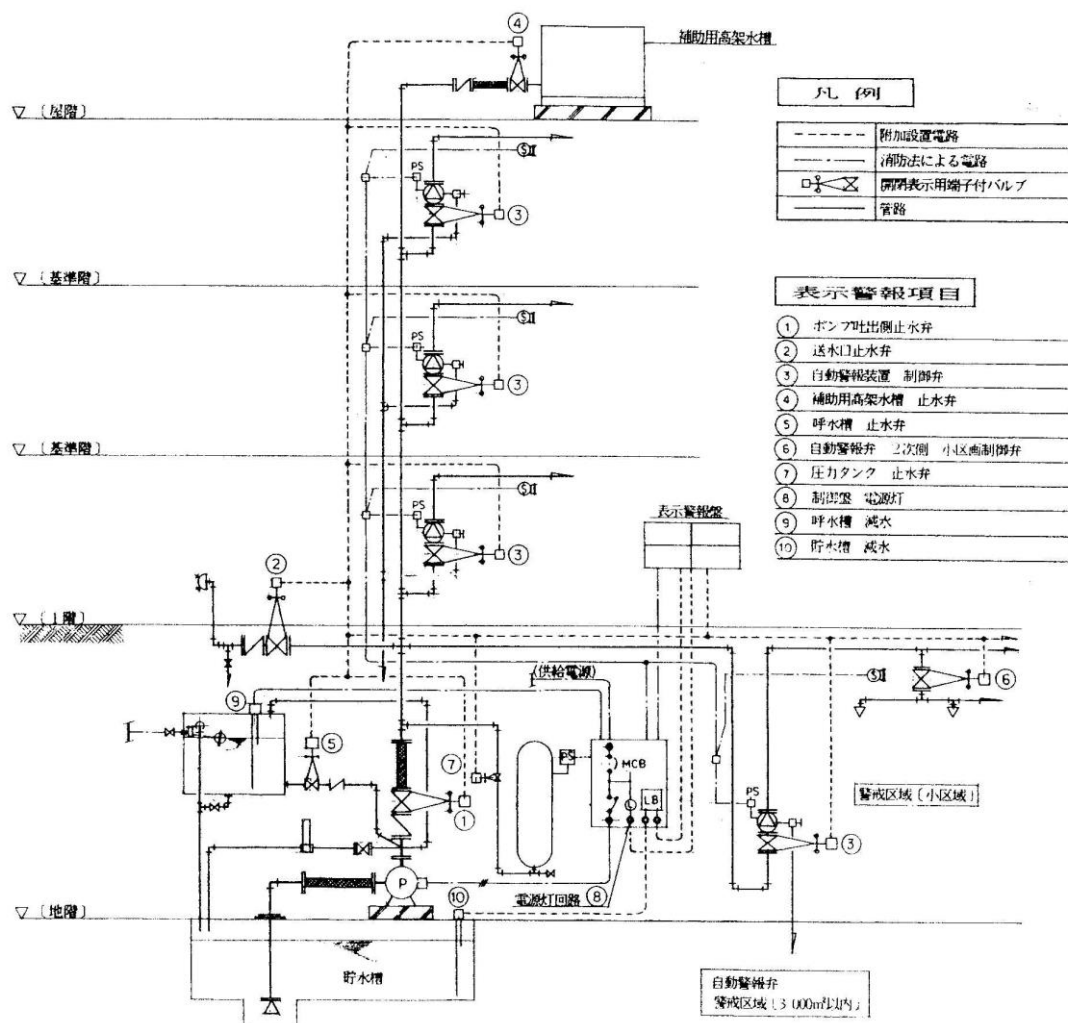
## 別記

### 弁類等の監視機能を有するスプリンクラー設備

#### 1 弁類の監視箇所及び表示区分

|   | 監視箇所           | 表示区分    |
|---|----------------|---------|
| ① | ポンプ吐出側止水弁      | バルブ閉鎖表示 |
| ② | 送水口止水弁         | バルブ閉鎖表示 |
| ③ | 自動警報弁制御弁       | バルブ閉鎖表示 |
| ④ | 補助用高架水槽止水弁     | バルブ閉鎖表示 |
| ⑤ | 呼水槽止水弁         | バルブ閉鎖表示 |
| ⑥ | 自動警報弁二次側小区画制御弁 | バルブ閉鎖表示 |
| ⑦ | 圧力タンク止水弁       | バルブ閉鎖表示 |
| ⑧ | 制御盤電源灯         | 電源断表示   |
| ⑨ | 呼水槽減水          | 減水表示    |
| ⑩ | 貯水槽減水          | 減水表示    |

#### 2 弁類監視系統図



## 第2 大規模建築物

### 1 適用の範囲

本項の内容については、高さが31m以下の建築物で、建築基準法施行令第147条の2の各号に掲げる建築物に対して適用するものであること。

### 2 指導の原則

本項は、関係法令で定める規定（本審査基準に定める基準を含む。）によるほか、大規模建築物の特異性により、火災拡大防止、避難の安全確保、消防活動の容易性の確保等を図るため指導するものであること。

### 3 火災拡大防止対策

第4節. 第1. 4. (1)（ア（イ）から（ク）まで）、イ（（ア）を除く。）、ウ（（エ）から（ケ）まで）、エ及びオに限る。）、(2)及び(3)によること。

### 4 避難施設

第4節. 第4並びに第4節. 第1. 5. (1)及び(2)（アからクまで及びコ（ウ））によること。

### 5 消防活動上必要な施設

第4節. 第1. 6. (1)、(3)（アを除く。）及び(6)によるほか、大規模建築物の消防活動を迅速性かつ容易性を高めるため、避難階段の階段室には、消防活動上必要な設備を集約して設置すること。◆

### 第3 工事中の防火対象物の安全対策

工事中の防火対象物を使用する場合の安全対策は次によること。

#### 1 消防協議の対象となるもの

建基法第7条の6に規定する仮使用認定に係る消防協議があった場合、次の事項について棟単位で審査するものとする。この場合、審査は仮使用部分について行い、仮使用部分以外の避難施設等が無いものとみなして基準に適合するかどうかを審査するものとする。ただし、防火管理に関する事項については、仮使用部分以外に係る事項も審査するものとする。

##### (1) 新築の場合

###### ア 消防用設備等又は特殊消防用設備等

法第17条の基準に従って消防用設備等又は特殊消防用設備等が設置され、維持されていること。ただし、施工上やむを得ず機能を停止する場合は、工事内容等の状況に応じて次のうち必要な措置を講ずること。

(ア) 機能を停止する消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類、停止する時間及び停止する部分は、必要最小限度にすること。

(イ) 自動火災報知設備、非常警報設備、誘導灯その他これらに類する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等又は特殊消防用設備等の機能を停止する場合は、仮設工事等により当該機能を確保すること。

(ロ) 消火器、非常警報器具、避難器具、誘導標識その他これらに類する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等又は特殊消防用設備等の機能の確保に支障が生じる場合は、当該機能が確保できる場所に移設すること。

(ハ) スプリンクラー設備、水噴霧消火設備等その他これらに類する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等又は特殊消防用設備等の機能を停止する場合は、消火器又は屋内消火栓設備のホースを増やす等、他の消防用設備等又は特殊消防用設備等を増強すること。

(ニ) 巡回の回数を増やす等、監視体制を強化すること。

(ホ) 機能を停止する工事は、営業時間等以外の時間に行うこと。ただし、ホテル及び病院のように営業時間等が昼夜にわたるものについては、昼間に工事をする。

###### イ 防火管理等

(ア) 法第8条及び第8条の2に基づき防火管理者及び統括防火管理者を定め、また、工事中に使用する防火対象物として消防計画を樹立すること。

(イ) 工事部分の各種作業に対しては、条例第28条に基づき適切な火災予防措置を講じること。

※ 発泡ウレタンフォーム等の断熱材や合成樹脂等を使用している工事現場では、火気使用設備・器具等の使用は、原則として行わない。また、溶接・溶断作業を行う場合には次のことを遵守すること。

a 作業を行う前には、防火責任者等による事前の安全確認を行い、作業中の監視、作業

後の点検を行うこと。

- b 溶接等を行う場合は、発泡ウレタンフォーム等の断熱材や合成樹脂等を確実に除去したことを確認した後、作業を行うこと。

また、除去できない場合は、あらかじめ散水し、火気使用範囲は、不燃材料による区画を行うなどの防護措置を行うこと。

- c 切断作業を行う場合には、努めて火花の発生しない方法（ワイヤーカッター、ワイヤーソー等）により工事を行うこと。
- (ウ) 工事部分に持ち込む可燃物及び危険物の量は最小限度とし、かつ、危険物については、条例第 30 条の規定に基づき適切に取り扱うこと。
- (エ) 工事用シートは、防災性能を有するものを使用すること。
- (オ) 工事部分の整理、整頓を徹底すること。

#### ウ 防火区画

仮使用部分とその他の部分とは次に該当する防火区画がなされていること。

- (ア) 耐火建築物にあっては、耐火構造の床若しくは壁又は建基政令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備である防火戸で区画すること。
- (イ) 耐火建築物以外の建築物にあっては、準耐火構造又は防火構造（下地不燃に限る。）の床若しくは壁又は防火戸（建基法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）で区画すること。
- (ウ) 前(ア)又は(イ)の区画に用いる防火戸は、建基政令第 112 条第 14 項の規定に適合するものであること。

ただし、状況によりやむを得ない場合にあっては、同項第 1 号ハの規定を除くことができる。

- (エ) 工事施工部分に面する換気、暖房、冷房及び排煙設備の風道の吹出口等を鉄板その他の不燃材料で塞ぐかこれと同等以上の措置をすること。
- (オ) 工事施工部分に面する給水管、配電管その他の管の開口部を鉄板その他の不燃材料で塞ぐかこれと同等以上の措置をすること。

#### エ 建築法令事項

現行建築法令の基準に適合すること。

#### (2) 増築等を行い、既存部分を仮使用する場合

##### ア 消防用設備等又は特殊消防用設備等

前(1)．アによること。

##### イ 防火管理等

前(1)．イによること。

#### ウ 防火区画

(ア) 前(1)．ウによること。

- (イ) 建基政令第 112 条第 9 項の防火区画をすること。ただし、区画の開口部に設ける防火シャッターは、遮煙性能を有するものでなくてもやむを得ないものとし、また、風道が区画を貫通する部分に設けるダンパー、ヒューズダンパーでもやむを得ないものとする。

※ 既存不適格建築物は、増築後においては、建基法第 86 条の 7 に規定するものを除いて  
現行基準が適用されることとなるので、仮使用の期間中であっても可能な限り現行基準  
に適合させること（以下エ及びオに同じ。）。

エ 避難施設

建基政令第 5 章第 2 節（第 123 条、第 124 条、第 125 条第 3 項及び第 4 項並びに第 126 条  
を除く。）の避難施設を確保すること。

オ 非常用の進入口

建基政令第 126 条の 6 又は第 126 条の 7 の非常用進入口を確保すること。ただし、非常用  
の昇降機が設けられている場合、又は幅員 4 m 以上の道路等に面して消火活動上有効な開口  
部（直径がおおむね 1 m 以上の円が内接するもの又はその幅及び高さがそれぞれ 75cm 以上及  
び 1.2m 以上のもの）がおおむね 40m 以内ごとにある場合、その他消火活動上支障ないと認  
められる場合はこの限りでない。

カ 敷地内通路

建基政令第 128 条の敷地内通路を確保すること。

キ 地下街

地下街にあっては、建基政令第 128 条の 3 の基準に適合すること。

## 2 消防協議の対象とならないもの

消防協議の対象とならないものに対しては、次の事項を指導するものとする。◆

(1) 消防用設備等又は特殊消防用設備等

前 1. (1). アによること。

(2) 防火管理等

前 1. (1). イによること。

(3) 防火区画

使用部分と工事部分とは準耐火構造、防火構造（下地が不燃材料のものに限る。）又は不燃材  
料（金属(下地を除く。)及びガラスを除く。）で造った壁又は床で区画し、区画の開口部には防  
火戸を設けること。ただし、内装工事等の軽易な工事を行う場合で、火災予防上支障のないも  
のについてはこの限りでない。

(4) 避難施設

使用部分から直通階段又は屋外への出口に通じる出入口及び廊下その他の通路、直通階段、  
避難の用に供するバルコニー等並びに避難の用に供する屋上広場を有効に確保すること。

(5) 非常用の進入口

3 階以上の使用部分には、非常用の進入口を確保すること。ただし、基準時以前の建築物で、  
消防隊の進入に有効な開口部がある場合はこの限りでない。



## 第４ 太陽光発電設備における表示◆

### 1 指導対象

政令別表第１に掲げる防火対象物に設置される太陽光発電設備

### 2 用語の定義

- (1) P Vモジュールとは、太陽光発電パネルのことをいう（P Vとは、Photovoltaics の略で、太陽電池を示す。）。
- (2) パワコンとは、パワーコンディショナーの略で、P Vモジュールで発電された直流電力を交流電力に変換するものをいう。
- (3) 接続箱とは、複数のP Vモジュールの直流電力を集約した箱をいう。
- (4) 太陽光発電機器とは、P Vモジュールからパワコンまでの太陽光発電設備を構成する接続箱、パワコン等の機器及び直流配線をいう。

### 3 表示

見やすい箇所に感電危険を低減するために、次により表示等を行うこと。

#### (1) 表示が必要な範囲

次のア及びイには感電防止のための表示を設けること。ただし、表示不要の条件を満たす場合は、表示を省略することができる。

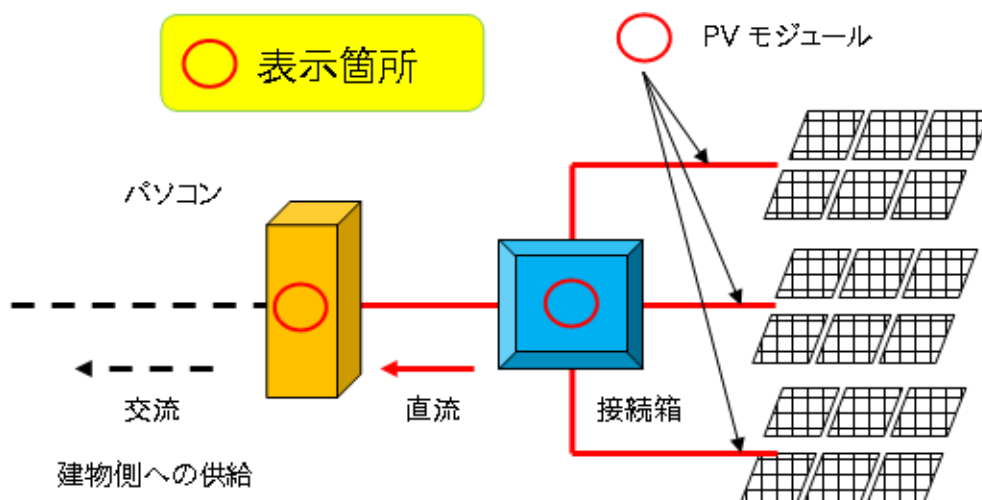
ア 太陽光発電機器（第７－１図参照）

イ 消防隊員の進路経路上で、太陽光発電機器が設置されている部分に至る直近の扉、電気室扉、E P S扉等

#### (2) 太陽光発電設備の設置形態ごとの表示要領

ア パワコンが屋外に設置され、屋内に直流配線の引き込みが無い場合  
表示箇所等は、第７－２図及び第７－１表のとおり。

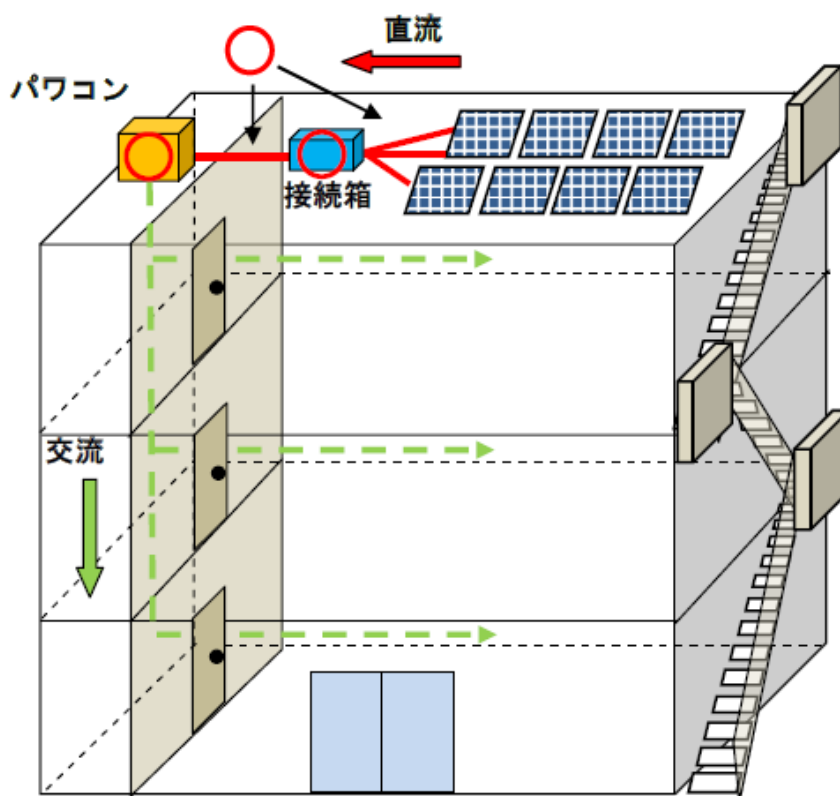
イ パワコンが屋内に設置され、屋内に直流配線の引き込みがある場合  
表示箇所等は、第７－３図及び第７－２表のとおり。



第７－１図 表示が必要な範囲

第7－1表 直流配線－屋内引き込み無の場合の具体的な表示方法及び表示不要の条件

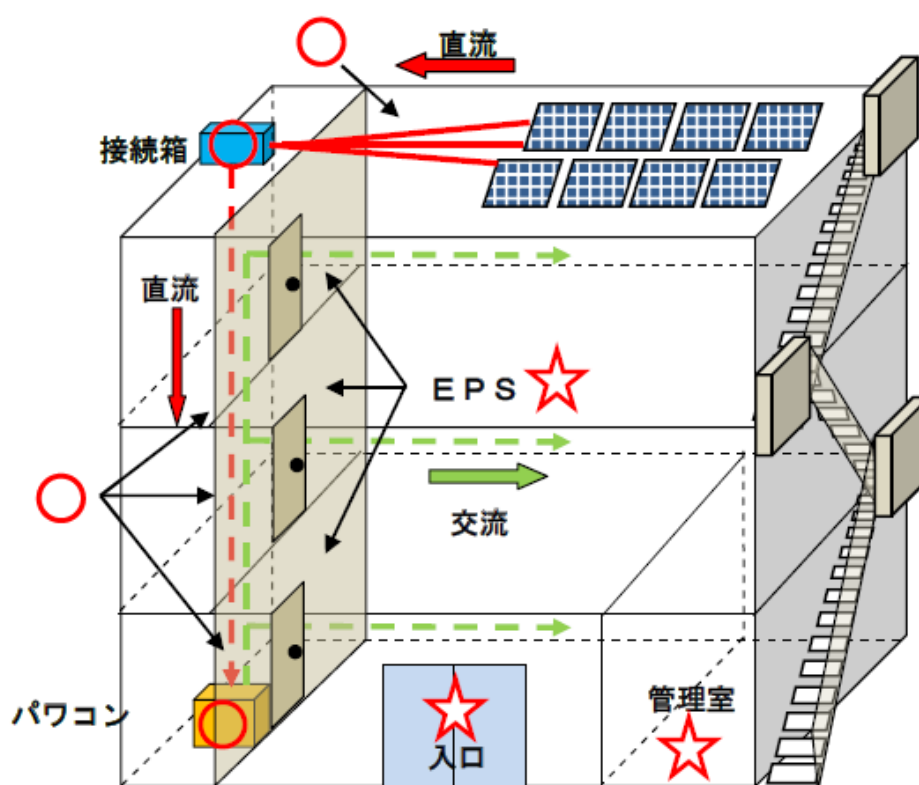
| 凡例 | 太陽光発電機器   | 具体的表示方法                       | 表示不要の条件                                                                                                                                              |
|----|-----------|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○  | 接続箱、パワコン等 | 機器本体の容易に確認できる位置に一箇所以上表示       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P Vモジュールに近接して設置されるなど太陽光発電機器であることが容易に判断できる場合</li> <li>・ 機器本体に表示された商品名等により、太陽光発電機器であることが容易に判断できる場合</li> </ul> |
|    | 直流配線      | どの位置においても、一箇所以上、容易に確認できるように表示 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P Vモジュールと接続していることが容易に判断できる場合</li> <li>・ 配線表面の色又は模様により、直流配線であることが容易に判断できる場合</li> </ul>                       |



第7－2図 直流配線－屋内引き込み無の場合の表示箇所

第7－2表 直流配線－屋内引き込み有の場合の具体的な表示方法及び表示不要の条件

| 凡例 | 太陽光発電機器                              | 具体的表示方法                                                                                                                 | 表示不要の条件                                                                                                                                              |
|----|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○  | 接続箱、パワコン等                            | 機器本体の容易に確認できる位置に一箇所以上表示                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P Vモジュールに近接して設置されるなど太陽光発電機器であることが容易に判断できる場合</li> <li>・ 機器本体に表示された商品名等により、太陽光発電機器であることが容易に判断できる場合</li> </ul> |
|    | 直流配線                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配線又はケーブルダクト等に、どの位置から、一箇所以上、容易に確認できるように表示</li> <li>・ 垂直設置する場合は、各階に表示</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P Vモジュールと接続していることが容易に判断できる場合</li> <li>・ 配線表面の色又は模様により、直流配線であることが容易に判断できる場合</li> </ul>                       |
| 凡例 | 消防隊員の進入経路                            | 具体的表示方法                                                                                                                 | 表示不要の条件                                                                                                                                              |
| ☆  | 太陽光発電機器が設置されている部分に至る直近の扉、電気室、E P S 等 | 扉又は扉付近の容易に確認できる位置に一箇所以上表示                                                                                               | 直流配線が設置された電気室・E P S 等の位置を、管理室等に備えられた図面等により消防隊員が容易に判断できる場合                                                                                            |



第7－3図 直流配線－屋内引き込み有の場合の表示箇所

(3) 表示内容

ア 太陽光発電機器本体への表示内容

表示内容は、第7-3表のとおりとし、基本用語は必ず含むものであること。

第7-3表 太陽光発電機器本体への表示内容

|      |                                                                                                |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本用語 | 「太陽光発電」＋機器名                                                                                    |
| 表示例  | 「太陽光発電＋機器名」、「ソーラーシステム＋機器名」等<br>※ 本体に機器名が明記されている場合は、機器名を省略できる。<br>※ 配線、ケーブル、ケーブルダクト等は機器名を省略できる。 |
| 機器名例 | パワーコンディショナー、パワコン、インバーター、接続箱等                                                                   |

イ 消防隊員の進入経路上への表示内容

表示内容は、第7-4表のとおり。基本用語は必ず含むものとする。

第7-4表 消防隊員の進入経路上への表示内容

|      |                                |
|------|--------------------------------|
| 基本用語 | 「太陽光発電」                        |
| 表示例  | 「太陽光発電設備」「太陽光発電設備設置室」「PV 設置室」等 |

(4) 文字の大きさ、色、その他の注意点

ア 文字の大きさ

ゴシック体等で文字ポイント28以上とするなど、表示箇所の近傍から容易に確認できる大きさとする。ただし、機器本体及び周囲に十分な表示スペースがない場合は、表示が最大限可能な大きさとする。

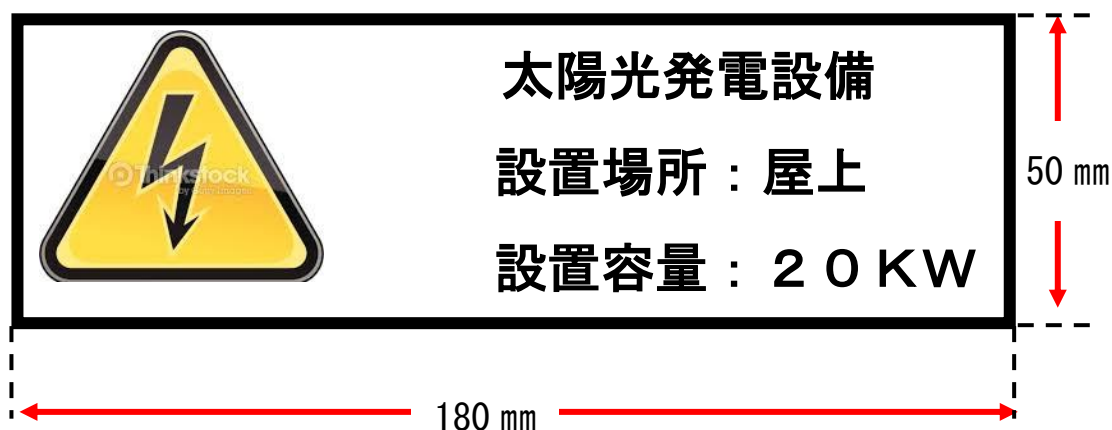
イ 色

白地に黒文字又は赤文字とするなど、近傍から容易に確認できる色の組合せとする。

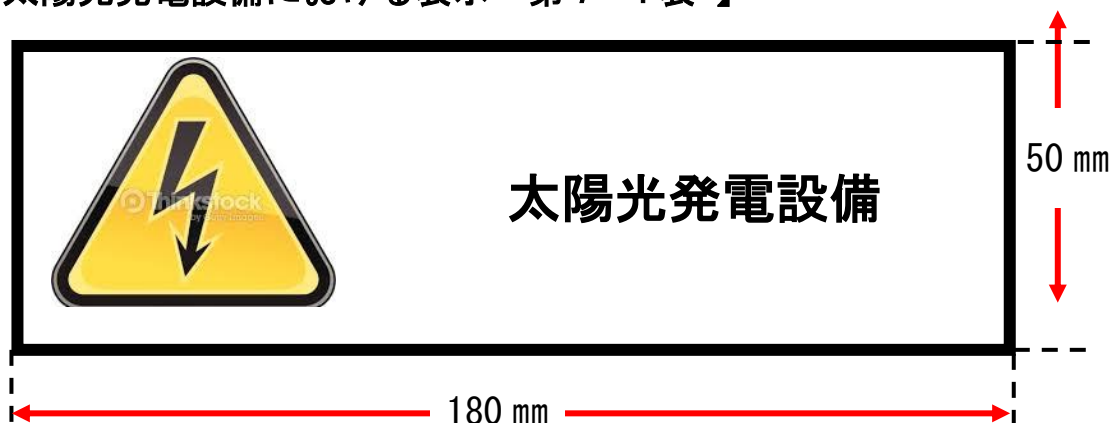
ウ その他の注意点

- (ア) 表示方法は、表示箇所に応じて、シール、タグ、銘板、塗装等とする。
- (イ) 直流配線が天井裏、壁体内等に隠ぺいされている場合は、点検口等から見える位置に表示すること。
- (ウ) 金属管、ラック、ケーブルダクト等による設置方法で、配線本体への表示が見えない場合は、ケーブルダクト等の表面の見易い位置にも表示すること。ただし、他の配線等と混在しない、太陽光発電設備専用のケーブルダクト等の場合は、配線本体への表示は省略できる。
- (エ) 具体的な表示内容については、別添参考資料を参照すること。

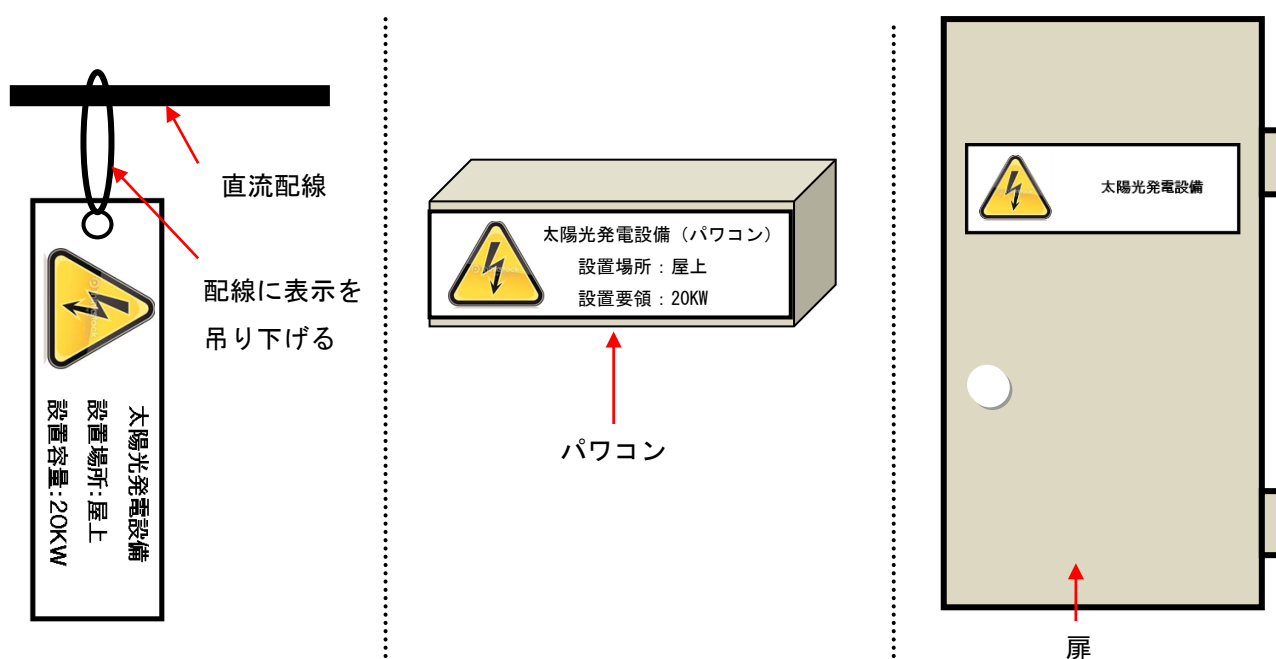
【太陽光発電設備における表示 第7—3表】



【太陽光発電設備における表示 第7—4表】



【太陽光発電設備への表示方法（例）】



※ 上記の表示マークは、一般社団法人太陽光発電協会（JREA）が推奨する表示例です。